官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府一〇三）　一
〔省　令〕
○普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務一一三）　七
○令和七年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令（同一一四）　三六
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一二五）
〔法規的告示〕
○事業主行動計画策定指針の一部を改正する件（内閣官房・内閣府・総務・厚生労働一）　五
〔その他告示〕
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務四六七）　七二
〔公　告〕
諸事項
官庁
特別支給手続開始決定関係　八二
裁判所
破産、免責関係　八三
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　一〇七
地方公共団体
行旅死亡人関係　一〇八
会社その他
会社決算公告　一二三

府　令

○内閣府令第百三号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十九条第三項及び第二十一条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令の一部を改正する内閣府令

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成二十七年内閣府令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（女性の職業生活における活躍に関する状況の把握）	（女性の職業生活における活躍に関する状況の把握）
第二条　特定事業主が、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときの、当該計画を定め、又は変更しようとするときから遡っておおむね二年以内の一年間におけるその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況の把握は、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に定める事項を把握することにより行うものとする。ただし、第二号イに掲げる事項の把握は、職員（任期の定めのない職員に限る。第二号イ並びに第七条第一項ただし書及び第二号イ並びに第三項第二号において同じ。）の平均した継続勤務年数の男女の差異の把握をもってこれに代えることができる。	**第二条**　特定事業主が、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、当該計画を定め、又は変更しようとするときから遡っておおむね二年以内の一年間におけるその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況に関し、第一号から第八号まで及び第二十三号に掲げる事項を把握するとともに、必要に応じて第九号から第二十二号までに掲げる事項を把握するものとする。ただし、第二号に掲げる事項の把握は、職員（任期の定めのない職員に限る。第二号並びに第六条第一項ただし書及び第二号イ並びに第三項第二号において同じ。）の平均した継続勤務年数の男女の差異の把握をもってこれに代えることができる。
一　その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供 次のイからニまで及びヨに掲げる事項並びに必要に応じてホからカまで及びタに掲げる事項 イ　職員の男女の給与の額の差異	一　採用した職員（再採用（職員であった者を選考により再び採用することをいう。第二十号において同じ。）により採用された者を除く。第六条第一項第一号イにおいて同じ。）に占める女性職員の割合

ロ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
ハ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合及びその伸び率
ニ　採用した職員に占める女性職員の割合
ホ　採用試験の受験者の総数に占める女性の割合
ヘ　民間企業における実務の経験その他これに類する経験を有する者の採用又は妊娠、出産、育児若しくは介護等を理由として退職した職員であった者の採用の男女別の実績
ト　職員に占める女性職員の割合及びその指揮命令の下に労働させる派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に占める女性労働者の割合
チ　前年度の開始の日における各役職段階の職員の数に対する当該役職段階から一つ上の各役職段階に当該年度の開始の日までに昇任した職員の数の男女別の割合
リ　へに規定する採用（第七条第一項第一号ヘにおいて「中途採用」という。）をした者を管理的地位にある職員に任用した男女別の実績
ヌ　職員の人事評価の結果における男女の差異
ル　職員の配置の男女別の状況
ヲ　職員の人材育成を目的とした教育訓練の男女別の受講の状況
ワ　非常勤職員又は臨時的に任用された職員の研修の男女別の受講の状況
カ　管理的地位にある職員、男性職員（管理的地位にある職員を除く。）及び女性職員（管理的地位にある職員を除く。）のそれらの職場における職員の配置、育成、評価、昇任及び性別による固定的な役割分担その他の職場風土等に関する意識（カにおいて「職場風土等に関する意識」という。）並びにその指揮命令の下に労働させる男女の派遣労働者のその職場における職場風土等に関する意識（性別による固定的な役割分担その他の職場風土等に関するものに限る。）
ヨ　セクシュアル・ハラスメント等対策の整備状況
タ　女性の健康上の特性に係る取組の状況
二　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備（次のイからニまでに掲げる事項及び必要に応じてホからチまでに掲げる事項
イ　当該年度に在職する職員に対する当該年度に退職（自己都合による退職に限る。以下同じ。）した職員の割合の男女の差異及び当該年度に退職した職員の年齢区分別の男女別の割合
ロ　女性職員であって出産した者の数に対する当該女性職員であって育児休業（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項に定める育児休業、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項に定める育児休業その他これらに類する休業であって法令で定めるものをいう。以下同じ。）をした者の数の割合及び男性職員であって配偶者が出産した者の数に対する当該男性職員であって育児休業をした者の数の割合（第七条第一項第二号ロにおいて「男女別の育児休業取得率」という。）並びに男女別の育児休業の取得期間の分布状況
二　当該年度に在職する職員に対する当該年度に退職（自己都合による退職に限る。以下同じ。）した職員の割合の男女の差異及び当該年度に退職した職員の年齢区分別の男女別の割合

ハ　男性職員であって配偶者が出産した者の数に対する当該男性職員であって配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇（人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第二十二条第一項第九号若しくは第十号に規定する休暇その他これらに類する休暇であって法令又は地方公務員法第二十四条第五項に基づき条例で定めるものをいう。以下同じ。）を取得した者の数の割合（第七条第一項第二号ハにおいて「男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率」という。）及びそれぞれの休暇の合計取得日数の分布状況

ニ　職員の勤務時間の状況に関する次に掲げる事項

(1)　国の行政機関の内部部局、地方公共団体の機関（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五条及び第百五十六条の規定により設置された行政機関を除く。）その他国又は地方公共団体のこれらに類する機関（(2)において「内部部局等」という。）に勤務する職員のうち、管理的地位にある職員とそれ以外の職員それぞれの一人当たりの各月ごとの正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間、地方公務員法第二十四条第五項に基づき条例で定める正規の勤務時間その他これらに類する勤務時間であって法令で定めるものをいう。以下同じ。）を超えて命じられて勤務した時間及び超過勤務を命じることができる上限（人事院規則一五―一四第十六条の二の二第一項に規定する上限、地方公務員法第二十四条第五項に基づき条例で定める上限その他これらに類する上限であって法令で定めるものをいう。以下同じ。）を超えて命じられて勤務した職員数

(2)　内部部局等以外に勤務する職員のうち、管理的地位にある職員とそれ以外の職員それぞれの一人当たりの各月ごとの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間及び超過勤務を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員数

ホ　管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの各月ごとの部署ごとの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間、部署ごとの超過勤務を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員数並びにその指揮命令の下に労働させる派遣労働者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間

ヘ　職員の年次休暇等（勤務時間法第十七条に規定する年次休暇、地方公務員法第二十四条第五項に基づき条例で定める年次有給休暇その他これらに類する休暇であって法令で定めるものをいう。以下同じ。）の取得日数の状況

ト　職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度（育児休業並びに配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を除く。）の男女別の利用実績

チ　職員の在宅勤務、情報通信技術を活用した勤務その他の柔軟な働き方に資する制度の男女別の利用実績

［号を削る。］

三　職員の勤務時間の状況に関する次に掲げる事項

イ　国の行政機関の内部部局、地方公共団体の機関（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五条及び第百五十六条の規定により設置された行政機関を除く。）その他国又は地方公共団体のこれらに類する機関（以下「内部部局等」という。）に勤務する職員の

うち、管理的地位にある職員とそれ以外の職員それぞれの一人当たりの各月ごとの正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間、地方公務員法第二十四条第五項に基づき条例で定める正規の勤務時間その他これらに類する勤務時間であって法令で定めるものをいう。以下同じ。）を超えて命じられて勤務した時間及び超過勤務を命じることができる上限（人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第十六条の二の二第一項に規定する上限、地方公務員法第二十四条第五項に基づき条例で定める上限その他これらに類する上限であって法令で定めるものをいう。以下同じ。）を超えて命じられて勤務した職員数

ロ　内部部局等以外に勤務する職員のうち、管理的地位にある職員とそれ以外の職員それぞれの一人当たりの各月ごとの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間及び超過勤務を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員数

四　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

五　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合及びその伸び率

六　女性職員であって出産した者の数に対する当該女性職員であって育児休業（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項に定める育児休業、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項に定める育児休業その他これらに類する休業であって法令で定めるものをいう。以下同じ。）をした者の数の割合及び男性職員であって配偶者が出産した者の数に対する当該男性職員であって育児休業をした者の数の割合（第六条第一項第二号ロにおいて「男女別の育児休業取得率」という。）並びに男女別の育児休業の取得期間の分布状況

七　男性職員であって配偶者が出産した者の数に対する当該男性職員であって配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇（人事院規則一五―一四第二十二条第一項第九号若しくは第十号に規定する休暇その他これらに類する休暇であって法令又は地方公務員法第二十四条第五項に基づき条例で定めるものをいう。以下同じ。）を取得した者の数の割合（第六条第一項第二号ハにおいて「男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率」という。）及びそれぞれの休暇の合計取得日数の分布状況

八　セクシュアル・ハラスメント等対策の整備状況

九　採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

十　職員に占める女性職員の割合及びその指揮命令の下に労働させる派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に占める女性労働者の割合

十一　職員の配置の男女別の状況

十二　職員の人材育成を目的とした教育訓練の男女別の受講の状況

十三　管理的地位にある職員、男性職員（管理的地位にある職員を除く。）及び女性職員（管理的地位にある職員を除く。）のそれらの職場における職員の配置、育成、評価、昇任及び性別による固定的な役割分担その他の職場風土等に関する意識（以下本号において「職場風土等に関する意識」という。）並びにその指揮命令の下に労働させる男女の派遣労働者のその職場における職場風土等に関する意識（性別による固定的な役割分担その他の職場風土等に関するものに限る。）

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

十四　職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度（育児休業並びに配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を除く。）の男女別の利用実績

十五　職員の在宅勤務、情報通信技術を活用した勤務その他の柔軟な働き方に資する制度の男女別の利用実績

十六　管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの各月ごとの部署ごとの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間、部署ごとの超過勤務を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員数並びにその指揮命令の下に労働させる派遣労働者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間

十七　職員の年次休暇等（勤務時間法第十七条に規定する年次休暇、地方公務員法第二十四条第五項に基づき条例で定める年次有給休暇その他これらに類する休暇であって法令で定めるものをいう。以下同じ。）の取得日数の状況

十八　前年度の開始の日における各役職段階の職員の数に対する当該役職段階から一つ上の各役職段階に当該年度の開始の日までに昇任した職員の数の男女別の割合

十九　職員の人事評価の結果における男女の差異

二十　民間企業における実務の経験その他これに類する経験を有する者の採用（再採用を除く。）又は妊娠、出産、育児若しくは介護等を理由として退職した職員であった者の採用の男女別の実績

二十一　前号に規定する採用（以下「中途採用」という。）をした者を管理的地位にある職員に任用した男女別の実績

二十二　非常勤職員又は臨時的に任用された職員の研修の男女別の受講の状況

二十三　職員の給与の男女の差異

2　特定事業主は、前項に掲げる事項を把握するに当たっては、同項第一号イに掲げる事項は、その任用する全ての職員に係る状況及び職員のまとまり（職種、資格、任用形態、勤務形態その他の要素に基づき、特定の職員のまとまりごとに人事の事務を行うことを予定している場合、それぞれの職員のまとまりをいう。以下同じ。）ごとの状況を、同項ただし書第一号ニからトまで、同号ヌからカまで並びに第二号イ、ロ及びニからトまでに掲げる事項は、職員のまとまりごとの状況をそれぞれ把握しなければならない。

（法第十九条第二項第二号の目標）

第三条　特定事業主は、法第十九条第二項第二号の目標を同条第三項の規定により定量的に定めるに当たっては、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める事項のうち一以上の事項を選択し、当該事項に関連する目標を定めるものとする。

一　その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供　前条第一項第一号イからタまでに掲げる事項

二　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備　前条第一項第二号イからチまでに掲げる事項

（特定事業主行動計画の軽微な変更）

第五条　法第十九条第三項及び第四項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理

二　前号に掲げるもののほか、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

（法第十九条第六項の実施状況の公表）

第六条　［略］

2　特定事業主は、前項に掲げる事項を把握するに当たっては、同項ただし書第一号、第二号、第六号、第九号から第十四号まで、第十六号、第十七号、第十九号、第二十号及び第二十二号に掲げる事項は、職員のまとまり（職種、資格、任用形態、勤務形態その他の要素に基づき、特定の職員のまとまりごとに人事の事務を行うことを予定している場合、それぞれの職員のまとまりをいう。以下同じ。）ごとの状況を、同項第二十三号に掲げる事項は、その任用する全ての職員に係る状況及び職員のまとまりごとの状況を、それぞれ把握しなければならない。

（法第十九条第二項第二号の目標）

第三条　特定事業主は、法第十九条第二項第二号の目標を同条第三項の規定により定量的に定めるに当たっては、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める事項のうち一以上の事項を選択し、当該事項に関連する目標を定めるものとする。

一　その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供　前条第一項第一号、第四号、第五号、第八号から第十三号まで及び第十八号から第二十三号までに掲げる事項

二　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備　前条第一項第二号、第三号、第六号、第七号及び第十四号から第十七号までに掲げる事項

［条を加える。］

（法第十九条第六項の実施状況の公表）

第五条　［同上］

（法第二十一条の情報の公表）

第七条　法第二十一条の規定による情報の公表は、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に定める事項を公表することにより行うものとする。ただし、第二号イに掲げる事項の公表は、職員の平均した継続勤務年数の男女の差異の公表をもってこれに代えることができる。

一　その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績　次に掲げる事項（ニからトまでに掲げる事項については、当該事項のうち特定事業主が女性の職業選択に資するものとして適切と認めるものを一以上）

イ　職員の男女の給与の額の差異

ロ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

ハ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

ニ　採用した職員に占める女性職員の割合

ホ　採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

ヘ　中途採用の男女別の実績

ト　職員に占める女性職員の割合及びその指揮命令の下に労働させる派遣労働者に占める女性労働者の割合

二　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績　次に掲げる事項（イ、ハ、ニ⑵から⑷まで及びホに掲げる事項については、当該事項のうち特定事業主が女性の職業選択に資するものとして適切と認めるものを一以上）

［イ～ハ　略］

（法第二十一条の情報の公表）

第六条　法第二十一条の規定による情報の公表は、次の各号に掲げる情報の区分ごとに第一号イからヘまで及び第二号に定める事項のうち、特定事業主が女性の職業選択に資するものとして適切と認めるものをそれぞれ一以上公表するとともに、原則として第一号トに定める事項を公表することにより行うものとする。ただし、第二号イに掲げる事項の公表は、職員の平均した継続勤務年数の男女の差異の公表をもってこれに代えることができる。

一　その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績　次のいずれかの事項

イ　採用した職員に占める女性職員の割合

ロ　採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

ハ　職員に占める女性職員の割合及びその指揮命令の下に労働させる派遣労働者に占める女性労働者の割合

ニ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

ホ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

ヘ　中途採用の男女別の実績

ト　職員の給与の男女の差異

二　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績　次のいずれかの事項

［イ～ハ　同上］

ニ　職員（非常勤職員及び臨時的に任用された職員を除く。）の勤務時間の状況に関する次の事項

⑴　管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

⑵　管理的地位にある職員以外の職員に占める、超過勤務を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員の割合

⑶　管理的地位にある職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

⑷　管理的地位にある職員に占める、超過勤務を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員の割合

［号の細分を削る。］

ホ　職員の年次休暇等の取得日数の状況

［号の細分を削る。］

ニ　職員（非常勤職員及び臨時的に任用された職員を除く。）の勤務時間の状況に関する次の一以上の事項

⑴　内部部局等に勤務する職員のうち、管理的地位にある職員とそれ以外の職員の双方又は一方の、一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

⑵　内部部局等に勤務する職員のうち、管理的地位にある職員とそれ以外の職員の双方又は一方の、超過勤務を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員数

［加える。］

ホ　管理的地位にある職員以外の職員の勤務時間の状況に関する次の一以上の事項

⑴　職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間並びにその指揮命令の下に労働させる派遣労働者一人当たりの一月当たりの時間外労働及び休日労働の合計時間

⑵　超過勤務を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員数

［加える。］

ヘ　職員の年次休暇等の取得日数の状況

ト　職員のまとまりごとの年次休暇等の取得日数の状況

2　特定事業主は、前項に掲げる事項を公表するに当たっては、同項第一号イに掲げる事項は、その任用する全ての職員に係る実績及び職員のまとまりごとの実績を、同号ニ、ホ及びト並びに第二号ロ、ニ及びホに掲げる事項は、職員のまとまりごとの実績を、それぞれ公表するものとする。この場合において、同一の職員のまとまりに属する職員の数が職員の総数の十分の一に満たない職員のまとまりがある場合は、勤務形態が異なる場合を除き、職務の内容等に照らし、類似の職員のまとまりと合わせて一の職員のまとまりとして公表することができるものとする。

3　特定事業主は、次の各号に掲げる事項の公表に併せて、当該各号に定める事項の公表に努めるものとする。

2　特定事業主は、前項に掲げる事項を公表するに当たっては、同項第一号イからハまで並びに第二号ロ、ホ及びトに掲げる事項は、職員のまとまりごとの実績を、同項第一号トに掲げる事項は、その任用する全ての職員に係る実績及び職員のまとまりごとの実績を、それぞれ公表するものとする。この場合において、同一の職員のまとまりに属する職員の数が職員の総数の十分の一に満たない職員のまとまりがある場合は、勤務形態が異なる場合を除き、職務の内容等に照らし、類似の職員のまとまりと合わせて一の職員のまとまりとして公表することができるものとする。

3　特定事業主は、次の各号に掲げる事項の公表に併せて、当該各号に定める事項の公表に努めるものとする。

一　第一項第一号ハに掲げる事項　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合の伸び率	一　第一項第一号ホに掲げる事項　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合の伸び率
二　第一項第二号イに掲げる事項　当該年度に退職した職員の年齢区分別の男女別の割合	二　第一項第二号イに掲げる事項　当該年度に退職した職員の年齢区分別の男女別の割合
［号を削る。］	三　第一項第二号ニに掲げる事項　内部部局等以外に勤務する職員に係る同様の事項
［4・5　略］	［4・5　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この府令は、令和八年四月一日から施行する。

省　令

○総務省令第百十三号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

総務大臣　林　芳正

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令

普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）	（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）
第十六条の二　令和七年度に限り、地方揮発油譲与税の基準税額は、第二十九条の規定にかかわらず、東京都にあつては○・九七三を乗じて得た額から第一号に定める額を控除した額とし、その他の道府県にあつては○・九七二を乗じて得た額から第二号に定める額を控除した額とする。	**第十六条の二**　令和七年度に限り、第二十九条中「○・九七二」とあるのは、「東京都にあつては○・九七三、その他の道府県にあつては○・九七二」とする。
一　次の算式によつて算定した額	
算式	
A×0.00131118579	
算式の符号	
A　地方揮発油譲与税法第４条の規定によつて前年度の６月、11月及び３月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第２条に係る額の合算額	
二　次の算式によつて算定した額	
算式	
B×0.00131118826	
算式の符号	
B　前号の算式の符号Aに同じ。	

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十九条の六　令和七年度に限り、地方揮発油譲与税の基準税額は、第三十九条の規定にかかわらず、川崎市にあつては第一号及び第二号に定める額の合算額から第三号及び第四号に定める額の合算額を控除した額とし、その他の指定都市にあつては第一号及び第二号に定める額の合算額から第三号及び第五号に定める額の合算額を控除した額とし、指定都市以外の市町村にあつては第一号に定める額から第三号に定める額を控除した額とする。

一　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第三条に係る額の合算額に〇・九七二を乗じて得た額

二　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額の合算額に川崎市にあつては〇・九六九、その他の指定都市にあつては〇・九七二を乗じて得た額

三　次の算式によつて算定した額

算式

A×0.00131188826

算式の符号

A　地方揮発油譲与税法第４条の規定によつて前年度の６月、11月及び３月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第３条に係る額の合算額

四　次の算式によつて算定した額

算式

B×0.00131107137

算式の符号

B　地方揮発油譲与税法第４条の規定によつて前年度の６月、11月及び３月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第２条に係る額の合算額

五　次の算式によつて算定した額

算式

C×0.00131188826

算式の符号

C　前号の算式の符号Bに同じ。

２　令和七年度に限り、第五十条第一項第九号中「第三十九条第一号に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る額」とあるのは「附則第十九条の六第一項第一号に定める額から第三号に定める額を控除することにより算定した当該新市町村に係る額」と、「第三十九条第二号に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る額」とあるのは「附則第十九条の六第一項第二号に定める額から第五号に定める額を控除することにより算定した当該新市町村に係る額」と読み替えるものとする。

［新設］

（「臨時経済対策費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の五　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十八号。以下この条、次条及び附則第十九条の十四の七において「令和七年地方交付税法等改正法」という。）附則第二条第二項の規定による「臨時経済対策費」に係る測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

［新設］

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口	人

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十九条の六　令和七年度に限り、第三十九条第二号中「〇・九七二」とあるのは、「川崎市にあつては〇・九六九、その他の指定都市にあつては〇・九七二」とする。

2　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

3　令和七年地方交付税法等改正法附則第二条第二項ただし書の規定に基づいて行う「臨時経済対策費」に係る補正は、段階補正、経常態容補正及び密度補正とする。

4　前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第十二の五に定めるところによるものとし、市町村の段階補正係数が二〇・〇〇〇を超えるときは、二〇・〇〇〇とする。

5　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正に用いる率は、経常態容補正Ⅰ係数及び経常態容補正Ⅱ係数を合算して得た率とする。

6　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.1×Ａ＋0.1×Ｂ＋0.2×Ｃ＋0.1×Ｄ＋0.3×Ｅ＋0.2）×1.07937 0.1×Ａ、0.1×Ｂ、0.2×Ｃ、0.1×Ｄ及び0.3×Ｅに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 Ａ　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式Ⅰ Ａ＝7,181,150／ａ 算式Ⅰの符号 ａ　一人当たり各産業の売上高（令和３年から令和５年までの各年における第一次産業産出額（農林水産省において公表した生産農業所得統計における農業産出額、林業産出額における林業産出額及び漁業産出額における海面漁業・養殖業産出額の合計額をいう。）の合計額を３で除して得た額（百万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、経済構造実態調査規則によつて公表された令和３年から令和５年までの各年における製造品出荷額の合計額を３で除して得た数（一万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに経済センサス活動調査規則により令和３年６月１日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び卸売業計の合算額を人口（附則第21条第１項第１号の表中１に掲げる地方団体にあつては同項の規定によつて算定した人口とする。以下この表において同じ。）で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅱ

B＝b／0.04087

算式Ⅱの符号

b　経済センサス活動調査規則によつて公表された令和３年６月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）を人口で除して得た数（小数点以下５位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅲ

C＝c／0.113

算式Ⅲの符号

c　令和７年１月１日現在における年少者人口比率（住民基本台帳登載人口のうち15歳未満の者の数を住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この表において同じ。）

D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅳ

D＝d／0.280

算式Ⅳの符号

d　65歳以上人口（附則第21条第１項第１号の表中８に掲げる地方団体にあつては、同項の規定によつて算定した65歳以上人口とする。以下この表において同じ。）を人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅴ

E＝{(e1＋e2＋e3）／e4}　／0.060

（e1＋e2＋e3）／e4に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅴの符号

e1　令和６年３月31日現在において身体障害者福祉法の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の数

	e2　令和６年３月31日現在において療育手帳制度要綱の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の数 e3　令和６年３月31日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第５　精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の数 e4　人口
市町村	算式 （0.1×Ａ＋0.1×Ｂ＋0.2×Ｃ＋0.1×Ｄ＋0.3×Ｅ＋0.2）×1.07052 0.1×Ａ、0.1×Ｂ、0.2×Ｃ、0.1×Ｄ及び0.3×Ｅに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 Ａ　次の算式Ｉによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式Ｉ Ａ＝6,992,241／ａ 算式Ｉの符号 ａ　一人当たり各産業の売上高（農林業センサス規則によつて公表された令和２年２月１日現在における農産物販売規模別経営体数（個人経営体）を用いて算出した農業産出額（農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち50万円未満の数に25万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち50万円以上100万円未満の数に75万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち100万円以上300万円未満の数に200万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち300万円以上500万円未満の数に400万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち500万円以上1,000万円未満の数に750万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち1,000万円以上3,000万円未満の数に2,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち3,000万円以上5,000万円未満の数に4,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち5,000万円以上１億円未満の数に7,500万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち１億円以上２億円未満の数に15,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち２億円以上３億円未満の数に25,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち３億円以上５億円

未満の数に40,000万円を乗じた額及び農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち５億円以上の数に60,000万円を乗じた額の合算額をいう。）、経済構造実態調査規則によつて公表された令和３年から令和５年までの各年における製造品出荷額の合計額を３で除して得た数（一万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに経済センサス活動調査規則により令和３年６月１日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び卸売業計の合算額を人口で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅱ

B＝b／0.04086

算式Ⅱの符号

b　経済センサス活動調査規則によつて公表された令和３年６月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）を人口で除して得た数（小数点以下５位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅲ

C＝c／0.113

算式Ⅲの符号

c　令和７年１月１日現在における年少者人口比率

D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅳ

D＝d／0.280

算式Ⅳの符号

d　65歳以上人口を人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式Ⅴ

E＝{(e1＋e2＋e3）／e4}　／0.060

（e1＋e2＋e3）／e4に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

	算式Ｖの符号 e1　令和６年３月31日現在において身体障害者福祉法の規定によつて身体障害者手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第14　身体障害者手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「総数（年度末現在）」の欄の数に相当する数として総務大臣が通知した数 e2　令和６年３月31日現在において療育手帳制度要綱の規定によつて療育手帳を所持している者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第31　療育手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の数に相当する数として総務大臣が通知した数 e3　令和６年３月31日現在において精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によつて精神障害者保健福祉手帳を所持している者として衛生行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第５　精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」の表側「計」、表頭「年度末現在」の欄の数に相当する数として総務大臣が通知した数 e4　人口

７　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.5×Ａ＋0.5）×0.26734 0.5×Ａに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 Ａ　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とする。） 算式Ⅰ Ａ＝334／ａ 算式Ⅰの符号 ａ　人口密度
市町村	算式 （0.5×Ａ＋0.5）×0.95441 0.5×Ａに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とする。） 算式Ⅰ A＝338／a 算式Ⅰの符号 a　人口密度	

8　第三項の規定に基づいて行う密度補正に用いる密度は、次の表に掲げる地方団体の種類ごとにそれぞれ同表の密度の算定方法の欄に定める方法によつて算定した数とする。

地方団体の種類	密度の算定方法
都道府県	1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 （B×α×17,036）／（1,770×A） B×αに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　測定単位の数値 B　被生活保護者等のうち生活扶助等を受けた者の数 α　附則別表第12の６に定める率 2　被生活保護者等のうち生活扶助等を受けた者の数は、平成三十年度から令和五年度までの各年度において、当該年度の四月一日から三月三十一日までの間に当該都道府県の区域内において生活保護法の規定によつて生活扶助を受けた者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定によつて生活支援給付を受けた者の月ごとの実人員の合計数から当該都道府県の区域内の市町村が経費を負担した者の月ごとの実人員の合計数を控除した数として総務大臣が通知した数の合計数を七十二で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。
市町村	1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 （B×α×17,036）／（1,770×A） B×αに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　測定単位の数値 B　被生活保護者等のうち生活扶助等を受けた者の数 α　当該市町村の生活保護の級地につき附則別表第12の７に定める率

2　被生活保護者等のうち生活扶助等を受けた者の数は、平成三十年度から令和五年度までの各年度において、当該年度の四月一日から三月三十一日までの間に当該市町村の区域内において生活保護法の規定によつて生活扶助を受けた者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定によつて生活支援給付を受けた者（当該市町村が経費を負担した者に限る。）の月ごとの実人員の合計数として総務大臣が通知した数の合計数を七十二で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

9　「臨時経済対策費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る密度に一を加えた率とする。

10　第四項から前項までの規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、それぞれの理由ごとに算定した補正係数を次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる補正係数の連乗又は加算の方法により算定した率による。

地方団体の種類	補正係数の連乗又は加算の方法
都道府県	段階補正係数×経常態容補正係数＋（密度補正係数－１）
市町村	段階補正係数×経常態容補正係数＋（密度補正係数－１）

11　新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項第一号の規定により分別又は按分するものとする。

12　新市町村の段階補正、経常態容補正及び密度補正の算定における合併関係市町村の段階補正係数、経常態容補正係数及び密度補正係数の算定に用いる数値については、新市町村（ただし、二回以上合併を行つた場合においては、直近の合併に係る当該新市町村）の数値を用いる。

13　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の五第十一項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第四項から第十項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

（「給与改定費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の六　令和七年地方交付税法等改正法附則第二条第二項の規定による「給与改定費」に係る測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口	人

2　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

3　令和七年地方交付税法等改正法附則第二条第二項ただし書の規定に基づいて行う「給与改定費」に係る補正は、段階補正、密度補正及び普通態容補正とする。

4　前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第十二の八に定めるところによるものとし、市町村の段階補正係数が三・三六八を超えるときは、三・三六八とする。

［新設］

5　次の表の都道府県の欄に掲げる都道府県につき、都道府県の「給与改定費」に係る測定単位について段階補正を行う場合においては、測定単位の数値を同表の地域区分の欄に掲げる地域に係るものに区分し、当該区分した数値に附則別表第十二の九に定める率を乗じて得た数値（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合計した数値を用いて段階補正係数を算定するものとする。

都道府県	地域区分
指定都市、児童相談所設置中核市、その他の中核市、特別区及び保健所設置市を包括する都道府県	指定都市の区域
	児童相談所設置中核市の区域
	その他の中核市の区域
	特別区及び保健所設置市の区域
	その他の区域

6　第三項の規定に基づいて行う密度補正に用いる密度は、次の表に掲げる地方団体の種類ごとにそれぞれ同表の密度の算定方法の欄に定める方法によつて算定した数とする。

地方団体の種類	密度の算定方法
都道府県	密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 ［{103.177×（B＋C＋D）×α}＋{132.557×（E＋F）×β}＋(137.116×G×β)］／（1.64×A） 算式の符号 A　測定単位の数値 B　第５条第１項の表中13の小学校の教職員数 C　第５条第１項の表中17の中学校の教職員数 D　第11条の２第２項の算式の符号Ａの数 E　第５条第１項の表中21の高等学校の教職員数 F　第11条の２第２項の算式の符号Ｂの数 G　第５条第１項の表中３の警察職員数 α　当該都道府県の区域内の市町村（指定都市を除く。以下この表の都道府県の項の算式の符号αにおいて同じ。）の地域手当の級地につき附則別表第12の10に定める率を当該区域内の当該地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口（指定都市を包括する都道府県にあつては、指定都市の人口を控除した人口）で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） β　当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の級地につき附則別表第12の10に定める率を当該区域内の当該地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市町村

密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［{77.576×（B＋C＋D）×α}＋{99.667×（E＋F）×α}］／A

算式の符号

A　測定単位の数値

B　第10条第18項の算式の符号Bの算式の符号b_1の数

C　第10条第18項の算式の符号Cの算式の符号c_1の数

D　第10条第18項の算式の符号Dの算式の符号d_1の数

E　第５条第１項の表中21の高等学校の教職員数

F　第10条第18項の算式の符号Dの算式の符号d_2の数

α　当該市町村の地域手当の級地につき附則別表第12の11に定める率

７　第三項の規定に基づいて行う都道府県の密度補正Ⅰに用いる密度補正Ⅰ係数は、人口密度に附則別表第十二の十二⑴に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱに用いる密度補正Ⅱ係数は、測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・六二五を控除した数に一を加えた率とする。

８　第三項の規定に基づいて行う市町村の密度補正Ⅰに用いる密度補正Ⅰ係数は、人口密度に附則別表第十二の十二⑵に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率（当該率が一・三七四を超えるときは、一・三七四とする。）とし、密度補正Ⅱに用いる市町村の密度補正Ⅱ係数は、測定単位に係る密度補正Ⅱの密度に一を加えた率とする。

９　第三項の規定に基づいて行う都道府県の普通態容補正Ⅰに用いる普通態容補正Ⅰ係数は、当該都道府県の区域内の指定都市、児童相談所設置中核市、その他の中核市、特別区及び保健所設置市並びにその他の市町村の区域に係る人口に附則別表第十二の九に定めるそれぞれの率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算して得た数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

10　第三項の規定に基づいて行う都道府県の普通態容補正Ⅱに用いる普通態容補正Ⅱ係数は、当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の級地につき附則別表第十二の十三⑴に定める率を当該区域内の当該地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

11　第三項の規定に基づいて行う市町村の普通態容補正Ⅰに用いる普通態容補正Ⅰ係数は、法令に基づく行政権能等の差による地域区分に応じ、指定都市にあつては一・一〇六、児童相談所設置中核市にあつては一・〇九三、その他の中核市にあつては一・〇七四、施行時特例市（地域保健法施行令第一条に定める市に限る。）にあつては一・〇六四、施行時特例市（地域保健法

施行令第一条に定める市を除く。）にあつては一・〇一四、特別区にあつては一・〇六二、保健所設置市（施行時特例市を除く。）にあつては一・〇六一、建築主事設置市にあつては一・〇一〇、限定特定行政庁設置市町村にあつては一・〇〇六、その他の市町村にあつては一・〇〇〇とする。

12　第三項の規定に基づいて行う市町村の普通態容補正Ⅱに用いる普通態容補正Ⅱ係数は、当該市町村の地域手当の級地につき附則別表第十二の十三⑵に定める率とする。

13　第四項から前項までの規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、それぞれの理由ごとに算定した補正係数を次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる補正係数の連乗又は加算の方法により算定した率による。

地方団体の種類	補正係数の連乗又は加算の方法
都道府県	段階補正係数×密度補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅱ係数＋（密度補正Ⅱ係数－１）
市町村	段階補正係数×密度補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅱ係数＋（密度補正Ⅱ係数－１）

14　新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項第一号の規定により分別又は按分するものとする。

15　新市町村の段階補正、密度補正及び普通態容補正の算定における合併関係市町村の段階補正係数、密度補正Ⅰ係数、密度補正Ⅱ係数、普通態容補正Ⅰ係数及び普通態容補正Ⅱ係数の算定に用いる数値については、新市町村（ただし、二回以上合併を行つた場合においては、直近の合併に係る当該新市町村）の数値を用いる。

16　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の六第十四項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第四項から第十三項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

（「臨時財政対策債償還基金費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の七　令和七年地方交付税法等改正法附則第二条第二項の規定による「臨時財政対策債償還基金費」に係る測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

	測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
(1)	臨時財政対策のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	平成十七年度臨時財政対策債	千円
(2)		平成十八年度臨時財政対策債	
(3)		平成十九年度臨時財政対策債	
(4)		平成二十年度臨時財政対策債	
(5)		平成二十一年度臨時財政対策債	
(6)		平成二十二年度臨時財政対策債	
(7)		平成二十三年度臨時財政対策債	
(8)		平成二十四年度臨時財政対策債	

［新設］

2　前項の規定によつて測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

3　令和七年地方交付税法等改正法附則第二条第二項ただし書の規定に基づいて行う「臨時財政対策債償還基金費」に係る補正は、種別補正とする。

4　前項の規定に基づいて行う種別補正に用いる法第十三条第二項の規定による率は、附則別表第十二の十四に定めるところによるものとする。

5　新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項第二十九号の規定により分別又は按分するものとする。

6　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十四の七第五項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第四項の規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

(9)	平成二十五年度臨時財政対策債
(10)	平成二十六年度臨時財政対策債
(11)	平成二十七年度臨時財政対策債
(12)	平成二十八年度臨時財政対策債
(13)	平成二十九年度臨時財政対策債
(14)	平成三十年度臨時財政対策債
(15)	令和元年度臨時財政対策債
(16)	令和二年度臨時財政対策債
(17)	令和三年度臨時財政対策債
(18)	令和四年度臨時財政対策債
(19)	令和五年度臨時財政対策債
(20)	令和六年度臨時財政対策債

［新設］

附則別表第十二の五

(1)　都道府県分の「臨時経済対策費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の五関係）

段階補正	
測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
1,700,000人	1.00
1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.42
2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.56
2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.66
3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.70
5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.60
6,000,000人を超える数	0.54
測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.76
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.76
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.75
同上900,000人を超える数	0.71

⑵　市町村分の「臨時経済対策費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の五関係）

段階補正	
測定単位の数値が100,000人以上のもの	
100,000人	1.00
100,000人を超え250,000人までの数	0.78
250,000人を超え400,000人までの数	0.71
400,000人を超え1,000,000人までの数	0.59
1,000,000人を超える数	0.59
測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.10
同上70,000人を超え80,000人までの数	0.15
同上80,000人を超え88,000人までの数	0.12
同上88,000人を超え92,000人までの数	0.16
同上92,000人を超え96,000人までの数	−0.36
同上96,000人を超える数	−1.41

［新設］

附則別表第十二の六

都道府県分の「臨時経済対策費」の密度補正に用いる率（附則第十九条の十四の五関係）

都道府県	率
北海道	1.018
青森県	1.001
岩手県	1.002
宮城県	1.012
秋田県	1.002
山形県	1.002
福島県	1.002
茨城県	1.013
栃木県	1.014
群馬県	1.012
埼玉県	1.041
千葉県	1.038
東京都	1.202
神奈川県	1.120
新潟県	1.011
富山県	1.039
石川県	1.021
福井県	1.022
山梨県	1.009
長野県	1.014
岐阜県	1.011

静岡県	1.026
愛知県	1.043
三重県	1.029
滋賀県	1.008
京都府	1.046
大阪府	1.102
兵庫県	1.044
奈良県	1.035
和歌山県	1.015
鳥取県	1.013
島根県	1.029
岡山県	1.014
広島県	1.066
山口県	1.051
徳島県	1.001
香川県	1.014
愛媛県	1.002
高知県	1.000
福岡県	1.053
佐賀県	1.009
長崎県	1.018
熊本県	1.000
大分県	1.009
宮崎県	1.001
鹿児島県	1.001
沖縄県	1.001

附則別表第十二の七

［新設］

市町村分の「臨時経済対策費」の密度補正に用いる率（附則第十九条の十四の五関係）

級地区分	率
１級地－１	1.215
１級地－２	1.173
２級地－１	1.109
２級地－２	1.087
３級地－１	1.036
３級地－２	1.000

附則別表第十二の八

［新設］

⑴　都道府県分の「給与改定費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

段階補正	
測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
1,700,000人	1.00
1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.69
2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.83
2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.72
3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.71
5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.76
6,000,000人を超える数	0.66
測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.17
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.14
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.30
同上900,000人を超える数	0.15

⑵　市町村分の「給与改定費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

段階補正	
測定単位の数値が100,000人以上のもの	
100,000人	1.00
100,000人を超え250,000人までの数	0.81
250,000人を超え400,000人までの数	0.76
400,000人を超え1,000,000人までの数	0.71
1,000,000人を超える数	0.64
測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.15
同上70,000人を超え80,000人までの数	−0.23
同上80,000人を超え88,000人までの数	0.05
同上88,000人を超え92,000人までの数	−0.19
同上92,000人を超える数	0.44

附則別表第十二の九

［新設］

都道府県分の「給与改定費」の段階補正係数及び普通態容補正Ⅰ係数に用いる数値の補正率（附則第十九条の十四の六関係）

地域区分	率
指定都市の区域	0.928
児童相談所設置中核市の区域	0.937
その他の中核市の区域	0.952
特別区及び保健所設置市の区域	0.960
その他の区域	1.000

附則別表第十二の十

［新設］

都道府県分の「給与改定費」の密度補正Ⅱに用いる密度に係る率（附則第十九条の十四の六関係）

地域区分	率
１級地（旧１級地であつた地域）	1.151
２級地（旧２級地であつた地域）	1.120
２級地（旧３級地であつた地域）	1.112
２級地（旧４級地であつた地域）	1.105
２級地（旧５級地であつた地域）	1.105
２級地（旧６級地であつた地域）	1.075
２級地（旧７級地であつた地域）	1.052
２級地（旧無級地であつた地域）	1.030
３級地（旧２級地であつた地域）	1.112
３級地（旧３級地であつた地域）	1.105
３級地（旧４級地であつた地域）	1.090
３級地（旧５級地であつた地域）	1.082
３級地（旧６級地であつた地域）	1.075
３級地（旧無級地であつた地域）	1.030
４級地（旧４級地であつた地域）	1.082
４級地（旧５級地であつた地域）	1.067
４級地（旧６級地であつた地域）	1.052
４級地（旧７級地であつた地域）	1.045
４級地（旧無級地であつた地域）	1.030
５級地（旧６級地であつた地域）	1.037
５級地（旧７級地であつた地域）	1.022
５級地（旧無級地であつた地域）	1.015
無級地（旧７級地であつた地域）	1.015
無級地（旧無級地であつた地域）	1.000

附則別表第十二の十一

［新設］

市町村分の「給与改定費」の密度補正Ⅱに用いる密度に係る率（附則第十九条の十四の六関係）

地域区分	率
１級地（旧１級地であつた地域）	1.151
２級地（旧２級地であつた地域）	1.120
２級地（旧３級地であつた地域）	1.112
２級地（旧４級地であつた地域）	1.105
２級地（旧５級地であつた地域）	1.105
２級地（旧６級地であつた地域）	1.075
２級地（旧７級地であつた地域）	1.052
２級地（旧無級地であつた地域）	1.030

３級地（旧２級地であつた地域）	1.112
３級地（旧３級地であつた地域）	1.105
３級地（旧４級地であつた地域）	1.090
３級地（旧５級地であつた地域）	1.082
３級地（旧６級地であつた地域）	1.075
３級地（旧無級地であつた地域）	1.030
４級地（旧４級地であつた地域）	1.082
４級地（旧５級地であつた地域）	1.067
４級地（旧６級地であつた地域）	1.052
４級地（旧７級地であつた地域）	1.045
４級地（旧無級地であつた地域）	1.030
５級地（旧６級地であつた地域）	1.037
５級地（旧７級地であつた地域）	1.022
５級地（旧無級地であつた地域）	1.015
無級地（旧７級地であつた地域）	1.015
無級地（旧無級地であつた地域）	1.000

［新設］

附則別表第十二の十二

⑴　都道府県分の「給与改定費」の密度補正Ⅰに用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

密度補正Ⅰ	
その団体の人口密度が250人以上のもの	
その団体の密度	1.000
その団体の人口密度が250人に満たないもの	
その団体の密度	1.000
250人に満たない数が50人までの数	0.080
同上50人を超え100人までの数	0.060
同上100人を超え150人までの数	0.040
同上150人を超える数	0.050

⑵　市町村分の「給与改定費」の密度補正Ⅰに用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

密度補正Ⅰ	
その団体の人口密度が450人以上のもの	
その団体の密度	1.000
その団体の人口密度が450人に満たないもの	
その団体の密度	1.000
450人に満たない数が150人までの数	0.076
同上150人を超え300人までの数	0.031
同上300人を超え350人までの数	−0.023
同上350人を超え400人までの数	−0.073
同上400人を超える数	−0.126

附則別表第十二の十三

［新設］

⑴　都道府県分の「給与改定費」の普通態容補正Ⅱに用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

地域区分	率
１級地（旧１級地であつた地域）	1.051
２級地（旧２級地であつた地域）	1.041
２級地（旧３級地であつた地域）	1.038
２級地（旧４級地であつた地域）	1.036
２級地（旧５級地であつた地域）	1.036
２級地（旧６級地であつた地域）	1.026
２級地（旧７級地であつた地域）	1.018
２級地（旧無級地であつた地域）	1.010
３級地（旧２級地であつた地域）	1.038
３級地（旧３級地であつた地域）	1.036
３級地（旧４級地であつた地域）	1.031
３級地（旧５級地であつた地域）	1.028
３級地（旧６級地であつた地域）	1.026
３級地（旧無級地であつた地域）	1.010
４級地（旧４級地であつた地域）	1.028
４級地（旧５級地であつた地域）	1.023
４級地（旧６級地であつた地域）	1.018
４級地（旧７級地であつた地域）	1.015
４級地（旧無級地であつた地域）	1.010
５級地（旧６級地であつた地域）	1.013
５級地（旧７級地であつた地域）	1.008
５級地（旧無級地であつた地域）	1.005
無級地（旧７級地であつた地域）	1.005
無級地（旧無級地であつた地域）	1.000

⑵　市町村分の「給与改定費」の普通態容補正Ⅱに用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

地域区分	率
１級地（旧１級地であつた地域）	1.127
２級地（旧２級地であつた地域）	1.101
２級地（旧３級地であつた地域）	1.095
２級地（旧４級地であつた地域）	1.089
２級地（旧５級地であつた地域）	1.089
２級地（旧６級地であつた地域）	1.063
２級地（旧７級地であつた地域）	1.044
２級地（旧無級地であつた地域）	1.025
３級地（旧２級地であつた地域）	1.095
３級地（旧３級地であつた地域）	1.089

３級地（旧４級地であつた地域）	1.076
３級地（旧５級地であつた地域）	1.069
３級地（旧６級地であつた地域）	1.063
３級地（旧無級地であつた地域）	1.025
４級地（旧４級地であつた地域）	1.069
４級地（旧５級地であつた地域）	1.057
４級地（旧６級地であつた地域）	1.044
４級地（旧７級地であつた地域）	1.038
４級地（旧無級地であつた地域）	1.025
５級地（旧６級地であつた地域）	1.031
５級地（旧７級地であつた地域）	1.019
５級地（旧無級地であつた地域）	1.013
無級地（旧７級地であつた地域）	1.013
無級地（旧無級地であつた地域）	1.000

［新設］

附則別表第十二の十四

⑴　都道府県分の「臨時財政対策債償還基金費」の種別補正に用いる率（附則第十九条の十四の七関係）

種別補正	
⑴　平成17年度臨時財政対策債	1.000
⑵　平成18年度臨時財政対策債	2.400
⑶　平成19年度臨時財政対策債	2.700
⑷　平成20年度臨時財政対策債	2.970
⑸　平成21年度臨時財政対策債	2.960
⑹　平成22年度臨時財政対策債	2.910
⑺　平成23年度臨時財政対策債	2.900
⑻　平成24年度臨時財政対策債	2.970
⑼　平成25年度臨時財政対策債	3.110
⑽　平成26年度臨時財政対策債	3.230
⑾　平成27年度臨時財政対策債	3.390
⑿　平成28年度臨時財政対策債	3.000
⒀　平成29年度臨時財政対策債	2.800
⒁　平成30年度臨時財政対策債	2.870
⒂　令和元年度臨時財政対策債	2.820
⒃　令和２年度臨時財政対策債	2.820
⒄　令和３年度臨時財政対策債	2.130
⒅　令和４年度臨時財政対策債	2.910
⒆　令和５年度臨時財政対策債	1.120
⒇　令和６年度臨時財政対策債	0.770

⑵　市町村分の「臨時財政対策債償還基金費」の種別補正に用いる率（附則第十九条の十四の七関係）

種別補正	
⑴　平成17年度臨時財政対策債	
ア　平成17年度市場公募都市に係るもの	1.000
イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000
⑵　平成18年度臨時財政対策債	
ア　平成18年度市場公募都市に係るもの	1.150
イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.900
⑶　平成19年度臨時財政対策債	
ア　平成19年度市場公募都市に係るもの	1.100
イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.300
⑷　平成20年度臨時財政対策債	
ア　平成20年度市場公募都市に係るもの	1.220
イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.765
⑸　平成21年度臨時財政対策債	
ア　平成21年度市場公募都市に係るもの	1.275
イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.785
⑹　平成22年度臨時財政対策債	
ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	1.315
イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.800
⑺　平成23年度臨時財政対策債	
ア　平成23年度市場公募都市に係るもの	1.345
イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.760
⑻　平成24年度臨時財政対策債	
ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	1.405
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.780
⑼　平成25年度臨時財政対策債	
ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	1.430
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.805
⑽　平成26年度臨時財政対策債	
ア　平成26年度市場公募都市に係るもの	1.440
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.845
⑾　平成27年度臨時財政対策債	
ア　平成27年度市場公募都市に係るもの	1.505
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.885
⑿　平成28年度臨時財政対策債	
ア　平成28年度市場公募都市に係るもの	1.300
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.750

⑬　平成29年度臨時財政対策債	
ア　平成29年度市場公募都市に係るもの	1.250
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.700
⑭　平成30年度臨時財政対策債	
ア　平成30年度市場公募都市に係るもの	1.245
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.700
⑮　令和元年度臨時財政対策債	
ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	1.210
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.700
⑯　令和２年度臨時財政対策債	
ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	1.180
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.710
⑰　令和３年度臨時財政対策債	
ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.955
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.265
⑱　令和４年度臨時財政対策債	
ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	1.335
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	1.805
⑲　令和５年度臨時財政対策債	
ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.535
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.650
⑳　令和６年度臨時財政対策債	
ア　令和６年度市場公募都市に係るもの	0.370
イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.390

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和七年度分の普通交付税から適用する。

○総務省令第百十四号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項の規定に基づき、令和七年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

総務大臣　林　芳正

令和七年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令

令和七年十二月において各地方団体に対して交付すべき地方交付税の額は、地方交付税法第十六条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により十二月に交付すべき額に令和七年度において各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額から既に交付した普通交付税の額を控除した額を加算した額とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百二十五号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、並びに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第八条第三項及び第五項、第九条、第十二条、第十三条第二項並びに第二十条の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部を改正する省令

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第百六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（女性の職業生活における活躍に関する状況の把握等） **第二条**　法第八条第一項に規定する一般事業主が、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、直近の事業年度におけるその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況に関し、第一号から第四号まで及び第二十四号に掲げる事項を把握するとともに、必要に応じて第五号から第二十三号までに掲げる事項を把握しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項は、雇用管理区分（職種、資格、雇用形態、就業形態等の労働者の区分であって、当該区分に属している労働者について他の区分に属している労働者とは異なる雇用管理を行うことを予定して設定しているものをいう。以下同じ。）ごとの状況を、第二十四号に掲げる事項は、その雇用する全ての労働者に係る状況及び雇用管理区分ごとの状況を、それぞれ把握するとともに、必要に応じて第五号から第十二号まで、第十四号、第十五号、第十八号から第二十一号まで及び第二十三号に掲げる事項を把握するときは、雇用管理区分ごとの状況を把握しなければならない。 一～三　（略） 四　その雇用する管理的地位にある労働者（以下「管理職」という。）に占める女性労働者の割合 五　女性の応募者（募集に応じて労働者になろうとする者をいう。以下同じ。）の数を採用した女性労働者の数で除して得た数及び男性の応募者の数を採用した男性労働者の数で除して得た数（第十九条第一項第三号ロにおいて「男女別の採用における競争倍率」という。） 六～九　（略） 十　十事業年度前及びその前後の事業年度に採用した女性労働者（新たに学校若しくは専修学校を卒業した者若しくは新たに職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項各号（第四号を除く。）に掲げる施設若しくは職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を修了した者又はこれに準ずる者（以下「新規学卒者等」という。）として雇い入れたものに限る。）の数に対する当該女性労働者であって引き続き雇用されているものの数の割合並びに十事業年度前及びその前後の事業年度に採用した男性労働者（新規学卒者等として雇い入れたものに限る。）の数に対する当該男性労働者であって引き続き雇用されているものの数の割合（第十九条第一項第四号ロにおいて「男女別の継続雇用割合」という。） 十一　その雇用する女性労働者であって出産したものの数に対するその雇用する女性労働者であって育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業をいう。以下同じ。）をしたものの数の割合及びその雇用する男性労働者であって配偶者が出産したものの数に対するその雇用する男性労働者であって育児休業をしたものの数の割合（第十九条第一項第四号ハにおいて「男女別の育児休業取得率」という。）並びにその雇用する労働者の男女別の育児休業の取得期間の平均期間 十二～十四　（略）	（女性の職業生活における活躍に関する状況の把握等） **第二条**　法第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）が、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、直近の事業年度におけるその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況に関し、第一号から第四号まで及び第二十四号に掲げる事項を把握するとともに、必要に応じて第五号から第二十三号までに掲げる事項を把握しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項は、雇用管理区分（職種、資格、雇用形態、就業形態等の労働者の区分であって、当該区分に属している労働者について他の区分に属している労働者とは異なる雇用管理を行うことを予定して設定しているものをいう。以下同じ。）ごとの状況を、第二十四号に掲げる事項は、その雇用する全ての労働者に係る状況及び雇用管理区分ごとの状況を、それぞれ把握するとともに、必要に応じて第五号から第十二号まで、第十四号、第十五号、第十八号から第二十一号まで及び第二十三号に掲げる事項を把握するときは、雇用管理区分ごとの状況を把握しなければならない。 一～三　（略） 四　管理的地位にある労働者（以下「管理職」という。）に占める女性労働者の割合 五　女性の応募者（募集に応じて労働者になろうとする者をいう。以下同じ。）の数を採用した女性労働者の数で除して得た数及び男性の応募者の数を採用した男性労働者の数で除して得た数（第十九条第一項第一号ロにおいて「男女別の採用における競争倍率」という。） 六～九　（略） 十　十事業年度前及びその前後の事業年度に採用した女性労働者（新たに学校若しくは専修学校を卒業した者若しくは新たに職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項各号（第四号を除く。）に掲げる施設若しくは職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を修了した者又はこれに準ずる者（以下「新規学卒者等」という。）として雇い入れたものに限る。）の数に対する当該女性労働者であって引き続き雇用されているものの数の割合並びに十事業年度前及びその前後の事業年度に採用した男性労働者（新規学卒者等として雇い入れたものに限る。）の数に対する当該男性労働者であって引き続き雇用されているものの数の割合（第十九条第一項第二号ロにおいて「男女別の継続雇用割合」という。） 十一　その雇用する女性労働者であって出産したものの数に対するその雇用する女性労働者であって育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業をいう。以下同じ。）をしたものの数の割合及びその雇用する男性労働者であって配偶者が出産したものの数に対するその雇用する男性労働者であって育児休業をしたものの数の割合（第十九条第一項第二号ハにおいて「男女別の育児休業取得率」という。）並びにその雇用する労働者の男女別の育児休業の取得期間の平均期間 十二～十四　（略）

十五　その雇用する労働者に対して与えられた労働基準法第三十九条の規定による有給休暇（以下「有給休暇」という。）の日数に対するその雇用する労働者が取得した有給休暇の日数の割合（第十九条第一項第四号ヘ及びトにおいて「有給休暇取得率」という。）

十六～二十三　（略）

二十四　その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異

（削る）

2　一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、前項で把握した事項について、それぞれ法第七条第一項に規定する事業主行動計画策定指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を踏まえ、適切な方法により分析しなければならない。

（法第八条第五項の公表の方法）

第四条　法第八条第五項の規定による公表は、厚生労働省のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法によるものとする。

（法第九条の認定の基準等）

第八条　法第九条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　次のいずれにも該当する一般事業主であること。

イ　次に掲げる事項のうち一又は二の事項に該当し、該当する事項の実績を厚生労働省のウェブサイトに公表していること。

(1)～(3)　（略）

(4)　次のいずれかに該当すること。

(i)　直近の事業年度における管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値以上であること。

十五　その雇用する労働者に対して与えられた労働基準法第三十九条の規定による有給休暇（以下「有給休暇」という。）の日数に対するその雇用する労働者が取得した有給休暇の日数の割合（第十九条第一項第二号ヘ及びトにおいて「有給休暇取得率」という。）

十六～二十三　（略）

二十四　その雇用する労働者の男女の賃金の差異

2　法第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）が、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、直近の事業年度におけるその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況に関し、前項第一号から第四号までに掲げる事項を把握するとともに、必要に応じて同項第五号から第二十四号までに掲げる事項を把握しなければならない。この場合において、同項第一号及び第二号に掲げる事項は、雇用管理区分ごとの状況を把握するとともに、必要に応じて同項第二十四号に掲げる事項を把握するときは、その雇用する全ての労働者に係る状況及び雇用管理区分ごとの状況を、必要に応じて同項第五号から第十二号まで、第十四号、第十五号、第十八号から第二十一号まで及び第二十三号に掲げる事項を把握するときは、雇用管理区分ごとの状況を、それぞれ把握しなければならない。

3　一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、前二項で把握した事項について、それぞれ法第七条第一項に規定する事業主行動計画策定指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を踏まえ、適切な方法により分析しなければならない。

（法第八条第五項の公表の方法）

第四条　法第八条第五項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によるものとする。

（法第九条の認定の基準等）

第八条　法第九条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　次のいずれにも該当する一般事業主であること。

イ　次に掲げる事項のうち一又は二の事項に該当し、該当する事項の実績を厚生労働省のウェブサイトに公表していること。

(1)～(3)　（略）

(4)　直近の事業年度における管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値以上であること又は直近の三事業年度ごとに当該各事業年度の開始の日に課長級より一つ下の職階にあった女性労働者の数に対する当該各事業年度において課長級に昇進した女性労働者の数の割合を当該三事業年度において平均した数を直近の三事業年度ごとに当該各事業年度の開始の日に課長級より一つ下の職階にあった男性労働者の数に対する当該各事業年度において課長級に昇進した男性労働者の数の割合を当該三事業年度において平均した数で除して得た割合が十分の八以上であること。

（新設）

(ii)　直近の三事業年度ごとに当該各事業年度の開始の日に課長級より一つ下の職階にあった女性労働者の数に対する当該各事業年度において課長級に昇進した女性労働者の数の割合を当該三事業年度において平均した数で除して得た割合が十分の八以上であること。

(5)　（略）

ロ　次のいずれかに該当すること。

(1)　イに掲げる事項のうち当該一般事業主が該当しない事項について、事業主行動計画策定指針に定められた当該事項に関する取組を実施し、その実施状況について厚生労働省のウェブサイトに公表するとともに、直近二年以上連続して当該事項の実績が改善していること。

(2)　イに掲げる事項のうち当該一般事業主が該当しない事項について、事業主行動計画策定指針に定められた当該事項に関する取組を実施し、その実施状況について厚生労働省のウェブサイトに公表するとともに、当該事項のうちイ(1)(ii)、(2)、(3)又は(4)(i)に掲げる事項については、当該事項の実績について、次に掲げる(i)が(ii)より改善し、かつ、(ii)が(iii)より改善しているとともに、イに掲げる事項のうち当該一般事業主が該当しない事項のうちイ(1)(i)、(4)(ii)又は(5)に掲げる事項については、直近二年以上連続して当該事項の実績が改善していること。

(i)　直近の事業年度までの連続する三事業年度の平均値

(ii)　当該直近の事業年度の前年度までの連続する三事業年度の平均値

(iii)　当該直近の事業年度の前々年度までの連続する三事業年度の平均値

ハ～ホ　（略）

一の二　次のいずれにも該当する一般事業主であること。

イ　前号イからホまでのいずれにも該当すること。

ロ　次のいずれにも該当すること。

(1)　女性の健康上の特性に配慮した休暇制度（女性の健康上の特性への配慮を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く。）及び女性の健康上の特性への配慮のために利用することができる次のいずれかの制度を設けていること。

(i)　年次有給休暇を半日又は時間を単位として取得することができる制度

(ii)　所定外労働の制限に関する制度

(iii)　一日の所定労働時間を変更することなく始業及び終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度

(iv)　労働基準法第三十二条の三第一項の規定による労働時間の制度

(v)　所定労働時間の短縮の制度

(vi)　在宅勤務等を可能とする制度

(2)　女性の健康上の特性への配慮に関する方針を示し、(1)に掲げる制度の内容とともに労働者に周知させるための措置を講じていること。

(3)　女性の健康上の特性への配慮に関する研修その他の女性の健康上の特性に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること。

（新設）

(5)　（略）

ロ　イに掲げる事項のうち当該一般事業主が該当しない事項について、事業主行動計画策定指針に定められた当該事項に関する取組を実施し、その実施状況について厚生労働省のウェブサイトに公表するとともに、二年以上連続して当該事項の実績が改善していること。

（新設）

ハ～ホ　（略）

（新設）

⑷　女性の健康上の特性への配慮に関する業務を担当する者（以下この⑷において「女性健康配慮担当者」という。）を選任し、当該女性健康配慮担当者に労働者からの女性の健康上の特性に関する相談に応じさせる措置を講ずるとともに、当該女性健康配慮担当者を労働者に周知させるための措置を講じていること。

二　次のいずれにも該当する一般事業主であること。

イ　第一号イに掲げる事項のうち三又は四の事項に該当し、該当する事項の実績を厚生労働省のウェブサイトに公表していること。

ロ　第一号イに掲げる事項のうち当該一般事業主が該当しない事項について、事業主行動計画策定指針に定められた当該事項に関する取組を実施し、その実施状況について厚生労働省のウェブサイトに公表するとともに、直近二年以上連続して当該事項の実績が改善していること。

ハ　第一号ハからホまでに掲げる事項のいずれにも該当すること。

二の二　次のいずれにも該当する一般事業主であること。

イ　前号イからハまでのいずれにも該当すること。

ロ　第一号の二ロに該当すること。

三　（略）

三の二　次のいずれにも該当する一般事業主であること。

イ　前号イ及びロのいずれにも該当すること。

ロ　第一号の二ロに該当すること。

2　（略）

（法第十二条の申請）

第九条の二　法第十二条の認定（以下「特例認定」という。）を受けようとする認定一般事業主（法第十条第一項に規定する認定一般事業主をいう。以下同じ。）は、基準適合認定一般事業主認定申請書（様式第二号。次条第一項第二号に規定する事業主の類型に係る特例認定を受けようとする者が、同項第一号に規定する事業主の類型に係る特例認定を受けた特例認定一般事業主であるときは、様式第二号の二。）に、当該認定一般事業主が法第十二条の基準に適合するものであることを明らかにする書類を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

（法第十二条の認定の基準等）

第九条の三　法第十二条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　次のいずれにも該当する一般事業主であること。

イ　事業主行動計画策定指針に即して適切な一般事業主行動計画を定めたこと。

ロ　策定した一般事業主行動計画について、適切に公表及び労働者への周知をしたこと。

ハ　策定した一般事業主行動計画（認定一般事業主が法第十二条の申請を行った日の直近にその計画期間が終了したものであって、当該計画期間が二年以上五年以下のものに限る。）に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと。

ニ　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること。

二　次のいずれにも該当する一般事業主であること。

イ　前号イに掲げる事項のうち三又は四の事項に該当し、該当する事項の実績を厚生労働省のウェブサイトに公表していること。

ロ　前号イに掲げる事項のうち当該一般事業主が該当しない事項について、事業主行動計画策定指針に定められた当該事項に関する取組を実施し、その実施状況について厚生労働省のウェブサイトに公表するとともに、二年以上連続して当該事項の実績が改善していること。

ハ　前号ハからホまでに掲げる事項のいずれにも該当すること。

（新設）

三　（略）

（新設）

2　（略）

（法第十二条の申請）

第九条の二　法第十二条の認定を受けようとする認定一般事業主（法第十条第一項に規定する認定一般事業主をいう。以下同じ。）は、基準適合認定一般事業主認定申請書（様式第二号）に、当該認定一般事業主が法第十二条の基準に適合するものであることを明らかにする書類を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

（法第十二条の認定の基準等）

第九条の三　法第十二条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　事業主行動計画策定指針に即して適切な一般事業主行動計画を定めたこと。

ホ　第八条第一号イ(1)から(3)まで及び(5)に掲げる事項に該当すること。この場合において、同号イ(2)(i)中「十分の七」とあるのは「十分の八」と、「十分の八」とあるのは「十分の九」と読み替えるものとする。

ヘ　直近の事業年度における管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値に一・五を乗じて得た値（次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に定める値）以上であること。

(1)　産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値に一・五を乗じて得た値が百分の十五以下である場合　百分の十五（直近の三事業年度ごとに当該各事業年度の開始の日に課長級より一つ下の職階にあった女性労働者の数に対する当該各事業年度において課長級に昇進した女性労働者の数の割合を当該三事業年度ごとに当該各事業年度の開始の日に課長級より一つ下の職階にあった男性労働者の数に対する当該各事業年度において課長級に昇進した男性労働者の数の割合を当該三事業年度において平均した数で除して得た割合が十分の十以上である場合にあっては、産業計の管理職に占める女性労働者の割合の平均値）

(2)　産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値に一・五を乗じて得た値が百分の四十以上である場合　(i)又は(ii)のいずれか大きい値

(i)　直近の事業年度におけるその雇用する通常の労働者に占める女性労働者の割合に百分の八十を乗じて得た値

(ii)　百分の四十

ト　第十九条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第三号及び第四号に掲げる情報の区分ごとに第三号及び第四号に定める事項のうち、八以上の事項を厚生労働省のウェブサイトで公表していること。

チ　雇用管理区分ごとのその雇用する労働者の男女の賃金の額の差異の状況について把握したこと。

リ　次のいずれにも該当しないこと。

(1)　法第十二条の申請を行った日より前にハの一般事業主行動計画に定められた目標を容易に達成できる目標に変更していること。

(2)　法第十五条の規定により認定を取り消され、又は第九条の五の規定による辞退の申出を行い、その取消し又は辞退の日から三年を経過しないこと（当該辞退の日前に女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が、厚生労働省雇用環境・均等局長が定める基準に該当しないことにより、当該辞退の申出をした場合を除く。）。

(3)　第八条第一項第一号ホ(2)又は(3)に該当すること。

ニ　次のいずれにも該当する一般事業主であること。

イ　前号イからリまでのいずれにも該当すること。

ロ　第八条第一項第一号の二ロに該当すること。

（削る）

（削る）

ニ　策定した一般事業主行動計画について、適切に公表及び労働者への周知をしたこと。

三　策定した一般事業主行動計画（認定一般事業主が法第十二条の申請を行った日の直近にその計画期間が終了したものであって、当該計画期間が二年以上五年以下のものに限る。）に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと。

四　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること。

（削る）

（削る）

２　法第十二条の認定は、前項各号に規定する事業主の類型ごとに行うものとする。

３　第一項第二号に規定する事業主の類型に係る特例認定を受けようとする者が、同項第一号に規定する事業主の類型に係る特例認定を受けた特例認定一般事業主である場合における同項の規定の適用については、同項第一号イからハまで及びリ⑴の規定は、適用しない。

（法第十三条第二項の公表）

第九条の四　法第十三条第二項の規定による公表は、厚生労働省のウェブサイトに、前条第一項第一号に規定する事業主の類型に係る特例認定を受けた特例認定一般事業主にあっては同号ニからトまでに掲げる事項の実績を、前条第一項第二号に規定する事業主の類型に係る特例認定を受けた特例認定一般事業主にあっては同項第一号ニからトまで並びに第八条第一項第一号の二ロ⑴及び⑶に掲げる事項の実績を公表していることとする。

（削る）

（削る）

（削る）

五　第八条第一号イ⑴から⑶まで及び⑸に掲げる事項に該当すること。この場合において、同号イ⑵ⅰ中「十分の七」とあるのは「十分の八」と、「十分の八」とあるのは「十分の九」と読み替えるものとする。

六　直近の事業年度における管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値に一・五を乗じて得た値（次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に定める値）以上であること。

⑴　産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値に一・五を乗じて得た値が百分の十五以下である場合　百分の十五（直近の三事業年度ごとに当該各事業年度の開始の日に課長級より一つ下の職階にあった女性労働者の数に対する当該各事業年度において課長級に昇進した女性労働者の数の割合を当該三事業年度において平均した数を直近の三事業年度ごとに当該各事業年度の開始の日に課長級より一つ下の職階にあった男性労働者の数に対する当該各事業年度において課長級に昇進した男性労働者の数の割合を当該三事業年度において平均した数で除して得た割合が十分の十以上である場合にあっては、産業計の管理職に占める女性労働者の割合の平均値）

⑵　産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値に一・五を乗じて得た値が百分の四十以上である場合　ⅰ又はⅱのいずれか大きい値

ⅰ　直近の事業年度におけるその雇用する通常の労働者に占める女性労働者の割合に百分の八十を乗じて得た値

ⅱ　百分の四十

七　第十九条第一項第一号及び第二号に定める事項のうち八以上の事項を厚生労働省のウェブサイトで公表していること。

八　雇用管理区分ごとのその雇用する労働者の男女の賃金の差異の状況について把握したこと。

九　次のいずれにも該当しないこと。

イ　法第十二条の申請を行った日より前に第三号の一般事業主行動計画に定められた目標を容易に達成できる目標に変更していること。

ロ　法第十五条の規定により認定を取り消され、又は第九条の五の規定による辞退の申出を行い、その取消し又は辞退の日から三年を経過しないこと（当該辞退の日前に女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が、厚生労働省雇用環境・均等局長が定める基準に該当しないことにより、当該辞退の申出をした場合を除く。）。

ハ　第八条第一項第一号ホ⑵又は⑶に該当すること。

（新設）

（新設）

（法第十三条第二項の公表）

第九条の四　法第十三条第二項の規定による公表は、厚生労働省のウェブサイトに、前条第四号から第七号までに掲げる事項の実績を公表していることとする。

（法第二十条第一項の情報の公表）

第十九条　法第二十条第一項の規定による情報の公表は、第一号及び第二号に掲げる事項を公表するとともに、第三号及び第四号に掲げる情報の区分ごとに第三号及び第四号に定める事項のうち一般事業主が適切と認めるものをそれぞれ一以上公表しなければならない。

一　その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異

二　その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合

三　前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

イ～ニ　（略）

（削る）

ホ～ト　（略）

（削る）

四　（略）

2　一般事業主が前項の規定により公表する場合においては、前項第一号に掲げる事項は、その雇用する全ての労働者に係る実績及び雇用管理区分ごとの実績を、前項第三号イからハまで及びヘ並びに同項第四号ハ、ホ及びトに掲げる事項は、雇用管理区分ごとの実績を、それぞれ公表しなければならない。この場合において、同一の雇用管理区分に属する労働者の数がその雇用する労働者の数のおおむね十分の一に満たない雇用管理区分がある場合は、職務の内容等に照らし、類似の雇用管理区分と合わせて一の区分として公表することができるものとする。

3　（略）

4　一般事業主は、第一項又は第三項の規定により公表するに当たっては、おおむね一年に一回以上、公表した日を明らかにして、厚生労働省のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により、女性の求職者等が容易に閲覧できるよう公表しなければならない。

（法第二十条第二項の情報公表）

第二十条　法第二十条第二項の規定による情報の公表は、前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を公表するとともに、同項第三号及び第四号に掲げる情報の区分ごとに第三号及び第四号に定める事項のうち一般事業主が適切と認めるものを一以上公表しなければならない。

2　（略）

（法第二十条第三項の情報公表）

第二十条の二　第十九条第二項から第四項まで及び前条第一項の規定は、法第二十条第三項の規定による情報の公表について準用する。この場合において、第十九条第二項及び第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」と、前条第一項中「第一号及び第二号に掲げる事項を公表するとともに、同項第三号及び第四号に掲げる情報の区分ごとに第三号及び第四号に定める事項のうち一般事業主が適切と認めるものを一以上公表しなければ」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第三号及び第四号に掲げる情報の区分ごとに第三号及び第四号に定める事項のうち、一般事業主が適切と認めるものを一以上公表するよう努めなければ」と読み替えるものとする。

（法第二十条第一項の情報の公表）

第十九条　法第二十条第一項の規定による情報の公表は、次の各号に掲げる情報の区分ごとに第一号イからチまで及び第二号に定める事項のうち一般事業主が適切と認めるものをそれぞれ一以上公表するとともに、第一号リに定める事項を公表しなければならない。

（新設）

（新設）

一　その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

イ～ニ　（略）

ホ　管理職に占める女性労働者の割合

ヘ～チ　（略）

リ　その雇用する労働者の男女の賃金の差異

二　（略）

2　一般事業主が前項の規定により公表する場合においては、前項第一号イからハまで及びト並びに同項第二号ハ、ホ及びトに掲げる事項は、雇用管理区分ごとの実績を、同項第一号リに掲げる事項は、その雇用する全ての労働者に係る実績及び雇用管理区分ごとの実績を、それぞれ公表しなければならない。この場合において、同一の雇用管理区分に属する労働者の数がその雇用する労働者の数のおおむね十分の一に満たない雇用管理区分がある場合は、職務の内容等に照らし、類似の雇用管理区分と合わせて一の区分として公表することができるものとする。

3　（略）

4　一般事業主は、第一項又は第三項の規定により公表するに当たっては、おおむね一年に一回以上、公表した日を明らかにして、インターネットの利用その他の方法により、女性の求職者等が容易に閲覧できるよう公表しなければならない。

（法第二十条第二項の情報公表）

第二十条　法第二十条第二項の規定による情報の公表は、前条第一項各号に定める事項のうち一般事業主が適切と認めるものを公表しなければならない。

2　（略）

（法第二十条第三項の情報公表）

第二十条の二　第十九条第二項から第四項まで及び前条第一項の規定は、法第二十条第三項の規定による情報の公表について準用する。この場合において、第十九条第二項及び第四項並びに前条第一項中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」と読み替えるものとする。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号（第七条関係）（第一面から第十面まで）

（A4）

基準適合一般事業主認定申請書

申請年月日　　令和　　年　　月　　日

都道府県労働局長　殿

（ふりがな）
一般事業主の氏名又は名称

（ふりがな）
（法人の場合）代表者の氏名

主たる事業　（大分類：　　）
※製造業のみ記入（中分類：　　）

住所　〒

電話番号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第９条の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．現在取り組んでいる一般事業主行動計画

（1）　一般事業主行動計画策定届を届け出た日　　平成・令和　　年　　月　　日

（2）　一般事業主行動計画策定届の届出先　　労働局長

（3）　計画期間　　平成・令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

２．常時雇用する労働者の数　　人

男性労働者の数　　人

女性労働者の数　　人

３．女性の職業生活における活躍に関する状況（直近の事業年度をXとする。以下同じ。）

（1）採用に関する状況（ｉ又はⅱのうちいずれかを記入）

（ｉ）男女別の採用における競争倍率

①　直近の３事業年度の男女別の採用における競争倍率（記載要領７を参照）

直近の３事業年度の平均	雇用管理区分	女性の競争倍率(A)	男性の競争倍率(B)	(A)×0.8＝(C)
(X)年度～(X-2)年度の平均				

②（①の(C)が(B)以上の事業主のみ記入）

	雇用管理区分	女性の競争倍率(A)	男性の競争倍率(B)	(B)/(A)
(X)年度～(X-2)年度の平均				
①の前年度までの３事業年度の平均(X-1)年度～(X-3)年度の平均				
①の前々年度までの３事業年度の平均(X-2)年度～(X-4)年度の平均				

認定申請の担当部局名	
（ふりがな）担当者の氏名	

（ⅱ）女性労働者の割合（①及び②いずれも記入。通常の労働者に雇用管理区分を設定していない場合は、①のみを記入。）（記載要領８を参照）

①　通常の労働者に占める女性労働者の割合

（イ）直近の事業年度の通常の労働者に占める女性労働者の割合

直近の事業年度	通常の労働者に占める女性労働者の割合(A)		産業平均値(B)
(X)年度			

（ロ）（①の(A)が(B)未満（又は４割未満）の事業主のみ記入）

①の直前の２事業年度	通常の労働者に占める女性労働者の割合(A)
(X-1)年度	
(X-2)年度	

（ハ）（①の(A)が(B)未満（又は４割未満）の事業主のみ記入）

	通常の労働者に占める女性労働者の割合(A)
直近の事業年度までの連続する３事業年度の平均(X)年度～(X-2)年度の平均	
当該直近の事業年度の前年度までの連続する３事業年度の平均値(X-1)年度～(X-3)年度の平均	
当該直近の事業年度の前々年度までの連続する３事業年度の平均値(X-2)年度～(X-4)年度の平均	

※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（以下「省令」という。）第８条第１項第１号の認定を受けようとする場合、①の(A)が(B)未満（又は４割未満）の事業主は(ロ)又は(ハ)のいずれかに記載すること。同項第２号の認定を受けようとする場合、①の(A)が(B)未満（又は４割未満）の事業主は(ロ)に記載すること。

②　通常の労働者の基幹的な雇用管理区分における通常の労働者に占める女性労働者の割合

（イ）直近の事業年度の通常の労働者の基幹的な雇用管理区分における通常の労働者に占める女性労働者の割合

直近の事業年度	基幹的な雇用管理区分	通常の労働者に占める女性労働者の割合(A)		産業平均値(B)
(X)年度				

（ロ）（①の(A)が(B)未満（又は４割未満）の事業主のみ記入）

①の直前の２事業年度	基幹的な雇用管理区分	通常の労働者に占める女性労働者の割合(A)
(X-1)年度		
(X-2)年度		

（ハ）　（①の(A)が(B)未満（又は４割未満）の事業主のみ記入）

	基幹的な雇用管理区分	通常の労働者に占める女性労働者の割合(A)
直近の事業年度までの連続する３事業年度の平均(X)年度～(X-2)年度の平均		
当該直近の事業年度の前年度までの連続する３事業年度の平均値(X-1)年度～(X-3)年度の平均		
当該直近の事業年度の前々年度までの連続する３事業年度の平均値(X-2)年度～(X-4)年度の平均		

※省令第８条第１項第１号の認定を受けようとする場合、①の(A)が(B)未満（又は４割未満）の事業主は(ロ)又は(ハ)のいずれかに記載すること。同項第２号の認定を受けようとする場合、①の(A)が(B)未満（又は４割未満）の事業主は(ロ)に記載すること。

(2) 継続就業に関する状況（ⅰ又はⅱのうちいずれかを記入。ⅱは、ⅰで定める割合を算出することができない場合に限る。）

（ⅰ）男女別の平均継続勤務年数（①又は②のうちいずれかを記入）

①　男女別の平均継続勤務年数（記載要領９を参照）

（イ）直近の事業年度における男女別の平均継続勤務年数

直近の事業年度	雇用管理区分	女性の平均継続勤務年数(A)	男性の平均継続勤務年数(B)	(A)/(B)=(C)
(X)年度				

（ロ）　（①の(C)が0.7未満の事業主のみ記入）

①の直前の２事業年度	雇用管理区分	女性の平均継続勤続年数(A)	男性の平均継続勤務年数(B)	(A)/(B)=(C)
(X-1)年度				
(X-2)年度				

（ハ）　（①の(C)が0.7未満の事業主のみ記入）

	雇用管理区分	女性の平均継続勤続年数(A)	男性の平均継続勤務年数(B)	(A)/(B)=(C)
直近の事業年度までの連続する３事業年度の平均(X)年度～(X-2)年度の平均				
当該直近の事業年度の前年度までの連続する３事業年度の平均値(X-1)年度～(X-3)年度の平均				
当該直近の事業年度の前々年度までの連続する３事業年度の平均値(X-2)年度～(X-4)年度の平均				

※省令第８条第１項第１号の認定を受けようとする場合、①の(C)が0.7未満の事業主は(ロ)又は(ハ)のいずれかに記載すること。同項第２号の認定を受けようとする場合、①の(C)が0.7未満の事業主は(ロ)に記載すること。

②　男女別の継続雇用割合（記載要領10を参照）

（イ）直近の事業年度における10事業年度前及びその前後の事業年度に採用した労働者の男女別の継続雇用割合

直近の事業年度	雇用管理区分	女性の継続雇用割合(A)	男性の継続雇用割合(B)	(A)/(B)=(C)
(X)年度				

（ロ）　（①の(C)が0.8未満の事業主のみ記入）

①の直前の２事業年度	雇用管理区分	女性の継続雇用割合(A)	男性の継続雇用割合(B)	(A)/(B)=(C)
(X-1)年度				
(X-2)年度				

（ハ）　（①の(C)が0.8未満の事業主のみ記入）

	雇用管理区分	女性の継続雇用割合(A)	男性の継続雇用割合(B)	(A)/(B)=(C)
直近の事業年度までの連続する３事業年度の平均(X)年度～(X-2)年度の平均				
当該直近の事業年度の前年度までの連続する３事業年度の平均値(X-1)年度～(X-3)年度の平均				
当該直近の事業年度の前々年度までの連続する３事業年度の平均値(X-2)年度～(X-4)年度の平均				

※省令第８条第１項第１号の認定を受けようとする場合、①の(C)が0.8未満の事業主は(ロ)又は(ハ)のいずれかに記載すること。同項第２号の認定を受けようとする場合、①の(C)が0.8未満の事業主は(ロ)に記載すること。

（ⅱ）女性労働者の平均継続勤務年数（記載要領11を参照）

①　直近の事業年度の女性の通常の労働者の平均継続勤務年数

直近の事業年度	女性の通常の労働者の平均継続勤務年数(A)		産業平均値(B)
(X)年度			

②　（①の(A)が(B)未満の事業主のみ記入）

①の直前の２事業年度	女性の通常の労働者の平均継続勤務年数(A)
(X-1)年度	
(X-2)年度	

③　（①の(A)が(B)未満の事業主のみ記入）

	女性の通常の労働者の平均継続勤務年数(A)
直近の事業年度までの連続する３事業年度の平均(X)年度～(X-2)年度の平均	
当該直近の事業年度の前年度までの連続する３事業年度の平均値(X-1)年度～(X-3)年度の平均	
当該直近の事業年度の前々年度までの連続する３事業年度の平均値(X-2)年度～(X-4)年度の平均	

※省令第８条第１項第１号の認定を受けようとする場合、①の(A)が(B)未満の事業主は②又は③のいずれかに記載すること。同項第２号の認定を受けようとする場合、①の(A)が(B)未満の事業主は②に記載すること。

(3) 時間外労働及び休日労働に関する状況

① 直近の事業年度における労働者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数

直近の事業年度	雇用管理区分	各月の時間外労働及び休日労働の時間数					
(X)年度		1月	2月	3月	4月	5月	6月
		7月	8月	9月	10月	11月	12月
		1月	2月	3月	4月	5月	6月
		7月	8月	9月	10月	11月	12月

②　（①の時間外労働及び休日労働の合計時間数が45時間以上の月がある事業主のみ記入）

①を含む直近の３事業年度	雇用管理区分	時間外労働及び休日労働の時間数が月45時間以上の月数	一人当たりの時間外労働及び休日労働の一月当たりの時間数
(X)年度（※①の事業年度）			
(X-1)年度			
(X-2)年度			

③　（①の時間外労働及び休日労働の合計時間数が45時間以上の月がある事業主のみ記入）

	雇用管理区分	時間外労働及び休日労働の時間数が月45時間以上の月数	一人当たりの時間外労働及び休日労働の一月当たりの時間数
直近の事業年度までの連続する３事業年度の平均(X)年度～(X-2)年度の平均			
当該直近の事業年度の前年度までの連続する３事業年度の平均値(X-1)年度～(X-3)年度の平均			
当該直近の事業年度の前々年度までの連続する３事業年度の平均値(X-2)年度～(X-4)年度の平均			

※省令第８条第１項第１号の認定を受けようとする場合、①の時間外労働及び休日労働の合計時間数が45時間以上の月がある事業主は②又は③のいずれかに記載すること。同項第２号の認定を受けようとする場合、①の時間外労働及び休日労働の合計時間数が45時間以上の月がある事業主は②に記載すること。

(4) 管理職に関する状況（ｉ又はⅱのうちいずれかを記入）

（ｉ）管理職に占める女性労働者の割合（記載要領12、13を参照）

① 直近の事業年度における管理職に占める女性労働者の割合

直近の事業年度	管理職に占める女性労働者の割合		産業平均値
(X)年度			

②　（①の割合が産業平均値未満である事業主のみ記入）

①の直前の２事業年度	管理職に占める女性労働者の割合
(X-1)年度	
(X-2)年度	

③　（①の割合が産業平均値未満である事業主のみ記入）

	管理職に占める女性労働者の割合
直近の事業年度までの連続する３事業年度の平均(X)年度～(X-2)年度の平均	
当該直近の事業年度の前年度までの連続する３事業年度の平均値(X-1)年度～(X-3)年度の平均	
当該直近の事業年度の前々年度までの連続する３事業年度の平均値(X-2)年度～(X-4)年度の平均	

※省令第８条第１項第１号の認定を受けようとする場合、①の割合が産業平均値未満である事業主は②又は③のいずれかに記載すること。同項第２号の認定を受けようとする場合、①の割合が産業平均値未満である事業主は②に記載すること。

（ⅱ）課長級より一つ下の職階から課長級に昇進した割合（記載要領14を参照）
① 直近の３事業年度における男女別の課長級より一つ下の職階から課長級に昇進した割合

直近の３事業年度	女性の昇進割合(A)	男性の昇進割合(B)	(A)/(B)=(C)
(X)年度～(X-2)年度の平均			

②（①の（C）が0.8未満である事業主のみ記入）

	女性の昇進割合（A）	男性の昇進割合（B）	(A)/(B)=(C)
①の前年度までの３事業年度の平均(X-1)年度～(X-3)年度の平均			
①の前々年度までの３事業年度の平均(X-2)年度～(X-4)年度の平均			

（5）多様なキャリアコースに関する状況（記載要領15を参照）
直近の事業年度における通常の労働者への転換等、中途採用及び再雇用の状況

直近の３事業年度	実施した措置	人数
(X)年度～(X-2)年度	ア　通常の労働者への転換、派遣労働者の雇入れ	
	イ　キャリアアップに資するような雇用管理区分間の転換	
	ウ　女性の通常の労働者としての再雇用（定年後の再雇用を除く。）	
	エ　おおむね30歳以上の女性の通常の労働者としての中途採用	

４．３において基準を満たした項目について当該実績を公表した日（該当するもののみを記入）

項目名	実績を厚生労働省のウェブサイトに公表した日
(1) 採用に関する状況	令和　年　月　日
(2) 継続就業に関する状況	令和　年　月　日
(3) 時間外労働及び休日労働に関する状況	令和　年　月　日
(4) 管理職に関する状況	令和　年　月　日
(5) 多様なキャリアコース	令和　年　月　日

５．３において基準を満たさなかった項目に係る取組の実施状況を公表した日（該当するもののみを記入）

項目名	措置の分類（３(5)のアからエまでの該当する措置を記入）	取組状況を厚生労働省のウェブサイトに公表した日
(1) 採用に関する状況		令和　年　月　日
(2) 継続就業に関する状況		令和　年　月　日
(3) 時間外労働及び休日労働に関する状況		令和　年　月　日
(4) 管理職に関する状況		令和　年　月　日
(5) 多様なキャリアコース		令和　年　月　日
		令和　年　月　日

（注）次の①から④までの書類を添付すること。
①　計画期間に申請年月日を含む一般事業主行動計画の写し
②　①の行動計画の労働者への周知及び公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）であってその日付が分かるもの
③　３の実績を明らかにする書類（都道府県労働局長が求める資料の写し）
④　４及び５の公表を明らかにする書類（公表先の厚生労働省のウェブサイトの画面を印刷した書類）であってその日付が分かるもの

省令第８条第１項第１号の２、第２号の２又は第３号の２に係る認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。

６．　女性の健康上の特性への配慮に関する状況
（1）　女性の健康上の特性に配慮した制度の整備状況
① 女性の健康上の特性に配慮した休暇制度

制度の種類	制度の内容
女性の健康上の特性に配慮した休暇制度（女性の健康上の特性への配慮を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く。）	

② 女性の健康上の特性への配慮のために利用することができる次のいずれかの制度

制度の種類	制度の有無	制度の内容
半日単位・時間単位の年次有給休暇付与制度	有・無	
所定外労働の制限	有・無	
始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度	有・無	
フレックスタイム制	有・無	
短時間勤務制度	有・無	
在宅勤務等を可能とする制度	有・無	

(2)　女性の健康上の特性への配慮に関する方針及び(1)の制度（②については「有」を選択したもの）の内容に関する労働者への周知の実施状況

方針の内容	方針及び(1)の制度内容に関する周知	
	周知した日	周知の方法
	令和　　年 月　日	

(3)　女性の健康上の特性への配慮に関する研修その他の女性の健康上の特性に関する労働者の理解を促進するための取組の実施状況

研修その他の労働者の理解を促進するための取組の内容	実施した日
	令和　　年 月　日

(4)　女性健康配慮担当者の選任及び労働者への周知の実施状況

女性健康配慮担当者			女性健康配慮担当者の労働者への周知	
氏名	所属・役職	選任した日	周知した日	周知の方法
		令和　　年 月　日	令和　　年 月　日	
		令和　　年 月　日	令和　　年 月　日	
		令和　　年 月　日	令和　　年 月　日	

（注）省令第８条第１項第１号の２、第２号の２又は第３号の２に係る認定を受けようとする場合は、次の①から④までの書類も添付すること。

①　６．(1)の制度（②については「有」を選択したもの）の内容について、明らかにする書類（労働協約・就業規則の写し等）

②　６．(2)について、女性の健康上の特性への配慮に関する方針及び(1)の制度（②については「有」を選択したもの）の内容について、労働者への周知を行っていることを明らかにする書類（方針が記載されている社内資料、周知の際に使用したリーフレット、自社のホームページの画面等を印刷した書類等）であって、周知の日付が分かるもの

③　６．(3)について、女性の健康上の特性への配慮に関する研修その他の女性の健康上の特性に関する労働者の理解を促進するための取組の内容を明らかにする書類（研修の開催概要等）であって、実施の日付が分かるもの

④　６．(4)の女性健康配慮担当者について、労働者への周知を行っていることを明らかにする書類（周知の際に使用したリーフレット、社内通知等）であって、周知の日付が分かるもの

様式第一号（第七条関係）（第十一面・十二面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、都道府県労働局長に基準適合一般事業主認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、主たる事業、住所及び電話番号」欄の主たる事業については、日本標準産業分類に掲げる大分類（製造業にあっては、大分類及び中分類）を記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、住所については主たる事務所の所在地を、電話番号については主たる事務所の電話番号を記載すること。

３．「１．(1) 一般事業主行動計画策定届を届け出た日」欄は、計画期間に申請年月日を含む一般事業主行動計画について、都道府県労働局長に一般事業主行動計画策定届（以下「届出書」という。）を提出した年月日を記載すること。

４．「１．(2) 一般事業主行動計画策定届の届出先」欄は、３の届出書を提出した都道府県労働局長の都道府県名を記載すること。

５．「１．(3) 計画期間」欄は、３の一般事業主行動計画の期間の初日及び末日を記載すること。

６．「３．女性の職業生活における活躍に関する状況」欄については、

(1)　記載欄が足りない場合には、該当する内容を別紙に記載して提出すること。

(2)　雇用管理区分の名称は、通常事業所において称している名称を記載すれば足りること。なお、同一の雇用管理区分に属する労働者の数が、事業主が雇用する労働者の数のおおむね一割に満たない雇用管理区分がある場合は、職務の内容等に照らし、類似の雇用管理区分と合わせて算出することができること（雇用形態が異なる場合を除く。）。

７．「３．(1) 採用に関する状況」欄の「競争倍率」とは、労働者の募集（期間の定めのない労働契約を締結する労働者を雇い入れることを目的とするものに限る。）に対する応募者の数を当該募集で採用した労働者の数で除して得た数をいうこと。

８．「３.(1)(ⅱ) 女性労働者の割合」欄の「産業平均値」とは、日本標準産業分類に掲げる大分類（製造業にあっては、大分類及び中分類）を元に厚生労働省雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの通常の労働者に占める女性労働者の割合の平均値をいうこと。

９．「３．(2)(ⅰ)① 男女別の平均継続勤務年数」欄は、期間の定めのない労働契約を締結している労働者の平均継続勤務年数を記載すること。

10．「３．(2)(ⅰ)② 男女別の継続雇用割合」欄の「継続雇用割合」とは、対象事業年度から見て 10 事業年度前及びその前後の事業年度に採用した労働者（新規学卒等として雇い入れたものであって、期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。）の数に対する当該労働者であって対象事業年度において引き続き雇用されているものの数の割合をいうこと。

11．「３．(2)(ⅱ) 女性労働者の平均継続勤務年数」欄の「産業平均値」とは、日本標準産業分類に掲げる大分類（製造業にあっては、大分類及び中分類）を元に厚生労働省雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの通常の労働者に占める女性労働者の割合の平均値をいうこと。

12．「３．(4) 管理職に関する状況」欄の「管理職」とは、「課長級」及びそれより上位の役職にある労働者をいうこと。また、「課長級」とは、次の①又は②に該当する者をいうこと。

① 事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が２つの係以上からなり、若しくは、その構成員が 10 人以上（課長を含む。）のものの長

② 同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長」に相当する者

13．「３．(4)(ⅰ) 管理職に占める女性労働者の割合」欄の「産業平均値」とは、日本標準産業分類に掲げる大分類（製造業にあっては、大分類及び中分類）を元に厚生労働省雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値をいうこと。

14．「３．(4)(ⅱ) 課長級より一つ下の職階から課長級に昇進した割合」欄の「課長級より一つ下の職階から課長級に昇進した割合」とは、各事業年度の開始の日に課長級より一つ下の職階にあった労働者の数に対する当該各事業年度において課長級に昇進した労働者の数の割合をいうこと。

15．「３．(5) 多様なキャリアコースに関する状況」欄は、該当する措置を○で囲み、該当人数を記載すること。また、常時雇用する労働者の数が 300 人以下の事業主については、アからエまでのうち１つ以上の事項、常時雇用する労働者の数が 301 人以上の事業主については、アからエまでのうち２つ以上の事項（通常の労働者以外の労働者を雇用し、又は労働者派遣の役務の提供を受ける事業主にあっては、アを必ず含む。）について記載する必要があること。

16．「６．女性の健康上の特性への配慮に関する状況」欄については、

(1)　(1)②の欄は、制度の種類ごとに、制度の有無について有又は無の文字を○で囲むこと。有の場合は右欄に実施した制度の内容について具体的に記載すること。

(2)　(4) の欄は、選任している女性健康配慮担当者について記載すること。記載欄が足りない場合には、取り綴って記載すること。

様式第二号を次のように改める。

様式第二号（第九条の二関係）（第一面から第六面まで）

（A4）

基準適合認定一般事業主認定申請書

申請年月日　　令和　　年　　月　　日

都道府県労働局長　殿

（ふりがな）
一般事業主の氏名又は名称

（ふりがな）
（法人の場合）代表者の氏名

主たる事業　（大分類：　　）

※製造業のみ記入（中分類：　　）

住　　所　〒

電話番号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第12条の認定（特例認定）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1．策定・実施した一般事業主行動計画について

（1）一般事業主行動計画策定届を届け出た日　令和　　年　　月　　日

（2）一般事業主行動計画策定届の届出先　　労働局長

（3）計画期間　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

2．女性活躍推進法第９条の認定（えるぼし認定）を受けた日及び認定を受けた労働局

平成・令和　　年　　月　　日・　　労働局

3．常時雇用する労働者の数　　人

男性労働者の数　　人

女性労働者の数　　人

4．一般事業主行動計画において達成しようとした目標及びその達成状況（第五面に記載すること）

5．男女雇用機会均等推進者の選任状況

(1)所属部課	
(2)役職名	

6．職業家庭両立推進者の選任状況

(1)所属部課	
(2)役職名	

認定申請の担当部局名	
（ふりがな） 担当者の氏名	

7．女性の職業生活における活躍に関する状況（直近の事業年度をXとする。以下同じ。）

（1）採用に関する状況（ｉ又はⅱのうちいずれかを記入）（記載要領９を参照）

（i）直近の３事業年度の男女別の採用における競争倍率

直近の３事業年度の平均	雇用管理区分	女性の競争倍率(A)	男性の競争倍率(B)	(A)×0.8＝(C)
(X)年度～(X-2)年度の平均				

（ⅱ）通常の労働者に占める女性労働者の割合（①及び②いずれも記入。通常の労働者に雇用管理区分を設定していない場合は、①のみ記入。）（記載要領10を参照）

① 直近の事業年度の通常の労働者に占める女性労働者の割合

直近の事業年度	通常の労働者に占める女性労働者の割合(A)	産業平均値(B)
(X)年度		

② 直近の事業年度の通常の労働者の基幹的な雇用管理区分における通常の労働者に占める女性労働者の割合

直近の事業年度	基幹的な雇用管理区分	通常の労働者に占める女性労働者の割合(A)	産業平均値(B)
(X)年度			

（2）継続就業に関する状況（ｉ又はⅱのうちいずれかを記入。ⅱは、ｉで定める割合を算出することができない場合に限る。）

（i）男女別の平均継続勤務年数及び男女別の継続雇用割合（①又は②のうちいずれかを記入）（記載要領11を参照）

① 直近の事業年度における男女別の平均継続勤務年数

直近の事業年度	雇用管理区分	女性の平均継続勤務年数(A)	男性の平均継続勤務年数(B)	(A)/(B)=(C)
(X)年度				

② 直近の事業年度における10事業年度前及びその前後の事業年度に採用した労働者の男女別の継続雇用割合（記載要領12を参照）

直近の事業年度	雇用管理区分	女性の継続雇用割合(A)	男性の継続雇用割合(B)	(A)/(B)=(C)
(X)年度				

（ⅱ）直近の事業年度の女性の通常の労働者の平均継続勤務年数（記載要領13を参照）

直近の事業年度	女性の通常の労働者の平均継続勤務年数(A)	産業平均値(B)
(X)年度		

(3) 直近の事業年度における労働者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数

直近の事業年度	雇用管理区分	各月の時間外労働及び休日労働の時間数					
(X)年度		1月	2月	3月	4月	5月	6月
		7月	8月	9月	10月	11月	12月
		1月	2月	3月	4月	5月	6月
		7月	8月	9月	10月	11月	12月

(4) 管理職に関する状況（記載要領14を参照）

(i) 直近の事業年度における管理職に占める女性労働者の割合等（記載要領15を参照）

直近の事業年度	管理職に占める女性労働者の割合(A)	産業平均値	産業平均値の1.5倍の値(B)
(X)年度			

(ⅱ) 直近の３事業年度における男女別の課長級より一つ下の職階から課長級に昇進した割合（(i)の(B)が15％以下である事業主のみ記入）（記載要領16を参照）

直近の３事業年度	女性の昇進割合(C)	男性の昇進割合(D)	(C)/(D)=(E)
(X)年度～(X-2)年度の平均			

(ⅲ) （(i)の(B)が40％以上である事業主のみ記入）

直近の事業年度	通常の労働者に占める女性労働者の割合(F)	(G)×0.8
(X)年度		

(5) 多様なキャリアコースに関する状況（記載要領17を参照）

直近の事業年度における通常の労働者への転換等、中途採用及び再雇用の状況

直近の３事業年度	実施した措置	人数
(X)年度～(X-2)年度	ア　通常の労働者への転換、派遣労働者の雇入れ	
	イ　キャリアアップに資するような雇用管理区分間の転換	
	ウ　女性の通常の労働者としての再雇用（定年後の再雇用を除く。）	
	エ　おおむね30歳以上の女性の通常の労働者としての中途採用	

８．女性の職業生活における活躍に関する情報の公表（記載要領18を参照）

(1)

情報公表項目	公表の有無
男女の賃金の額の差異（区）	有・無

(2)

情報公表項目	公表の有無
管理職に占める女性労働者の割合	有・無

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

情報公表項目	公表の有無
ア　採用した労働者に占める女性労働者の割合（区）	有・無
イ　男女別の採用における競争倍率（区）	有・無
ウ　労働者に占める女性労働者の割合（区）(派)	有・無
エ　係長級にある者に占める女性労働者の割合	有・無
オ　役員に占める女性の割合	有・無
カ　男女別の職種又は雇用形態の転換の実績（区）(派)	有・無
キ　男女別の再雇用又は中途採用の実績	有・無

(4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

情報公表項目	公表の有無
ア　男女の平均継続勤務年数の差異	有・無
イ　10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合	有・無
ウ　男女別の育児休業取得率（区）	有・無
エ　労働者一人当たりの１月当たりの平均残業時間	有・無
オ　労働者一人当たりの１月当たりの平均残業時間（区）(派)	有・無
カ　有給休暇取得率	有・無
キ　有給休暇取得率（区）	有・無

（注１）「（区）」の表示のある項目については、雇用管理区分ごとに把握を行う必要があるもの。

（注２）「（派）」の表示のある項目については、労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて把握を行う必要があるもの。

９．雇用管理区分ごとの男女の賃金の額の差異の状況の把握（記載要領19を参照）

(1) 雇用管理区分ごとの男女の賃金の額の差異の状況の把握の有無　［　有　・　無　］

(2) 雇用管理区分ごとの男女の賃金の額の差異の状況を把握した日　令和　年　月　日

（注）次の①から⑤までの書類を添付すること。

①　策定・実施した一般事業主行動計画の写し

②　一般事業主行動計画に定めた目標が達成されたことを明らかにする書類

③　①の行動計画の労働者への周知及び公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）であってその日付が分かるもの

④　７の実績を明らかにする書類（都道府県労働局長が求める資料の写し）

⑤　８の公表を明らかにする書類（公表先の厚生労働省のウェブサイトの画面を印刷した書類）であってその日付が分かるもの

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第９条の３第１項第２号に係る認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。

10.　女性の健康上の特性への配慮に関する状況

(1)　女性の健康上の特性に配慮した制度の整備状況

① 女性の健康上の特性に配慮した休暇制度

制度の種類	制度の内容
女性の健康上の特性に配慮した休暇制度（女性の健康上の特性への配慮を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く。）	

② 女性の健康上の特性への配慮のために利用することができる次のいずれかの制度

制度の種類	制度の有無	制度の内容
半日単位・時間単位の年次有給休暇付与制度	有・無	
所定外労働の制限	有・無	
始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度	有・無	
フレックスタイム制	有・無	
短時間勤務制度	有・無	
在宅勤務等を可能とする制度	有・無	

(2)　女性の健康上の特性への配慮に関する方針及び(1)の制度（②については「有」を選択したもの）の内容に関する労働者への周知の実施状況

方針の内容	方針及び(1)の制度内容に関する周知	
	周知した日	周知の方法
	令和　　年 月　日	

(3)　女性の健康上の特性への配慮に関する研修その他の女性の健康上の特性に関する労働者の理解を促進するための取組の実施状況

研修その他の労働者の理解を促進するための取組の内容	実施した日
	令和　　年 月　日

(4)　女性健康配慮担当者の選任及び労働者への周知の実施状況

女性健康配慮担当者			女性健康配慮担当者の労働者への周知	
氏名	所属・役職	選任した日	周知した日	周知の方法
		令和　　年 月　日	令和　　年 月　日	
		令和　　年 月　日	令和　　年 月　日	
		令和　　年 月　日	令和　　年 月　日	

（注）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第９条の３第１項第２号に係る認定を受けようとする場合は、次の①から④までの書類も添付すること。

①　10.(1)の制度（②については「有」を選択したもの）の内容について、明らかにする書類（労働協約・就業規則の写し等）

②　10.(2)について、女性の健康上の特性への配慮に関する方針及び(1)の制度（②については「有」を選択したもの）の内容について、労働者への周知を行っていることを明らかにする書類（方針が記載されている社内資料、周知の際に使用したリーフレット、自社のホームページの画面等を印刷した書類等）であって、周知の日付が分かるもの

③　10.(3)について、女性の健康上の特性への配慮に関する研修その他の女性の健康上の特性に関する労働者の理解を促進するための取組の内容を明らかにする書類（研修の開催概要等）であって、実施の日付が分かるもの

④　10.(4)の女性健康配慮担当者について、労働者への周知を行っていることを明らかにする書類（周知の際に使用したリーフレット、社内通知等）であって、周知の日付が分かるもの

様式第二号（第九条の二関係）（第七面）

女性活躍推進のための取組の実施により達成しようとした目標	目標の達成状況

様式第二号（第九条の二関係）（第八面・第九面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、都道府県労働局長に基準適合認定一般事業主認定申請書（以下「特例認定申請書」という。）を提出する年月日を記載すること。

２．「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、主たる事業、住所及び電話番号」欄の「主たる事業」については、日本標準産業分類に掲げる大分類（製造業にあっては、大分類及び中分類）を記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、住所については主たる事務所の所在地を、電話番号については主たる事務所の電話番号を記載すること。

３．「１．(1) 一般事業主行動計画策定届を届け出た日」欄は、申請年月日の直近に計画期間が終了した一般事業主行動計画について、都道府県労働局長に一般事業主行動計画策定届（以下「届出書」という。）を提出した年月日を記載すること。

４．「１．(2) 一般事業主行動計画策定届の届出先」欄は、３の届出書を提出した都道府県労働局長の都道府県名を記載すること。

５．「１．(3) 計画期間」欄は、３の一般事業主行動計画の期間の初日及び末日を記載すること。

６．「２．女性活躍推進法第９条の認定（えるぼし認定）を受けた日及び認定を受けた労働局」欄は、都道府県労働局長から認定通知を受けた年月日及び認定を受けた労働局名を記載すること。

７．「５．男女雇用機会均等推進者の選任状況」及び「６．職業家庭両立推進者の選任状況」欄は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条の２に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号）第 29 条に規定する業務を担当する者の所属部課及び役職名を記載すること。

８．「７．女性の職業生活における活躍に関する状況」欄については、

(1)　記載欄が足りない場合には、該当する内容を別紙に記載して提出すること。

(2)　雇用管理区分の名称は、通常事業所において称している名称を記載すれば足りること。なお、同一の雇用管理区分に属する労働者の数が、事業主が雇用する労働者の数のおおむね一割に満たない雇用管理区分がある場合は、職務の内容等に照らし、類似の雇用管理区分と合わせて算出することができること（雇用形態が異なる場合を除く。）。

９．「７．(1) 採用に関する状況」欄の「競争倍率」とは、労働者の募集（期間の定めのない労働契約を締結する労働者を雇い入れることを目的とするものに限る。）に対する応募者の数を当該募集で採用した労働者の数で除して得た数をいうこと。

10．「７．(1)(ⅱ) 通常の労働者に占める女性労働者の割合」欄の産業平均値とは、日本標準産業分類に掲げる大分類（製造業にあっては、大分類及び中分類）を元に厚生労働省雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの通常の労働者に占める女性労働者の割合の平均値をいうこと。

11．「７．(2)(ⅰ) 男女別の平均継続勤務年数及び男女別の継続雇用割合」欄は、期間の定めのない労働契約を締結している労働者の平均継続勤務年数を記載すること。

12．「７．(2)(ⅰ) ②直近の事業年度における 10 事業年度前及びその前後の事業年度に採用した労働者の男女別の継続雇用割合」欄の「継続雇用割合」とは、対象事業年度から見て 10 事業年度前及びその前後の事業年度に採用した労働者（新規学卒等として雇い入れたものであって、期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。）の数に対する当該労働者であって対象事業年度において引き続き雇用されているものの数の割合をいうこと。

13．「７．(2)(ⅱ) 直近の事業年度の女性の通常の労働者の平均継続勤務年数」欄の「産業平均値」とは、日本標準産業分類に掲げる大分類（製造業にあっては、大分類及び中分類）を元に厚生労働省雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの通常の労働者に占める女性労働者の割合の平均値をいうこと。

14．「７．(4) 管理職に関する状況」欄の「管理職」とは、「課長級」及びそれより上位の役職にある労働者をいうこと。また、「課長級」とは、次の①又は②に該当

する者をいうこと。

① 事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が２つの係以上からなり、若しくは、その構成員が10人以上（課長を含む。）のものの長

② 同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長」に相当する者

15.「７．(4)(ⅰ) 直近の事業年度における管理職に占める女性労働者の割合等」欄の「産業平均値」とは、日本標準産業分類に掲げる大分類（製造業にあっては、大分類及び中分類）を元に厚生労働省雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値をいうこと。

16.「７．(4)(ⅱ) 直近の３事業年度における男女別の課長級より一つ下の職階から課長級に昇進した割合」欄の「課長級より一つ下の職階から課長級に昇進した割合」とは、各事業年度の開始の日に課長級より一つ下の職階にあった労働者の数に対する当該各事業年度において課長級に昇進した労働者の数の割合をいうこと。

17.「７．(5) 多様なキャリアコースに関する状況」欄は、該当する措置を○で囲み、該当人数を記載すること。また、常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主については、アからエまでのうち１つ以上の事項、常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主については、アからエまでのうち２つ以上の事項（通常の労働者以外の労働者を雇用し、又は労働者派遣の役務の提供を受ける事業主にあっては、アを必ず含む。）について記載する必要があること。

18.「８．女性の職業生活における活躍に関する情報の公表」欄は、各項目について、公表している場合は「有」を、公表していない場合は「無」を○で囲むこと。

19.「９．雇用管理区分ごとの男女の賃金の額の差異の状況の把握」欄は、雇用管理区分ごとの男女の賃金の額の差異の状況を把握した場合は、(1)の「有」を○で囲み、(2)に雇用管理区分ごとの男女の賃金の額の差異の状況を把握した年月日を記載すること。雇用管理区分ごとの男女の賃金の額の差異の状況を把握しなかった場合は、(1)の「無」を○で囲むこと。

20.「10. 女性の健康上の特性への配慮に関する状況」欄については、

(1)　(1)②の欄は、制度の種類ごとに、制度の有無について有又は無の文字を○で囲むこと。有の場合は右欄に実施した制度の内容について具体的に記載すること。

(2)　(4) の欄は、選任している女性健康配慮担当者について記載すること。記載欄が足りない場合には、取り繕って記載すること。

様式第二号の次に次の一様式を加える。

様式第二号の二（第九条の二関係）（第一面から第六面まで）

（A4）

基準適合認定一般事業主認定申請書

申請年月日　　令和　　年　　月　　日

都道府県労働局長　殿

（ふりがな）
一般事業主の氏名又は名称

（ふりがな）
（法人の場合）代表者の氏名

主たる事業　（大分類：　　）

※製造業のみ記入（中分類：　　）

住　　所　〒

電話番号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第12条の認定（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（以下「省令」という。）第９条の３第１項第２号に規定する事業主の類型に係る特例認定）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．女性活躍推進法第12条の規定に基づく省令第９条の３第１項第１号に係る特例認定（プラチナえるぼし認定）を受けた日及び認定を受けた労働局

令和　　年　　月　　日・　　労働局

２．常時雇用する労働者の数　　人

男性労働者の数　　人

女性労働者の数　　人

３．男女雇用機会均等推進者の選任状況

(1)所属部課	
(2)役職名	

４．職業家庭両立推進者の選任状況

(1)所属部課	
(2)役職名	

認定申請の担当部局名	
（ふりがな） 担当者の氏名	

５．女性の職業生活における活躍に関する状況（直近の事業年度をXとする。以下同じ。）

(1) 採用に関する状況（ｉ又はiiのうちいずれかを記入）（記載要領６を参照）

(i) 直近の３事業年度の男女別の採用における競争倍率

直近の３事業年度の平均	雇用管理区分	女性の競争倍率(A)	男性の競争倍率(B)	(A)×0.8＝(C)
(X)年度～(X-2)年度の平均				

(ii) 通常の労働者に占める女性労働者の割合（①及び②いずれも記入。通常の労働者に雇用管理区分を設定していない場合は、①のみ記入。）（記載要領７を参照）

① 直近の事業年度の通常の労働者に占める女性労働者の割合

直近の事業年度	通常の労働者に占める女性労働者の割合(A)	産業平均値(B)
(X)年度		

② 直近の事業年度の通常の労働者の基幹的な雇用管理区分における通常の労働者に占める女性労働者の割合

直近の事業年度	基幹的な雇用管理区分	通常の労働者に占める女性労働者の割合(A)	産業平均値(B)
(X)年度			

(2) 継続就業に関する状況（ｉ又はiiのうちいずれかを記入。iiは、ｉで定める割合を算出することができない場合に限る。）

(i) 男女別の平均継続勤務年数及び男女別の継続雇用割合（①又は②のうちいずれかを記入）（記載要領８を参照）

① 直近の事業年度における男女別の平均継続勤務年数

直近の事業年度	雇用管理区分	女性の平均継続勤務年数(A)	男性の平均継続勤務年数(B)	(A)/(B)=(C)
(X)年度				

② 直近の事業年度における10事業年度前及びその前後の事業年度に採用した労働者の男女別の継続雇用割合（記載要領９を参照）

直近の事業年度	雇用管理区分	女性の継続雇用割合(A)	男性の継続雇用割合(B)	(A)/(B)=(C)
(X)年度				

(ii) 直近の事業年度の女性の通常の労働者の平均継続勤務年数（記載要領10を参照）

直近の事業年度	女性の通常の労働者の平均継続勤務年数(A)	産業平均値(B)
(X)年度		

(3) 直近の事業年度における労働者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数

直近の事業年度	雇用管理区分	各月の時間外労働及び休日労働の時間数					
(X)年度		1月	2月	3月	4月	5月	6月
		7月	8月	9月	10月	11月	12月
		1月	2月	3月	4月	5月	6月
		7月	8月	9月	10月	11月	12月

(4) 管理職に関する状況（記載要領11を参照）

(i) 直近の事業年度における管理職に占める女性労働者の割合等（記載要領15を参照）

直近の事業年度	管理職に占める女性労働者の割合(A)	産業平均値	産業平均値の1.5倍の値(B)
(X)年度			

(ii) 直近の３事業年度における男女別の課長級より一つ下の職階から課長級に昇進した割合（(i)の(B)が15%以下である事業主のみ記入）（記載要領13を参照）

直近の３事業年度	女性の昇進割合(C)	男性の昇進割合(D)	(C)/(D)=(E)
(X)年度～(X-2)年度の平均			

(iii) ((i)の(B)が40%以上である事業主のみ記入)

直近の事業年度	通常の労働者に占める女性労働者の割合(F)	(G)×0.8
(X)年度		

(5) 多様なキャリアコースに関する状況（記載要領14を参照）

直近の事業年度における通常の労働者への転換等、中途採用及び再雇用の状況

直近の３事業年度	実施した措置	人数
(X)年度～(X-2)年度	ア　通常の労働者への転換、派遣労働者の雇入れ	
	イ　キャリアアップに資するような雇用管理区分間の転換	
	ウ　女性の通常の労働者としての再雇用（定年後の再雇用を除く。）	
	エ　おおむね30歳以上の女性の通常の労働者としての中途採用	

６．女性の職業生活における活躍に関する情報の公表（記載要領15を参照）

(1)

情報公表項目	公表の有無
男女の賃金の額の差異（区）	有・無

(2)

情報公表項目	公表の有無
管理職に占める女性労働者の割合	有・無

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

情報公表項目	公表の有無
ア　採用した労働者に占める女性労働者の割合（区）	有・無
イ　男女別の採用における競争倍率（区）	有・無
ウ　労働者に占める女性労働者の割合（区)(派)	有・無
エ　係長級にある者に占める女性労働者の割合	有・無
オ　役員に占める女性の割合	有・無
カ　男女別の職種又は雇用形態の転換の実績（区)(派)	有・無
キ　男女別の再雇用又は中途採用の実績	有・無

(4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

情報公表項目	公表の有無
ア　男女の平均継続勤務年数の差異	有・無
イ　10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合	有・無
ウ　男女別の育児休業取得率（区）	有・無
エ　労働者一人当たりの１月当たりの平均残業時間	有・無
オ　労働者一人当たりの１月当たりの平均残業時間（区)(派)	有・無
カ　有給休暇取得率	有・無
キ　有給休暇取得率（区）	有・無

（注１）「（区）」の表示のある項目については、雇用管理区分ごとに把握を行う必要があるもの。

（注２）「（派）」の表示のある項目については、労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて把握を行う必要があるもの。

７．雇用管理区分ごとの男女の賃金の額の差異の状況の把握（記載要領16を参照）

(1) 雇用管理区分ごとの男女の賃金の額の差異の状況の把握の有無　［　有　・　無　］

(2) 雇用管理区分ごとの男女の賃金の額の差異の状況を把握した日　令和　　年　　月　　日

８．　女性の健康上の特性への配慮に関する状況

(1)　女性の健康上の特性に配慮した制度の整備状況

① 女性の健康上の特性に配慮した休暇制度

制度の種類	制度の内容
女性の健康上の特性に配慮した休暇制度（女性の健康上の特性への配慮を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く。）	

② 女性の健康上の特性への配慮のために利用することができる次のいずれかの制度

制度の種類	制度の有無	制度の内容
半日単位・時間単位の年次有給休暇付与制度	有・無	
所定外労働の制限	有・無	
始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度	有・無	
フレックスタイム制	有・無	
短時間勤務制度	有・無	
在宅勤務等を可能とする制度	有・無	

(2)　女性の健康上の特性への配慮に関する方針及び(1)の制度（②については「有」を選択したもの）の内容に関する労働者への周知の実施状況

方針の内容	方針及び(1)の制度内容に関する周知	
	周知した日	周知の方法
	令和　　年 月　日	

(3)　女性の健康上の特性への配慮に関する研修その他の女性の健康上の特性に関する労働者の理解を促進するための取組の実施状況

研修その他の労働者の理解を促進するための取組の内容	実施した日
	令和　　年 月　日

(4) 女性健康配慮担当者の選任及び労働者への周知の実施状況

女性健康配慮担当者			女性健康配慮担当者の労働者への周知	
氏名	所属・役職	選任した日	周知した日	周知の方法
		令和　年 月　日	令和　年 月　日	
		令和　年 月　日	令和　年 月　日	
		令和　年 月　日	令和　年 月　日	

（注）次の①から⑥までの書類を添付すること。
① ５の実績を明らかにする書類（都道府県労働局長が求める資料の写し）
② ６の公表を明らかにする書類（公表先の厚生労働省のウェブサイトの画面を印刷した書類）であってその日付が分かるもの
③ ８．(1)の制度（②については「有」を選択したもの）の内容について、明らかにする書類（労働協約・就業規則の写し等）
④ ８．(2)について、女性の健康上の特性への配慮に関する方針及び(1)の制度（②については「有」を選択したもの）の内容について、労働者への周知を行っていることを明らかにする書類（方針が記載されている社内資料、周知の際に使用したリーフレット、自社のホームページの画面等を印刷した書類等）であって、周知の日付が分かるもの
⑤ ８．(3)について、女性の健康上の特性への配慮に関する研修その他の女性の健康上の特性に関する労働者の理解を促進するための取組の内容を明らかにする書類（研修の開催概要等）であって、実施の日付が分かるもの
⑥ ８．(4)の女性健康配慮担当者について、労働者への周知を行っていることを明らかにする書類（周知の際に使用したリーフレット、社内通知等）であって、周知の日付が分かるもの

様式第二号の二（第九条の二関係）（第七面）

女性活躍推進のための取組の実施により達成しようとした目標	目標の達成状況

様式第二号の二（第九条の二関係）（第八面・第九面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、都道府県労働局長に基準適合認定一般事業主認定申請書（以下「特例認定申請書」という。）を提出する年月日を記載すること。

２．「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、主たる事業、住所及び電話番号」欄の「主たる事業」については、日本標準産業分類に掲げる大分類（製造業にあっては、大分類及び中分類）を記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、住所については主たる事務所の所在地を、電話番号については主たる事務所の電話番号を記載すること。

３．「１．女性活躍推進法第 12 条の規定に基づく省令第９条の３第１項第１号に係る特例認定（プラチナえるぼし認定）を受けた日及び認定を受けた労働局」欄は、都道府県労働局長から認定通知を受けた年月日及び認定を受けた労働局名を記載すること。

４．「３．男女雇用機会均等推進者の選任状況」及び「４．職業家庭両立推進者の選任状況」欄は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条の２に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号）第 29 条に規定する業務を担当する者の所属部課及び役職名を記載すること。

５．「５．女性の職業生活における活躍に関する状況」欄については、

（1）　記載欄が足りない場合には、該当する内容を別紙に記載して提出すること。

（2）　雇用管理区分の名称は、通常事業所において称している名称を記載すれば足りること。なお、同一の雇用管理区分に属する労働者の数が、事業主が雇用する労働者の数のおおむね一割に満たない雇用管理区分がある場合は、職務の内容等に照らし、類似の雇用管理区分と合わせて算出することができること（雇用形態が異なる場合を除く。）。

６．「５．(1) 採用に関する状況」欄の「競争倍率」とは、労働者の募集（期間の定めのない労働契約を締結する労働者を雇い入れることを目的とするものに限る。）に対する応募者の数を当該募集で採用した労働者の数で除して得た数をいうこと。

７．「５.(1)(ⅱ) 通常の労働者に占める女性労働者の割合」欄の産業平均値とは、日本標準産業分類に掲げる大分類（製造業にあっては、大分類及び中分類）を元に厚生労働省雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの通常の労働者に占める女性労働者の割合の平均値をいうこと。

８．「５．(2)(ⅰ) 男女別の平均継続勤務年数及び男女別の継続雇用割合」欄は、期間の定めのない労働契約を締結している労働者の平均継続勤務年数を記載すること。

９．「５．(2)(ⅰ) ②直近の事業年度における 10 事業年度前及びその前後の事業年度に採用した労働者の男女別の継続雇用割合」欄の「継続雇用割合」とは、対象事業年度から見て 10 事業年度前及びその前後の事業年度に採用した労働者（新規学卒等として雇い入れたものであって、期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。）の数に対する当該労働者であって対象事業年度において引き続き雇用されているものの数の割合をいうこと。

10．「５．(2)(ⅱ) 直近の事業年度の女性の通常の労働者の平均継続勤務年数」欄の「産業平均値」とは、日本標準産業分類に掲げる大分類（製造業にあっては、大分類及び中分類）を元に厚生労働省雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの通常の労働者に占める女性労働者の割合の平均値をいうこと。

11．「５．(4) 管理職に関する状況」欄の「管理職」とは、「課長級」及びそれより上位の役職にある労働者をいうこと。また、「課長級」とは、次の①又は②に該当する者をいうこと。

① 事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が２つの係以上からなり、若しくは、その構成員が 10 人以上（課長を含む。）のものの長

② 同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長」に相当する者

12．「５．(4)(ⅰ) 直近の事業年度における管理職に占める女性労働者の割合等」欄の「産業平均値」とは、日本標準産業分類に掲げる大分類（製造業にあっては、大分類及び中分類）を元に厚生労働省雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値をいうこと。

13．「５．(4)(ⅱ) 直近の３事業年度における男女別の課長級より一つ下の職階から課長級に昇進した割合」欄の「課長級より一つ下の職階から課長級に昇進した割合」とは、各事業年度の開始の日に課長級より一つ下の職階にあった労働者の数に対する当該各事業年度において課長級に昇進した労働者の数の割合をいうこと。

14．「５．(5) 多様なキャリアコースに関する状況」欄は、該当する措置を○で囲み、該当人数を記載すること。また、常時雇用する労働者の数が 300 人以下の事業主については、アからエまでのうち１つ以上の事項、常時雇用する労働者の数が 301 人以上の事業主については、アからエまでのうち２つ以上の事項（通常の労働者以外の労働者を雇用し、又は労働者派遣の役務の提供を受ける事業主にあっては、アを必ず含む。）について記載する必要があること。

15．「６．女性の職業生活における活躍に関する情報の公表」欄は、各項目について、公表している場合は「有」を、公表していない場合は「無」を○で囲むこと。

16．「７．雇用管理区分ごとの男女の賃金の額の差異の状況の把握」欄は、雇用管理区分ごとの男女の賃金の額の差異の状況を把握した場合は、(1)の「有」を○で囲み、(2)に雇用管理区分ごとの男女の賃金の額の差異の状況を把握した年月日を記載すること。雇用管理区分ごとの男女の賃金の額の差異の状況を把握しなかった場合は、(1)の「無」を○で囲むこと。

17．「８．女性の健康上の特性への配慮に関する状況」欄については、

（1）　(1)②の欄は、制度の種類ごとに、制度の有無について有又は無の文字を○で囲むこと。有の場合は右欄に実施した制度の内容について具体的に記載すること。

（2）　(4) の欄は、選任している女性健康配慮担当者について記載すること。記載欄が足りない場合には、取り繕って記載すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（一般事業主行動計画の策定等に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（以下「新令」という。）第二条の規定は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第八条第一項に規定する一般事業主行動計画でこの省令の施行の日（次条において「施行日」という。）前にその計画期間が開始したものについては、適用しない。

（女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置）

第三条　新令第十九条及び第二十条の規定は、施行日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二十条第一項及び第二項の規定による情報の公表から適用する。

（様式に関する経過措置）

第四条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

法規的告示

○内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省　告示第一号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十三号）の施行に伴い、及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき、事業主行動計画策定指針（平成二十七年内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省告示第一号）の一部を次のように改正したので、同条第三項の規定により告示する。

令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
厚生労働大臣　上野賢一郎

事業主行動計画策定指針（平成二十七年内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省告示第一号）の一部を改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二部　一般事業主行動計画 第一　女性の活躍の意義、現状及び課題 一　（略） 二　女性の活躍の現状 我が国の雇用者に占める女性の割合は四割を超えている。一方、その半数以上は非正規雇用労働者であり、また、管理職以上に登用されている女性の割合は二割程度と低い水準となっている。 三　女性の活躍に向けた課題 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号。以下「男女雇用機会均等法」という。）の制定から四十年が経つが、依然として、我が国には、以下のとおり、採用から登用に至るあらゆる雇用管理の段階において、男女間の事実上の格差が残っている。 我が国の女性の活躍が十分でない現状は、以下に見るように、まず、こうした男女間の事実上の格差から生じており、その背景には、固定的な性別役割分担意識と、それと結びついた長時間労働等の働き方がある。 ㈠　（略） ㈡　配置・育成・教育訓練 企業内の配置において性別の偏りが見られ、また、教育訓練に当たり、Ｏｆｆ－ＪＴを受講した労働者の割合は、男性の方が女性よりも高いこと等を踏まえ、男女間における教育訓練の機会の平等が適切に確保されるよう留意することが必要である。 また、グローバル化の進展の中、組織内の多様性を高め、様々な人材の能力を活かすことは、イノベーションを促進し、市場環境等の変化に対する組織の対応力を高めることから、早期に、性別にかかわらない配置・育成・教育訓練に切り替えていくことが求められる。	第二部　一般事業主行動計画 第一　女性の活躍の意義、現状及び課題 一　（略） 二　女性の活躍の現状 我が国の雇用者に占める女性の割合は四割を超えている。一方、その半数以上は非正社員であり、また、管理職以上に登用されている女性の割合は一割程度であり、先進諸国やアジア諸国と比較しても、特に低い水準となっている。 三　女性の活躍に向けた課題 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号。以下「男女雇用機会均等法」という。）の制定から三十年以上が経つが、依然として、我が国には、以下のとおり、採用から登用に至るあらゆる雇用管理の段階において、男女間の事実上の格差が残っている。 我が国の女性の活躍が十分でない現状は、以下に見るように、まず、こうした男女間の事実上の格差から生じており、その背景には、固定的な性別役割分担意識と、それと結びついた長時間労働等の働き方がある。 ㈠　（略） ㈡　配置・育成・教育訓練 企業内の配置において性別の偏りが見られ、育成・教育訓練の中心をＯＪＴが占める職場が多い中、配置における性別の偏りが、育成・教育訓練の格差につながっている。また、Ｏｆｆ－ＪＴにおいても、将来的な育成に向けた教育訓練の状況について、男女間で格差が見られる。 グローバル化の進展の中、組織内の多様性を高め、様々な人材の能力を活かすことは、イノベーションを促進し、市場環境等の変化に対する組織の対応力を高めることから、早期に、性別にかかわらない配置・育成・教育訓練に切り替えていくことが求められる。

(三)　継続就業

女性の第一子出産前後の継続就業率は約七割と上昇傾向にあるが、約三割の女性が第一子出産を機に退職する現状にある。仕事と子育ての両立が困難であることを理由とする退職の要因としては、長時間労働等の労働時間の問題と、職場の雰囲気の問題が大きい。また、仕事のやりがいが感じられているかということも継続就業に大きく影響する。

女性が出産・子育てを通じて働き続けられる職場としていくことは、組織の人材力を高めることに貢献することから、早期に、継続就業の障壁となっている事情を改善することが求められる。

(四)　長時間労働の是正等の働き方改革

我が国は、男性の約二割、女性の約一割が、週四十九時間以上（残業時間が一日平均二時間以上相当）の長時間労働となっている。また、女性が昇進を望まない理由として、仕事と家庭の両立が困難になるという点が挙げられる等、長時間労働は、その職場における女性の活躍の大きな障壁となるだけでなく、その職場の男性が育児等の家庭責任を果たすことを困難にし、当該男性の配偶者である女性の活躍の障壁となるとともに、我が国の少子化の要因ともなっている。このように、長時間労働は、その職場だけでなく、社会全体へ負の影響を及ぼすものである。

男女を問わず長時間労働を是正し、限られた時間の中で集中的かつ効率的に業務を行う方向へ職場環境を見直していくことは、時間当たりの労働生産性を高め、組織の競争力を高めることに貢献するものであり、早期に、男女を問わない長時間労働の是正等の働き方改革を実行することが求められる。

(三)　継続就業

依然として、約五割の女性が第一子出産を機に退職する現状にある。仕事と子育ての両立が困難であることを理由とする退職の要因としては、長時間労働等の労働時間の問題と、職場の雰囲気の問題が大きい。また、仕事のやりがいが感じられているかということも継続就業に大きく影響する。

女性が出産・子育てを通じて働き続けられる職場としていくことは、組織の人材力を高めることに貢献することから、早期に、継続就業の障壁となっている事情を改善することが求められる。

(四)　長時間労働の是正等の働き方改革

我が国は、男性の約二割、女性の約一割が、週四十九時間以上（残業時間が一日平均二時間以上相当）の長時間労働となっている。また、女性が昇進を望まない理由として、仕事と家庭の両立が困難になるという点が挙げられる等、長時間労働は、その職場における女性の活躍の大きな障壁となるだけでなく、その職場の男性が育児等の家庭責任を果たすことを困難にし、当該男性の配偶者である女性の活躍の障壁となるとともに、我が国の少子化の要因ともなっている。このように、長時間労働は、その職場だけでなく、社会全体へ負の影響を及ぼすものである。

男女を通じて長時間労働を是正し、限られた時間の中で集中的かつ効率的に業務を行う方向へ職場環境を見直していくことは、時間当たりの労働生産性を高め、組織の競争力を高めることに貢献するものであり、早期に、男女を通じた長時間労働の是正等の働き方改革を実行することが求められる。

(五)・(六)　(略)

(七)　意欲と能力を発揮できる職場

女性の約三割が第一子出産を機に退職する一方、育児が一段落して再就職を希望する女性は多い。しかし、その再就職の多くはパートタイム労働などの非正規雇用労働者であり、働く時間・日を選べるという利点がある一方、必ずしもその意欲や能力を十分に活かせる雇用形態であるとは限らない。また、これまで、(一)のように、性別にかかわりない公正な採用が必ずしも徹底されてこなかったことから、採用時の雇用管理区分にとらわれず、女性の意欲と能力を発揮できるようにする必要性は大きい。

今後、生産年齢人口が減少する中、意欲や能力のある女性の力を活かすことは、人材確保の上で有効な方策であり、妊娠・出産等を機に退職した女性の再雇用・中途採用や、意欲と能力を有する女性の職種又は雇用形態の転換を早期に進めていくことが求められる。

第二　女性の活躍推進及び行動計画策定に向けた手順

(略)

一　女性の活躍推進に向けた体制整備

(一)　女性の活躍推進に向けた組織トップの関与・実務体制の整備等

女性の活躍推進に向けた取組を効果的に行うためには、組織全体の理解の下に進めることが重要である。このため、組織のトップ自らが、経営戦略としても女性の活躍が重要であるという問題意識を人事労務担当部署と共有し、組織全体で女性の活躍を推進していくという考え方を明確にし、組織全体に強いメッセージを発信するなどにより主導的に取り組んでいくことが重要である。

(五)・(六)　(略)

(七)　再チャレンジが可能な職場

女性の約五割が第一子出産を機に退職する一方、育児が一段落して再就職を希望する女性は多い。しかし、その再就職の多くはパートタイム労働などの非正社員であり、働く時間・日を選べるという利点がある一方、必ずしもその意欲や能力を十分に活かせる雇用形態であるとは限らない。また、これまで、(一)のように、性別にかかわりない公正な採用が必ずしも徹底されてこなかったことから、採用時の雇用管理区分にとらわれず、女性の意欲と能力を発揮できるようにする必要性は大きい。

今後、生産年齢人口が減少する中、意欲や能力のある女性の力を活かすことは、人材確保の上で有効な方策であり、妊娠・出産等を機に退職した女性の再雇用・中途採用や、意欲と能力を有する女性の職種又は雇用形態の転換を早期に進めていくことが求められる。

第二　女性の活躍推進及び行動計画策定に向けた手順

(略)

一　女性の活躍推進に向けた体制整備

(一)　女性の活躍推進に向けた組織トップの関与・実務体制の整備等

女性の活躍推進に向けた取組を効果的に行うためには、組織全体の理解の下に進めることが重要である。このため、組織のトップ自らが、経営戦略としても女性の活躍が重要であるという問題意識を人事労務担当部署と共有し、組織全体で女性の活躍を推進していくという考え方を明確にし、組織全体に強いメッセージを発信するなどにより主導的に取り組んでいくことが重要である。

また、組織のトップの関与の下に、男女雇用機会均等法第十九条の男女雇用機会均等推進者等の専任の担当者を配置するなど、継続的な実務体制を設けることが効果的である。

さらに、業界固有の課題等については、業界団体等を通じ、事業主間で連携することを通じて、より効果的な課題解決策を模索していくことも有効であると考えられる。

(二) 一般事業主行動計画の策定体制の整備

一般事業主行動計画（三(五)ロを除き、以下第二部において「行動計画」という。）の策定に当たっては、非正規雇用労働者を含め、幅広い男女労働者の理解と協力を得ながら取り組んでいくことが重要である。このため、例えば人事労務担当者や現場管理職に加え、男女労働者や労働組合等の参画を得た行動計画策定のための体制（委員会等）を設けることが効果的である。

また、法に基づく状況把握項目として把握した数字以外の定性的な事項も含めた職場の実情の的確な把握を行うことも重要である。このため、行動計画の策定の過程において、必要に応じて、労働者や労働組合等に対するアンケート調査や意見交換等を実施するなど、職場の実情の的確な把握に努めることが重要である。

二 状況把握・課題分析

(一) （略）

(二) 状況把握・課題分析の方法

我が国の事業主においては、とりわけ、女性の採用者が少ないこと、第一子出産前後の女性の継続就業が困難であること、男女を問わない長時間労働の状況があり仕事と家庭の両立を妨げていること、女性の活躍度合いを測る重要な指標の一つである管理職に占める女性比率が低いこと等の課題を抱える場合が多い。このため、全ての事業主において、これらの課題の有無の指標となる別紙一の第一欄の項目について、状況把握を行い、課題分析を行うことが求められる。

別紙一の第一欄の項目の状況把握・課題分析の結果、事業主にとって課題であると判断された事項については、更にその原因の分析を深めることが望ましい。課題分析は、各事業主の実情に応じて行うものであるが、その際は、別紙一の第二欄の項目を活用し、別紙二の方法も参考に、課題分析を行うことが効果的である。

この点、男女の賃金の額の差異の状況は、行動計画の策定等による取組の結果、特に女性の継続就業や登用の進捗を測る観点から有効な指標となり得ることから、当該状況の把握が義務付けられている常時雇用する労働者の数が百人を超える事業主のみならず、常時雇用する労働者の数が百人以下の事業主についても、各企業の実情を踏まえつつ、この指標の積極的な把握に努めることが重要である。

また、各事業主の実情に応じて、より深く課題分析を行うために他に適切な状況把握の項目や課題分析の方法がある場合は、当該項目の状況把握や当該方法による分析を行うことも効果的である。

また、組織のトップの関与の下に、男女雇用機会均等法第十三条の二の男女雇用機会均等推進者等の専任の担当者を配置するなど、継続的な実務体制を設けることが効果的である。

さらに、業界固有の課題等については、業界団体等を通じ、事業主間で連携することを通じて、より効果的な課題解決策を模索していくことも有効であると考えられる。

(二) 一般事業主行動計画の策定体制の整備

一般事業主行動計画（三(五)ロを除き、以下第二部において「行動計画」という。）の策定に当たっては、非正社員を含め、幅広い男女労働者の理解と協力を得ながら取り組んでいくことが重要である。このため、例えば人事労務担当者や現場管理職に加え、男女労働者や労働組合等の参画を得た行動計画策定のための体制（委員会等）を設けることが効果的である。

また、法に基づく状況把握項目として把握した数字以外の定性的な事項も含めた職場の実情の的確な把握を行うことも重要である。このため、行動計画の策定の過程において、必要に応じて、労働者や労働組合等に対するアンケート調査や意見交換等を実施するなど、職場の実情の的確な把握に努めることが重要である。

二 状況把握・課題分析

(一) （略）

(二) 状況把握・課題分析の方法

我が国の事業主においては、とりわけ、女性の採用者が少ないこと、第一子出産前後の女性の継続就業が困難であること、男女を通じた長時間労働の状況があり仕事と家庭の両立を妨げていること、女性の活躍度合いを測る重要な指標の一つである管理職に占める女性比率が低いこと等の課題を抱える場合が多い。このため、全ての事業主において、これらの課題の有無の指標となる別紙一の第一欄の項目について、状況把握を行い、課題分析を行うことが求められる。

別紙一の第一欄の項目の状況把握・課題分析の結果、事業主にとって課題であると判断された事項については、更にその原因の分析を深めることが望ましい。課題分析は、各事業主の実情に応じて行うものであるが、その際は、別紙一の第二欄の項目を活用し、別紙二の方法も参考に、課題分析を行うことが効果的である。

この点、男女の賃金の差異の状況は、行動計画の策定等による取組の結果、特に女性の継続就業や登用の進捗を測る観点から有効な指標となり得ることから、当該状況の把握が義務付けられている常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主のみならず、常時雇用する労働者の数が三百人以下の事業主についても、各企業の実情を踏まえつつ、この指標の積極的な把握に努めることが重要である。

また、各事業主の実情に応じて、より深く課題分析を行うために他に適切な状況把握の項目や課題分析の方法がある場合は、当該項目の状況把握や当該方法による分析を行うことも効果的である。

三　行動計画の策定

(一)　（略）

(二)　計画期間の決定

法は令和十七年度までの時限立法である。このため、行動計画の計画期間の決定に際しては、計画期間内に数値目標の達成を目指すことを念頭に、令和八年度から令和十七年度までの十年間を、各事業主の実情に応じておおむね二年間から五年間に区切るとともに、定期的に行動計画の進捗を検証しながら、その改定を行うことが望ましい。

(三)　（略）

(四)　取組内容の選定・実施時期の決定

行動計画に盛り込む取組内容を決定するに際しては、まず、状況把握・課題分析の結果、数値目標の設定を行ったものについて、優先的にその数値目標の達成に向けてどのような取組を行うべきか検討を行うことが基本である。

検討の際は、組織全体にわたって、性別にかかわりない公正な採用・配置・育成・評価・登用が行われるように徹底していくことが必要である。

その上で、我が国全体でみると、第一子出産前後の継続就業が困難なことが課題となっているが、女性の活躍推進に早期から取り組んできた事業主の経験からは、両立支援制度の整備のみを進めても、両立支援制度を利用しながら女性が活躍していくことに協力的な職場風土が形成されていない場合や、長時間労働等の働き方に課題がある職場の場合は、十分な効果が現れていないことが指摘されていることに留意する必要がある。したがって、職場風土や長時間労働等の働き方に関する課題を有する事業主においては、併せてその是正に取り組むことが効果的である。

三　行動計画の策定

(一)　（略）

(二)　計画期間の決定

法は令和七年度までの時限立法である。このため、行動計画の計画期間の決定に際しては、計画期間内に数値目標の達成を目指すことを念頭に、平成二十八年度から令和七年度までの十年間を、各事業主の実情に応じておおむね二年間から五年間に区切るとともに、定期的に行動計画の進捗を検証しながら、その改定を行うことが望ましい。

(三)　（略）

(四)　取組内容の選定・実施時期の決定

行動計画に盛り込む取組内容を決定するに際しては、まず、状況把握・課題分析の結果、数値目標の設定を行ったものについて、優先的にその数値目標の達成に向けてどのような取組を行うべきか検討を行うことが基本である。

検討の際は、組織全体にわたって、性別にかかわりない公正な採用・配置・育成・評価・登用が行われるように徹底していくことが必要である。

その上で、我が国全体でみると、依然として、第一子出産前後の継続就業が困難なことが大きな課題となっているが、女性の活躍推進に早期から取り組んできた事業主の経験からは、両立支援制度の整備のみを進めても、両立支援制度を利用しながら女性が活躍していくことに協力的な職場風土が形成されていない場合や、長時間労働等働き方に課題がある職場の場合は、十分な効果が現れていないことが指摘されていることに留意する必要がある。したがって、職場風土や長時間労働等の働き方に関する課題を有する事業主においては、併せてその是正に取り組むことが効果的である。

同時に、ハラスメントが女性の就業継続等に特に深刻な影響を与え、その職業生活における活躍を阻害する要因となっていることに鑑み、ハラスメントが起こらないようにすることも重要である。

また、男女の性差を踏まえ、特に職場における女性の健康上の特性に係る取組が行われることが望ましい。一方、健康に関してはプライバシー保護が特に求められることも踏まえる必要があることに留意が必要である。なお、性別を問わず使いやすい特別休暇制度の整備及び職場全体の働き方改革等、女性だけでなく労働者全体を対象として取り組むことも有効である。

さらに、取組内容については、別紙二の方法を参考に、内容及び実施時期を併せて決定することが必要である。なお、実施時期については、計画期間終了時までを実施時期とするものについては、その旨を個別に記載する必要はない。

(五)　（略）

四　労働者に対する行動計画の周知・公表

(一)　労働者に対する周知

策定又は変更した行動計画については、労働者に周知することが求められている（法第八条第四項及び第八項）。

行動計画に定めた数値目標の達成に向けて組織全体で取り組むため、まずは、非正規雇用労働者を含めた全ての労働者がその内容を知り得るように、書面の交付や電子メールによる送付等適切な方法で周知することが求められる。さらに、組織トップの主導の下、管理職や人事労務担当者に対する周知を徹底することが期待される。

さらに、取組内容については、別紙二の方法を参考に、内容及び実施時期を併せて決定することが必要である。なお、実施時期については、計画期間終了時までを実施時期とするものについては、その旨を個別に記載する必要はない。

(五)　（略）

四　労働者に対する行動計画の周知・公表

(一)　労働者に対する周知

策定又は変更した行動計画については、労働者に周知することが求められている（法第八条第四項及び第八項）。

行動計画に定めた数値目標の達成に向けて組織全体で取り組むため、まずは、非正社員を含めた全ての労働者がその内容を知り得るように、書面の交付や電子メールによる送付等適切な方法で周知することが求められる。さらに、組織トップの主導の下、管理職や人事労務担当者に対する周知を徹底することが期待される。

(二)　公表

策定又は変更した行動計画については、公表することが求められている（法第八条第五項及び第八項）。

求職者、投資家、消費者等が各事業主の女性の活躍推進に向けた姿勢や取組等を知ることができるようにするとともに、事業主間で効果的な取組等を情報共有し、社会全体の女性の活躍が推進されるよう、公表することが求められる。公表の方法については、求職者等が容易に閲覧できる方法による必要があり、この観点からは、国が運営する「女性の活躍推進企業データベース」への掲載が最も適切である。なお、自社のホームページへの掲載等によることを妨げるものではない。

五　行動計画の推進

行動計画の推進に当たっては、一の(二)の委員会等の行動計画の策定のための体制（例えば、人事労務担当者や現場管理職に加え、男女労働者や労働組合等の参画を得たもの）を活用することが効果的である。また、定期的に、数値目標の達成状況や、行動計画に基づく取組の実施状況の点検・評価を実施し、その結果をその後の取組や計画に反映させる、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（以下「ＰＤＣＡサイクル」という。）を確立することが重要である。

その際には、行動計画の策定に際して状況把握を行った女性の活躍に関する状況の数値の改善状況についても、併せて点検・評価を行うことが効果的である。また、取組の結果を測るための指標である男女の賃金の額の差異の状況については、当該状況の把握が義務付けられている常時雇用する労働者の数が百人を超える事業主のみならず、常時雇用する労働者の数が百人以下の事業主についても、各企業の実情を踏まえつつ、積極的な把握に努めることが重要である。

また、行動計画の改定に向けた検討は、職場の実情を踏まえた実施状況の的確な点検を基に行うことも重要であり、必要に応じて、労働者や労働組合等に対するアンケート調査や意見交換等を実施するなど、職場の実情の的確な把握に努めることが重要である。

六　情報の公表

(一)　（略）

(二)　情報の公表の項目及び方法

情報の公表については、常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主については別紙三の(3)及び(4)の区分の項目（(3)⑧及び(4)⑧を除く。）の中からそれぞれ一つ以上かつ別紙三の(1)及び(2)の項目を、常時雇用する労働者の数が三百人以下の事業主については別紙三の項目（(1)、(2)、(3)⑧及び(4)⑧を除く。）の中から一つ以上かつ別紙三の(1)及び(2)について、行う必要がある（常時雇用する労働者の数が百人以下の事業主の場合は別紙三の項目の中から一つ以上公表することが努力義務）。その際には、行動計画策定の際に状況把握・課題分析した項目から選択することが基本であると考えられる。その他、事業主は、別紙三の(3)⑧及び(4)⑧の項目を公表することができる。

管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合については、常時雇用する労働者の数が百人を超える事業主に対して一律に公表が義務付けられているものであり、より求職者の企業選択に資するよう、比較可

(二)　公表

策定又は変更した行動計画については、公表することが求められている（法第八条第五項及び第八項）。

求職者、投資家、消費者等が各事業主の女性の活躍推進に向けた姿勢や取組等を知ることができるようにするとともに、事業主間で効果的な取組等を情報共有し、社会全体の女性の活躍が推進されるよう、国が運営する「女性の活躍推進企業データベース」や自社のホームページへの掲載等適切な方法で公表することが求められる。

五　行動計画の推進

行動計画の推進に当たっては、一の(二)の委員会等の行動計画の策定のための体制（例えば、人事労務担当者や現場管理職に加え、男女労働者や労働組合等の参画を得たもの）を活用することが効果的である。また、定期的に、数値目標の達成状況や、行動計画に基づく取組の実施状況の点検・評価を実施し、その結果をその後の取組や計画に反映させる、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（以下「ＰＤＣＡサイクル」という。）を確立することが重要である。

その際には、行動計画の策定に際して状況把握を行った女性の活躍に関する状況の数値の改善状況についても、併せて点検・評価を行うことが効果的である。また、取組の結果を測るための指標である男女の賃金の差異の状況については、当該状況の把握が義務付けられている常時雇用する労働者の数が百人を超える事業主のみならず、常時雇用する労働者の数が百人以下の事業主についても、各企業の実情を踏まえつつ、積極的な把握に努めることが重要である。

また、行動計画の改定に向けた検討は、職場の実情を踏まえた実施状況の的確な点検を基に行うことも重要であり、必要に応じて、労働者や労働組合等に対するアンケート調査や意見交換等を実施するなど、職場の実情の的確な把握に努めることが重要である。

六　情報の公表

(一)　（略）

(二)　情報の公表の項目及び方法

情報の公表については、常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主については別紙三の(1)及び(2)の区分の項目（(1)⑨及び⑩並びに(2)⑧を除く。）の中からそれぞれ一つ以上かつ別紙三の(1)⑨の項目を、常時雇用する労働者の数が三百人以下の事業主については別紙三の項目（(1)⑩及び(2)⑧を除く。）の中から一つ以上を選択して、国が運営する「女性の活躍推進企業データベース」や自社のホームページへの掲載等、求職者が容易に閲覧できる方法によって行う必要がある（常時雇用する労働者の数が百人以下の事業主の場合は努力義務）。その際には、行動計画策定の際に状況把握・課題分析した項目から選択することが基本であると考えられる。その他、事業主は、別紙三の(1)⑩及び(2)⑧の項目を公表することができる。

能な実績を公表することが重要である。このため、当該項目については、その実績を、厚生労働省雇用環境・均等局長が定める方法（以下「管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合に係る共通の計算方法」という。）によって算出し、公表するものとする。

その際、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合については、指標の大小それ自体のみに着目するのではなく、要因及び課題の分析を行い、改善に向けて取り組んでいくことが重要である。このため、事業主が、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合に係る共通の計算方法で算出した数値を公表するに当たっては、単に数値の情報を公表するだけでなく、要因及び課題の分析の結果等のより詳細な情報や補足的な情報を公表することも可能であり、事業主はこのような追加的な情報公表を行うことが望ましい。

男女の賃金の額の差異については、常時雇用する労働者の数が百人を超える事業主に対して一律に公表が義務付けられているものであり、より求職者の企業選択に資するよう、比較可能な実績を公表することが重要である。このため、当該項目については、その雇用する全ての労働者に係る実績及び雇用管理区分ごとの実績を、厚生労働省雇用環境・均等局長が定める方法（以下「男女の賃金の額の差異に係る共通の計算方法」という。）によってそれぞれ算出し、公表するものとする。

その際、男女の賃金の額の差異については、指標の大小それ自体のみに着目するのではなく、要因及び課題の分析を行い、改善に向けて取り組んでいくことが重要である。このため、事業主が、男女の賃金の額の差異に係る共通の計算方法で算出した数値の情報を公表するに当たっては、単に数値の情報を公表するだけでなく、要因及び課題の分析の結果等のより詳細な情報や補足的な情報を公表することも可能であり、事業主はこのような追加的な情報公表を行うことが望ましい。

公表に際しては、より求職者の企業選択に資するよう、情報の公表項目と併せて、行動計画を一体的に閲覧できるようにすることが望ましい。

なお、別紙三の項目については、必ずしも全ての項目を公表しなければならないものではないが、公表範囲そのものが事業主の女性活躍推進に対する姿勢を表すものとして、求職者の企業選択の要素となることに留意が必要である。

別紙三の⑴⑨の項目については、常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主に対して一律に公表が義務付けられているものであり、より求職者の企業選択に資するよう、比較可能な実績を公表することが重要である。このため、当該項目については、その雇用する全ての労働者に係る実績及び雇用管理区分ごとの実績を、厚生労働省雇用環境・均等局長が定める方法によってそれぞれ算出し、公表するものとする。

また、公表の方法については、求職者が容易に閲覧できる方法による必要があり、この観点からは、国が運営する「女性の活躍推進企業データベース」への掲載が最も適切である。なお、自社のホームページへの掲載等によることを妨げるものではない。

㈢　（略）

七　（略）

第三　（略）

第三部　特定事業主行動計画

第一　女性の活躍の意義及び現状

一　（略）

二　女性の活躍の現状

公務部門において、女性職員の採用・登用の拡大は着実に進んでおり、男女ともに仕事と育児・介護等を両立しやすい環境の整備も進んでいる。一

公表に際しては、より求職者の企業選択に資するよう、情報の公表項目と併せて、行動計画を一体的に閲覧できるようにすることが望ましい。

なお、別紙三の項目については、必ずしも全ての項目を公表しなければならないものではないが、公表範囲そのものが事業主の女性活躍推進に対する姿勢を表すものとして、求職者の企業選択の要素となることに留意が必要である。

㈢　（略）

七　（略）

第三　（略）

第三部　特定事業主行動計画

第一　女性の活躍の意義及び現状

一　（略）

二　女性の活躍の現状

公務部門における女性の活躍は、女性職員の採用・登用の拡大など着実に進んでおり、この動きを更に加速していくことが必要である。また、特定事

方、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合や男女の給与の額の差異等、残された課題もある。

第二　女性の活躍に向けた課題及び具体的な取組

（略）

一　採用

採用者に占める女性職員の割合は、近年、国家公務員（採用試験全体及び総合職試験）及び都道府県の地方公務員（大学卒業程度）で四割に近い水準に、市町村の地方公務員では約五割の水準に拡大してきている。女性の活躍に向けては、その入口となる女性職員の採用の拡大が重要であることから、採用試験の女性受験者・合格者の拡大に向け、積極的な広報活動を実施するとともに、多様な人材確保等の観点から、中途採用の拡大や、育児等を理由に国家公務員・地方公務員を中途退職した女性が再度公務において活躍できる取組を進めることも重要である。

二　（略）

三　継続勤務

我が国の女性の年齢階級別労働力率は、M字カーブの底が浅くなり、台形に近づいているが、仕事と家庭の両立に困難を抱える女性は多い。男女を問わず、長時間勤務を始めとする両立を阻む職場の課題の改善や、テレワークやフレックスタイム制等を活用した柔軟な働き方の推進に取り組むことが重要である。

四　（略）

業主によって、女性職員の採用・登用の状況、男女が共に育児・介護等と両立して活躍しやすい環境であるか等の状況は様々である。

第二　女性の活躍に向けた課題及び具体的な取組

（略）

一　採用

採用者に占める女性職員の割合は、近年、国家公務員（採用試験全体及び総合職試験）及び都道府県の地方公務員（大学卒業程度）で三割を超える水準に、市町村の地方公務員では約五割の水準に拡大してきている。女性の活躍に向けては、その入口となる女性職員の採用の拡大が重要であることから、採用試験の女性受験者・合格者の拡大に向け、積極的な広報活動を実施するとともに、多様な人材確保等の観点から、中途採用の拡大や、育児等を理由に国家公務員・地方公務員を中途退職した女性が再度公務において活躍できる取組を進めることも重要である。

二　（略）

三　継続勤務

我が国の女性の年齢階級別労働力率は、M字カーブを描いているものの、以前よりM字の底は浅くなり、その年齢は上昇している。したがって、全体の離職率が低い場合でも、近年の晩婚化・晩産化の傾向に留意しつつ、年代別の離職の状況を踏まえて、両立を阻む職場の課題を改善する必要がある。

なお、男女を通じたテレワーク・フレックスタイム制を活用した柔軟な働き方の推進は、能率的な公務運営にも資するものであることを踏まえることが重要である。

四　（略）

五　長時間勤務の是正等の男女双方の働き方改革

女性職員が活躍できる職場を作るためには、男女双方の職員の働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠である。中でも長時間勤務は、その職場における女性職員の活躍の大きな障壁となるだけでなく、男性職員の家事・育児・介護等の分担を困難にし、当該男性職員の配偶者である女性の活躍の障壁となるものである。

男女を問わず長時間勤務を是正し、限られた時間の中で集中的・効率的に業務を行う方向へ職場環境を見直していくことは、生産性を高め、組織の競争力を高めることにも貢献するものでもあることから、これまでの価値観・意識を大きく改革するとともに、職場における仕事の抜本的な改革、働く時間と場所の柔軟化を進めることが重要である。

このため、多様な人材を活かす業務運営及び生産性の重視並びに効率的な業務運営等の取組に係る人事評価への適切な反映等についての組織のトップによる明確なメッセージの継続的な発信や、テレワークやフレックスタイム制等の柔軟な働き方の推進や制度の円滑な運用に向けた取組を進める必要がある。

六　家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備

仕事と家庭の両立支援制度の利用が女性職員に偏り、男性職員の利用が低い現状の背景には、家事・育児・介護等の家庭責任のために、男性が仕事に制約を抱えることが当然とは受け止められにくい職場の風土や性別役割分担意識があると考えられる。このような職場風土は、様々なハラスメントの背景にもなりやすい。

五　長時間勤務の是正等の男女双方の働き方改革

女性職員が活躍できる職場を作るためには、男女双方の職員の働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠である。中でも長時間勤務は、その職場における女性職員の活躍の大きな障壁となるだけでなく、男性職員の家事・育児・介護等の分担を困難にし、当該男性職員の配偶者である女性の活躍の障壁となるものである。

男女を通じて長時間勤務を是正し、限られた時間の中で集中的・効率的に業務を行う方向へ職場環境を見直していくことは、生産性を高め、組織の競争力を高めることにも貢献するものでもあることから、これまでの価値観・意識を大きく改革するとともに、職場における仕事の抜本的な改革、働く時間と場所の柔軟化を進めることが重要である。

このため、多様な人材を活かす業務運営及び生産性の重視並びに効率的な業務運営等の取組に係る人事評価への適切な反映等についての組織のトップによる明確なメッセージの継続的な発信や、テレワーク・フレックスタイム制の推進や制度の円滑な運用に向けた取組を進める必要がある。

六　家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備

仕事と家庭の両立支援制度の利用が女性職員に偏り、男性職員の利用が低い現状の背景には、家事・育児・介護等の家庭責任のために、男性が仕事に制約を抱えることが当然とは受け止められにくい職場の風土や性別役割分担意識があると考えられる。このような職場風土は、様々なハラスメントの背景にもなりやすい。

これからの急速な少子高齢化の時代においては、男女ともに、親の介護等に携わる職員が増加する。制度の周知や管理的地位にある職員等への意識啓発、利用者の状況に応じたきめ細かい対応等により、男性職員が一定のまとまった期間、休暇等を利用して家事・育児・介護等の多様な経験を得ることは、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成等を通じ職務における視野を広げるなど、自身のキャリア形成にとっても有用なものであるだけでなく、働き方改革の推進、育児等の家庭生活に理解のある職場風土の形成に資するものと考えられる。

七　女性の健康上の特性に係る取組

健康上の課題は男女を問わず全ての人が抱える可能性のあるものであるが、特に女性については、健康上の課題による就労への影響が大きく、昇進や管理職になることを断念するなどのキャリア形成への妨げにもなっている。男女の性差を踏まえ、特に職場における女性の健康上の特性に係る取組が行われることが望ましい。一方、健康に関してはプライバシー保護が特に求められることも踏まえる必要があることに留意が必要である。

女性の健康上の特性への理解を深めるため、職場におけるヘルスリテラシー向上のための取組や、女性が相談しやすい体制づくり等の取組を進めることが重要である。なお、女性だけでなく職員全体を対象として取り組むことも有効である。

第三　特定事業主行動計画の策定等に向けた手順

（略）

これからの急速な少子高齢化の時代においては、男女共に、親の介護等に携わる職員が増加する。制度の周知や管理的地位にある職員等への意識啓発、利用者の状況に応じたきめ細かい対応等により、男性職員が一定のまとまった期間、休暇等を利用して家事・育児・介護等の多様な経験を得ることは、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成等を通じ職務における視野を広げるなど、自身のキャリア形成にとっても有用なものであるだけでなく、働き方改革の推進、育児等の家庭生活に理解のある職場風土の形成に資するものと考えられる。

（新設）

第三　特定事業主行動計画の策定等に向けた手順

（略）

これらの義務の履行に際しては、以下の一から六までに規定する事項を踏まえて行うことが重要である。

一　（略）

二　状況把握・課題分析

㈠　（略）

㈡　状況把握・課題分析の方法

行動計画の策定に当たっては、まず、別紙四の第一欄の項目の状況把握を行い、課題分析を行うことが求められる。その結果、特定事業主にとって課題であると判断された事項については、別紙四の第二欄の項目を活用し、別紙五の観点も参考に、更にその原因の分析を深めるべきである。

状況把握・課題分析に当たっては、以下の方法によることに留意されたいが、各特定事業主の実情に応じて、他に適切な方法がある場合は、当該方法による把握・分析も効果的である。

・職員の男女の給与の額の差異の状況は、「任期の定めのない常勤職員」及び「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のまとまりごとに把握するほか、これらを総計した全職員に係る状況を把握すること。くわえて、「任期の定めのない常勤職員」については、役職段階別及び勤続年数別による職員の男女の給与の額の差異の状況を把握すること。

・各役職段階に占める女性職員の割合については、その伸び率を把握する際には、三事業年度前からの変化等を捉えること。

これらの義務の履行に際しては、以下の一から六までに規定する事項を踏まえて行うことが重要である。

一　（略）

二　状況把握・課題分析

㈠　（略）

㈡　状況把握・課題分析の方法

行動計画の策定に当たっては、まず、別紙四の第一欄の項目の状況把握を行い、課題分析を行うことが求められる。その結果、特定事業主にとって課題であると判断された事項については、別紙四の第二欄の項目を活用し、別紙五の観点も参考に、更にその原因の分析を深めるべきである。

状況把握・課題分析に当たっては、以下の方法によることに留意されたいが、各特定事業主の実情に応じて、他に適切な方法がある場合は、当該方法による把握・分析も効果的である。

・離職者の年代別割合は、「五歳ごと」等に把握すること。

・超過勤務の状況は、組織の単位（課室や部局等）ごと等に区分して把握すること。更に実態を把握する観点からは、超過勤務時間が「一月について四十五時間」や「一年について三百六十時間」等を超えた職員数を把握すること。

・超過勤務の縮減に向けた取組の有効性を検証する観点からは、超過勤務の状況を経年的に把握すること。

・各役職段階に占める女性職員の割合については、その伸び率を把握

・職員の配置の状況は、女性職員が配属されていない職場の有無等を把握し、さらに、当該職場の超過勤務の状況や男性の育児休業等の取得状況を重ねて職場の課題を分析すること。
・将来的な育成に向けた教育訓練の受講状況は、選抜型の研修への参加や在外機関への異動等に性別の偏りがないかを把握すること。
・セクシュアルハラスメント等対策の整備状況は、特定事業主の措置義務が、男女雇用機会均等法や人事院規則等に基づき定められている趣旨を十分に踏まえ、被害の防止の観点で行う研修や制度の周知の状況、相談窓口の設置状況及び窓口担当者等が相談を受けた後に適切な対応をとるための「対応マニュアル」等の整備・周知の状況等を把握すること。
・女性の健康上の特性に係る取組の状況は、女性の健康上の特性に関する研修や婦人科検診の受診の重要性を含めた、健康上の課題に関する啓発等、職場におけるヘルスリテラシー向上のための取組の実施状況、女性の健康上の特性への配慮のために利用することができる休暇制度や柔軟な働き方を可能とする制度の周知の状況、女性が健康上の課題を相談しやすい体制等の整備・周知の状況等を把握すること。
・離職者の年代別割合は、「五歳ごと」等に把握すること。
・男性職員の育児休業の取得期間について一月以下が多い場合には、「一週間未満」等に単位を細分化して把握すること。
・年次休暇等の取得状況は、「一年の年次休暇等が二十日以上付与された者の平均取得日数」や「取得日数が五日未満の職員割合」等を把握すること。
・職員の給与の男女の差異の状況は、「任期の定めのない常勤職員」及び「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のまとまりごとに把握するほか、これらを総計した全職員に係る状況を把握すること。加えて、「任期の定めのない常勤職員」については、役職段階別及び勤続年数別による職員の給与の男女の差異の状況を把握すること。

三　行動計画の策定

(一)　（略）

(二)　計画期間の決定

法は令和七年度までの時限立法である。このため、行動計画の計画期間の決定に際しては、計画期間内に数値目標の達成を目指すことを念頭に、平成二十八年度から令和七年度までの十年間を、各特定事業主の実情に応じておおむね二年間から五年間程度に区切ることとするとともに、定期的に行動計画の進捗を検証しながら、改定を行っていくことが望ましい。

・職員の配置の状況は、女性職員が配属されていない職場の有無等を把握し、さらに、当該職場の超過勤務の状況や男性の育児休業等の取得状況を重ねて職場の課題を分析すること。
・将来的な育成に向けた教育訓練の受講状況は、選抜型の研修への参加や在外機関への異動等に性別の偏りがないかを把握すること。
・セクシュアルハラスメント等対策の整備状況は、特定事業主の措置義務が、男女雇用機会均等法や人事院規則等に基づき定められている趣旨を十分に踏まえ、被害の防止の観点で行う研修や制度の周知の状況、相談窓口の設置状況及び窓口担当者等が相談を受けた後に適切な対応をとるための「対応マニュアル」等の整備・周知の状況等を把握すること。
・女性の健康上の特性に係る取組の状況は、女性の健康上の特性に関する研修や婦人科検診の受診の重要性を含めた、健康上の課題に関する啓発等、職場におけるヘルスリテラシー向上のための取組の実施状況、女性の健康上の特性への配慮のために利用することができる休暇制度や柔軟な働き方を可能とする制度の周知の状況、女性が健康上の課題を相談しやすい体制等の整備・周知の状況等を把握すること。
・離職者の年代別割合は、「五歳ごと」等に把握すること。
・男性職員の育児休業の取得期間について一月以下が多い場合には、「一週間未満」等に単位を細分化して把握すること。
・年次休暇等の取得状況は、「一年の年次休暇等が二十日以上付与された者の平均取得日数」や「取得日数が五日未満の職員割合」等を把握すること。
・職員の給与の男女の差異の状況は、「任期の定めのない常勤職員」及び「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のまとまりごとに把握するほか、これらを総計した全職員に係る状況を把握すること。加えて、「任期の定めのない常勤職員」については、役職段階別及び勤続年数別による職員の給与の男女の差異の状況を把握すること。

する際には、三事業年度前からの変化等を捉えること。
・男性職員の育児休業の取得期間について一月以下が多い場合には、「五日未満」や「二週間未満」等に単位を細分化して把握すること。
・地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正により令和二年度から運用開始となる会計年度任用職員の育児休業等の両立支援制度については、その制度の整備状況等も併せて把握すること。
・配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の合計取得日数は、国の各府省等の政府目標となっている「五日以上」の取得割合等を把握すること。
・セクシュアルハラスメント等対策の整備状況は、特定事業主の措置義務が、男女雇用機会均等法や人事院規則等に基づき定められている趣旨を十分に踏まえ、被害の防止の観点で行う研修や制度の周知の状況、相談窓口の設置状況及び窓口担当者等が相談を受けた後に適切な対応をとるための「対応マニュアル」等の整備・周知の状況等を把握すること。
・職員の配置の状況は、女性職員が配属されていない職場の有無等を把握し、さらに、当該職場の超過勤務の状況や男性の育児休業等の取得状況を重ねて職場の課題を分析すること。
・将来的な育成に向けた教育訓練の受講状況は、選抜型の研修への参加や在外機関への異動等に性別の偏りがないかを把握すること。
・年次休暇等の取得状況は、「一年の年次休暇等が二十日以上付与された者の平均取得日数」や「取得日数が五日未満の職員割合」等を把握すること。
・職員の給与の男女の差異の状況は、「任期の定めのない常勤職員」及び「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のまとまりごとに把握するほか、これらを総計した全職員に係る状況を把握すること。加えて、「任期の定めのない常勤職員」については、役職段階別及び勤続年数別による職員の給与の男女の差異の状況を把握すること。

三　行動計画の策定

(一)　（略）

(二)　計画期間の決定

法は令和七年度までの時限立法である。このため、行動計画の計画期間の決定に際しては、計画期間内に数値目標の達成を目指すことを念頭に、令和八年度から令和十七年度までの十年間を、各特定事業主の実情に応じておおむね二年間から五年間程度に区切ることとするとともに、定期的に行動計画の進捗を検証しながら、改定を行っていくことが望ましい。

(三)　数値目標の設定

数値目標の設定の対象については、状況把握・課題分析の結果、各特定事業主にとって課題であると判断されたものに対応すべきであるが、職業生活における女性の継続的な活躍を推進していくためには、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供とその任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する取組をバランスよく進めていくことが重要である。このため、状況把握・課題分析の結果を勘案した上で、別紙四の(1)及び(2)の区分に属する状況把握項目に関連する数値目標をそれぞれ一つ以上設定することが求められる。

数値目標については、実数、割合、倍数等数値を用いるものであればいずれでもよい。

数値目標の水準については、計画期間内に達成を目指すものとして、過去の実績、将来の見込みや同種の他団体などとの比較も踏まえ、各特定事業主の実情に見合った水準とすることが重要である。

各府省等においては、少なくとも、女性職員の採用・登用と、男性職員の育児休業取得率、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得の状況並びに超過勤務の状況については、数値目標を設定し、積極的に取り組むものとする。

また、地方公共団体においては、各特定事業主における状況把握・課題分析の結果を勘案しつつ、国の各府省等における取組も参考にしながら数値目標を設定し、主体的かつ積極的に取り組むことが望ましい。

なお、数値目標の設定に加え、定性的な目標を設定することも可能である。

(三)　数値目標の設定

数値目標の設定の対象については、状況把握・課題分析の結果、各特定事業主にとって課題であると判断されたものに対応すべきであるが、職業生活における女性の継続的な活躍を推進していくためには、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供とその任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する取組をバランスよく進めていくことが重要である。このため、状況把握・課題分析の結果を勘案した上で、別紙四の(1)及び(2)の区分に属する状況把握項目に関連する数値目標をそれぞれ一つ以上設定することが求められる。

数値目標については、実数、割合、倍数等数値を用いるものであればいずれでもよい。

数値目標の水準については、計画期間内に達成を目指すものとして、過去の実績、将来の見込みや同種の他団体などとの比較も踏まえ、各特定事業主の実情に見合った水準とすることが重要である。

なお、各府省等においては、少なくとも、女性職員の採用・登用と、男性職員の育児休業取得率、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇については、数値目標を設定し、積極的に取り組むものとする。

また、地方公共団体においては、各特定事業主における状況把握・課題分析の結果を勘案しつつ、国の各府省等における取組も参考にしながら数値目標を設定し、主体的かつ積極的に取り組むことが望ましい。

(四)　取組内容の選定・実施時期の決定

行動計画に盛り込む取組内容を決定するに際しては、まず、状況把握・課題分析の結果、数値目標の設定を行ったものから優先的に、その数値目標の達成に向けてどのような取組を行っていくべきかについて検討を行うことが基本である。

第二で述べた特に取り組むべき長時間勤務の是正などの働き方改革、性別にかかわりない職務の機会付与と適切な評価に基づく登用及び男性の家庭生活（家事及び育児等）への参加促進について、各特定事業主において、当該特定事業主の実情に応じて積極的かつ主体的に各課題の解決に向けた多様な取組を取り上げ、これらの取組を総合的に進めていくことが効果的であると考えられる。

同時に、ハラスメントが女性の就業継続等に特に深刻な影響を与え、その職業生活における活躍を阻害する要因となっていることに鑑み、ハラスメントが起こらないようにすることも重要である。

こうした認識の下、具体的な取組の内容については、別紙五も参考にしつつ、実施時期も併せて決定することが望ましい。

なお、実施時期については、計画期間終了時までを実施時期とするものについては、その旨、個別に記載する必要はない。

(五)　その他

イ　（略）

ロ　次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画等との一体的策定

法に基づく行動計画は、状況把握・課題分析を行った上で、その結果を勘案して、計画期間、数値

(四)　取組内容の選定・実施時期の決定

行動計画に盛り込む取組内容を決定するに際しては、まず、状況把握・課題分析の結果、数値目標の設定を行ったものから優先的に、その数値目標の達成に向けてどのような取組を行っていくべきかについて検討を行うことが基本である。

第二で述べた特に取り組むべき長時間勤務の是正などの働き方改革、性別にかかわりない職務の機会付与と適切な評価に基づく登用及び男性の家庭生活（家事及び育児等）への参加促進について、各特定事業主において、当該特定事業主の実情に応じて積極的かつ主体的に各課題の解決に向けた多様な取組を取り上げ、これらの取組を総合的に進めていくことが効果的であると考えられる。

こうした認識の下、具体的な取組の内容については、別紙五も参考にしつつ、実施時期も併せて決定することが望ましい。

なお、実施時期については、計画期間終了時までを実施時期とするものについては、その旨、個別に記載する必要はない。

(五)　その他

イ　（略）

ロ　次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画等との一体的策定

法に基づく行動計画は、状況把握・課題分析を行った上で、その結果を勘案して、計画期間、数値

目標、取組内容及び実施時期を定める必要がある（法第十九条第二項及び第三項）。

一方、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画は、計画期間、目標、対策内容及び実施時期を定める必要がある。

これらの両法律に定める要件を満たしていれば、両法律に基づく行動計画を一体的に策定することは可能である。また、各府省等は、採用昇任等基本方針（平成二十六年六月二十四日閣議決定）の５(4)に基づき策定した取組計画と法に基づく行動計画を一体的に策定することも可能である。

なお、一体的に策定した場合、法に基づく行動計画である旨及び法に基づく部分を、分かりやすく明示することが望ましい。

四　（略）

五　行動計画の推進等

(一)　行動計画の推進体制

行動計画の推進に当たっては、毎年少なくとも一回、数値目標の達成状況や、行動計画に基づく取組の実施状況の点検・評価を実施し、その結果をその後の取組や計画に反映させる、ＰＤＣＡサイクルを確立することが重要である。

その際には、行動計画の策定に際して状況把握を行った女性の活躍に関する状況の数値の改善状況についても、併せて点検・評価を行うことが効果的である。

また、行動計画の改定に向けた検討の際には、職場の実情を踏まえた実施状況の的確な点検を基に行うことも重要であり、必要に応じて、職員に対するアンケート調査や、職員との意見交換等を実施するなど、職場の実情の的確な把握に努めることが重要である。

なお、関係法令の改正に伴う規定の整理、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更等、行動計画の内容に直接関係しない軽微な変更をする場合は、状況把握・課題分析及び職員に対する周知を行わなくてもよい。

(二)　（略）

六　情報の公表

(一)　（略）

(二)　情報の公表の項目及び方法

情報の公表については、別紙六の⑴①から③まで並びに⑵①及び②のほか、別紙六の⑴及び⑵の区分の項目（⑴⑧及び⑵⑨を除く。）の中からそれぞれ一つ以上を選択して、広報誌やホームページへの掲載等、求職者が容易に閲覧できる方法によって行う必要がある。その際には、行動計画策定の際に状況把握・課題分析した項目から選択することが基本であり、可能な限り多くの項目を積極的に公表することが望ましい。また、別紙六の⑴⑧としては、セクシュアルハラスメント等対策の整備状況、女性の健康上の特性に係る取組の状況、特定事業主として実施する教育訓練・研修の概要及び中途採用の概要等が、同表の⑵⑨としては、テレワークやフレックスタイム制等の柔軟な働き方に資する制度の概要及びその円滑な施行のため特定事業主が実施する取組の概要等が考えられる。

別紙六の⑴①から③まで並びに⑵①及び②については、求職者の職業選択により資するよう、比較可能な実績を公表することが重要である。

目標、取組内容及び実施時期を定める必要がある（法第十九条第二項及び第三項）。

一方、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画は、計画期間、目標（数値目標に限らない。）、対策内容及び実施時期を定める必要がある。

これらの両法律に定める要件を満たしていれば、両法律に基づく行動計画を一体的に策定することは可能である。また、各府省等は、採用昇任等基本方針（平成二十六年六月二十四日閣議決定）の５(4)に基づき策定した取組計画と法に基づく行動計画を一体的に策定することも可能である。

なお、一体的に策定した場合、法に基づく行動計画である旨及び法に基づく部分を、分かりやすく明示することが望ましい。

四　（略）

五　行動計画の推進等

(一)　行動計画の推進体制

行動計画の推進に当たっては、毎年少なくとも一回、数値目標の達成状況や、行動計画に基づく取組の実施状況の点検・評価を実施し、その結果をその後の取組や計画に反映させる、ＰＤＣＡサイクルを確立することが重要である。

その際には、行動計画の策定に際して状況把握を行った女性の活躍に関する状況の数値の改善状況についても、併せて点検・評価を行うことが効果的である。

また、行動計画の改定に向けた検討の際には、職場の実情を踏まえた実施状況の的確な点検を基に行うことも重要であり、必要に応じて、職員に対するアンケート調査や、職員との意見交換等を実施するなど、職場の実情の的確な把握に努めることが重要である。

なお、関係法令の改正に伴う規定の整理、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更等、行動計画の内容に直接関係しない軽微な変更をする場合は、状況把握・課題分析及び職員に対する周知を行わなくてもよい。

(二)　（略）

六　情報の公表

(一)　（略）

(二)　情報の公表の項目及び方法

情報の公表については、別紙六の⑴⑦のほか、別紙六の⑴及び⑵の区分の項目（⑴⑦及び⑧並びに⑵⑧を除く。）の中からそれぞれ一つ以上を選択して、広報誌やホームページへの掲載等、求職者が容易に閲覧できる方法によって行う必要がある。その際には、行動計画策定の際に状況把握・課題分析した項目から選択することが基本であり、別紙四の第一欄にも掲げられている項目（項目５を除く。）は、積極的に公表することが望ましい。また、別紙六の⑴⑧としては、セクシュアルハラスメント等対策の整備状況、特定事業主として実施する教育訓練・研修の概要及び中途採用の概要等が、同表の⑵⑧としては、テレワーク等の柔軟な働き方に資する制度の概要及びその円滑な施行のため特定事業主が実施する取組の概要等が考えられる。

別紙六の⑴⑦については、求職者の職業選択により資するよう、比較可能な実績を公表することが重要である。このため、当該項目について

このため、当該項目については、その実績を、内閣府男女共同参画局長、内閣官房内閣人事局人事政策統括官及び総務省自治行政局公務員部長の定める方法によって算出し、公表するものとする。また、各特定事業主の実情に応じて、更に詳細な区分により公表することも可能である。

その際、当該項目については、指標の大小それ自体のみに着目するのではなく、要因及び課題の分析を行い、改善に向けて取り組んでいくことが重要である。このため、これらの実績を公表するに当たっては、単に数値の情報を公表するだけでなく、要因及び課題の分析の結果等のより詳細な情報や補足的な情報を公表することも可能であり、このような追加的な情報公表を行うことが望ましい。

公表に際しては、求職者の選択により資するよう、情報の公表項目と併せて、行動計画を一体的に閲覧できるようにすることが望ましい。

なお、別紙六の任意の項目については、必ずしも全ての項目を公表しなければならないものではないが、一般事業主に対し率先垂範すべき公務部門として積極的に公表することが望ましい。また、公表範囲そのものが特定事業主の女性活躍推進に対する姿勢を表すものとして、求職者の職業選択の要素となることに留意が必要である。特に、各府省等においては、率先垂範して進めるべき立場であることから、全ての項目を公表するよう、積極的に取り組むものとする。

㈢　（略）

は、以下の事項について、内閣府男女共同参画局長、内閣官房内閣人事局人事政策統括官及び総務省自治行政局公務員部長の定める方法によって算出し、公表するものとする。また、各特定事業主の実情に応じて、更に詳細な区分により公表することも可能である。

・「任期の定めのない常勤職員」及び「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のまとまりごとの職員の給与の男女の差異の実績のほか、これらを総計した全職員に係る給与の男女の差異の実績

・「任期の定めのない常勤職員」について、役職段階別及び勤続年数別による職員の給与の男女の差異の実績

公表に際しては、求職者の選択により資するよう、情報の公表項目と併せて、行動計画を一体的に閲覧できるようにすることが望ましい。

なお、別紙六の項目㈠⑦を除く。）については、必ずしも全ての項目を公表しなければならないものではないが、一般事業主に対し率先垂範すべき公務部門として積極的に公表することが望ましい。

㈢　（略）

別紙一（第二部第二の二㈡及び三㈢関係）から別紙六（第三部第三の六㈡関係）までを次のように改める。

別紙一（第二部第二の二（二）及び三（三）関係）

（区）＝雇用管理区分ごとに把握（典型例：一般職／総合職／パート）
（派）＝派遣先事業主においては派遣労働者も含めて把握

区分	女性活躍に向けた課題等	第一欄	第二欄
（1）その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供	採用	採用した労働者に占める女性労働者の割合（区）	男女別の採用における競争倍率（労働者の募集に対する応募者の数を採用者の数で除した数）（区）
			労働者に占める女性労働者の割合（区）（派）
	配置・育成・教育訓練		男女別の配置の状況（区）
			男女別の将来の育成を目的とした教育訓練の受講の状況（区）
			管理職及び男女の労働者の配置・育成・評価・昇進・性別役割分担意識その他の職場風土等に関する意識（区）（派：性別役割分担意識など職場風土等に関する意識）
	評価・登用	管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合	各職階の労働者に占める女性労働者の割合及び役員に占める女性の割合
			男女別の1つ上位の職階へ昇進した労働者の割合
			男女の人事評価の結果における差異（区）
	職場風土・性別役割分担意識		セクシュアルハラスメント等に関する各種相談窓口への相談状況（区）（派）
	意欲と能力の発揮（多様なキャリアコース）		男女別の職種又は雇用形態の転換の実績（区）（派：雇入れの実績）
			男女別の再雇用又は中途採用の実績（区）
			男女別の職種若しくは雇用形態の転換者、再雇用者又は中途採用者を管理職へ登用した実績
			非正規雇用労働者の男女別のキャリアアップに向けた研修の受講の状況（区）
	取組の結果を測るための指標	男女の賃金の額の差異（区）	
（2）その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備	継続就業・働き方改革	男女の平均継続勤務年数の差異（区）	10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合（区）
			男女別の育児休業取得率及び平均取得期間（区）
			男女別の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度（育児休業を除く。）の利用実績（区）
			男女別のフレックスタイム制、在宅勤務、テレワーク等の柔軟な働き方に資する制度の利用実績
		労働者（※）の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間（健康管理時間）の状況	労働者（※）の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間（健康管理時間）の状況（区）（派）
			有給休暇取得率（区）

※　管理職を含む全ての労働者。高度プロフェッショナル制度の対象労働者については健康管理時間を把握（別紙二において同じ。）

別紙二（第二部第二の二（二）、三（四）及び第三関係）

（1）行動計画の策定に向けた課題分析の手法例の全体像

まず、別紙一の第一欄の項目の状況把握・課題分析を行い、その結果、課題であると判断された事項については、矢印の先に進み、さらに別紙一の第二欄の項目の状況把握・課題分析により、その原因についての検討を深めることが望ましい。

採用した労働者に占める女性労働者の割合（区）　→　（2） 採用関係へ

男女の平均継続勤務年数の差異（区）　→　（3） 継続就業及び職場風土関係へ

労働者の各月ごとの平均残業時間等の労働時間（健康管理時間）の状況　→　（4） 長時間労働関係へ

管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合　→　（5） 配置・育成・教育訓練及び評価・登用関係へ

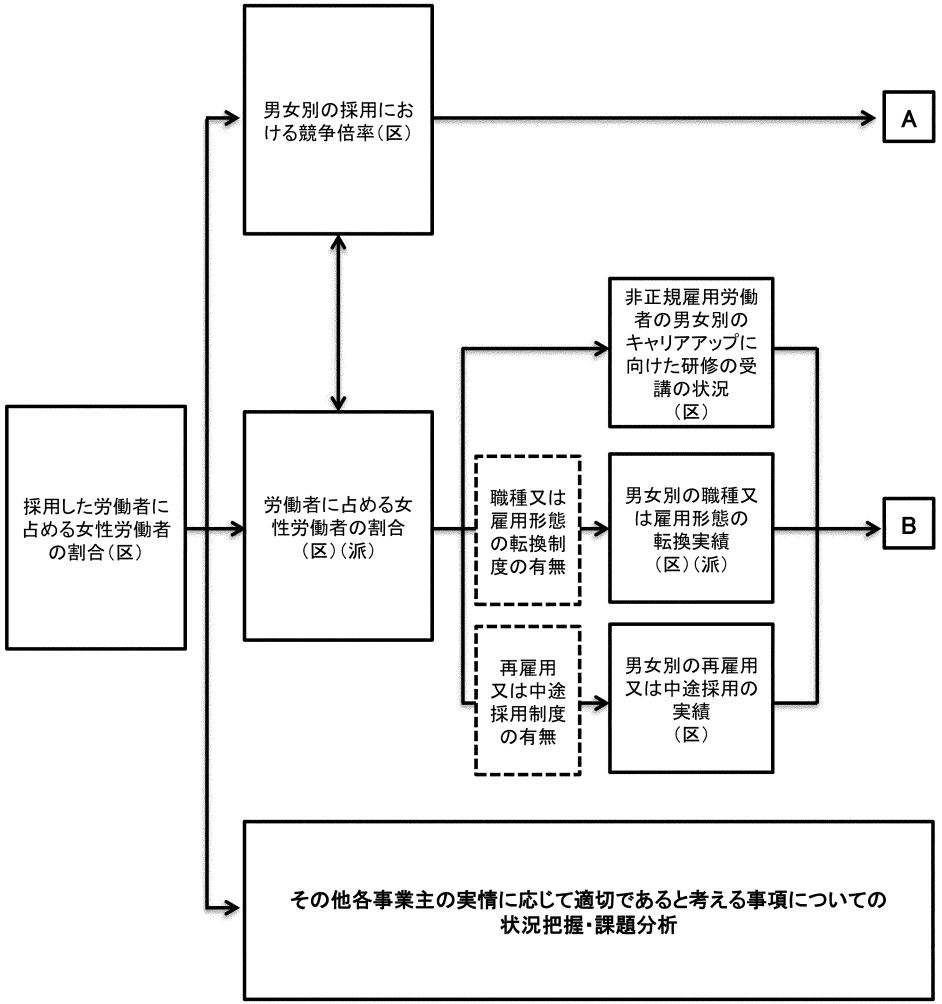
＋

その他各事業主の実情に応じて適切であると考える事項についての状況把握・課題分析

（区）＝雇用管理区分ごとに把握（典型例：一般職／総合職／パート）
（派）＝派遣先事業主においては派遣労働者も含めて把握

（2）採用関係の課題分析の手法例／課題へ対応する取組例

課題分析における判断の目安例：
① 全体に占める女性の割合が4割を下回っている場合
② 男女別の採用における競争倍率については、（女性の競争倍率×０．８）≧（男性の競争倍率）である場合
→ 男女間の格差が大きいと判断、別紙一の第二欄の項目等によるさらなる課題分析の必要性が高い。



（※） 点線枠は、状況把握項目の把握の前提として確認すべき事項、別紙一の第二欄の項目以外の項目等

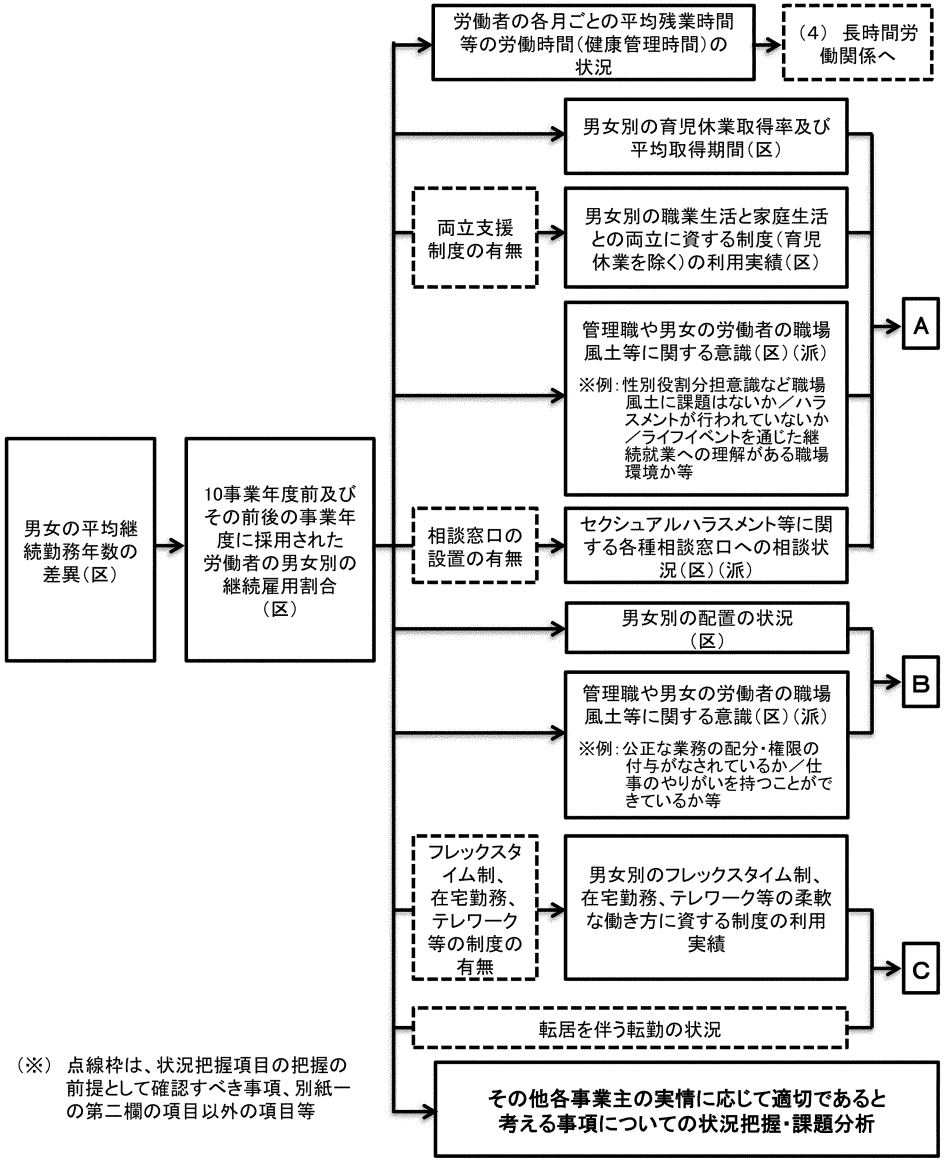
	課題分析の視点例	取組例
A	□　採用した労働者に占める女性労働者の割合が低い雇用管理区分がないか（特に総合職等の基幹的職種）。 □　（「採用した労働者に占める女性労働者の割合」が低い場合） 応募者の男女比率と比べ、採用段階で女性を絞り込んでいないか（「男女別の採用における競争倍率」が女性の方が高くなっていないか）。 □　（「男女別の採用における競争倍率」が男女同等であるのに、採用した労働者に占める女性労働者の割合が低い場合） 募集方法に課題はないか。	○　採用選考基準や、その運用の見直し ○　面接官への女性の参画による採用選考における（無意識の）性別のバイアスの排除 ○　女性が活躍できる職場であることについての求職者に向けた積極的広報（特に技術系の採用における理系女子学生に対する重点的広報／各種認定や表彰の取得による女性が活躍できる職場であることのアピール等）
B	□　（過去の採用結果の蓄積等により）労働者に占める女性労働者の割合が低くなっている雇用管理区分がないか（特に総合職等の基幹的職種）。 □　より基幹的な職種（総合職等）において女性比率が低く、より補助的な職種（一般職・パート等）において女性比率が高くなっていないか。 □　その場合には、採用時の雇用管理区分にとらわれずに、意欲と能力ある女性が活躍できるような方策を検討すべきではないか（職種又は雇用形態の転換制度の積極的な運用等）。 □　中堅以上の年齢層において、女性労働者が少なくなっていないか。	○　採用時の雇用管理区分にとらわれない活躍に向けたコース別雇用管理の見直し（コース区分の廃止・再編等） ○　一般職等の職務範囲の拡大・昇進の上限の見直し・処遇改善 ○　一般職や非正規雇用労働者（※）に対する個人面談等による職種又は雇用形態の転換試験・昇格試験等の受験勧奨／研修等を通じた意識改革・能力開発支援 ○　一般職等から総合職等への転換制度の積極的な運用／非正規雇用労働者から正規雇用労働者（※）への転換制度の積極的運用 ○　非正規雇用労働者と正規雇用労働者（※）の人事評価基準の共通化 ○　育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の実施 ○　中途採用の積極的実施と新卒採用と同等の育成・登用の実施

（※）「非正規雇用労働者」とは、正規雇用労働者以外の者をいう。

（※）「正規雇用労働者」とは、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）第２条第１項の「通常の労働者」をいう。「通常の労働者」とは、いわゆる正規型の労働者をいい、社会通念に従い、当該労働者の雇用形態、賃金体系等（例えば、労働契約の期間の定めがなく、長期雇用を前提とした待遇を受けるものであるか、賃金の主たる部分の支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給又は昇格の有無）を総合的に勘案して判断するものである。

（3）継続就業及び職場風土関係の課題分析の手法例／課題へ対応する取組例

課題分析における判断の目安例：
継続勤務年数や採用後10年目前後の継続雇用割合について、男性に対する女性の割合が8割を下回っている場合
→　男女間の格差が大きいと判断、別紙一の第二欄の項目等によるさらなる課題分析の必要性が高い。

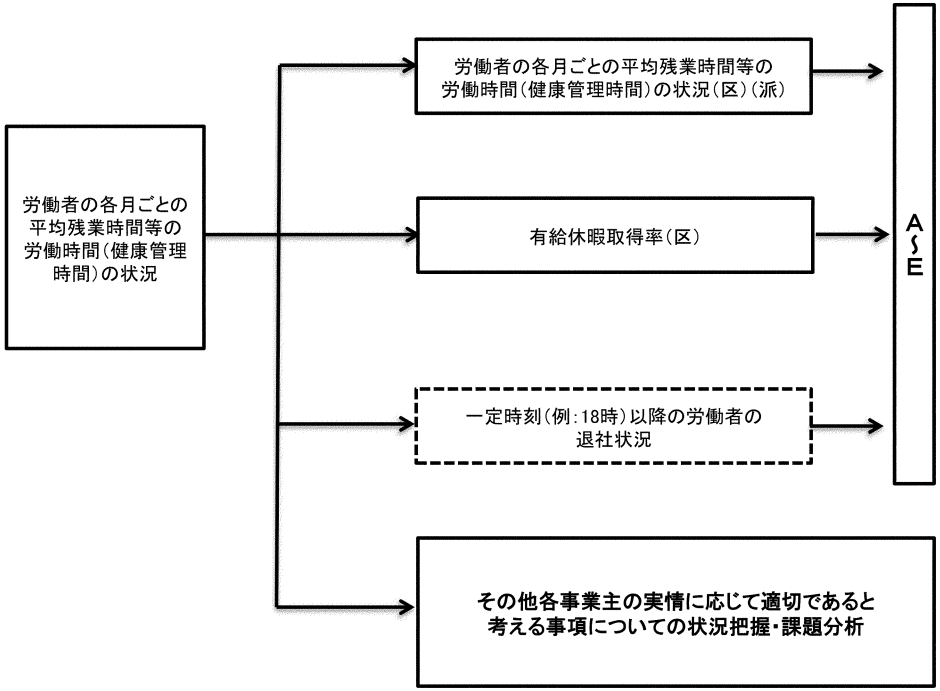


（※）　点線枠は、状況把握項目の把握の前提として確認すべき事項、別紙一の第二欄の項目以外の項目等

	課題分析の視点例	取組例
A	□　出産・子育てを機に（あるいはそれ以前に）、女性労働者が退職する傾向にないか。 □　長時間労働ゆえに仕事と家庭の両立が困難になっていないか。【→（４）長時間労働関係へ】 □　男女がともに両立支援制度を利用できる状況にあるか。 □　出産・子育て等をしながら働き続けることを支援する職場風土であるか。 職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土となっているか。 □　ハラスメントがないか。また、ハラスメントの要因ともなりうる固定的な性別役割分担意識がないか。	○　定期的な労働者の意識調査（職場風土・ハラスメント等に関するもの）の実施と改善策の実行 ○　時間制約等を抱える多様な人材を活かすことの意義に関する役員・管理職研修 ○　職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発 ○　上司を通じた男性労働者の働き方の見直しなど育児参画の促進 ○　利用可能な両立支援制度に関する労働者・管理職への周知徹底（ガイドブックの作成・配布等） ○　ハラスメントが起こらないようにするための管理職への研修等による周知徹底
B	□　女性労働者が、男性労働者と同様に、仕事にやりがいを持てるような公正な配置（業務配分・権限付与を含む）になっているか。 □　出産・子育て期に入る以前に、女性労働者が、仕事と家庭を両立しながらキャリア形成を重ねるイメージを持つことができているか。 □　子育て中の労働者が、時間制約を有するがゆえに、他の労働者と同様のやりがいのある職務を担うことが困難になっていないか。	○　定期的な労働者の意識調査（仕事のやりがい等に関するもの）の実施と改善策の実行《再掲》 ○　若手の労働者を対象とした仕事と家庭の両立を前提としたキャリアイメージ形成のための研修・説明会等の実施 ○　仕事と家庭の両立やキャリア形成に関する不安の解消に向けた出産前後の個別相談支援／育児休業から復職した労働者に対するメンター制度／育児・介護等の時間制約を有する労働者同士のネットワーク化による具体的ノウハウ等の共有 ○　育児休業からの復職者を部下に持つ上司に対する適切なマネジメント・育成等に関する研修等 ○　属人的な業務体制の見直し・複数担当制や、労働者の「多能工化」による業務のカバー体制の構築 ○　交替制勤務において時間制約のあるスタッフを活かすシフトの組み方の好事例の共有／交替制勤務を支える保育基盤整備（事業所内託児施設やベビーシッタールーム等） ○　短時間勤務制度の柔軟な運用（本人の希望に基づく一定上限内でのフレキシブルなフルタイム勤務の実施）
C	□　柔軟な働き方ができる職場となっているか。 □　本人あるいは配偶者の転居を伴う転勤や、親の介護等を機に、女性労働者が退職する傾向にないか。	○　フレックスタイム制・在宅勤務・テレワーク等による柔軟な働き方の実現 ○　転居を伴う転勤に対する本人同意の徹底／育児・介護等の一定期間内における転居を伴う転勤の中止 ○　配偶者の転勤先・親の介護先への異動／同行休職

（4）長時間労働関係の課題分析の手法例／課題へ対応する取組例

課題分析における判断の目安例：
残業時間が平均で45時間を上回っている月がある場合
→　長時間労働の課題があると判断、別紙一の第二欄の項目等によるさらなる課題分析の必要性が高い。

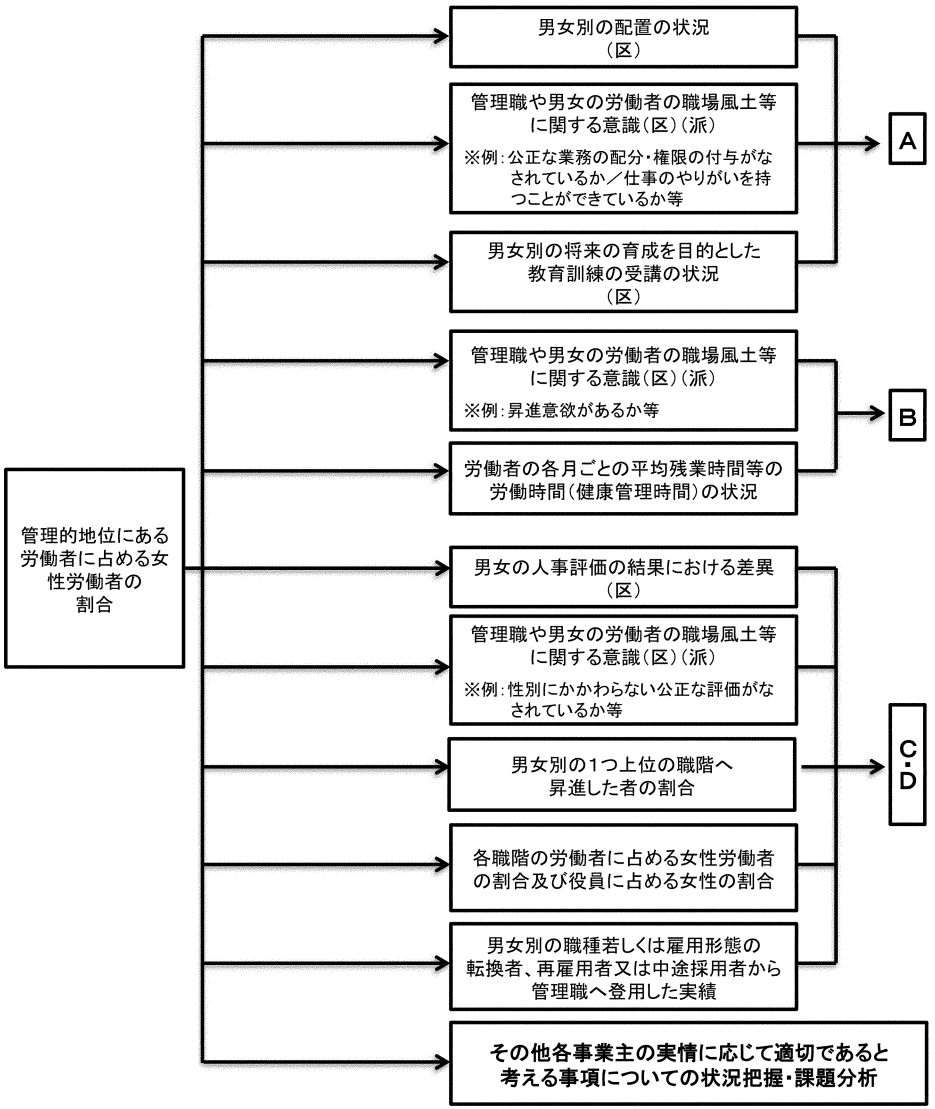


（※）　点線枠は、状況把握項目の把握の前提として確認すべき事項、別紙一の第二欄の項目以外の項目等

	課題分析の視点例	取組例
A	□　長時間労働ゆえに仕事と家庭の両立が困難となっていないか。 □　長時間労働が、個々の職場だけでなく、組織全体の問題として対応されているか。	○　組織のトップからの長時間労働是正に関する強いメッセージの発信 ○　組織全体・部署ごとの数値目標の設定と徹底的なフォローアップ ○　組織のトップの会議での部署ごとの残業時間数等の公開・評価の実施 ○　サービス残業化させないための無記名アンケートや無作為ヒアリング等の徹底したチェック ○　残業が一定時間数を超える場合の本人と上司に対する通知・指導等
B	□　長時間労働の背景として、長時間労働自体が努力の証として評価されたり、時間当たりの生産性よりも、期間当たりのアウトプットの量によって評価されたりするような職場風土・評価制度になっていないか。	○　時間当たりの労働生産性を重視した人事評価 ○　管理職の人事評価における長時間労働是正・生産性向上に関する評価 ○　管理職の長時間労働是正に向けたマネジメントに対する 360 度評価（部下からの評価） ○　帰りやすい職場風土等に向けた管理職自身の勤務時間管理の徹底
C	□　一部の雇用管理区分（例：総合職等）において、特に長時間労働になっていないか。 □　特定の部署・特定の担当者・特定の時期に、特に長時間労働となっていないか。 □　必要な時に、休みが取れる職場になっているか。	○　部署横断的な人員配置の見直しを行いうる職位の高い責任者の指名と不断の人員配置の見直し ○　属人的な業務体制の見直し・複数担当制や、労働者の「多能工化」による業務のカバー体制の構築《再掲》 ○　個人単位で業務の繁閑がある場合でも、チーム全体で勤務時間内に業務を終了させるため、労働者間の助け合いの好事例発表・評価等による互いに助け合う職場風土の醸成
D	□　生産性の高い働き方の実現に向け、業務の優先順位や、業務プロセス等の見直しに対して、管理職等のマネジメントが的確になされているか。	○　管理職の長時間労働是正に向けたマネジメント力の強化のための研修 ○　チーム内の業務状況の情報共有／上司による業務の優先順位付けや業務分担の見直し等のマネジメントの徹底 ○　業務プロセス等の分析・削減と定期的検証 ○　生産性の高い労働者の具体的業務手法の共有
E	□　顧客企業に即応を求められることが、長時間労働の要因となっていないか。	○　組織トップによる顧客企業に対するワーク・ライフ・バランスに関する理解醸成

（5）配置・育成・教育訓練及び評価・登用関係の課題分析の手法例／課題へ対応する取組例

課題分析における判断の目安例：
① 全体に占める女性の割合が4割を下回っている場合
② 男性に対する女性の割合が8割を下回っている場合
→ ①又は②の場合、男女間の格差が大きいと判断、別紙一の第二欄の項目等によるさらなる課題分析の必要性が高い。



	課題分析の視点例	取組例
A	□　若手のうちの男女平等な配置（業務配分・権限付与を含む）と育成がなされているか。 □　女性労働者が、出産・子育てに一定の時間制約を抱えやすいことを前提とした、計画的な育成が行われているか。	○　従来、男性労働者中心であった職場への女性労働者の配置拡大と、それによる多様な職務経験の付与 ○　女性労働者の積極的・公正な育成・評価に向けた上司へのヒアリング ○　労働者一人一人のキャリアプランを本人と上司で作成するなど中長期の視点で育成を検討 ○　重要だが家庭と両立しづらい職務経験（海外勤務等）の出産・子育て期以前の積極的な付与
B	□　女性労働者が、出産・子育てをしながらキャリア形成していくイメージ・意欲を持つことができているか。 □　管理職が長時間労働であり、女性労働者にとって、仕事と家庭の両立がしづらく昇進希望を持ちづらいような状況となっていないか。	○　若手に対する多様なロールモデル・多様なキャリアパス事例の紹介／ロールモデルとなる女性管理職と女性労働者との交流機会の設定等によるマッチング ○　職階等に応じた女性同士の交流機会の設定等によるネットワーク形成支援 ○　管理職層の女性労働者が育成されていない場合におけるロールモデルとしての女性管理職の育成や中途採用 ○　帰りやすい職場風土等に向けた管理職自身の勤務時間管理の徹底《再掲》
C	□　育児休業や子育て期間中の時間制約が、評価・登用において不利になっていないか。 □　性別にかかわりない公正な評価・登用が各職階ごとに行われているか。	○　時間当たりの労働生産性を重視した人事評価による育児休業・短時間勤務等の利用に公平な評価の実施 ○　女性労働者の積極的・公正な育成・評価に向けた上司へのヒアリング《再掲》 ○　組織のトップ等による女性労働者の部門ごとの登用状況のモニタリング／個別育成計画の策定
D	□　（過去の育成に男女間格差があったために）同世代の男性労働者に比べ、女性労働者の育成が遅れがちになっていないか。 □　職種又は雇用形態の転換者・再雇用者・中途採用者が、新卒採用者と同様に登用の機会が与えられるよう、十分育成されているか。 □　周囲に同性（女性）の管理職が少ないために新任の女性管理職が自信を持ちづらい状況にないか。	○　意欲と能力のある女性労働者の積極的発掘と、選抜した人材の集中的な育成（研修への参加や、現管理職が定めるサクセッションプラン（後継者育成計画）の対象者に女性労働者を積極的に含め、現管理職からの集中的なＯＪＴを行う等） ○　職種又は雇用形態の転換者・再雇用者・中途採用者に対する研修やメンタリング等によるサポートの実施 ○　新任の管理職に対する役員等によるメンタリングの実施

（６）女性の健康上の特性に係る取組例

取組例
○職場におけるヘルスリテラシー向上のための取組 ・女性の健康上の特性に関する研修会の開催 ・婦人科検診等の検診受診の重要性を含めた、健康課題に関する啓発冊子の配布や動画の配信等 ○休暇制度の充実・柔軟な働き方の実現 ・生理休暇を取得しやすい環境の整備 ・女性の健康上の特性に配慮した休暇制度の整備（不調時の休養、治療・通院、検診等の多様な目的で利用することができる休暇制度等） ・女性の健康上の特性に配慮した柔軟な働き方を可能とする制度の整備（所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワーク等） ○健康課題を相談しやすい体制づくり ・女性の健康上の特性について相談及び対応可能な体制構築（産業医、カウンセラーの配置や外部の相談先の紹介、オンラインによる健康相談） ・女性が気軽に利用・相談できるオンラインによる相互交流の場の設置 ○その他の取組 ・　婦人科検診の受診に対する支援 ・　妊婦等が利用できる休憩スペースの設置

（注）これらの取組例については、女性だけでなく労働者全体を対象として取り組むことも考えられる。

別紙三（第二部第二の六（二）関係）

（区）＝雇用管理区分ごとに公表（典型例：一般職／総合職／パート）
（派）＝派遣先事業主においては派遣労働者も含めて公表

区分	情報公表項目
（1）男女の賃金の額の差異（区）	
（2）管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合	
(3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績	①採用した労働者に占める女性労働者の割合（区）
	②男女別の採用における競争倍率（区）
	③労働者に占める女性労働者の割合（区）（派）
	④係長級にある者に占める女性労働者の割合
	⑤役員に占める女性の割合
	⑥男女別の職種又は雇用形態の転換実績（区）（派：雇入れの実績）
	⑦男女別の再雇用又は中途採用の実績
	⑧その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に資する社内制度の概要
（4）その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績	①男女の平均継続勤続年数の差異
	②10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
	③男女別の育児休業取得率（区）
	④労働者の一月当たりの平均残業時間
	⑤雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間（区）（派）
	⑥有給休暇取得率
	⑦雇用管理区分ごとの有給休暇取得率（区）
	⑧その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する社内制度の概要

別紙四（第三部第三の二（二）及び三（三）関係）

区分	第一欄	第二欄
（1）その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供	項目１：職員の男女の給与の額の差異　※１／※２ 項目２：管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 項目３：各役職段階にある職員に占める女性職員の割合及びその伸び率 項目４：採用した職員に占める女性職員の割合　※１ 項目５：セクシュアルハラスメント等対策の整備状況	項目 10：採用試験の受験者の総数に占める女性の割合　※１ 項目 11：中途採用の男女別の実績　※１ 項目 12：職員に占める女性職員の割合　※１／※３ 項目 13：各役職段階から一つ上の役職段階に昇任した職員の男女別割合 項目 14：中途採用者を管理職に任用した男女別の実績 項目 15：人事評価の結果における男女の差異　※１ 項目 16：配置の男女別の状況　※１ 項目 17：人材育成を目的とした教育訓練の男女別の受講の状況　※１ 項目 18：臨時・非常勤職員の研修の男女別の受講の状況　※１ 項目 19：職場風土等に関する意識　※１／※３ 項目 20：女性の健康上の特性に係る取組の状況
（2）その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備	項目６：離職率の男女の差異及び離職者の年代別男女別割合（平均継続勤務年数の男女の差異）　※１ 項目７：男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況　※１ 項目８：男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率並びに合計取得日数の分布状況 項目９：職員の各月ごとの平均超過勤務時間及び超過勤務の上限を超えた職員数（「管理職／管理職以外」「内部部局等／内部部局等以外」ごとの把握）※１	項目 21：職員（管理職以外）の各月ごとの平均超過勤務時間及び超過勤務の上限を超えた職員数（部署ごとの把握）　※１／※４ 項目 22：年次休暇等の取得状況　※１ 項目 23：職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度（項目７及び８を除く。）の男女別の利用実績　※１ 項目 24：在宅勤務、テレワーク、フレックスタイム制等の柔軟な働き方に資する制度の男女別の利用実績

※１：職員のまとまり（職種、資格、任用形態、勤務形態その他の要素に基づき、特定の職員のまとまりごとに人事の事務を行うことを予定している場合、それぞれの職員のまとまりをいう。）ごとに把握。

※２：「任期の定めのない常勤職員」及び「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のまとまりごとの職員の男女の給与の額の差異の状況のほか、これらを総計した全職員に係る職員の男女の給与の額の差異の状況を把握。

※３：労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者に係る同様の事項の把握も必要。

※４：労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者に係る一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間の把握も必要。

別紙五（第三部第三の二（二）及び三（四）関係）

各把握項目の関係及び課題分析に当たっての観点について

行動計画の策定に当たっては、まず、次の各表の左欄の項目（別紙四第一欄）の状況把握を行い、課題分析を行うことが求められる。その結果、特定事業主にとって課題であると判断された事項については、同表の中欄（別紙四第二欄）の項目を活用し、同表の右欄の観点から課題分析を行うことにより、更にその原因の分析を深めるべきである。なお、各特定事業主の実情に応じて、他に適切な方法がある場合は、当該方法による把握・分析も効果的である。

（１）採用関係の把握項目及び課題分析

把握を行う項目	必要に応じ把握を行う項目	左記項目の課題分析に当たっての観点（例）
○項目４：採用した職員に占める女性職員の割合	○項目10：採用試験の受験者の総数に占める女性の割合※ ○項目11：中途採用の男女別の実績	○採用した職員に占める女性職員の割合の拡大は図られているか。 ○採用試験の受験者の総数に占める女性の割合を拡大するための周知活動は十分だったか。

※　「採用試験の受験者の総数に占める女性の割合」は、採用試験を受験する女性求職者の数が少ないなどの課題等を把握する趣旨であるが、近年では、地方公共団体の採用試験申込書において「性別」選択欄を廃止する動きや、「その他」「わからない」などの選択肢を加えている事例が生じていることから、「その他」「わからない」等の回答を除いた男女割合で把握しても、男女差の傾向を把握しようとする趣旨を果たすことはできると考えられる。

（２）継続就業及び仕事と家庭の両立関係の把握項目並びに課題分析

把握を行う項目	必要に応じ把握を行う項目	左記項目の課題分析に当たっての観点（例）
○項目６：離職率の男女の差異及び離職者の年代別男女別割合（平均継続勤務年数の男女の差異） ○項目９：職員の各月ごとの平均超過勤務時間及び超過勤務の上限を超えた職員数（「管理職／管理職以外」「内部部局等／内部部局等以外」ごとの把握）	○項目16：配置の男女別の状況 ○項目23：職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度の男女別の利用実績 ○項目24：在宅勤務、テレワーク、フレックスタイム制等の柔軟な働き方に資する制度の男女別の利用実績	○離職率が低い場合でも、離職者が多くなっている年代はないか。出産・子育てに当たる世代等の職員が退職する傾向にないか。 ○長時間勤務が常態化し、仕事と家庭の両立が困難になっていないか。 ○男女ともに、両立支援制度を利用できる（利用しやすい）状況にあるか。利用実績が女性職員に偏っていないか。 ○性別にかかわらない職務の機会付与等がなされているか。女性職員に、やりがいを感じる職務経験を積ませることができているか。 ○男女ともに、柔軟な働き方（テレワーク等）ができる職場となっているか。利用実績が女性職員に偏っていないか。

○項目７：男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況 ○項目８：男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率並びに合計取得日数の分布状況	○項目19：職場風土等に関する意識	○育児休業の取得実績に、男女間で著しい差はないか。 ○男性職員が当然に配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を取得できる職場風土となっているか。取得できていても、その取得期間は著しく短いものとなっていないか。 ○育児休業の取得を希望する男性職員が、希望通りに育児休業を取得できる職場になっているか。取得できていても、希望通りの期間が取得できているか（男性職員の潜在的な希望を叶えられる職場になっているか）。 ○育児休業を取得した期間が昇任・昇格の要件に直接影響するような人事管理を行っている場合には、それを見直し、育児休業を取得した期間にかかわらず、能力・実績に基づき昇任・昇格の判断を行っているか。 ○管理職は、部下の配置、育成、職務の機会付与等に当たり、育児休業等の取得のみを理由に不利益な扱いをしてはならないことを認識しているか。職員が、育児休業等の取得を理由に不利益な扱いをされることを懸念して、取得を躊躇するような職場風土となっていないか。 ○男女が共に、子育て等をしながらキャリア形成し続けられる職場となっているか。 ○女性職員の育児休業取得期間が長期化していないか。女性職員が育児休業からの早期復帰を希望する場合に、それを実現できる職場になっているか（出産・子育て期等に入る以前の初期キャリアにおいて、女性職員に、やりがいを感じる職務経験を積ませることができているか。長時間勤務の常態化等が、早期復帰を希望する女性職員にとって、復帰の妨げになっていないか）。

（３）長時間勤務関係の把握項目及び課題分析

把握を行う項目	必要に応じ把握を行う項目	左記項目の課題分析に当たっての観点（例）
○項目９：職員の各月ごとの平均超過勤務時間及び超過勤務の上限を超えた職員数（「管理職／管理職以外」「内部部局等／内部部局等以外」ごとの把握）	○項目19：職場風土等に関する意識 ○項目21：職員（管理職以外）の各月ごとの平均超過勤務時間及び超過勤務の上限を超えた職員数（部署ごとの把握） ○項目22：年次休暇等の取得状況	○長時間勤務が常態化していないか（長時間勤務の常態化は、仕事と生活の両立を困難にし、育児等に携わる職員への職務の機会付与の制約要因となる）。 ○組織全体では平均超過勤務時間がそれほど長くない場合でも、部署ごと等に見た場合に、一部の部署や職員の超過勤務時間が長くなっていないか。当該部署での職務経験が、その後の登用において重要視される傾向にないか。 ○平均超過勤務時間が長い部署では、柔軟な働き方ができにくい状況にないか。 ○管理職の働き方（長時間勤務の常態化や柔軟な働き方を実践していない等）が、職場全体の長時間勤務につながっていないか。 ○希望時に年次休暇等を取得できる職場となっているか（部署によっては、休暇を取得しにくい等の状況はないか）。 ○長時間勤務の背景として、長時間勤務を行うこと自体が評価されたり、効率が軽視されるような職場風土でないか。

（４）配置・育成・教育訓練及び評価・登用関係の把握項目並びに課題分析

把握を行う項目	必要に応じ把握を行う項目	左記項目の課題分析に当たっての観点（例）
○項目２：管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 ○項目３：各役職段階にある職員に占める女性職員の割合及びその伸び率	○項目12：職員に占める女性職員の割合 ○項目13：各役職段階から一つ上の役職段階に昇任した職員の男女別割合	○職員に占める女性職員割合に比して、管理職の女性割合が著しく低くなっていないか。 ○他の役職段階に比して、女性職員割合の伸びが低水準にとどまっている役職段階はないか。 ○女性管理職の割合やその伸びが低い場合、採用段階に要因はないか（採用数が少なく女性職員の人材プールが十分でないのか）、あるいは登用段階に要因はないか。 ○１つ下位の段階から昇任した者に占める女性職員の割合は、妥当なものとなっているか（成績主義の原則の下、登用目標の達成と整合しているか）。

	○項目16：配置の男女別の状況 ○項目17：人材育成を目的とした教育訓練の男女別の受講の状況 ○項目19：職場風土等に関する意識	○女性職員が配置されていない、又は少ない部署はないか。当該部署がある場合、女性職員の配置を阻害している要因を把握・分析できているか（超過勤務の状況や男性職員の育児休業等の取得率等と重ねて分析することが考えられる）。その阻害要因を課題と捉えて取組ができているか。 ○充てられる職員の性別が固定化している管理職ポストはないか。当該ポストが確認できた場合、中心的な部局長ポスト等への登用に向けたキャリアパスが単一的・固定的となっていないか。そのキャリアパスに性別差はないか。 ○出産・子育て期等に入る以前の初期キャリアにおいて、性別にとらわれない職務の機会付与等がなされているか。初期キャリアにおいて、女性職員に、やりがいを感じる職務経験を積ませることができているか。 ○職員に対する両立支援は、本人の意向を十分に把握した上で行っているか（直属の管理職・人事担当部局が一般論や属性で判断し、いわゆるマミートラックに乗せていないか、個々人の意向を十分に聞き取れているか）。 ○どの部署でも、子育て等を行う職員に、他の職員と同様のやりがいのある職務やキャリア形成につながる職務を担ってもらうことができる職場となっているか。 ○女性職員に、出産・子育てをしながらキャリア形成していくイメージ・意欲を与えられているか（例えば、長時間勤務の是正、キャリア形成につながる職務の機会付与、ロールモデルとなる人材の育成やメンター制度の導入等の取組が行われているか）。 ○選抜型の研修や在外機関での職務等の機会付与が男性職員に偏っている場合、その偏りが育成・登用に影響していないか。これにより、同世代の男性職員に比べ、女性職員の育成が遅れがちになっていないか。 ○女性職員の昇進意欲が低いことが明らかになった場合、意欲を阻害している要因を把握・分析できているか（例えば、長時間勤務が常態化していて家庭との両立は困難と感じていること、管理職になることを期待されていないと感じていること、管理職を務められる職務経験がないと感じていること等が考えられる）。その阻害要因を課題と捉えて取組ができているか。

	○項目14：中途採用者を管理職に任用した男女別の実績	○中途採用者についても、管理職への登用の道が開かれているか。
	○項目15：人事評価の結果における男女の差異	○性別にかかわりない公正な評価・登用が各役職段階で行われているか。
	○項目18：臨時・非常勤職員の研修の男女別の受講の状況	○臨時・非常勤職員の従事する業務の内容や責任の程度に応じて、当該職員の勤務能率を発揮する研修が行われているか。

（５）職員の男女の給与の額の差異関係の把握項目及び課題分析

把握を行う項目	必要に応じ把握を行う項目	左記項目の課題分析に当たっての観点（例）
○項目１：職員の男女の給与の額の差異 ○項目２：管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 ○項目３：各役職段階にある職員に占める女性職員の割合及びその伸び率 ○項目４：採用した職員に占める女性職員の割合 ○項目６：離職率の男女の差異及び離職者の年代別男女別割合（平均継続勤務年数の男女の差異） ○項目９：職員の各月ごとの平均超過勤務時間及び超過勤務の上限を超えた職員数（「管理職／管理職以外」「内部部局等／内部部局等以外」ごとの把握）	○項目12：職員に占める女性職員の割合 ○項目16：配置の男女別の状況 ○項目21：職員（管理職以外）の各月ごとの平均超過勤務時間及び超過勤務の上限を超えた職員数（部署ごとの把握）	○採用した職員、管理職及び各役職段階にある職員に占める女性職員の割合と、職員の男女の給与の額の差異の状況との関係は、どのようになっているか。 ○職員の勤続年数と、職員の男女の給与の額の差異の状況との関係は、どのようになっているか。 ○職員の配置及び超過勤務の男女別の状況と、職員の男女の給与の額の差異の状況との関係は、どのようになっているか。

別紙六（第三部第三の六（二）関係）

区分	公表	情報公表項目
（１）その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績	必須	①職員の男女の給与の額の差異　※１／※２ ②管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 ③各役職段階にある職員に占める女性職員の割合
	任意	④採用した職員に占める女性職員の割合　※１ ⑤採用試験の受験者の総数に占める女性の割合　※１ ⑥中途採用の男女別の実績 ⑦職員に占める女性職員の割合　※１／※３ ⑧その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に資する制度の概要
（２）その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績	必須	①男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況　※１ ②職員（管理職以外）の一月当たりの平均超過勤務時間　※１／※４
	任意	③離職率の男女の差異（平均継続勤務年数の男女の差異） ④男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率並びに合計取得日数の分布状況 ⑤職員（管理職以外）に占める、超過勤務の上限を超えた職員の割合　※１／※４ ⑥職員（管理職）の一月当たりの平均超過勤務時間　※１／※４ ⑦職員（管理職）に占める、超過勤務の上限を超えた職員の割合　※１／※４ ⑧年次休暇等の取得状況　※１ ⑨その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する制度の概要

※１：職員のまとまり（職種、資格、任用形態、勤務形態その他の要素に基づき、特定の職員のまとまりごとに人事の事務を行うことを予定している場合、それぞれの職員のまとまりをいう。）ごとに公表。

※２：「任期の定めのない常勤職員」及び「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のまとまりごとの職員の男女の給与の額の差異の実績のほか、これらを総計した全職員に係る職員の男女の給与の額の差異の実績を公表。「任期の定めのない常勤職員」については、役職段階別及び勤続年数別による職員の男女の給与の額の差異の実績も公表。

※３：労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者に係る同様の事項の公表も必要。

※４：超過勤務の状況については、「内部部局等に勤務する職員」及び「内部部局等以外に勤務する職員」のまとまりごとの実績を公表。

附　則

1　この告示は、令和八年四月一日から適用する。ただし、第二部第二の一(一)の策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から適用する。

2　この告示による改正後の事業主行動計画策定指針（次項において「新指針」という。）第二部第二の二から五までの規定は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（次項において「法」という。）に規定する一般事業主行動計画でこの告示の適用の日（次項において「適用日」という。）前にその計画期間が開始したものについては、適用しない。

3　新指針第二部第二の六の規定は、適用日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる法第二十条の規定による情報の公表から適用する。

その他告示

○外務省告示第四百六十七号

次の旅券は、旅券法第十八条第一項第七号の規定に基づき、それぞれ左記の年月日に効力を失つた。

令和七年十二月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

旅券番号	発行年月日	失効年月日
ＭＵ7358575	2018/ 3/ 6	2023/ 3/ 6
ＴＲ4590462	2015/ 8/13	2025/ 8/13
ＴＴ7731361	2025/ 1/21	2025/ 8/19
ＴＴ2033015	2022/ 1/19	2025/ 9/23
ＭＪ1971709	2023/ 3/29	2025/10/31
ＴＲ7178136	2016/12/ 8	2025/10/31
ＴＲ9741570	2017/12/26	2025/10/31
ＴＳ3748464	2019/ 6/25	2025/10/31
ＴＴ3857818	2023/ 6/21	2025/10/31
ＴＴ4041528	2023/ 7/ 3	2025/10/31
ＴＲ4932261	2015/11/ 2	2025/11/ 2
ＭＪ2070429	2023/ 4/27	2025/11/ 3
ＭＪ3991982	2024/ 8/21	2025/11/ 3
ＭＪ4054437	2024/10/17	2025/11/ 3
ＭＶ0093972	2025/ 4/ 7	2025/11/ 3
ＭＶ0899861	2025/10/ 9	2025/11/ 3
ＴＭ0696828	2025/ 7/ 2	2025/11/ 3
ＴＭ1070498	2025/ 8/21	2025/11/ 3
ＴＲ3421024	2016/ 6/17	2025/11/ 3
ＴＳ1769219	2018/10/ 1	2025/11/ 3
ＴＳ2213011	2018/12/ 4	2025/11/ 3
ＴＳ2925049	2019/ 3/ 4	2025/11/ 3
ＴＳ3756764	2019/ 6/24	2025/11/ 3
ＴＳ4544496	2019/10/ 3	2025/11/ 3
ＴＴ2286301	2022/ 6/15	2025/11/ 3
ＴＴ2567900	2022/10/20	2025/11/ 3
ＴＴ3090598	2023/ 2/10	2025/11/ 3
ＴＴ4193349	2023/ 8/ 7	2025/11/ 3
ＴＴ6134852	2024/ 5/29	2025/11/ 3
ＴＴ6745776	2024/ 8/14	2025/11/ 3
ＭＪ1348994	2021/ 3/ 7	2025/11/ 4
ＭＪ1659807	2022/ 9/14	2025/11/ 4
ＭＪ1686100	2022/11/24	2025/11/ 4
ＭＪ1881198	2023/ 2/24	2025/11/ 4
ＭＪ2224812	2023/ 6/ 2	2025/11/ 4
ＭＪ2769010	2023/11/ 6	2025/11/ 4
ＭＪ3036634	2024/ 1/19	2025/11/ 4
ＭＪ3667299	2024/ 7/ 9	2025/11/ 4
ＭＪ3745548	2024/ 7/31	2025/11/ 4
ＭＪ4313219	2025/ 1/21	2025/11/ 4
ＭＶ0578766	2025/ 7/17	2025/11/ 4
ＭＶ0812884	2025/ 9/16	2025/11/ 4
ＴＭ0362231	2025/ 6/ 3	2025/11/ 4
ＴＭ1203210	2025/ 9/11	2025/11/ 4
ＴＲ5875686	2016/ 4/ 6	2025/11/ 4
ＴＲ5985537	2016/ 4/21	2025/11/ 4
ＴＲ6141661	2016/ 5/12	2025/11/ 4
ＴＲ6321222	2016/ 7/12	2025/11/ 4
ＴＲ6491045	2016/ 8/17	2025/11/ 4
ＴＲ6674462	2017/ 2/13	2025/11/ 4
ＴＲ6938428	2016/10/21	2025/11/ 4
ＴＲ6967405	2016/10/26	2025/11/ 4
ＴＲ7113388	2016/11/24	2025/11/ 4
ＴＲ7176333	2016/12/ 2	2025/11/ 4
ＴＲ7310313	2017/ 1/13	2025/11/ 4
ＴＲ7407718	2017/ 1/10	2025/11/ 4
ＴＲ7516256	2017/ 1/10	2025/11/ 4
ＴＲ7550702	2017/ 2/22	2025/11/ 4
ＴＲ7558243	2017/ 2/ 6	2025/11/ 4
ＴＲ7652783	2017/ 2/21	2025/11/ 4
ＴＲ7692573	2017/ 2/22	2025/11/ 4
ＴＲ7940983	2017/ 3/28	2025/11/ 4
ＴＲ8095699	2017/ 4/11	2025/11/ 4
ＴＲ8123073	2017/ 4/ 6	2025/11/ 4
ＴＲ8164739	2017/ 4/27	2025/11/ 4
ＴＲ8255829	2017/ 5/19	2025/11/ 4
ＴＲ8398053	2017/ 5/26	2025/11/ 4
ＴＲ8398139	2017/ 5/29	2025/11/ 4
ＴＲ8501263	2017/ 6/12	2025/11/ 4
ＴＲ9021967	2017/ 8/24	2025/11/ 4
ＴＲ9156723	2017/ 9/22	2025/11/ 4
ＴＲ9331688	2017/10/16	2025/11/ 4
ＴＲ9534546	2017/11/15	2025/11/ 4
ＴＲ9786466	2018/ 1/ 9	2025/11/ 4
ＴＲ9911636	2018/ 2/ 7	2025/11/ 4
ＴＳ0156366	2018/ 2/16	2025/11/ 4
ＴＳ0203151	2018/ 3/ 2	2025/11/ 4
ＴＳ0603467	2018/ 4/13	2025/11/ 4
ＴＳ0759397	2018/ 5/28	2025/11/ 4
ＴＳ0895122	2018/ 6/ 6	2025/11/ 4
ＴＳ0980360	2018/ 6/13	2025/11/ 4
ＴＳ1103921	2018/ 7/ 2	2025/11/ 4
ＴＳ1123248	2018/ 7/ 9	2025/11/ 4
ＴＳ1503653	2018/ 8/22	2025/11/ 4
ＴＳ1557968	2018/ 8/28	2025/11/ 4
ＴＳ1618677	2018/ 8/22	2025/11/ 4
ＴＳ1626474	2018/ 8/29	2025/11/ 4
ＴＳ1636054	2018/ 8/25	2025/11/ 4
ＴＳ1660743	2018/ 9/ 6	2025/11/ 4
ＴＳ1665065	2018/ 9/ 4	2025/11/ 4
ＴＳ1770238	2018/ 9/28	2025/11/ 4
ＴＳ1840298	2018/11/28	2025/11/ 4
ＴＳ1933816	2018/10/18	2025/11/ 4
ＴＳ2425711	2019/ 1/ 8	2025/11/ 4
ＴＳ2508057	2019/ 1/11	2025/11/ 4
ＴＳ2538369	2019/ 2/ 1	2025/11/ 4
ＴＳ2728467	2019/ 2/14	2025/11/ 4
ＴＳ3014204	2019/ 4/ 1	2025/11/ 4
ＴＳ3291719	2019/ 4/21	2025/11/ 4
ＴＳ3666058	2019/ 6/10	2025/11/ 4
ＴＳ4331437	2019/ 8/29	2025/11/ 4
ＴＳ4768861	2019/11/ 8	2025/11/ 4
ＴＳ4877425	2019/12/ 3	2025/11/ 4
ＴＳ4897727	2019/12/10	2025/11/ 4
ＴＳ5176090	2020/ 1/14	2025/11/ 4
ＴＴ1109583	2020/ 2/28	2025/11/ 4
ＴＴ1492370	2020/ 7/29	2025/11/ 4
ＴＴ1840245	2021/ 9/28	2025/11/ 4
ＴＴ1846321	2021/10/ 7	2025/11/ 4
ＴＴ2074893	2022/ 2/18	2025/11/ 4
ＴＴ2213257	2022/ 6/10	2025/11/ 4
ＴＴ2469250	2022/ 9/20	2025/11/ 4
ＴＴ2484182	2022/ 8/19	2025/11/ 4
ＴＴ2498344	2022/ 9/ 5	2025/11/ 4
ＴＴ2533453	2022/ 9/26	2025/11/ 4
ＴＴ3461893	2023/ 4/27	2025/11/ 4
ＴＴ3525297	2023/ 5/ 8	2025/11/ 4
ＴＴ3742794	2023/ 6/ 1	2025/11/ 4
ＴＴ3932299	2023/ 6/30	2025/11/ 4
ＴＴ4020069	2023/ 7/20	2025/11/ 4
ＴＴ4023606	2023/ 7/10	2025/11/ 4
ＴＴ4726395	2023/ 9/28	2025/11/ 4
ＴＴ4810355	2023/11/ 6	2025/11/ 4
ＴＴ4996682	2023/12/ 7	2025/11/ 4
ＴＴ5174719	2024/ 1/12	2025/11/ 4
ＴＴ5343378	2024/ 1/22	2025/11/ 4
ＴＴ5516822	2024/ 2/ 9	2025/11/ 4
ＴＴ5633284	2024/ 3/13	2025/11/ 4
ＴＴ6006021	2024/ 4/19	2025/11/ 4
ＴＴ6118685	2024/ 5/20	2025/11/ 4
ＴＴ6119401	2024/ 5/21	2025/11/ 4
ＴＴ6399585	2024/ 7/ 9	2025/11/ 4
ＴＴ6441439	2024/ 7/ 3	2025/11/ 4
ＴＴ6753156	2024/ 7/31	2025/11/ 4
ＴＴ7149263	2024/10/21	2025/11/ 4
ＴＴ7256848	2024/10/24	2025/11/ 4
ＴＴ7976996	2025/ 3/19	2025/11/ 4
ＴＺ1143842	2016/ 8/25	2025/11/ 4
ＴＺ1232811	2017/10/13	2025/11/ 4
ＴＺ1246940	2017/12/ 5	2025/11/ 4
ＴＺ1305003	2018/ 8/24	2025/11/ 4
ＴＺ2048934	2020/11/30	2025/11/ 4
ＴＺ2252492	2024/ 5/27	2025/11/ 4
ＴＺ2290729	2025/ 1/27	2025/11/ 4
ＭＪ1144640	2021/ 2/ 2	2025/11/ 5
ＭＪ1279130	2020/11/19	2025/11/ 5
ＭＪ1657162	2022/11/ 4	2025/11/ 5
ＭＪ1714652	2022/11/18	2025/11/ 5
ＭＪ2026401	2023/ 4/14	2025/11/ 5
ＭＪ2124736	2023/ 6/14	2025/11/ 5
ＭＪ2130001	2023/ 5/26	2025/11/ 5
ＭＪ2208790	2023/ 6/15	2025/11/ 5
ＭＪ2210753	2023/ 6/20	2025/11/ 5
ＭＪ2251523	2023/ 6/12	2025/11/ 5
ＭＪ2454100	2023/ 8/ 7	2025/11/ 5
ＭＪ2733748	2023/11/ 2	2025/11/ 5
ＭＪ3133546	2024/ 2/28	2025/11/ 5
ＭＪ3682716	2024/ 8/ 2	2025/11/ 5

ＭＪ4072960	2024/10/24	2025/11/ 5	ＴＳ1474604	2018/ 8/31	2025/11/ 5	ＭＪ1500718	2022/ 1/21	2025/11/ 6	ＴＲ9060101	2017/ 9/ 6	2025/11/ 6
ＭＪ4272513	2025/ 1/20	2025/11/ 5	ＴＳ2059238	2018/11/ 8	2025/11/ 5	ＭＪ1746601	2022/11/29	2025/11/ 6	ＴＲ9324408	2017/10/17	2025/11/ 6
ＭＪ4320055	2025/ 1/16	2025/11/ 5	ＴＳ2146397	2018/11/20	2025/11/ 5	ＭＪ2264321	2023/ 6/26	2025/11/ 6	ＴＲ9324417	2017/10/17	2025/11/ 6
ＭＶ0098999	2025/ 4/10	2025/11/ 5	ＴＳ2492182	2019/ 1/16	2025/11/ 5	ＭＪ2684715	2023/10/12	2025/11/ 6	ＴＲ9644515	2017/12/ 4	2025/11/ 6
ＭＶ0105351	2025/ 4/16	2025/11/ 5	ＴＳ2639016	2019/ 1/28	2025/11/ 5	ＭＪ3145932	2024/ 3/14	2025/11/ 6	ＴＳ0040515	2018/ 2/ 8	2025/11/ 6
ＭＶ0318701	2025/ 6/ 5	2025/11/ 5	ＴＳ3065112	2019/ 3/19	2025/11/ 5	ＭＪ3194913	2024/ 3/12	2025/11/ 6	ＴＳ0137054	2018/ 2/16	2025/11/ 6
ＭＶ0415485	2025/ 6/16	2025/11/ 5	ＴＳ3126337	2019/ 3/25	2025/11/ 5	ＭＪ4446201	2025/ 2/12	2025/11/ 6	ＴＳ0283659	2018/ 3/ 8	2025/11/ 6
ＭＶ0758325	2025/ 8/26	2025/11/ 5	ＴＳ3446868	2019/ 5/27	2025/11/ 5	ＭＪ4578548	2025/ 3/12	2025/11/ 6	ＴＳ0550291	2018/ 4/16	2025/11/ 6
ＭＶ0815306	2025/ 9/18	2025/11/ 5	ＴＳ3591464	2019/ 6/ 4	2025/11/ 5	ＭＶ0021759	2025/ 4/ 2	2025/11/ 6	ＴＳ0674218	2018/ 5/11	2025/11/ 6
ＭＶ0899172	2025/10/ 9	2025/11/ 5	ＴＳ4185355	2019/ 8/19	2025/11/ 5	ＭＶ0309989	2025/ 7/22	2025/11/ 6	ＴＳ1076376	2018/ 7/ 3	2025/11/ 6
ＭＶ0906764	2025/10/16	2025/11/ 5	ＴＳ4327201	2019/ 8/26	2025/11/ 5	ＭＶ0478751	2025/ 6/26	2025/11/ 6	ＴＳ1467186	2018/ 8/16	2025/11/ 6
ＴＭ0484117	2025/ 5/30	2025/11/ 5	ＴＳ4346945	2019/ 9/ 9	2025/11/ 5	ＭＺ2166256	2023/ 5/24	2025/11/ 6	ＴＳ1524445	2018/ 8/30	2025/11/ 6
ＴＭ0745602	2025/ 7/14	2025/11/ 5	ＴＳ4396447	2019/ 9/17	2025/11/ 5	ＭＺ2216068	2024/10/21	2025/11/ 6	ＴＳ1639764	2018/ 9/ 3	2025/11/ 6
ＴＭ1136270	2025/ 9/ 1	2025/11/ 5	ＴＳ4423979	2019/ 9/12	2025/11/ 5	ＴＭ0033574	2025/ 4/14	2025/11/ 6	ＴＳ1717598	2018/ 9/18	2025/11/ 6
ＴＭ1265363	2025/ 9/19	2025/11/ 5	ＴＳ4582759	2019/10/15	2025/11/ 5	ＴＭ0155115	2025/ 4/11	2025/11/ 6	ＴＳ2124648	2018/11/19	2025/11/ 6
ＴＭ1349102	2025/10/ 2	2025/11/ 5	ＴＳ4604702	2019/10/21	2025/11/ 5	ＴＭ0602149	2025/ 7/28	2025/11/ 6	ＴＳ2206050	2018/11/30	2025/11/ 6
ＴＲ3470785	2016/ 7/ 6	2025/11/ 5	ＴＳ5201525	2020/ 1/22	2025/11/ 5	ＴＭ0762874	2025/ 7/14	2025/11/ 6	ＴＳ2409928	2019/ 1/ 4	2025/11/ 6
ＴＲ3529663	2016/ 7/ 8	2025/11/ 5	ＴＳ5302974	2020/ 1/27	2025/11/ 5	ＴＭ1222717	2025/ 9/17	2025/11/ 6	ＴＳ2715976	2019/ 2/12	2025/11/ 6
ＴＲ5418221	2016/ 1/22	2025/11/ 5	ＴＴ1022566	2020/ 2/19	2025/11/ 5	ＴＲ4972292	2015/11/25	2025/11/ 6	ＴＳ2964640	2019/ 3/ 7	2025/11/ 6
ＴＲ5564257	2016/ 1/21	2025/11/ 5	ＴＴ1138356	2020/ 2/26	2025/11/ 5	ＴＲ5288798	2016/ 1/22	2025/11/ 6	ＴＳ3218223	2019/ 4/11	2025/11/ 6
ＴＲ6257310	2016/ 7/ 1	2025/11/ 5	ＴＴ1404279	2021/ 2/17	2025/11/ 5	ＴＲ5307738	2015/12/21	2025/11/ 6	ＴＳ3364098	2019/ 5/10	2025/11/ 6
ＴＲ6666867	2016/ 8/29	2025/11/ 5	ＴＴ2170069	2022/ 5/ 2	2025/11/ 5	ＴＲ5371181	2016/ 1/28	2025/11/ 6	ＴＳ3525315	2019/ 5/20	2025/11/ 6
ＴＲ6711077	2016/ 9/21	2025/11/ 5	ＴＴ2334710	2022/ 7/ 8	2025/11/ 5	ＴＲ5375645	2016/ 1/29	2025/11/ 6	ＴＳ4165568	2019/ 8/19	2025/11/ 6
ＴＲ6714818	2016/10/ 3	2025/11/ 5	ＴＴ2687863	2022/10/18	2025/11/ 5	ＴＲ5413151	2015/12/25	2025/11/ 6	ＴＳ4458053	2019/ 9/18	2025/11/ 6
ＴＲ6717350	2016/ 9/13	2025/11/ 5	ＴＴ3154434	2023/ 3/ 9	2025/11/ 5	ＴＲ5996710	2016/ 4/11	2025/11/ 6	ＴＳ4572685	2019/10/11	2025/11/ 6
ＴＲ7053703	2016/11/18	2025/11/ 5	ＴＴ3629913	2023/ 5/22	2025/11/ 5	ＴＲ6453602	2016/ 8/19	2025/11/ 6	ＴＳ4604505	2019/10/17	2025/11/ 6
ＴＲ7214758	2016/12/ 9	2025/11/ 5	ＴＴ3816595	2023/ 6/ 7	2025/11/ 5	ＴＲ6667892	2016/ 9/ 6	2025/11/ 6	ＴＳ5366991	2020/ 2/ 3	2025/11/ 6
ＴＲ7270325	2016/12/28	2025/11/ 5	ＴＴ3981866	2023/ 6/27	2025/11/ 5	ＴＲ6711370	2016/ 9/23	2025/11/ 6	ＴＴ1014035	2020/ 2/14	2025/11/ 6
ＴＲ7380231	2017/ 1/18	2025/11/ 5	ＴＴ4217496	2023/ 8/14	2025/11/ 5	ＴＲ6712281	2016/ 9/29	2025/11/ 6	ＴＴ1095994	2020/ 3/ 4	2025/11/ 6
ＴＲ7385097	2017/ 1/11	2025/11/ 5	ＴＴ4378347	2023/ 9/ 7	2025/11/ 5	ＴＲ6737964	2016/ 9/ 1	2025/11/ 6	ＴＴ1256265	2020/ 3/24	2025/11/ 6
ＴＲ7425603	2017/ 1/23	2025/11/ 5	ＴＴ4800728	2023/10/24	2025/11/ 5	ＴＲ6807909	2016/10/ 6	2025/11/ 6	ＴＴ1518869	2020/ 8/28	2025/11/ 6
ＴＲ7563747	2017/ 2/ 1	2025/11/ 5	ＴＴ4826456	2023/12/ 4	2025/11/ 5	ＴＲ6843120	2016/10/ 7	2025/11/ 6	ＴＴ1599655	2021/ 1/14	2025/11/ 6
ＴＲ7668574	2017/ 2/14	2025/11/ 5	ＴＴ5167543	2023/12/15	2025/11/ 5	ＴＲ6944401	2016/11/ 4	2025/11/ 6	ＴＴ1686729	2021/ 3/19	2025/11/ 6
ＴＲ7925283	2017/ 3/17	2025/11/ 5	ＴＴ5190988	2023/12/28	2025/11/ 5	ＴＲ6987973	2016/10/28	2025/11/ 6	ＴＴ1693628	2021/ 2/ 1	2025/11/ 6
ＴＲ8228890	2017/ 5/11	2025/11/ 5	ＴＴ5800147	2024/ 3/26	2025/11/ 5	ＴＲ7456425	2017/ 1/24	2025/11/ 6	ＴＴ2121665	2022/ 5/ 9	2025/11/ 6
ＴＲ8268252	2017/ 5/10	2025/11/ 5	ＴＴ7198567	2024/10/17	2025/11/ 5	ＴＲ7504757	2017/ 1/16	2025/11/ 6	ＴＴ2301686	2022/ 6/19	2025/11/ 6
ＴＲ8373210	2017/ 5/30	2025/11/ 5	ＴＴ7551349	2025/ 1/ 6	2025/11/ 5	ＴＲ7894640	2017/ 3/16	2025/11/ 6	ＴＴ2331408	2022/ 7/14	2025/11/ 6
ＴＲ8534890	2017/ 6/15	2025/11/ 5	ＴＴ7560740	2024/12/20	2025/11/ 5	ＴＲ8387925	2017/ 5/31	2025/11/ 6	ＴＴ2577675	2022/ 9/21	2025/11/ 6
ＴＲ9125428	2017/ 9/12	2025/11/ 5	ＴＴ8056026	2025/ 2/28	2025/11/ 5	ＴＲ8525053	2017/ 6/20	2025/11/ 6	ＴＴ2640586	2022/11/21	2025/11/ 6
ＴＲ9187429	2017/ 9/21	2025/11/ 5	ＴＺ2007297	2020/ 2/21	2025/11/ 5	ＴＲ8525993	2017/ 6/20	2025/11/ 6	ＴＴ2742755	2022/11/25	2025/11/ 6
ＴＳ0408013	2018/ 3/28	2025/11/ 5	ＴＺ2073779	2021/ 6/24	2025/11/ 5	ＴＲ8567904	2017/ 6/28	2025/11/ 6	ＴＴ3102453	2023/ 3/ 9	2025/11/ 6
ＴＳ0618953	2018/ 5/ 1	2025/11/ 5	ＴＺ2223622	2024/ 1/29	2025/11/ 5	ＴＲ8635765	2017/ 6/29	2025/11/ 6	ＴＴ3503706	2023/ 4/25	2025/11/ 6
ＴＳ1034486	2018/ 6/19	2025/11/ 5	ＭＪ1251427	2022/ 2/15	2025/11/ 6	ＴＲ8657516	2017/ 7/ 5	2025/11/ 6	ＴＴ3539008	2023/ 5/19	2025/11/ 6
ＴＳ1164229	2018/ 7/ 9	2025/11/ 5	ＭＪ1380842	2020/12/ 2	2025/11/ 6	ＴＲ8671954	2017/ 7/ 7	2025/11/ 6	ＴＴ3841777	2023/ 7/12	2025/11/ 6
ＴＳ1396182	2018/ 8/15	2025/11/ 5	ＭＪ1440562	2021/ 7/ 5	2025/11/ 6	ＴＲ8909390	2017/ 8/10	2025/11/ 6	ＴＴ4363236	2023/ 8/25	2025/11/ 6
ＴＳ1417475	2018/ 8/30	2025/11/ 5	ＭＪ1499867	2022/ 2/10	2025/11/ 6	ＴＲ9012419	2017/ 9/ 1	2025/11/ 6	ＴＴ4599957	2023/ 9/21	2025/11/ 6

ＴＴ4707961	2023/10/16	2025/11/ 6	ＴＲ5237458	2015/12/15	2025/11/ 7	ＴＴ3292878	2023/ 4/ 3	2025/11/ 7	ＴＭ0610333	2025/ 6/19	2025/11/10
ＴＴ4952057	2023/12/ 6	2025/11/ 6	ＴＲ5273139	2015/12/ 9	2025/11/ 7	ＴＴ3564561	2023/ 4/28	2025/11/ 7	ＴＭ1066310	2025/ 8/20	2025/11/10
ＴＴ4995965	2023/12/ 1	2025/11/ 6	ＴＲ5352358	2016/ 1/27	2025/11/ 7	ＴＴ4182326	2023/ 8/10	2025/11/ 7	ＴＭ1271820	2025/ 9/22	2025/11/10
ＴＴ5699197	2024/ 3/12	2025/11/ 6	ＴＲ5765559	2016/ 2/26	2025/11/ 7	ＴＴ5226947	2024/ 1/22	2025/11/ 7	ＴＭ1376164	2025/10/ 9	2025/11/10
ＴＴ6094554	2024/ 5/10	2025/11/ 6	ＴＲ6564842	2016/ 8/29	2025/11/ 7	ＴＴ6146872	2024/ 5/21	2025/11/ 7	ＴＭ1386630	2025/10/10	2025/11/10
ＴＴ6106296	2024/ 5/14	2025/11/ 6	ＴＲ6633614	2016/ 9/ 2	2025/11/ 7	ＴＴ7007740	2024/ 9/24	2025/11/ 7	ＴＲ3473853	2016/ 6/24	2025/11/10
ＴＴ6178148	2024/ 5/17	2025/11/ 6	ＴＲ6669123	2016/ 9/ 8	2025/11/ 7	ＴＴ7156448	2024/10/10	2025/11/ 7	ＴＲ3490661	2016/ 7/ 4	2025/11/10
ＴＴ6317801	2024/ 6/11	2025/11/ 6	ＴＲ7000244	2016/11/18	2025/11/ 7	ＴＴ7332816	2024/11/15	2025/11/ 7	ＴＲ4799191	2015/11/27	2025/11/10
ＴＴ7084878	2024/10/ 7	2025/11/ 6	ＴＲ7480635	2017/ 1/12	2025/11/ 7	ＴＴ7542075	2024/12/20	2025/11/ 7	ＴＲ5038872	2015/11/10	2025/11/10
ＴＴ7139383	2024/10/ 8	2025/11/ 6	ＴＲ7794459	2017/ 3/ 8	2025/11/ 7	ＴＴ8108023	2025/ 3/19	2025/11/ 7	ＴＲ5228342	2015/11/20	2025/11/10
ＴＴ7230700	2024/10/22	2025/11/ 6	ＴＲ7914682	2017/ 3/13	2025/11/ 7	ＴＺ2217612	2024/ 2/ 7	2025/11/ 7	ＴＲ5326285	2016/ 2/ 1	2025/11/10
ＴＴ7411426	2024/12/ 2	2025/11/ 6	ＴＲ8561673	2017/ 6/26	2025/11/ 7	ＴＺ2230934	2024/ 5/20	2025/11/ 7	ＴＲ5331721	2016/ 2/18	2025/11/10
ＴＴ7586650	2024/12/26	2025/11/ 6	ＴＲ8583713	2017/ 6/20	2025/11/ 7	ＴＺ2246957	2024/ 8/ 7	2025/11/ 7	ＴＲ5571977	2016/ 1/29	2025/11/10
ＴＴ7602326	2025/ 1/15	2025/11/ 6	ＴＲ8697972	2018/ 1/23	2025/11/ 7	ＴＺ2250750	2024/ 6/28	2025/11/ 7	ＴＲ5607428	2016/ 2/22	2025/11/10
ＴＴ8035185	2025/ 2/28	2025/11/ 6	ＴＲ8820857	2017/ 8/ 2	2025/11/ 7	ＴＭ1314146	2025/ 9/26	2025/11/ 8	ＴＲ5671493	2016/ 2/23	2025/11/10
ＴＺ1268326	2018/ 3/13	2025/11/ 6	ＴＲ9301148	2017/10/ 6	2025/11/ 7	ＴＺ1090081	2015/11/ 9	2025/11/ 9	ＴＲ5678561	2016/ 2/16	2025/11/10
ＴＺ2114886	2022/ 2/22	2025/11/ 6	ＴＲ9301149	2017/10/ 6	2025/11/ 7	ＭＪ1189301	2021/ 6/18	2025/11/10	ＴＲ5807312	2016/ 3/15	2025/11/10
ＴＺ2170591	2023/ 3/ 1	2025/11/ 6	ＴＲ9470791	2017/11/ 7	2025/11/ 7	ＭＪ1340464	2021/ 3/10	2025/11/10	ＴＲ6094328	2016/ 5/ 9	2025/11/10
ＴＺ2253353	2024/ 7/ 8	2025/11/ 6	ＴＲ9751607	2017/12/21	2025/11/ 7	ＭＪ1525539	2022/ 4/27	2025/11/10	ＴＲ6210594	2016/ 5/11	2025/11/10
ＭＪ1586529	2022/ 8/22	2025/11/ 7	ＴＲ9832704	2018/ 1/15	2025/11/ 7	ＭＪ1586964	2022/ 9/12	2025/11/10	ＴＲ6218857	2016/ 5/24	2025/11/10
ＭＪ1640697	2022/ 9/26	2025/11/ 7	ＴＲ9984152	2018/ 2/ 1	2025/11/ 7	ＭＪ1653179	2022/10/27	2025/11/10	ＴＲ6245314	2016/ 7/15	2025/11/10
ＭＪ1922476	2023/ 4/ 4	2025/11/ 7	ＴＳ0048682	2018/ 1/23	2025/11/ 7	ＭＪ1701498	2022/10/26	2025/11/10	ＴＲ6314224	2016/ 7/26	2025/11/10
ＭＪ1983170	2023/ 3/23	2025/11/ 7	ＴＳ0063081	2018/ 2/ 1	2025/11/ 7	ＭＪ1732233	2022/11/30	2025/11/10	ＴＲ6318783	2016/ 7/25	2025/11/10
ＭＪ2092589	2023/ 5/22	2025/11/ 7	ＴＳ0175698	2018/ 3/ 8	2025/11/ 7	ＭＪ1738422	2022/12/28	2025/11/10	ＴＲ6380695	2016/ 8/10	2025/11/10
ＭＪ2614433	2023/ 9/20	2025/11/ 7	ＴＳ0397081	2018/ 3/27	2025/11/ 7	ＭＪ1771972	2022/12/22	2025/11/10	ＴＲ6499696	2016/ 8/18	2025/11/10
ＭＪ2651865	2023/ 9/29	2025/11/ 7	ＴＳ1466005	2018/ 8/14	2025/11/ 7	ＭＪ1807669	2023/ 1/19	2025/11/10	ＴＲ6631209	2016/ 9/13	2025/11/10
ＭＪ3075040	2024/ 2/29	2025/11/ 7	ＴＳ1524276	2018/ 8/30	2025/11/ 7	ＭＪ1944570	2023/ 3/ 3	2025/11/10	ＴＲ7444510	2017/ 1/19	2025/11/10
ＭＪ3130096	2024/ 3/ 5	2025/11/ 7	ＴＳ1696883	2018/ 9/14	2025/11/ 7	ＭＪ2150141	2023/ 5/17	2025/11/10	ＴＲ7510422	2017/ 2/ 3	2025/11/10
ＭＪ3207244	2024/ 3/29	2025/11/ 7	ＴＳ1872287	2018/10/ 9	2025/11/ 7	ＭＪ2359509	2023/ 7/18	2025/11/10	ＴＲ7529070	2017/ 1/16	2025/11/10
ＭＪ3345700	2024/ 4/18	2025/11/ 7	ＴＳ1998125	2018/10/31	2025/11/ 7	ＭＪ2734888	2023/10/20	2025/11/10	ＴＲ7627837	2017/ 2/ 3	2025/11/10
ＭＪ3558833	2024/ 6/ 4	2025/11/ 7	ＴＳ2716981	2019/ 2/13	2025/11/ 7	ＭＪ2748078	2023/11/ 1	2025/11/10	ＴＲ7713938	2017/ 2/14	2025/11/10
ＭＪ3867160	2024/ 9/11	2025/11/ 7	ＴＳ2967509	2019/ 3/12	2025/11/ 7	ＭＪ2848829	2023/11/24	2025/11/10	ＴＲ7755804	2017/ 3/ 2	2025/11/10
ＭＪ4350597	2025/ 2/ 5	2025/11/ 7	ＴＳ3443555	2019/ 5/24	2025/11/ 7	ＭＪ3087015	2024/ 2/26	2025/11/10	ＴＲ8096595	2017/ 4/21	2025/11/10
ＭＶ0011903	2025/ 3/27	2025/11/ 7	ＴＳ3824186	2019/ 7/ 8	2025/11/ 7	ＭＪ3130097	2024/ 3/ 5	2025/11/10	ＴＲ8178446	2017/ 4/28	2025/11/10
ＭＶ0201043	2025/ 5/16	2025/11/ 7	ＴＳ3824187	2019/ 7/ 8	2025/11/ 7	ＭＪ3200157	2024/ 4/ 3	2025/11/10	ＴＲ8300218	2017/ 5/23	2025/11/10
ＭＶ0264777	2025/ 5/29	2025/11/ 7	ＴＳ4150840	2019/ 8/13	2025/11/ 7	ＭＪ3207635	2024/ 4/ 1	2025/11/10	ＴＲ8322053	2017/ 5/22	2025/11/10
ＭＶ0669846	2025/ 8/ 4	2025/11/ 7	ＴＳ4156366	2019/ 8/16	2025/11/ 7	ＭＪ3316973	2024/ 5/14	2025/11/10	ＴＲ8491037	2017/ 6/14	2025/11/10
ＭＺ2131926	2023/ 2/23	2025/11/ 7	ＴＳ4657304	2019/10/21	2025/11/ 7	ＭＪ3381815	2024/ 5/ 9	2025/11/10	ＴＲ8769570	2017/ 7/27	2025/11/10
ＴＭ0695963	2025/ 7/ 2	2025/11/ 7	ＴＳ4711937	2019/11/ 1	2025/11/ 7	ＭＪ3646177	2024/ 7/16	2025/11/10	ＴＲ8868743	2017/ 8/ 4	2025/11/10
ＴＭ0805637	2025/ 8/15	2025/11/ 7	ＴＳ5063015	2019/12/27	2025/11/ 7	ＭＪ3806274	2024/ 8/16	2025/11/10	ＴＲ9520094	2017/11/22	2025/11/10
ＴＭ0913215	2025/ 9/22	2025/11/ 7	ＴＴ1437201	2021/ 1/27	2025/11/ 7	ＭＪ4304973	2025/ 3/ 6	2025/11/10	ＴＲ9573634	2017/11/22	2025/11/10
ＴＭ0973867	2025/ 8/ 4	2025/11/ 7	ＴＴ1466656	2022/ 9/26	2025/11/ 7	ＭＶ0010191	2025/ 3/27	2025/11/10	ＴＲ9849726	2018/ 1/10	2025/11/10
ＴＲ3314404	2016/ 6/17	2025/11/ 7	ＴＴ1855364	2021/10/11	2025/11/ 7	ＭＶ0651135	2025/ 8/ 1	2025/11/10	ＴＳ0248180	2018/ 3/ 7	2025/11/10
ＴＲ3369338	2016/ 6/ 3	2025/11/ 7	ＴＴ2766591	2022/12/14	2025/11/ 7	ＭＶ0907312	2025/10/20	2025/11/10	ＴＳ0938638	2018/ 6/12	2025/11/10
ＴＲ4803923	2015/12/ 1	2025/11/ 7	ＴＴ2975136	2023/ 1/25	2025/11/ 7	ＭＺ2111473	2022/ 8/10	2025/11/10	ＴＳ1093050	2018/ 7/ 9	2025/11/10
ＴＲ5194443	2016/ 1/18	2025/11/ 7	ＴＴ3053021	2023/ 1/27	2025/11/ 7	ＴＭ0462380	2025/ 5/28	2025/11/10	ＴＳ1294647	2018/ 7/27	2025/11/10

ＴＳ1509588	2018/ 8/23	2025/11/10	ＴＴ6363748	2024/ 6/18	2025/11/10	ＴＲ5633880	2016/ 2/18	2025/11/11	ＴＴ1045276	2020/ 2/18	2025/11/11
ＴＳ1555531	2018/ 8/24	2025/11/10	ＴＴ6415217	2024/ 6/13	2025/11/10	ＴＲ5772112	2016/ 3/18	2025/11/11	ＴＴ1157355	2020/ 6/ 1	2025/11/11
ＴＳ1583858	2018/ 8/22	2025/11/10	ＴＴ7121995	2024/ 9/18	2025/11/10	ＴＲ6730604	2016/ 9/27	2025/11/11	ＴＴ1560479	2021/ 1/ 6	2025/11/11
ＴＳ1644246	2018/ 8/28	2025/11/10	ＴＴ7171630	2024/11/ 1	2025/11/10	ＴＲ6733318	2016/ 9/16	2025/11/11	ＴＴ1717829	2021/ 6/18	2025/11/11
ＴＳ1665810	2018/ 8/22	2025/11/10	ＴＴ7285205	2024/11/ 1	2025/11/10	ＴＲ6890175	2016/10/20	2025/11/11	ＴＴ1882372	2021/10/ 1	2025/11/11
ＴＳ1801342	2018/10/ 1	2025/11/10	ＴＴ7617491	2025/ 1/ 7	2025/11/10	ＴＲ7317924	2016/12/27	2025/11/11	ＴＴ2750144	2023/ 1/18	2025/11/11
ＴＳ1957910	2018/10/23	2025/11/10	ＴＴ7946757	2025/ 2/17	2025/11/10	ＴＲ7402002	2017/ 1/19	2025/11/11	ＴＴ2786258	2022/12/28	2025/11/11
ＴＳ2003553	2018/11/ 2	2025/11/10	ＴＴ7991284	2025/ 2/28	2025/11/10	ＴＲ7785449	2017/ 2/22	2025/11/11	ＴＴ2795348	2022/12/28	2025/11/11
ＴＳ2055984	2018/11/ 8	2025/11/10	ＴＺ1126299	2016/ 5/23	2025/11/10	ＴＲ7805319	2017/ 3/ 7	2025/11/11	ＴＴ2916417	2023/ 1/19	2025/11/11
ＴＳ2308910	2018/12/18	2025/11/10	ＴＺ1148943	2016/ 8/11	2025/11/10	ＴＲ8236989	2017/ 5/11	2025/11/11	ＴＴ3338468	2023/ 4/ 3	2025/11/11
ＴＳ2620789	2019/ 1/29	2025/11/10	ＴＺ1208154	2017/ 5/30	2025/11/10	ＴＲ8375954	2017/ 6/ 6	2025/11/11	ＴＴ3483637	2023/ 5/ 8	2025/11/11
ＴＳ2699291	2019/ 2/14	2025/11/10	ＴＺ1208155	2017/ 5/30	2025/11/10	ＴＲ8404726	2017/ 6/ 1	2025/11/11	ＴＴ3549743	2023/ 5/12	2025/11/11
ＴＳ2774479	2019/ 2/19	2025/11/10	ＴＺ1338557	2019/ 4/ 4	2025/11/10	ＴＲ8619613	2017/ 7/ 3	2025/11/11	ＴＴ3711527	2023/ 5/21	2025/11/11
ＴＳ2823969	2019/ 2/19	2025/11/10	ＴＺ2204524	2024/ 1/11	2025/11/10	ＴＲ8700891	2017/ 7/20	2025/11/11	ＴＴ3961875	2023/ 7/ 3	2025/11/11
ＴＳ2897095	2019/ 3/25	2025/11/10	ＭＪ1227639	2021/ 5/ 6	2025/11/11	ＴＲ8739697	2017/ 7/13	2025/11/11	ＴＴ4219899	2023/ 8/ 3	2025/11/11
ＴＳ3109890	2019/ 3/22	2025/11/10	ＭＪ1475698	2022/ 1/11	2025/11/11	ＴＲ8927670	2017/ 8/21	2025/11/11	ＴＴ4537180	2023/ 9/26	2025/11/11
ＴＳ3123309	2019/ 3/20	2025/11/10	ＭＪ1485491	2022/ 1/ 6	2025/11/11	ＴＲ9023675	2017/ 9/ 1	2025/11/11	ＴＴ4750571	2023/10/20	2025/11/11
ＴＳ3297970	2019/ 4/25	2025/11/10	ＭＪ1676217	2022/ 9/30	2025/11/11	ＴＲ9125845	2017/ 9/14	2025/11/11	ＴＴ5397106	2024/ 1/26	2025/11/11
ＴＳ4100220	2019/ 8/ 6	2025/11/10	ＭＪ1702819	2022/10/12	2025/11/11	ＴＲ9421313	2017/11/ 2	2025/11/11	ＴＴ5560537	2024/ 2/20	2025/11/11
ＴＳ4699240	2019/11/11	2025/11/10	ＭＪ1844612	2023/ 2/ 3	2025/11/11	ＴＲ9457985	2017/11/ 2	2025/11/11	ＴＴ5813562	2024/ 3/28	2025/11/11
ＴＳ5232785	2020/ 1/20	2025/11/10	ＭＪ1866404	2023/ 2/28	2025/11/11	ＴＲ9555401	2017/11/24	2025/11/11	ＴＴ6064100	2024/ 4/30	2025/11/11
ＴＴ1234092	2020/ 3/18	2025/11/10	ＭＪ1913510	2023/ 3/ 2	2025/11/11	ＴＲ9578835	2017/11/28	2025/11/11	ＴＴ6620439	2024/ 7/26	2025/11/11
ＴＴ1580511	2021/ 1/19	2025/11/10	ＭＪ2237856	2023/ 6/14	2025/11/11	ＴＲ9650674	2017/12/15	2025/11/11	ＴＴ7482930	2024/12/ 9	2025/11/11
ＴＴ1625083	2021/ 1/ 7	2025/11/10	ＭＪ2688389	2023/10/ 4	2025/11/11	ＴＲ9848665	2018/ 1/11	2025/11/11	ＴＴ7723639	2025/ 1/30	2025/11/11
ＴＴ1792028	2021/ 7/21	2025/11/10	ＭＪ2688391	2023/10/ 4	2025/11/11	ＴＲ9993864	2018/ 1/22	2025/11/11	ＴＺ1258687	2018/ 2/ 7	2025/11/11
ＴＴ1799520	2021/ 8/ 6	2025/11/10	ＭＪ3087016	2024/ 2/26	2025/11/11	ＴＳ0061382	2018/ 2/ 8	2025/11/11	ＴＺ1274569	2018/ 4/19	2025/11/11
ＴＴ1913644	2021/11/18	2025/11/10	ＭＪ3674467	2024/ 7/10	2025/11/11	ＴＳ0430617	2018/ 4/ 4	2025/11/11	ＴＺ2071543	2021/ 6/17	2025/11/11
ＴＴ1985336	2022/ 4/ 4	2025/11/10	ＭＪ3844401	2024/ 9/ 6	2025/11/11	ＴＳ0573416	2018/ 4/17	2025/11/11	ＴＺ2152178	2022/12/15	2025/11/11
ＴＴ2037921	2022/ 2/24	2025/11/10	ＭＪ4178738	2024/12/19	2025/11/11	ＴＳ0616248	2018/ 4/24	2025/11/11	ＴＺ2194911	2023/ 9/ 5	2025/11/11
ＴＴ2150206	2022/ 5/20	2025/11/10	ＭＪ4224022	2025/ 1/21	2025/11/11	ＴＳ1022374	2018/ 6/21	2025/11/11	ＴＺ2276728	2025/ 2/ 3	2025/11/11
ＴＴ2210489	2022/ 5/22	2025/11/10	ＭＪ4291237	2025/ 1/ 8	2025/11/11	ＴＳ1371688	2018/ 8/13	2025/11/11	ＭＪ1224625	2022/10/ 6	2025/11/12
ＴＴ2304071	2022/ 8/23	2025/11/10	ＭＶ0482913	2025/ 6/30	2025/11/11	ＴＳ1478816	2018/ 8/23	2025/11/11	ＭＪ1359474	2022/10/ 4	2025/11/12
ＴＴ2392248	2022/ 8/ 7	2025/11/10	ＭＶ0534624	2025/ 8/25	2025/11/11	ＴＳ2049172	2018/11/ 9	2025/11/11	ＭＪ1405067	2021/ 3/ 9	2025/11/12
ＴＴ2588615	2022/10/19	2025/11/10	ＭＶ0935777	2025/10/28	2025/11/11	ＴＳ2096044	2018/11/ 9	2025/11/11	ＭＪ1551282	2022/ 5/26	2025/11/12
ＴＴ2931365	2023/ 1/20	2025/11/10	ＴＭ0025160	2025/ 4/16	2025/11/11	ＴＳ2839636	2019/ 2/25	2025/11/11	ＭＪ1699722	2022/10/12	2025/11/12
ＴＴ2984950	2023/ 2/ 8	2025/11/10	ＴＭ0031134	2025/ 4/15	2025/11/11	ＴＳ2886656	2019/ 2/28	2025/11/11	ＭＪ1796559	2023/ 1/25	2025/11/12
ＴＴ3077962	2023/ 3/14	2025/11/10	ＴＭ0653958	2025/ 6/25	2025/11/11	ＴＳ2981443	2019/ 3/11	2025/11/11	ＭＪ1843702	2023/ 1/27	2025/11/12
ＴＴ3094555	2023/ 2/17	2025/11/10	ＴＭ1264968	2025/ 9/18	2025/11/11	ＴＳ3265892	2019/ 4/12	2025/11/11	ＭＪ1894435	2023/ 2/28	2025/11/12
ＴＴ3816495	2023/ 6/ 7	2025/11/10	ＴＭ1322234	2025/ 9/30	2025/11/11	ＴＳ3386619	2019/ 5/10	2025/11/11	ＭＪ2009910	2023/ 4/13	2025/11/12
ＴＴ4068783	2023/ 7/20	2025/11/10	ＴＲ3402535	2016/ 6/22	2025/11/11	ＴＳ4025420	2019/ 7/29	2025/11/11	ＭＪ2239348	2023/ 6/29	2025/11/12
ＴＴ4601884	2023/ 9/25	2025/11/10	ＴＲ3423549	2016/ 6/20	2025/11/11	ＴＳ4524805	2019/10/ 4	2025/11/11	ＭＪ2281989	2023/ 7/11	2025/11/12
ＴＴ4862280	2023/10/25	2025/11/10	ＴＲ3530345	2016/ 7/19	2025/11/11	ＴＳ4719417	2019/11/15	2025/11/11	ＭＪ2566110	2023/ 9/12	2025/11/12
ＴＴ4866874	2023/10/30	2025/11/10	ＴＲ5391135	2016/ 2/ 5	2025/11/11	ＴＳ4868785	2019/11/27	2025/11/11	ＭＪ2939308	2024/ 1/23	2025/11/12
ＴＴ6210664	2024/ 5/27	2025/11/10	ＴＲ5456507	2016/ 2/ 8	2025/11/11	ＴＳ4998595	2019/12/16	2025/11/11	ＭＪ3029384	2024/ 2/ 8	2025/11/12
ＴＴ6303683	2024/ 6/20	2025/11/10	ＴＲ5496037	2016/ 2/22	2025/11/11	ＴＳ5232272	2020/ 1/22	2025/11/11	ＭＪ3053413	2024/ 2/ 1	2025/11/12
ＴＴ6308839	2024/ 6/20	2025/11/10	ＴＲ5572881	2016/ 2/ 2	2025/11/11	ＴＳ5387974	2020/ 2/10	2025/11/11	ＭＪ3054288	2024/ 2/ 8	2025/11/12

ＭＪ3087017	2024/ 2/26	2025/11/12	ＴＳ1342376	2018/ 8/ 2	2025/11/12	ＴＴ5214610	2024/ 1/15	2025/11/12	ＴＭ0106661	2025/ 4/16	2025/11/13
ＭＪ3284483	2024/ 3/26	2025/11/12	ＴＳ1401849	2018/ 8/ 2	2025/11/12	ＴＴ5337531	2024/ 1/ 9	2025/11/12	ＴＭ0264412	2025/ 5/ 7	2025/11/13
ＭＪ3496243	2024/ 5/20	2025/11/12	ＴＳ1498372	2018/ 9/ 7	2025/11/12	ＴＴ5523017	2024/ 2/ 2	2025/11/12	ＴＭ0264413	2025/ 5/ 7	2025/11/13
ＭＪ4031284	2024/ 9/30	2025/11/12	ＴＳ1536094	2018/ 9/11	2025/11/12	ＴＴ6287655	2024/ 6/20	2025/11/12	ＴＭ0416226	2025/ 5/28	2025/11/13
ＭＪ4120372	2024/11/ 5	2025/11/12	ＴＳ1571040	2018/ 8/27	2025/11/12	ＴＴ6709694	2024/ 8/28	2025/11/12	ＴＭ0483744	2025/ 5/30	2025/11/13
ＭＪ4375878	2025/ 2/ 5	2025/11/12	ＴＳ1587596	2018/ 8/23	2025/11/12	ＴＴ6809411	2024/ 8/26	2025/11/12	ＴＭ1155437	2025/ 9/ 4	2025/11/13
ＭＶ0159191	2025/ 5/ 7	2025/11/12	ＴＳ2024777	2018/10/26	2025/11/12	ＴＴ7129306	2024/10/ 1	2025/11/12	ＴＭ1319745	2025/ 9/29	2025/11/13
ＭＶ0630277	2025/ 9/ 3	2025/11/12	ＴＳ2199063	2018/12/ 7	2025/11/12	ＴＴ7210192	2024/10/18	2025/11/12	ＴＲ3470407	2016/ 7/ 5	2025/11/13
ＭＶ0785468	2025/ 9/ 5	2025/11/12	ＴＳ2260773	2018/12/12	2025/11/12	ＴＴ7211784	2024/10/10	2025/11/12	ＴＲ5270057	2015/12/18	2025/11/13
ＭＶ0816752	2025/ 9/18	2025/11/12	ＴＳ2368022	2019/ 1/ 4	2025/11/12	ＴＴ7277339	2024/10/25	2025/11/12	ＴＲ5601568	2016/ 2/15	2025/11/13
ＴＭ0267420	2025/ 5/ 7	2025/11/12	ＴＳ2959789	2019/ 3/ 8	2025/11/12	ＴＴ7379936	2024/11/21	2025/11/12	ＴＲ5675295	2016/ 2/19	2025/11/13
ＴＭ0326103	2025/ 5/13	2025/11/12	ＴＳ3062958	2019/ 3/29	2025/11/12	ＴＴ7571734	2024/12/10	2025/11/12	ＴＲ5827481	2016/ 4/ 4	2025/11/13
ＴＭ1333262	2025/ 9/30	2025/11/12	ＴＳ3232112	2019/ 4/18	2025/11/12	ＴＴ7662099	2025/ 1/21	2025/11/12	ＴＲ5834149	2016/ 3/24	2025/11/13
ＴＲ3301057	2016/ 6/ 6	2025/11/12	ＴＳ3487074	2019/ 5/10	2025/11/12	ＴＴ7692481	2025/ 1/20	2025/11/12	ＴＲ5944473	2016/ 4/11	2025/11/13
ＴＲ3432274	2016/ 6/22	2025/11/12	ＴＳ3727675	2019/ 6/ 9	2025/11/12	ＴＴ7772031	2025/ 1/21	2025/11/12	ＴＲ6035877	2016/ 5/ 6	2025/11/13
ＴＲ3450655	2016/ 6/29	2025/11/12	ＴＳ4053502	2019/ 8/ 2	2025/11/12	ＴＴ7930445	2025/ 2/20	2025/11/12	ＴＲ6080030	2016/ 4/14	2025/11/13
ＴＲ5109303	2015/12/10	2025/11/12	ＴＳ4139557	2019/ 8/ 9	2025/11/12	ＴＴ8018268	2025/ 2/27	2025/11/12	ＴＲ6284086	2016/ 7/22	2025/11/13
ＴＲ5232953	2015/11/27	2025/11/12	ＴＳ4238235	2019/ 9/ 2	2025/11/12	ＴＴ8038667	2025/ 3/ 4	2025/11/12	ＴＲ6721391	2016/ 9/16	2025/11/13
ＴＲ5752140	2016/ 3/ 1	2025/11/12	ＴＳ4392447	2019/ 9/ 9	2025/11/12	ＴＺ1237017	2017/ 9/28	2025/11/12	ＴＲ6980743	2016/11/ 4	2025/11/13
ＴＲ5843189	2016/ 3/25	2025/11/12	ＴＳ4505389	2019/10/ 2	2025/11/12	ＴＺ1292226	2018/ 6/15	2025/11/12	ＴＲ7041101	2016/11/10	2025/11/13
ＴＲ5897724	2016/ 4/ 7	2025/11/12	ＴＳ4624392	2019/10/18	2025/11/12	ＴＺ1294893	2018/ 7/24	2025/11/12	ＴＲ7133769	2016/11/11	2025/11/13
ＴＲ5980524	2016/ 4/19	2025/11/12	ＴＳ4740651	2019/11/14	2025/11/12	ＴＺ2242288	2024/ 4/12	2025/11/12	ＴＲ7238914	2016/12/14	2025/11/13
ＴＲ6487282	2016/ 8/ 9	2025/11/12	ＴＳ4791254	2019/11/ 1	2025/11/12	ＴＺ2254374	2024/ 9/18	2025/11/12	ＴＲ7309921	2016/12/26	2025/11/13
ＴＲ6770945	2016/ 9/14	2025/11/12	ＴＳ4857212	2019/12/10	2025/11/12	ＭＪ1296125	2022/ 7/19	2025/11/13	ＴＲ8662254	2017/ 7/10	2025/11/13
ＴＲ6804817	2016/10/13	2025/11/12	ＴＳ5235404	2020/ 1/12	2025/11/12	ＭＪ1467103	2021/ 9/30	2025/11/13	ＴＲ8727961	2017/ 7/20	2025/11/13
ＴＲ6872665	2016/10/19	2025/11/12	ＴＳ5244276	2020/ 1/21	2025/11/12	ＭＪ1470645	2022/ 3/15	2025/11/13	ＴＲ8907378	2017/ 8/28	2025/11/13
ＴＲ7007020	2016/11/ 8	2025/11/12	ＴＳ5310242	2020/ 1/27	2025/11/12	ＭＪ1514186	2022/ 7/25	2025/11/13	ＴＲ9178757	2017/ 9/20	2025/11/13
ＴＲ7446010	2017/ 1/26	2025/11/12	ＴＳ5383048	2020/ 1/31	2025/11/12	ＭＪ1776422	2022/12/ 1	2025/11/13	ＴＲ9414770	2017/11/ 2	2025/11/13
ＴＲ7617103	2017/ 2/ 2	2025/11/12	ＴＴ1198706	2020/ 4/ 6	2025/11/12	ＭＪ1871748	2023/ 3/ 9	2025/11/13	ＴＲ9513437	2017/11/13	2025/11/13
ＴＲ7908222	2017/ 3/16	2025/11/12	ＴＴ1313831	2020/ 6/10	2025/11/12	ＭＪ1877496	2023/ 3/ 3	2025/11/13	ＴＲ9538065	2017/11/16	2025/11/13
ＴＲ8640386	2017/ 7/ 4	2025/11/12	ＴＴ1442261	2020/ 9/ 2	2025/11/12	ＭＪ1906121	2023/ 3/17	2025/11/13	ＴＳ0198950	2018/ 3/ 5	2025/11/13
ＴＲ9197573	2017/ 9/15	2025/11/12	ＴＴ1805350	2021/ 6/15	2025/11/12	ＭＪ1906122	2023/ 3/17	2025/11/13	ＴＳ0567255	2018/ 4/10	2025/11/13
ＴＲ9280053	2017/10/ 6	2025/11/12	ＴＴ1830896	2021/ 8/ 2	2025/11/12	ＭＪ1937248	2023/ 3/17	2025/11/13	ＴＳ1339045	2018/ 8/ 2	2025/11/13
ＴＲ9468772	2017/10/27	2025/11/12	ＴＴ2341325	2022/ 7/13	2025/11/12	ＭＪ1969527	2023/ 4/11	2025/11/13	ＴＳ1603061	2018/ 9/ 7	2025/11/13
ＴＲ9469970	2017/11/ 6	2025/11/12	ＴＴ2439907	2022/ 9/ 8	2025/11/12	ＭＪ2060040	2023/ 4/18	2025/11/13	ＴＳ1618498	2018/ 8/17	2025/11/13
ＴＲ9903471	2018/ 1/15	2025/11/12	ＴＴ2443331	2022/ 8/26	2025/11/12	ＭＪ2067809	2023/ 4/19	2025/11/13	ＴＳ1808027	2018/10/ 2	2025/11/13
ＴＲ9927679	2018/ 1/22	2025/11/12	ＴＴ2511731	2022/ 9/ 7	2025/11/12	ＭＪ2542387	2023/ 9/ 6	2025/11/13	ＴＳ2049909	2018/11/12	2025/11/13
ＴＳ0105951	2018/ 2/15	2025/11/12	ＴＴ2543563	2022/ 9/15	2025/11/12	ＭＪ2678498	2023/10/10	2025/11/13	ＴＳ2079741	2018/11/12	2025/11/13
ＴＳ0156287	2018/ 2/15	2025/11/12	ＴＴ2777380	2023/ 1/10	2025/11/12	ＭＪ2773256	2023/11/ 7	2025/11/13	ＴＳ2465962	2019/ 1/25	2025/11/13
ＴＳ0728126	2018/ 5/16	2025/11/12	ＴＴ3411837	2023/ 5/ 9	2025/11/12	ＭＪ3084613	2024/ 2/26	2025/11/13	ＴＳ2952725	2019/ 3/19	2025/11/13
ＴＳ0832314	2018/ 5/19	2025/11/12	ＴＴ3530617	2023/ 6/ 1	2025/11/12	ＭＪ3597304	2024/ 7/23	2025/11/13	ＴＳ3253357	2019/ 5/ 7	2025/11/13
ＴＳ0864207	2018/ 5/31	2025/11/12	ＴＴ3842924	2023/ 6/23	2025/11/12	ＭＪ3939454	2024/10/25	2025/11/13	ＴＳ3253358	2019/ 5/ 7	2025/11/13
ＴＳ1250299	2018/ 7/20	2025/11/12	ＴＴ3844561	2023/ 6/16	2025/11/12	ＭＪ4236842	2024/12/ 3	2025/11/13	ＴＳ3395697	2019/ 5/10	2025/11/13
ＴＳ1284708	2018/ 7/27	2025/11/12	ＴＴ3890363	2023/ 6/28	2025/11/12	ＭＪ4329601	2025/ 2/18	2025/11/13	ＴＳ3590748	2019/ 6/ 3	2025/11/13
ＴＳ1303523	2018/ 7/27	2025/11/12	ＴＴ4664518	2023/10/16	2025/11/12	ＭＶ0668619	2025/ 8/ 5	2025/11/13	ＴＳ3836174	2019/ 7/10	2025/11/13
ＴＳ1317722	2018/ 8/ 2	2025/11/12	ＴＴ5021245	2023/11/13	2025/11/12	ＭＶ0814084	2025/ 9/12	2025/11/13	ＴＳ5014248	2019/12/17	2025/11/13

ＴＳ5239548	2020/ 1/17	2025/11/13	ＭＪ4132159	2024/10/30	2025/11/14	ＴＳ3350660	2019/ 5/ 8	2025/11/14	ＭＶ0014306	2025/ 3/26	2025/11/17
ＴＴ1004606	2020/ 2/14	2025/11/13	ＭＪ4494998	2025/ 3/13	2025/11/14	ＴＳ3985115	2019/ 7/24	2025/11/14	ＭＶ0114479	2025/ 4/11	2025/11/17
ＴＴ1015954	2020/ 2/13	2025/11/13	ＭＶ0800676	2025/ 9/11	2025/11/14	ＴＳ4734067	2019/11/15	2025/11/14	ＭＶ0146037	2025/ 5/ 1	2025/11/17
ＴＴ1242383	2020/ 5/29	2025/11/13	ＭＺ2213748	2024/ 5/14	2025/11/14	ＴＳ5139611	2020/ 1/16	2025/11/14	ＭＶ0213772	2025/ 5/19	2025/11/17
ＴＴ1458716	2020/ 9/25	2025/11/13	ＲＢ2053802	2024/ 3/ 5	2025/11/14	ＴＴ1108028	2020/ 2/21	2025/11/14	ＭＶ0251346	2025/ 5/26	2025/11/17
ＴＴ2011455	2022/ 1/20	2025/11/13	ＲＢ2062618	2024/ 9/13	2025/11/14	ＴＴ1913418	2021/10/29	2025/11/14	ＭＶ0465147	2025/ 6/25	2025/11/17
ＴＴ2107387	2022/ 5/16	2025/11/13	ＴＭ0536199	2025/ 6/11	2025/11/14	ＴＴ1987853	2021/12/22	2025/11/14	ＭＶ0747089	2025/ 8/22	2025/11/17
ＴＴ2443766	2022/ 9/ 6	2025/11/13	ＴＭ0543942	2025/ 6/10	2025/11/14	ＴＴ2006457	2022/ 2/ 2	2025/11/14	ＭＶ0791589	2025/ 9/ 8	2025/11/17
ＴＴ2541888	2022/ 9/ 9	2025/11/13	ＴＭ1189900	2025/ 9/ 8	2025/11/14	ＴＴ2105282	2022/ 4/ 7	2025/11/14	ＭＶ0954327	2025/10/31	2025/11/17
ＴＴ2593901	2022/ 9/29	2025/11/13	ＴＭ1299881	2025/ 9/24	2025/11/14	ＴＴ2123557	2022/ 4/21	2025/11/14	ＴＭ0206442	2025/ 4/25	2025/11/17
ＴＴ2697877	2022/11/15	2025/11/13	ＴＭ1328001	2025/10/ 1	2025/11/14	ＴＴ2184799	2022/ 6/ 1	2025/11/14	ＴＭ0452028	2025/ 7/ 7	2025/11/17
ＴＴ3297478	2023/ 3/30	2025/11/13	ＴＲ3322024	2016/ 6/ 3	2025/11/14	ＴＴ2355609	2022/ 7/ 6	2025/11/14	ＴＭ0457283	2025/ 7/14	2025/11/17
ＴＴ3624007	2023/ 5/10	2025/11/13	ＴＲ5102167	2015/12/ 7	2025/11/14	ＴＴ2577417	2022/ 9/21	2025/11/14	ＴＭ0476661	2025/ 5/30	2025/11/17
ＴＴ3982259	2023/ 6/28	2025/11/13	ＴＲ5259817	2015/12/10	2025/11/14	ＴＴ2798288	2022/12/ 1	2025/11/14	ＴＭ0539841	2025/ 6/ 9	2025/11/17
ＴＴ4496245	2023/10/ 2	2025/11/13	ＴＲ5263522	2016/ 1/ 7	2025/11/14	ＴＴ2894196	2023/ 2/ 2	2025/11/14	ＴＭ0578640	2025/ 6/16	2025/11/17
ＴＴ4666915	2023/10/11	2025/11/13	ＴＲ5285504	2016/ 1/ 5	2025/11/14	ＴＴ2900277	2023/ 1/20	2025/11/14	ＴＭ1126305	2025/ 8/29	2025/11/17
ＴＴ4899425	2023/11/16	2025/11/13	ＴＲ5737231	2016/ 3/ 7	2025/11/14	ＴＴ3054435	2023/ 2/ 1	2025/11/14	ＴＲ3261506	2016/ 5/31	2025/11/17
ＴＴ5394043	2024/ 2/ 5	2025/11/13	ＴＲ6020220	2016/ 5/10	2025/11/14	ＴＴ3128848	2023/ 2/15	2025/11/14	ＴＲ3499272	2016/ 7/19	2025/11/17
ＴＴ5884950	2024/ 3/29	2025/11/13	ＴＲ6327982	2016/ 7/26	2025/11/14	ＴＴ3136874	2023/ 2/28	2025/11/14	ＴＲ3531847	2016/ 7/ 7	2025/11/17
ＴＴ5975670	2024/ 4/11	2025/11/13	ＴＲ6366840	2016/ 7/26	2025/11/14	ＴＴ3264710	2023/ 3/ 8	2025/11/14	ＴＲ5520348	2016/ 3/15	2025/11/17
ＴＴ6063850	2024/ 4/24	2025/11/13	ＴＲ6370133	2016/ 8/ 5	2025/11/14	ＴＴ3520148	2023/ 4/21	2025/11/14	ＴＲ5576436	2016/ 2/10	2025/11/17
ＴＴ6441324	2024/ 7/ 5	2025/11/13	ＴＲ6648229	2016/ 9/15	2025/11/14	ＴＴ3556921	2023/ 5/ 8	2025/11/14	ＴＲ5601583	2016/ 2/15	2025/11/17
ＴＴ6686459	2024/ 8/13	2025/11/13	ＴＲ6748172	2016/ 9/23	2025/11/14	ＴＴ3584985	2023/ 5/12	2025/11/14	ＴＲ5619715	2016/ 3/10	2025/11/17
ＴＴ7342303	2024/11/13	2025/11/13	ＴＲ6844131	2016/10/11	2025/11/14	ＴＴ4719528	2023/10/ 6	2025/11/14	ＴＲ5863526	2016/ 3/31	2025/11/17
ＴＴ7363297	2024/11/11	2025/11/13	ＴＲ6861406	2016/10/ 5	2025/11/14	ＴＴ4902144	2023/11/28	2025/11/14	ＴＲ5888212	2016/ 3/29	2025/11/17
ＴＴ7393707	2024/11/15	2025/11/13	ＴＲ6881087	2016/10/ 6	2025/11/14	ＴＴ5016250	2023/12/28	2025/11/14	ＴＲ5954308	2016/ 4/18	2025/11/17
ＴＴ7546273	2024/12/ 9	2025/11/13	ＴＲ7543792	2017/ 1/27	2025/11/14	ＴＴ5177487	2023/12/21	2025/11/14	ＴＲ5960559	2016/ 4/15	2025/11/17
ＴＴ7586641	2024/12/25	2025/11/13	ＴＲ7749267	2017/ 2/23	2025/11/14	ＴＴ5188349	2024/ 1/11	2025/11/14	ＴＲ5983418	2016/ 4/28	2025/11/17
ＴＴ7819758	2025/ 1/30	2025/11/13	ＴＲ8736466	2017/ 7/21	2025/11/14	ＴＴ5373233	2024/ 1/27	2025/11/14	ＴＲ6229023	2016/ 5/24	2025/11/17
ＴＴ8032289	2025/ 3/18	2025/11/13	ＴＲ9299490	2017/10/26	2025/11/14	ＴＴ5560899	2024/ 2/22	2025/11/14	ＴＲ6232978	2016/ 6/ 1	2025/11/17
ＴＺ1237940	2017/ 8/25	2025/11/13	ＴＲ9625528	2017/12/ 5	2025/11/14	ＴＴ5836280	2024/ 3/29	2025/11/14	ＴＲ6375769	2016/ 7/29	2025/11/17
ＴＺ1261145	2018/ 3/ 2	2025/11/13	ＴＲ9689490	2017/12/18	2025/11/14	ＴＴ6253304	2024/ 6/21	2025/11/14	ＴＲ7010157	2016/11/11	2025/11/17
ＭＪ1146351	2020/12/25	2025/11/14	ＴＲ9756025	2017/12/27	2025/11/14	ＴＴ6915555	2024/ 8/30	2025/11/14	ＴＲ7071227	2016/11/28	2025/11/17
ＭＪ1271080	2021/ 1/27	2025/11/14	ＴＳ0788470	2018/ 6/20	2025/11/14	ＴＴ7266731	2024/11/14	2025/11/14	ＴＲ7264858	2016/12/13	2025/11/17
ＭＪ1316209	2021/ 6/ 1	2025/11/14	ＴＳ1065099	2018/ 6/29	2025/11/14	ＴＴ7706885	2025/ 1/10	2025/11/14	ＴＲ7352810	2017/ 1/12	2025/11/17
ＭＪ1331164	2023/ 2/ 9	2025/11/14	ＴＳ1135931	2018/ 7/11	2025/11/14	ＴＺ1235220	2017/ 9/ 7	2025/11/14	ＴＲ7451106	2017/ 1/23	2025/11/17
ＭＪ1517720	2022/ 3/11	2025/11/14	ＴＳ1478411	2018/ 8/21	2025/11/14	ＴＺ2175057	2023/ 3/24	2025/11/14	ＴＲ7753562	2017/ 3/ 1	2025/11/17
ＭＪ1545330	2022/ 5/24	2025/11/14	ＴＳ2010021	2018/11/ 1	2025/11/14	ＭＪ1246225	2022/ 2/16	2025/11/17	ＴＲ8503724	2017/ 6/22	2025/11/17
ＭＪ1553315	2022/ 7/ 1	2025/11/14	ＴＳ2154627	2018/11/21	2025/11/14	ＭＪ1262628	2022/ 5/20	2025/11/17	ＴＲ8713110	2017/ 7/14	2025/11/17
ＭＪ1783185	2022/12/27	2025/11/14	ＴＳ2174132	2018/11/27	2025/11/14	ＭＪ1310758	2021/ 3/ 3	2025/11/17	ＴＲ8928040	2017/ 8/14	2025/11/17
ＭＪ1990366	2023/ 3/29	2025/11/14	ＴＳ2281900	2018/12/12	2025/11/14	ＭＪ1315859	2021/ 4/13	2025/11/17	ＴＲ9259604	2017/10/19	2025/11/17
ＭＪ2009492	2023/ 5/16	2025/11/14	ＴＳ2396403	2019/ 1/17	2025/11/14	ＭＪ1619197	2022/ 7/19	2025/11/17	ＴＲ9597430	2017/11/27	2025/11/17
ＭＪ2102416	2023/ 5/30	2025/11/14	ＴＳ2460741	2019/ 1/23	2025/11/14	ＭＪ1825049	2023/ 1/24	2025/11/17	ＴＲ9601338	2017/11/28	2025/11/17
ＭＪ2250864	2023/ 6/ 9	2025/11/14	ＴＳ2864546	2019/ 2/28	2025/11/14	ＭＪ1878196	2023/ 3/30	2025/11/17	ＴＲ9805437	2018/ 1/12	2025/11/17
ＭＪ2687226	2023/ 9/28	2025/11/14	ＴＳ3236985	2019/ 4/11	2025/11/14	ＭＪ2076245	2023/ 5/ 7	2025/11/17	ＴＲ9817748	2018/ 1/11	2025/11/17
ＭＪ3805566	2024/ 8/13	2025/11/14	ＴＳ3266786	2019/ 4/15	2025/11/14	ＭＪ3592410	2024/ 6/11	2025/11/17	ＴＲ9832524	2018/ 1/15	2025/11/17
						ＭＪ3598623	2024/ 7/16	2025/11/17	ＴＲ9955870	2018/ 1/15	2025/11/17

ＴＳ0113505	2018/ 2/14	2025/11/17	ＴＴ7396782	2024/11/22	2025/11/17	ＴＲ7172102	2016/12/ 8	2025/11/18	ＴＴ5325283	2024/ 1/23	2025/11/18
ＴＳ0240897	2018/ 3/ 7	2025/11/17	ＴＴ7805344	2025/ 2/ 3	2025/11/17	ＴＲ7405268	2017/ 1/26	2025/11/18	ＴＴ5500164	2024/ 2/ 7	2025/11/18
ＴＳ0259220	2018/ 3/ 6	2025/11/17	ＴＺ1233104	2017/10/23	2025/11/17	ＴＲ8518828	2017/ 6/16	2025/11/18	ＴＴ5522706	2024/ 2/ 6	2025/11/18
ＴＳ0314196	2018/ 3/15	2025/11/17	ＴＺ2121920	2022/ 5/31	2025/11/17	ＴＲ8750716	2017/ 8/ 1	2025/11/18	ＴＴ5825227	2024/ 4/ 1	2025/11/18
ＴＳ0654983	2018/ 4/25	2025/11/17	ＴＺ2216997	2024/ 1/ 8	2025/11/17	ＴＲ8992612	2017/ 8/25	2025/11/18	ＴＴ5901320	2024/ 3/21	2025/11/18
ＴＳ0849723	2018/ 5/14	2025/11/17	ＴＺ2250319	2024/ 6/ 6	2025/11/17	ＴＲ9704397	2017/12/15	2025/11/18	ＴＴ6000298	2024/ 5/ 8	2025/11/18
ＴＳ0965125	2018/ 6/18	2025/11/17	ＭＪ1294495	2023/ 2/10	2025/11/18	ＴＲ9943783	2018/ 1/19	2025/11/18	ＴＴ7553583	2024/12/ 6	2025/11/18
ＴＳ1124607	2018/ 7/ 5	2025/11/17	ＭＪ1311505	2021/ 5/21	2025/11/18	ＴＳ0081122	2018/ 2/ 9	2025/11/18	ＴＴ7958378	2025/ 2/27	2025/11/18
ＴＳ1656156	2018/ 8/21	2025/11/17	ＭＪ1579917	2022/ 7/13	2025/11/18	ＴＳ0111710	2018/ 2/16	2025/11/18	ＴＺ1401736	2019/12/ 4	2025/11/18
ＴＳ1964679	2018/11/ 2	2025/11/17	ＭＪ1657912	2022/10/ 5	2025/11/18	ＴＳ0197627	2018/ 2/28	2025/11/18	ＴＺ2109084	2022/ 6/14	2025/11/18
ＴＳ2310733	2018/12/25	2025/11/17	ＭＪ1902207	2023/ 2/20	2025/11/18	ＴＳ0614811	2018/ 4/16	2025/11/18	ＭＪ1422204	2021/10/18	2025/11/19
ＴＳ2415230	2019/ 1/ 8	2025/11/17	ＭＪ2380528	2023/ 7/14	2025/11/18	ＴＳ0669951	2018/ 5/ 2	2025/11/18	ＭＪ1594705	2022/ 8/12	2025/11/19
ＴＳ2539958	2019/ 1/15	2025/11/17	ＭＪ2532066	2023/ 8/23	2025/11/18	ＴＳ0994797	2018/ 6/20	2025/11/18	ＭＪ1836860	2023/ 2/ 8	2025/11/19
ＴＳ2595908	2019/ 1/25	2025/11/17	ＭＪ2827018	2024/ 1/ 9	2025/11/18	ＴＳ1005596	2018/ 6/18	2025/11/18	ＭＪ1962026	2023/ 3/ 3	2025/11/19
ＴＳ3061192	2019/ 3/19	2025/11/17	ＭＪ3055305	2024/ 2/19	2025/11/18	ＴＳ1568601	2018/ 9/18	2025/11/18	ＭＪ1962065	2023/ 3/ 3	2025/11/19
ＴＳ3229406	2019/ 4/16	2025/11/17	ＭＪ3081096	2024/ 2/ 8	2025/11/18	ＴＳ2086083	2018/11/13	2025/11/18	ＭＪ2058965	2023/ 4/13	2025/11/19
ＴＳ3266681	2019/ 4/12	2025/11/17	ＭＪ3306843	2024/ 4/17	2025/11/18	ＴＳ3088461	2019/ 4/ 2	2025/11/18	ＭＪ2117326	2023/ 5/ 8	2025/11/19
ＴＳ3738041	2019/ 6/24	2025/11/17	ＭＪ3316996	2024/ 5/13	2025/11/18	ＴＳ3223384	2019/ 4/ 5	2025/11/18	ＭＪ2420986	2023/ 7/25	2025/11/19
ＴＳ4070735	2019/ 8/ 2	2025/11/17	ＭＪ3652590	2024/ 7/ 4	2025/11/18	ＴＳ3406075	2019/ 5/23	2025/11/18	ＭＪ2575133	2023/ 9/20	2025/11/19
ＴＳ4463747	2019/ 9/13	2025/11/17	ＭＪ3922962	2024/10/10	2025/11/18	ＴＳ3721889	2019/ 6/19	2025/11/18	ＭＪ2719116	2023/11/ 7	2025/11/19
ＴＳ4732410	2019/11/ 6	2025/11/17	ＭＪ3945860	2024/10/18	2025/11/18	ＴＳ3817842	2019/ 7/ 4	2025/11/18	ＭＪ2855620	2023/11/28	2025/11/19
ＴＳ5297765	2020/ 1/23	2025/11/17	ＭＪ3948359	2024/10/16	2025/11/18	ＴＳ4157271	2019/ 8/19	2025/11/18	ＭＪ2890434	2023/12/25	2025/11/19
ＴＴ1623304	2021/ 2/17	2025/11/17	ＭＪ4027746	2024/11/18	2025/11/18	ＴＳ4581463	2019/10/ 8	2025/11/18	ＭＪ3216946	2024/ 3/ 8	2025/11/19
ＴＴ1696908	2021/ 3/24	2025/11/17	ＭＪ4102783	2024/11/25	2025/11/18	ＴＳ4828485	2019/11/20	2025/11/18	ＭＪ3732808	2024/ 7/30	2025/11/19
ＴＴ1717877	2021/ 6/22	2025/11/17	ＭＶ0812159	2025/ 9/16	2025/11/18	ＴＳ4892798	2019/11/22	2025/11/18	ＭＪ3949226	2024/ 9/18	2025/11/19
ＴＴ1721340	2021/ 3/ 3	2025/11/17	ＴＭ0911582	2025/ 9/19	2025/11/18	ＴＳ5002516	2019/12/17	2025/11/18	ＭＶ0450873	2025/ 7/30	2025/11/19
ＴＴ1831675	2021/ 7/12	2025/11/17	ＴＭ1090457	2025/ 8/25	2025/11/18	ＴＳ5131380	2020/ 1/ 8	2025/11/18	ＭＺ2087834	2022/ 4/18	2025/11/19
ＴＴ1872600	2021/10/22	2025/11/17	ＴＭ1224178	2025/ 9/16	2025/11/18	ＴＳ5268802	2020/ 1/21	2025/11/18	ＴＭ0026265	2025/ 4/15	2025/11/19
ＴＴ1878332	2021/ 8/16	2025/11/17	ＴＭ1402209	2025/10/15	2025/11/18	ＴＳ5284956	2020/ 1/24	2025/11/18	ＴＭ0519574	2025/ 6/ 5	2025/11/19
ＴＴ2022894	2022/ 4/ 6	2025/11/17	ＴＲ3417326	2016/ 6/29	2025/11/18	ＴＴ1660881	2021/ 2/16	2025/11/18	ＴＭ0871000	2025/ 7/24	2025/11/19
ＴＴ2584926	2022/10/13	2025/11/17	ＴＲ3509707	2016/ 6/28	2025/11/18	ＴＴ1819520	2021/ 7/20	2025/11/18	ＴＭ1452496	2025/10/23	2025/11/19
ＴＴ2735150	2022/11/28	2025/11/17	ＴＲ5099342	2015/11/30	2025/11/18	ＴＴ1827268	2021/ 8/23	2025/11/18	ＴＲ5218286	2016/ 1/ 8	2025/11/19
ＴＴ2754234	2022/11/24	2025/11/17	ＴＲ5276881	2015/12/25	2025/11/18	ＴＴ1841437	2021/ 8/19	2025/11/18	ＴＲ5218287	2016/ 1/ 8	2025/11/19
ＴＴ2877369	2023/ 1/ 6	2025/11/17	ＴＲ5308457	2015/12/25	2025/11/18	ＴＴ2195614	2022/ 6/ 2	2025/11/18	ＴＲ5269102	2015/12/17	2025/11/19
ＴＴ3040004	2023/ 2/ 9	2025/11/17	ＴＲ5507051	2016/ 1/25	2025/11/18	ＴＴ2251000	2022/ 6/ 7	2025/11/18	ＴＲ5291344	2016/ 2/ 4	2025/11/19
ＴＴ3235344	2023/ 3/16	2025/11/17	ＴＲ5608406	2016/ 2/23	2025/11/18	ＴＴ2346774	2022/ 8/18	2025/11/18	ＴＲ5436908	2016/ 1/19	2025/11/19
ＴＴ3534440	2023/ 6/12	2025/11/17	ＴＲ5619756	2016/ 3/10	2025/11/18	ＴＴ2447382	2022/ 9/ 8	2025/11/18	ＴＲ5556819	2016/ 1/27	2025/11/19
ＴＴ4236443	2023/ 8/ 7	2025/11/17	ＴＲ5640468	2016/ 2/ 8	2025/11/18	ＴＴ2679942	2022/10/27	2025/11/18	ＴＲ5630613	2016/ 3/10	2025/11/19
ＴＴ4259769	2023/ 8/10	2025/11/17	ＴＲ5744605	2016/ 3/10	2025/11/18	ＴＴ2801459	2022/12/14	2025/11/18	ＴＲ5719122	2016/ 2/29	2025/11/19
ＴＴ4404175	2023/ 9/ 1	2025/11/17	ＴＲ5805032	2016/ 3/16	2025/11/18	ＴＴ3032228	2023/ 2/20	2025/11/18	ＴＲ5783073	2016/ 3/ 2	2025/11/19
ＴＴ4611804	2023/ 9/19	2025/11/17	ＴＲ5914089	2016/ 4/ 6	2025/11/18	ＴＴ3553292	2023/ 5/ 8	2025/11/18	ＴＲ5904583	2016/ 3/30	2025/11/19
ＴＴ4791241	2023/10/25	2025/11/17	ＴＲ6266507	2016/ 7/13	2025/11/18	ＴＴ3667977	2023/ 5/19	2025/11/18	ＴＲ5945836	2016/ 4/13	2025/11/19
ＴＴ4810286	2023/11/ 2	2025/11/17	ＴＲ6327518	2016/ 7/25	2025/11/18	ＴＴ4385127	2023/ 9/14	2025/11/18	ＴＲ6286284	2016/ 7/11	2025/11/19
ＴＴ5265221	2024/ 1/ 4	2025/11/17	ＴＲ6365964	2016/ 7/21	2025/11/18	ＴＴ4627538	2023/10/ 2	2025/11/18	ＴＲ6376227	2016/ 8/ 8	2025/11/19
ＴＴ5841931	2024/ 4/10	2025/11/17	ＴＲ6727500	2016/ 9/15	2025/11/18	ＴＴ4773559	2023/10/ 6	2025/11/18	ＴＲ6861080	2016/10/24	2025/11/19
ＴＴ6971442	2024/ 9/ 5	2025/11/17	ＴＲ7152266	2016/12/ 5	2025/11/18	ＴＴ4895525	2023/11/ 8	2025/11/18	ＴＲ6992886	2016/11/11	2025/11/19

ＴＲ7441141	2017/ 1/23	2025/11/19	ＴＴ2970170	2023/ 2/ 2	2025/11/19	ＴＲ7313543	2016/12/22	2025/11/20	ＴＴ4382309	2023/ 9/ 6	2025/11/20
ＴＲ7541260	2017/ 1/31	2025/11/19	ＴＴ3011537	2023/ 2/ 8	2025/11/19	ＴＲ8013559	2017/ 3/28	2025/11/20	ＴＴ4459679	2023/ 9/ 6	2025/11/20
ＴＲ7750489	2017/ 2/27	2025/11/19	ＴＴ3183037	2023/ 3/ 3	2025/11/19	ＴＲ8213319	2017/ 4/26	2025/11/20	ＴＴ4714922	2023/10/12	2025/11/20
ＴＲ7850662	2017/ 3/13	2025/11/19	ＴＴ4378128	2023/ 9/ 4	2025/11/19	ＴＲ8976084	2017/ 9/ 6	2025/11/20	ＴＴ5068020	2023/12/15	2025/11/20
ＴＲ8130835	2017/ 4/12	2025/11/19	ＴＴ4567612	2023/ 9/12	2025/11/19	ＴＲ8983185	2017/ 8/31	2025/11/20	ＴＴ5755553	2024/ 4/ 3	2025/11/20
ＴＲ8137176	2017/ 4/25	2025/11/19	ＴＴ5232600	2024/ 1/22	2025/11/19	ＴＲ8995195	2017/ 8/23	2025/11/20	ＴＴ6235243	2024/ 5/27	2025/11/20
ＴＲ8541815	2017/ 6/21	2025/11/19	ＴＴ7183544	2024/10/30	2025/11/19	ＴＲ9790818	2018/ 1/10	2025/11/20	ＴＴ7696716	2025/ 1/ 7	2025/11/20
ＴＲ8565480	2017/ 6/28	2025/11/19	ＴＴ7399398	2024/11/28	2025/11/19	ＴＲ9811327	2018/ 1/ 9	2025/11/20	ＴＺ1137040	2016/11/ 1	2025/11/20
ＴＲ8653446	2017/ 7/13	2025/11/19	ＴＴ7998080	2025/ 2/27	2025/11/19	ＴＳ0090976	2018/ 2/ 6	2025/11/20	ＴＺ1193584	2017/ 3/ 3	2025/11/20
ＴＲ8795078	2017/ 7/24	2025/11/19	ＴＴ8156830	2025/ 3/18	2025/11/19	ＴＳ0311092	2018/ 3/15	2025/11/20	ＴＺ1220543	2017/ 7/11	2025/11/20
ＴＲ9025941	2017/ 8/23	2025/11/19	ＴＺ1289997	2018/ 7/11	2025/11/19	ＴＳ0328208	2018/ 3/15	2025/11/20	ＴＺ1232440	2017/11/16	2025/11/20
ＴＲ9025942	2017/ 8/23	2025/11/19	ＴＺ2045445	2020/12/ 3	2025/11/19	ＴＳ0584634	2018/ 4/16	2025/11/20	ＭＪ1582672	2022/ 5/31	2025/11/21
ＴＲ9404636	2017/10/25	2025/11/19	ＴＺ2153783	2022/10/18	2025/11/19	ＴＳ0680457	2018/ 5/ 2	2025/11/20	ＭＪ1781574	2022/12/ 7	2025/11/21
ＴＲ9425127	2017/10/27	2025/11/19	ＴＺ2184567	2023/ 7/12	2025/11/19	ＴＳ0997383	2018/ 6/22	2025/11/20	ＭＪ2034250	2023/ 4/11	2025/11/21
ＴＲ9463891	2017/11/ 7	2025/11/19	ＭＪ1636608	2022/10/17	2025/11/20	ＴＳ1014013	2018/ 6/22	2025/11/20	ＭＪ2415981	2023/ 8/ 7	2025/11/21
ＴＲ9676082	2017/12/13	2025/11/19	ＭＪ1668841	2022/10/19	2025/11/20	ＴＳ1089110	2018/ 6/27	2025/11/20	ＭＪ2565655	2023/ 8/31	2025/11/21
ＴＳ0157134	2018/ 2/19	2025/11/19	ＭＪ1792472	2023/ 1/18	2025/11/20	ＴＳ1172373	2018/ 7/12	2025/11/20	ＭＪ2842944	2023/11/28	2025/11/21
ＴＳ0331015	2018/ 3/14	2025/11/19	ＭＪ2054492	2023/ 4/12	2025/11/20	ＴＳ1252848	2018/ 7/19	2025/11/20	ＭＪ3258913	2024/ 4/11	2025/11/21
ＴＳ0556260	2018/ 4/17	2025/11/19	ＭＪ2137203	2023/ 5/18	2025/11/20	ＴＳ1465828	2018/ 8/16	2025/11/20	ＭＪ3348014	2024/ 4/ 9	2025/11/21
ＴＳ0883593	2018/ 6/ 4	2025/11/19	ＭＪ2349647	2023/ 7/ 5	2025/11/20	ＴＳ1640180	2018/ 9/ 7	2025/11/20	ＭＪ3716680	2024/ 7/12	2025/11/21
ＴＳ0947022	2018/ 6/ 6	2025/11/19	ＭＪ2613889	2023/ 9/11	2025/11/20	ＴＳ1905477	2018/10/17	2025/11/20	ＭＶ0766947	2025/ 8/28	2025/11/21
ＴＳ0982918	2018/ 6/13	2025/11/19	ＭＪ2614771	2023/ 9/25	2025/11/20	ＴＳ1917692	2018/10/25	2025/11/20	ＭＶ0846493	2025/ 9/24	2025/11/21
ＴＳ1033795	2018/ 6/18	2025/11/19	ＭＪ2940894	2024/ 1/25	2025/11/20	ＴＳ1985326	2018/10/31	2025/11/20	ＴＭ0809459	2025/ 8/18	2025/11/21
ＴＳ1483959	2018/ 8/20	2025/11/19	ＭＪ3219847	2024/ 3/24	2025/11/20	ＴＳ2384090	2018/12/25	2025/11/20	ＴＲ3285704	2016/ 6/ 7	2025/11/21
ＴＳ1522101	2018/ 8/24	2025/11/19	ＭＪ3550686	2024/ 6/11	2025/11/20	ＴＳ2973569	2019/ 3/13	2025/11/20	ＴＲ5494217	2016/ 1/19	2025/11/21
ＴＳ1994273	2018/10/31	2025/11/19	ＭＪ4185253	2024/12/26	2025/11/20	ＴＳ3093983	2019/ 3/26	2025/11/20	ＴＲ5501973	2016/ 2/12	2025/11/21
ＴＳ2259974	2019/ 1/ 4	2025/11/19	ＭＪ4230093	2024/12/19	2025/11/20	ＴＳ3787978	2019/ 6/22	2025/11/20	ＴＲ5867360	2016/ 3/28	2025/11/21
ＴＳ2354329	2019/ 1/ 7	2025/11/19	ＭＶ0143055	2025/ 4/28	2025/11/20	ＴＳ4021120	2019/ 7/31	2025/11/20	ＴＲ5984831	2016/ 4/14	2025/11/21
ＴＳ2707398	2019/ 2/12	2025/11/19	ＭＶ0410984	2025/ 6/12	2025/11/20	ＴＳ4601467	2019/10/29	2025/11/20	ＴＲ6361658	2016/ 8/ 5	2025/11/21
ＴＳ2838911	2019/ 2/21	2025/11/19	ＭＶ0427770	2025/ 6/10	2025/11/20	ＴＳ4900769	2019/12/ 6	2025/11/20	ＴＲ6533460	2016/ 8/29	2025/11/21
ＴＳ3283952	2019/ 4/18	2025/11/19	ＭＶ0694469	2025/10/21	2025/11/20	ＴＳ4906511	2019/11/28	2025/11/20	ＴＲ7213987	2016/12/ 7	2025/11/21
ＴＳ3629070	2019/ 6/17	2025/11/19	ＭＶ0716911	2025/ 8/14	2025/11/20	ＴＳ4986204	2019/12/ 4	2025/11/20	ＴＲ7259792	2016/12/20	2025/11/21
ＴＳ4020505	2019/ 7/26	2025/11/19	ＴＭ0808358	2025/ 8/18	2025/11/20	ＴＳ5210334	2020/ 1/10	2025/11/20	ＴＲ7848299	2017/ 3/13	2025/11/21
ＴＳ4243364	2019/ 8/21	2025/11/19	ＴＲ3281436	2016/ 5/27	2025/11/20	ＴＳ5288588	2020/ 1/31	2025/11/20	ＴＲ8117521	2017/ 4/19	2025/11/21
ＴＳ4357117	2019/ 9/ 5	2025/11/19	ＴＲ3441131	2016/ 6/22	2025/11/20	ＴＴ1117624	2020/ 2/25	2025/11/20	ＴＲ8579359	2017/ 6/22	2025/11/21
ＴＳ4633893	2019/10/11	2025/11/19	ＴＲ5098401	2015/11/27	2025/11/20	ＴＴ1412102	2021/ 3/22	2025/11/20	ＴＲ9340758	2017/10/18	2025/11/21
ＴＳ4694096	2019/11/ 8	2025/11/19	ＴＲ5251911	2015/12/16	2025/11/20	ＴＴ1807587	2021/ 7/ 6	2025/11/20	ＴＲ9660523	2017/12/ 8	2025/11/21
ＴＳ4991998	2019/12/11	2025/11/19	ＴＲ5510423	2016/ 2/ 2	2025/11/20	ＴＴ2099795	2022/ 3/22	2025/11/20	ＴＲ9698435	2017/12/14	2025/11/21
ＴＳ5042430	2019/12/17	2025/11/19	ＴＲ5560334	2016/ 2/23	2025/11/20	ＴＴ2247024	2022/ 6/23	2025/11/20	ＴＳ0598109	2018/ 4/20	2025/11/21
ＴＳ5110337	2020/ 1/ 8	2025/11/19	ＴＲ5561499	2016/ 2/ 4	2025/11/20	ＴＴ2565504	2022/10/18	2025/11/20	ＴＳ1120263	2018/ 7/ 6	2025/11/21
ＴＳ5399150	2020/ 2/ 6	2025/11/19	ＴＲ5617830	2016/ 2/26	2025/11/20	ＴＴ2626205	2022/10/13	2025/11/20	ＴＳ1269082	2018/ 7/20	2025/11/21
ＴＴ1150750	2020/ 3/ 4	2025/11/19	ＴＲ6141794	2016/ 5/12	2025/11/20	ＴＴ2666388	2022/12/ 9	2025/11/20	ＴＳ1269089	2018/ 7/20	2025/11/21
ＴＴ1287681	2020/ 4/ 9	2025/11/19	ＴＲ6196204	2016/ 5/23	2025/11/20	ＴＴ3777106	2023/ 7/19	2025/11/20	ＴＳ1387201	2018/ 8/ 9	2025/11/21
ＴＴ2143365	2022/ 4/ 1	2025/11/19	ＴＲ6525321	2016/ 8/26	2025/11/20	ＴＴ4081270	2023/ 7/14	2025/11/20	ＴＳ1649093	2018/ 9/19	2025/11/21
ＴＴ2430124	2022/ 8/23	2025/11/19	ＴＲ6534366	2016/ 9/12	2025/11/20	ＴＴ4083735	2023/ 7/13	2025/11/20	ＴＳ1703042	2018/ 9/14	2025/11/21
ＴＴ2447919	2022/ 9/30	2025/11/19	ＴＲ6921802	2016/10/21	2025/11/20	ＴＴ4162114	2023/ 7/22	2025/11/20	ＴＳ1984941	2018/10/25	2025/11/21

ＴＳ2234038	2018/12/11	2025/11/21	ＴＳ5076639	2019/12/23	2025/11/24	ＴＲ5781327	2016/ 2/29	2025/11/25	ＴＳ4696019	2019/11/11	2025/11/25
ＴＳ2854015	2019/ 2/25	2025/11/21	ＴＴ1099105	2020/ 2/20	2025/11/24	ＴＲ5900975	2016/ 3/23	2025/11/25	ＴＳ5133188	2020/ 1/ 9	2025/11/25
ＴＳ3024194	2019/ 3/19	2025/11/21	ＴＴ2347080	2022/ 7/14	2025/11/24	ＴＲ6004690	2016/ 7/25	2025/11/25	ＴＳ5200053	2020/ 1/20	2025/11/25
ＴＳ3423140	2019/ 5/20	2025/11/21	ＴＴ2545293	2022/ 9/28	2025/11/24	ＴＲ6078821	2016/ 5/16	2025/11/25	ＴＴ1002157	2020/ 2/14	2025/11/25
ＴＳ3426078	2019/ 5/16	2025/11/21	ＴＴ2562966	2022/10/31	2025/11/24	ＴＲ6155952	2016/ 5/18	2025/11/25	ＴＴ1355558	2020/ 5/20	2025/11/25
ＴＳ3811105	2019/ 6/28	2025/11/21	ＴＴ2706779	2022/11/ 7	2025/11/24	ＴＲ6403742	2016/ 8/ 9	2025/11/25	ＴＴ1417282	2020/ 8/28	2025/11/25
ＴＳ3984655	2019/ 7/23	2025/11/21	ＴＴ3938708	2023/ 7/10	2025/11/24	ＴＲ6436898	2016/ 8/ 4	2025/11/25	ＴＴ1463630	2020/12/11	2025/11/25
ＴＳ4128410	2019/ 8/ 9	2025/11/21	ＴＴ4890285	2023/10/30	2025/11/24	ＴＲ6505251	2016/ 8/23	2025/11/25	ＴＴ1658632	2020/12/24	2025/11/25
ＴＳ4136269	2019/ 8/ 6	2025/11/21	ＴＴ5014585	2023/12/ 7	2025/11/24	ＴＲ6614117	2016/ 9/ 8	2025/11/25	ＴＴ2466228	2022/10/12	2025/11/25
ＴＳ4197763	2019/ 8/15	2025/11/21	ＴＴ5073766	2023/11/30	2025/11/24	ＴＲ6643087	2016/ 9/12	2025/11/25	ＴＴ2600295	2022/10/28	2025/11/25
ＴＳ4237778	2019/ 8/30	2025/11/21	ＴＴ5443056	2024/ 2/ 9	2025/11/24	ＴＲ6673460	2017/ 2/ 6	2025/11/25	ＴＴ2609537	2022/11/ 8	2025/11/25
ＴＳ4286665	2019/ 8/21	2025/11/21	ＴＴ6482958	2024/ 7/ 9	2025/11/24	ＴＲ6766727	2016/ 9/16	2025/11/25	ＴＴ2657337	2022/11/15	2025/11/25
ＴＴ1115610	2020/ 3/ 2	2025/11/21	ＴＴ6910071	2024/ 9/17	2025/11/24	ＴＲ7231127	2016/12/26	2025/11/25	ＴＴ2666821	2022/12/23	2025/11/25
ＴＴ1266233	2020/ 6/10	2025/11/21	ＴＴ7553124	2024/12/ 5	2025/11/24	ＴＲ7325903	2016/12/28	2025/11/25	ＴＴ2926527	2023/ 1/25	2025/11/25
ＴＴ2015354	2022/ 1/14	2025/11/21	ＴＴ7811334	2025/ 2/ 6	2025/11/24	ＴＲ7457078	2017/ 1/26	2025/11/25	ＴＴ2929396	2023/ 2/ 1	2025/11/25
ＴＴ2228618	2022/ 6/28	2025/11/21	ＴＴ8114846	2025/ 3/26	2025/11/24	ＴＲ7472586	2017/ 1/27	2025/11/25	ＴＴ3188355	2023/ 3/16	2025/11/25
ＴＴ2275489	2022/ 6/14	2025/11/21	ＴＺ2194459	2023/ 8/25	2025/11/24	ＴＲ7841536	2017/ 3/ 9	2025/11/25	ＴＴ3396442	2023/ 4/14	2025/11/25
ＴＴ2510895	2022/ 8/31	2025/11/21	ＭＪ1225037	2021/12/21	2025/11/25	ＴＲ8004875	2017/ 3/27	2025/11/25	ＴＴ3742475	2023/ 6/ 1	2025/11/25
ＴＴ2585399	2022/10/14	2025/11/21	ＭＪ1232871	2021/ 2/15	2025/11/25	ＴＲ8272909	2017/ 5/ 9	2025/11/25	ＴＴ3768367	2023/ 6/ 7	2025/11/25
ＴＴ3049533	2023/ 2/ 8	2025/11/21	ＭＪ1390226	2023/ 3/13	2025/11/25	ＴＲ8338964	2017/ 5/12	2025/11/25	ＴＴ4016459	2023/ 7/12	2025/11/25
ＴＴ4147868	2023/ 7/19	2025/11/21	ＭＪ1651393	2022/ 9/ 2	2025/11/25	ＴＲ8838198	2017/ 8/ 1	2025/11/25	ＴＴ4057907	2023/ 7/13	2025/11/25
ＴＴ5102625	2023/11/29	2025/11/21	ＭＪ1827329	2023/ 1/10	2025/11/25	ＴＲ8911189	2017/ 8/18	2025/11/25	ＴＴ5121854	2023/12/21	2025/11/25
ＴＴ5243586	2024/ 1/24	2025/11/21	ＭＪ2134832	2023/ 5/10	2025/11/25	ＴＲ9043843	2017/ 9/12	2025/11/25	ＴＴ5215847	2023/12/27	2025/11/25
ＴＴ5636112	2024/ 3/22	2025/11/21	ＭＪ2327655	2023/ 7/12	2025/11/25	ＴＲ9135498	2017/ 9/ 7	2025/11/25	ＴＴ5476744	2024/ 2/22	2025/11/25
ＴＴ6221939	2024/ 5/28	2025/11/21	ＭＪ2330024	2023/ 7/10	2025/11/25	ＴＲ9240617	2017/ 9/29	2025/11/25	ＴＴ5514187	2024/ 2/18	2025/11/25
ＴＴ6224442	2024/ 6/ 3	2025/11/21	ＭＪ2593174	2023/ 9/28	2025/11/25	ＴＲ9517899	2017/11/15	2025/11/25	ＴＴ5579584	2024/ 3/ 6	2025/11/25
ＴＴ6789520	2024/ 8/27	2025/11/21	ＭＪ2771652	2023/11/27	2025/11/25	ＴＲ9616695	2017/11/30	2025/11/25	ＴＴ6177811	2024/ 5/15	2025/11/25
ＴＴ7074283	2024/10/ 1	2025/11/21	ＭＪ3173234	2024/ 3/11	2025/11/25	ＴＲ9829772	2018/ 1/11	2025/11/25	ＴＴ6333016	2024/ 6/24	2025/11/25
ＴＴ7170739	2024/10/16	2025/11/21	ＭＪ3242095	2024/ 4/ 9	2025/11/25	ＴＲ9896839	2018/ 1/23	2025/11/25	ＴＴ7154985	2024/10/17	2025/11/25
ＴＺ1187237	2017/ 3/17	2025/11/21	ＭＪ3541263	2024/ 6/17	2025/11/25	ＴＳ0327018	2018/ 3/15	2025/11/25	ＴＴ7194232	2024/10/ 9	2025/11/25
ＴＺ1259076	2018/ 1/29	2025/11/21	ＭＪ3733847	2024/ 8/ 6	2025/11/25	ＴＳ0445827	2018/ 3/29	2025/11/25	ＴＴ7253872	2024/11/19	2025/11/25
ＴＺ1304901	2018/ 9/18	2025/11/21	ＭＪ3882674	2024/ 8/28	2025/11/25	ＴＳ0713676	2018/ 5/24	2025/11/25	ＴＴ7254860	2024/10/15	2025/11/25
ＴＺ2051955	2021/ 2/24	2025/11/21	ＭＪ4173063	2024/12/16	2025/11/25	ＴＳ1090393	2018/ 6/25	2025/11/25	ＴＴ7337692	2024/11/14	2025/11/25
ＴＺ2244177	2024/ 4/16	2025/11/21	ＭＶ0499516	2025/ 7/ 1	2025/11/25	ＴＳ1343496	2018/ 8/ 6	2025/11/25	ＴＴ7678264	2025/ 1/14	2025/11/25
ＴＴ4834572	2023/10/30	2025/11/23	ＭＶ0629725	2025/ 7/31	2025/11/25	ＴＳ1658375	2018/ 8/29	2025/11/25	ＴＴ7777013	2025/ 1/23	2025/11/25
ＭＪ2542668	2023/ 9/11	2025/11/24	ＭＶ0660297	2025/ 8/ 6	2025/11/25	ＴＳ1767703	2018/10/ 1	2025/11/25	ＴＺ1324509	2018/12/14	2025/11/25
ＭＪ2799167	2023/11/17	2025/11/24	ＴＭ0165083	2025/ 4/18	2025/11/25	ＴＳ2057975	2018/11/ 8	2025/11/25	ＴＺ1388149	2019/12/ 3	2025/11/25
ＭＪ2933846	2024/ 1/24	2025/11/24	ＴＭ0267035	2025/ 5/ 2	2025/11/25	ＴＳ2371415	2018/12/26	2025/11/25	ＴＺ2008532	2020/ 5/ 6	2025/11/25
ＭＪ3731554	2024/ 7/23	2025/11/24	ＴＭ0363495	2025/ 6/ 4	2025/11/25	ＴＳ2952188	2019/ 3/15	2025/11/25	ＭＪ1137952	2020/12/21	2025/11/26
ＭＶ0039553	2025/ 4/ 4	2025/11/24	ＴＭ0760169	2025/ 7/14	2025/11/25	ＴＳ3056031	2019/ 3/29	2025/11/25	ＭＪ1430053	2021/10/ 7	2025/11/26
ＭＶ0735472	2025/ 8/20	2025/11/24	ＴＭ1088945	2025/ 8/22	2025/11/25	ＴＳ3123693	2019/ 3/26	2025/11/25	ＭＪ1540802	2022/ 6/ 1	2025/11/26
ＴＲ9540167	2017/11/22	2025/11/24	ＴＭ1186265	2025/ 9/ 9	2025/11/25	ＴＳ3421952	2019/ 5/16	2025/11/25	ＭＪ1557318	2022/ 7/ 7	2025/11/26
ＴＳ0145011	2018/ 2/16	2025/11/24	ＴＲ3258042	2016/ 6/ 7	2025/11/25	ＴＳ3759375	2019/ 6/26	2025/11/25	ＭＪ1848831	2023/ 2/ 6	2025/11/26
ＴＳ0529826	2018/ 4/16	2025/11/24	ＴＲ5347118	2016/ 1/15	2025/11/25	ＴＳ4249096	2019/ 9/ 2	2025/11/25	ＭＪ2007332	2023/ 4/20	2025/11/26
ＴＳ1004107	2018/ 6/20	2025/11/24	ＴＲ5514696	2016/ 2/ 3	2025/11/25	ＴＳ4449547	2019/ 9/26	2025/11/25	ＭＪ2028260	2023/ 4/21	2025/11/26
ＴＳ4922443	2019/12/ 9	2025/11/24	ＴＲ5652482	2016/ 3/31	2025/11/25	ＴＳ4466739	2019/ 9/20	2025/11/25	ＭＪ2038425	2023/ 5/23	2025/11/26

ＭＪ2117343	2023/ 5/ 8	2025/11/26	ＴＲ7769296	2017/ 2/27	2025/11/26	ＴＴ6212222	2024/ 5/29	2025/11/26	ＴＳ0045849	2018/ 1/26	2025/11/27
ＭＪ2406675	2023/ 7/26	2025/11/26	ＴＲ7809654	2017/ 3/10	2025/11/26	ＴＴ6278004	2024/ 6/14	2025/11/26	ＴＳ0836501	2018/ 5/26	2025/11/27
ＭＪ2499607	2023/ 8/31	2025/11/26	ＴＲ7840802	2017/ 3/15	2025/11/26	ＴＴ7443657	2024/11/25	2025/11/26	ＴＳ0912665	2018/ 6/ 8	2025/11/27
ＭＪ2552646	2023/ 9/15	2025/11/26	ＴＲ8669862	2017/ 7/11	2025/11/26	ＴＺ1105408	2016/ 1/25	2025/11/26	ＴＳ1056566	2018/ 6/28	2025/11/27
ＭＪ3005822	2024/ 2/ 1	2025/11/26	ＴＲ8818527	2017/ 8/ 3	2025/11/26	ＴＺ1273183	2018/ 3/19	2025/11/26	ＴＳ1223079	2018/ 7/18	2025/11/27
ＭＪ3421570	2024/ 5/ 7	2025/11/26	ＴＲ8821634	2017/ 8/ 3	2025/11/26	ＴＺ1311772	2018/11/28	2025/11/26	ＴＳ1419408	2018/ 8/16	2025/11/27
ＭＪ3669163	2024/ 7/11	2025/11/26	ＴＲ9213568	2017/ 9/27	2025/11/26	ＴＺ2177423	2023/ 4/ 3	2025/11/26	ＴＳ1467703	2018/ 8/24	2025/11/27
ＭＪ3669164	2024/ 7/11	2025/11/26	ＴＲ9430298	2017/10/30	2025/11/26	ＭＪ1385617	2022/ 9/27	2025/11/27	ＴＳ1876764	2018/10/17	2025/11/27
ＭＪ4036298	2024/10/11	2025/11/26	ＴＲ9687759	2017/12/13	2025/11/26	ＭＪ1678759	2022/ 9/ 9	2025/11/27	ＴＳ1948473	2018/10/23	2025/11/27
ＭＪ4194843	2024/12/16	2025/11/26	ＴＲ9737811	2017/12/25	2025/11/26	ＭＪ2290049	2023/ 6/29	2025/11/27	ＴＳ2184058	2018/12/ 4	2025/11/27
ＭＪ4381506	2025/ 2/20	2025/11/26	ＴＲ9761468	2017/12/27	2025/11/26	ＭＪ2733738	2023/11/ 2	2025/11/27	ＴＳ2400926	2019/ 1/ 8	2025/11/27
ＭＪ4510281	2025/ 3/27	2025/11/26	ＴＲ9830820	2018/ 1/12	2025/11/26	ＭＪ2866893	2023/12/19	2025/11/27	ＴＳ2538946	2019/ 1/11	2025/11/27
ＭＶ0036590	2025/ 4/ 3	2025/11/26	ＴＳ0071014	2018/ 2/ 1	2025/11/26	ＭＪ3191584	2024/ 3/28	2025/11/27	ＴＳ2700552	2019/ 2/ 7	2025/11/27
ＭＶ0139918	2025/ 4/24	2025/11/26	ＴＳ0313234	2018/ 3/14	2025/11/26	ＭＪ3573625	2024/ 7/ 2	2025/11/27	ＴＳ2703560	2019/ 2/ 6	2025/11/27
ＭＶ0493147	2025/ 7/ 1	2025/11/26	ＴＳ0466379	2019/ 1/31	2025/11/26	ＭＪ4505190	2025/ 3/14	2025/11/27	ＴＳ2730735	2019/ 2/12	2025/11/27
ＴＭ0157444	2025/ 4/11	2025/11/26	ＴＳ0917648	2018/ 6/ 8	2025/11/26	ＭＶ0116346	2025/ 4/14	2025/11/27	ＴＳ2775845	2019/ 2/18	2025/11/27
ＴＭ0412161	2025/ 5/27	2025/11/26	ＴＳ1414062	2018/ 8/10	2025/11/26	ＭＶ0677032	2025/ 8/ 8	2025/11/27	ＴＳ3074085	2019/ 4/ 1	2025/11/27
ＴＭ0474139	2025/ 5/28	2025/11/26	ＴＳ2240995	2018/12/11	2025/11/26	ＭＶ0723689	2025/ 8/15	2025/11/27	ＴＳ3237819	2019/ 4/16	2025/11/27
ＴＭ0785742	2025/ 7/17	2025/11/26	ＴＳ2622276	2019/ 2/ 4	2025/11/26	ＭＶ0775885	2025/ 9/ 2	2025/11/27	ＴＳ3467689	2019/ 5/15	2025/11/27
ＴＭ1042987	2025/ 8/15	2025/11/26	ＴＳ3271134	2019/ 5/ 8	2025/11/26	ＭＶ0810185	2025/ 9/16	2025/11/27	ＴＳ3898092	2019/ 7/ 8	2025/11/27
ＴＭ1324958	2025/ 9/29	2025/11/26	ＴＳ3623972	2019/ 6/ 5	2025/11/26	ＴＭ0261182	2025/ 5/ 2	2025/11/27	ＴＳ4180020	2019/ 8/ 8	2025/11/27
ＴＭ1383462	2025/10/ 9	2025/11/26	ＴＳ3810418	2019/ 6/27	2025/11/26	ＴＭ1073261	2025/ 8/20	2025/11/27	ＴＳ4360844	2019/ 9/ 9	2025/11/27
ＴＭ1430441	2025/10/21	2025/11/26	ＴＳ4038614	2019/ 7/31	2025/11/26	ＴＭ1293552	2025/ 9/24	2025/11/27	ＴＳ4362053	2019/ 9/ 9	2025/11/27
ＴＲ5073909	2015/12/ 9	2025/11/26	ＴＳ4343767	2019/ 9/ 6	2025/11/26	ＴＭ1363556	2025/10/ 6	2025/11/27	ＴＳ4468683	2019/ 9/15	2025/11/27
ＴＲ5250575	2015/12/14	2025/11/26	ＴＳ4453011	2019/ 9/24	2025/11/26	ＴＲ3285406	2016/ 6/ 7	2025/11/27	ＴＳ4773841	2019/11/ 6	2025/11/27
ＴＲ5313209	2015/12/18	2025/11/26	ＴＳ4552693	2019/10/10	2025/11/26	ＴＲ3386099	2016/ 6/23	2025/11/27	ＴＳ5219443	2020/ 1/24	2025/11/27
ＴＲ5334252	2015/12/22	2025/11/26	ＴＳ4603524	2019/10/16	2025/11/26	ＴＲ3520880	2016/ 6/29	2025/11/27	ＴＴ1688992	2021/ 8/19	2025/11/27
ＴＲ5379009	2015/12/28	2025/11/26	ＴＳ5166551	2020/ 1/17	2025/11/26	ＴＲ5424804	2016/ 2/ 3	2025/11/27	ＴＴ1916512	2021/11/18	2025/11/27
ＴＲ5386107	2015/12/24	2025/11/26	ＴＳ5302377	2020/ 1/24	2025/11/26	ＴＲ5466986	2016/ 1/21	2025/11/27	ＴＴ1927070	2021/12/ 3	2025/11/27
ＴＲ5454216	2016/ 2/17	2025/11/26	ＴＴ1488057	2021/ 5/10	2025/11/26	ＴＲ5571047	2016/ 1/28	2025/11/27	ＴＴ1946285	2021/12/ 1	2025/11/27
ＴＲ5799998	2016/ 3/10	2025/11/26	ＴＴ1993420	2022/ 3/15	2025/11/26	ＴＲ6832705	2016/10/17	2025/11/27	ＴＴ2012494	2022/ 1/31	2025/11/27
ＴＲ5837373	2016/ 3/14	2025/11/26	ＴＴ2059567	2022/ 5/19	2025/11/26	ＴＲ7221133	2016/12/12	2025/11/27	ＴＴ2064561	2022/ 2/ 9	2025/11/27
ＴＲ6159941	2016/ 5/13	2025/11/26	ＴＴ2227132	2022/ 6/14	2025/11/26	ＴＲ7286999	2016/12/13	2025/11/27	ＴＴ2241973	2022/ 6/17	2025/11/27
ＴＲ6289309	2016/ 7/14	2025/11/26	ＴＴ2515100	2022/ 9/26	2025/11/26	ＴＲ7363596	2017/ 1/31	2025/11/27	ＴＴ2669327	2022/11/10	2025/11/27
ＴＲ6500810	2016/ 8/19	2025/11/26	ＴＴ2563698	2022/11/11	2025/11/26	ＴＲ7442544	2017/ 1/30	2025/11/27	ＴＴ2934731	2023/ 1/24	2025/11/27
ＴＲ6637111	2016/ 9/13	2025/11/26	ＴＴ2563700	2022/11/11	2025/11/26	ＴＲ7593800	2017/ 2/13	2025/11/27	ＴＴ3373294	2023/ 4/ 9	2025/11/27
ＴＲ6687267	2016/ 9/28	2025/11/26	ＴＴ2704249	2022/11/17	2025/11/26	ＴＲ7885628	2017/ 3/16	2025/11/27	ＴＴ3505366	2023/ 5/11	2025/11/27
ＴＲ6800715	2016/ 9/21	2025/11/26	ＴＴ2839664	2022/12/22	2025/11/26	ＴＲ7917389	2017/ 3/17	2025/11/27	ＴＴ3522678	2023/ 4/25	2025/11/27
ＴＲ6803639	2016/ 9/30	2025/11/26	ＴＴ3075742	2023/ 2/24	2025/11/26	ＴＲ8280682	2017/ 5/16	2025/11/27	ＴＴ4125486	2023/ 7/20	2025/11/27
ＴＲ6926506	2016/10/24	2025/11/26	ＴＴ4106767	2023/ 7/26	2025/11/26	ＴＲ8575807	2017/ 6/29	2025/11/27	ＴＴ4474951	2023/ 9/ 8	2025/11/27
ＴＲ7115118	2016/12/12	2025/11/26	ＴＴ4634521	2023/ 9/28	2025/11/26	ＴＲ8873557	2017/ 8/ 9	2025/11/27	ＴＴ5106059	2023/12/ 9	2025/11/27
ＴＲ7199098	2016/12/ 5	2025/11/26	ＴＴ4651267	2023/ 9/26	2025/11/26	ＴＲ9259659	2017/10/19	2025/11/27	ＴＴ5234862	2024/ 1/ 5	2025/11/27
ＴＲ7291481	2016/12/12	2025/11/26	ＴＴ5233965	2023/12/27	2025/11/26	ＴＲ9366701	2017/10/19	2025/11/27	ＴＴ5574325	2024/ 2/21	2025/11/27
ＴＲ7316388	2016/12/20	2025/11/26	ＴＴ5364017	2024/ 1/30	2025/11/26	ＴＲ9369108	2017/10/18	2025/11/27	ＴＴ6110673	2024/ 5/24	2025/11/27
ＴＲ7392833	2017/ 1/18	2025/11/26	ＴＴ5628440	2024/ 3/13	2025/11/26	ＴＲ9372869	2017/10/17	2025/11/27	ＴＴ6157550	2024/ 5/23	2025/11/27
ＴＲ7610418	2017/ 2/ 8	2025/11/26	ＴＴ5918907	2024/ 4/12	2025/11/26	ＴＲ9545004	2017/11/24	2025/11/27	ＴＴ6344786	2024/ 6/21	2025/11/27

ＴＴ6836632	2024/ 8/27	2025/11/27	ＴＲ8694437	2017/ 7/14	2025/11/28
ＴＴ6859599	2024/ 8/22	2025/11/27	ＴＲ8856339	2017/ 8/ 7	2025/11/28
ＴＴ6937540	2024/ 9/17	2025/11/27	ＴＲ8856450	2017/ 8/ 9	2025/11/28
ＴＴ7068481	2024/10/ 2	2025/11/27	ＴＲ9016668	2017/ 9/ 8	2025/11/28
ＴＴ7091829	2024/ 9/30	2025/11/27	ＴＲ9257198	2017/10/ 2	2025/11/28
ＴＴ7108668	2024/10/17	2025/11/27	ＴＲ9270335	2017/10/ 6	2025/11/28
ＴＺ1214686	2017/ 6/ 8	2025/11/27	ＴＲ9454975	2017/11/ 9	2025/11/28
ＴＺ1217472	2017/ 6/23	2025/11/27	ＴＲ9464295	2017/11/ 9	2025/11/28
ＴＺ1319166	2018/12/ 3	2025/11/27	ＴＳ0059938	2018/ 2/ 5	2025/11/28
ＴＺ2224299	2023/12/22	2025/11/27	ＴＳ0129366	2018/ 2/16	2025/11/28
ＭＪ1661971	2022/11/14	2025/11/28	ＴＳ0522163	2018/ 4/12	2025/11/28
ＭＪ1688468	2022/11/17	2025/11/28	ＴＳ0627954	2018/ 4/20	2025/11/28
ＭＪ1730820	2022/11/28	2025/11/28	ＴＳ1291149	2018/ 8/ 1	2025/11/28
ＭＪ1761619	2022/11/24	2025/11/28	ＴＳ2068565	2018/11/ 6	2025/11/28
ＭＪ1852410	2023/ 2/ 1	2025/11/28	ＴＳ2129240	2018/11/ 9	2025/11/28
ＭＪ1857371	2023/ 3/ 6	2025/11/28	ＴＳ2821716	2019/ 2/15	2025/11/28
ＭＪ1899540	2023/ 2/15	2025/11/28	ＴＳ3102571	2019/ 3/22	2025/11/28
ＭＪ1935923	2023/ 3/ 5	2025/11/28	ＴＳ3889414	2019/ 7/16	2025/11/28
ＭＪ1998478	2023/ 4/ 7	2025/11/28	ＴＳ4569351	2019/10/11	2025/11/28
ＭＪ2030471	2023/ 4/26	2025/11/28	ＴＳ4702075	2019/10/30	2025/11/28
ＭＪ2363317	2023/ 7/ 7	2025/11/28	ＴＳ5254452	2020/ 1/27	2025/11/28
ＭＪ3522552	2024/ 6/14	2025/11/28	ＴＴ1915303	2021/ 9/10	2025/11/28
ＭＪ4076137	2024/11/15	2025/11/28	ＴＴ2007331	2021/12/ 8	2025/11/28
ＭＪ4252533	2025/ 1/16	2025/11/28	ＴＴ2211533	2022/ 6/16	2025/11/28
ＭＪ4477192	2025/ 3/ 5	2025/11/28	ＴＴ2403853	2022/ 7/28	2025/11/28
ＭＪ4564265	2025/ 3/12	2025/11/28	ＴＴ2687890	2022/10/18	2025/11/28
ＭＶ0255129	2025/ 5/30	2025/11/28	ＴＴ2704701	2022/11/24	2025/11/28
ＭＺ2073124	2022/ 2/17	2025/11/28	ＴＴ2864756	2023/ 1/ 4	2025/11/28
ＴＭ0157576	2025/ 4/11	2025/11/28	ＴＴ2877815	2023/ 1/10	2025/11/28
ＴＭ0767826	2025/ 7/14	2025/11/28	ＴＴ2999003	2023/ 2/15	2025/11/28
ＴＭ1519385	2025/10/24	2025/11/28	ＴＴ3039280	2023/ 3/10	2025/11/28
ＴＲ3354233	2016/ 5/30	2025/11/28	ＴＴ3113074	2023/ 3/ 7	2025/11/28
ＴＲ3524087	2016/ 7/13	2025/11/28	ＴＴ3276175	2023/ 3/16	2025/11/28
ＴＲ5250570	2015/12/14	2025/11/28	ＴＴ3886188	2023/ 7/ 6	2025/11/28
ＴＲ5267689	2015/12/14	2025/11/28	ＴＴ4491012	2023/ 9/ 6	2025/11/28
ＴＲ5297246	2016/ 1/ 8	2025/11/28	ＴＴ5084267	2023/12/22	2025/11/28
ＴＲ5605598	2016/ 2/15	2025/11/28	ＴＴ5150518	2024/ 1/ 9	2025/11/28
ＴＲ6131440	2016/ 5/26	2025/11/28	ＴＴ5357966	2024/ 1/22	2025/11/28
ＴＲ6157289	2016/ 5/20	2025/11/28	ＴＴ7009268	2024/ 9/20	2025/11/28
ＴＲ6201549	2016/ 5/18	2025/11/28	ＴＴ7211004	2024/11/ 5	2025/11/28
ＴＲ6773771	2016/ 9/27	2025/11/28	ＴＴ7257953	2024/10/29	2025/11/28
ＴＲ6773772	2016/ 9/27	2025/11/28	ＴＴ7460178	2024/12/ 9	2025/11/28
ＴＲ6966538	2016/10/27	2025/11/28	ＴＴ7918347	2025/ 2/28	2025/11/28
ＴＲ7107568	2016/11/25	2025/11/28	ＴＺ1298497	2018/ 8/ 8	2025/11/28
ＴＲ7316495	2016/12/20	2025/11/28	ＴＺ1344325	2019/ 2/28	2025/11/28
ＴＲ7324115	2017/ 1/16	2025/11/28	ＴＺ2184140	2023/ 5/30	2025/11/28
ＴＲ7828891	2017/ 3/ 6	2025/11/28	ＴＺ2201966	2023/ 7/ 4	2025/11/28

公　　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年12月23日

宮城県亘理郡山元町山寺字西牛橋四二番地八

柴山機械合同会社

清算人　大出　佳子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年12月23日

群馬県邑楽郡明和町大輪二五九二番地五

株式会社東産業

代表清算人　新居　智子

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和７年12月八日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年12月23日

埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目八四八番地

有限会社清水工業

清算人　清水　洋文

解散公告

当社は、令和７年12月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年12月23日

埼玉県坂戸市浅羽野三丁目二番地七ＫＩＳ亜州商会館坂戸Ｃ号室

株式会社ＤＩＹＯＮ　ＬＡＮＫＡ

清算人　近藤　秀将

解散公告

当社は、令和７年９月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年12月23日

千葉県南房総市千倉町大貫一七九七番地の二

有限会社家萬寿水産

清算人　鈴木真智子

解散公告

当社は、令和７年11月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年12月23日

千葉県習志野市袖ケ浦五丁目九番一一号

有限会社オーエム

清算人　大島　円

解散公告

当社は、令和７年11月30日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年12月23日

千葉県船橋市二和西二丁目二〇番五八号

合同会社Ｓ－Ｒａｎｋ

清算人　深山　善之

解散公告

当社は、令和７年11月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年12月23日

千葉県柏市千代田二丁目二番八号シラトビル二〇二号

株式会社坂宮建工

代表清算人　田島　一典

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年12月23日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ＳＧＥＴ日出蓄電所合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和７年10月31日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年12月23日

東京都豊島区池袋二―三六―一―七Ｆ―〇五

合同会社ｎｅｘｔ

清算人　渡辺　優斗

解散公告

当社は、令和７年10月12日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年12月23日

東京都豊島区巣鴨一丁目九番一号グランド東邦ビル　ＡＳＭＡ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表清算人　中澤　博美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年12月23日

東京都東村山市秋津町二丁目二八番地一レオパレスナチュラルサン一〇四

合同会社ｏｎｅ０ｏｎｅ

清算人　矢野　翼

解散公告

当社は、令和７年12月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年12月23日

東京都八王子市横川町九一八番地一七

株式会社アセンブル

代表清算人　門前　聖康

解散公告

当社は、令和７年11月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年12月23日

東京都新宿区西早稲田二丁目二一番八―四〇四号レガーロ西早稲田

株式会社ディープブラック

代表清算人　桒原　良介

解散公告

当法人は、令和７年12月二十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年12月23日

東京都中央区日本橋本町二丁目四番七号

一般社団法人自然エネルギーＳＩＰＰ11

代表清算人　松村　健一

解散公告

当法人は、令和７年12月二十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年12月23日

東京都中央区日本橋本町二丁目四番七号

一般社団法人自然エネルギーＳＩＰＰ12

代表清算人　松村　健一

解散公告

当法人は、令和七年十二月二十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

東京都中央区日本橋本町二丁目四番七号

一般社団法人自然エネルギーＳＩＰＰ１４

代表清算人　松村　健一

解散公告

当社は、令和七年十二月二十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

東京都中央区日本橋本町二丁目四番七号

自然エネルギーＳＩＰＰ１１合同会社

清算人　松村　健一

解散公告

当社は、令和七年十二月二十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

東京都中央区日本橋本町二丁目四番七号

自然エネルギーＳＩＰＰ１２合同会社

清算人　松村　健一

解散公告

当社は、令和七年十二月二十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

東京都中央区日本橋本町二丁目四番七号

自然エネルギーＳＩＰＰ１３合同会社

清算人　松村　健一

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

東京都練馬区高野台五丁目九番一〇号

有限会社アーク塗装

清算人　畑中　政敏

解散公告

当社は、令和七年十二月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーＮ館一五階

株式会社資産運用コンサルティング

代表清算人　荻野　光

解散公告

当社は、令和七年十二月八日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

東京都渋谷区神泉町九番六号明和地所渋谷神泉ビル

株式会社立川木材市場

代表清算人　柿﨑　宏治

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

東京都港区西新橋三丁目四番二号ＳＳビルディング八階

ＲｅａｌＷｅａｒ　Ｊａｐａｎ合同会社

清算人　アンドリュー・ディラン・リー

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二Ｆ

セカスマ株式会社

清算人　仲村　正俊

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

神奈川県横浜市金沢区並木一丁目一七番一一―一〇〇六号

有限会社マシンリペア

清算人　小笠原勝見

解散公告

当社は、令和七年三月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

横浜市港南区港南台七丁目一一番八号

有限会社モリワケ一級建築士事務所

清算人　森分　敏行

解散公告

当社は、令和七年十二月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

横浜市都筑区東山田町一二四〇番地一六

有限会社小泉工務店

清算人　小泉　正美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

横浜市保土ケ谷区仏向西二二番三―三二三号

森田商行有限会社

代表清算人　森田由三郎

解散公告

当社は、令和七年十二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

神奈川県相模原市南区麻溝台三丁目二番一〇号

東邦液化ガス株式会社

代表清算人　菊池美佐緒

解散公告

当社は、令和七年十月一日付株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

横浜市保土ケ谷区神戸町一三四番地

ＣＡＴＥＮＳＹＳ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　マルク・ハーバーコルン

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

石川県輪島市河井町一部一三七番地の二

株式会社四十昌家具店

代表清算人　四十澤昌宏

解散公告

当社は、令和七年十一月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

山梨県甲州市勝沼町勝沼二五六二番二

株式会社東夢農能工房

清算人　池田　幹雄

解散公告

当社は、令和七年十二月十日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

長野県長野市篠ノ井塩崎三七三九番地八

合同会社ＣＭＹ

清算人　山﨑智重子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

岐阜市本荘中ノ町十丁目一一番地

合同会社アイサポート

清算人　玉川　由紀

解散公告

当社は、令和七年十一月二十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

岐阜県岐阜市加納朝日町一―九

Ｏｐｔｉｏｒｙ合同会社

清算人　岡本　悠暉

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

岐阜市茜部寺屋敷二丁目五八番地

エヌズエージェンシー合同会社

清算人　西川　英俊

解散公告

当社は、令和七年九月三十日、総社員の同意により解散いたしました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥いたします。

令和七年十二月二十三日

静岡県浜松市中央区元城町一一三―一〇―八〇二

合同会社アディランテ

代表清算人　矢崎　隆世

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

静岡県沼津市岡宮一〇一二番地の一

株式会社Ｂ＆Ｌ

代表清算人　大竹竜太郎

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

愛知県春日井市瑞穂通六―二四―一

株式会社ＹＯＣＣＨｉ

代表清算人　吉田　貴昭

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

愛知県豊田市深田町四丁目四〇番地三サニーハイム野々山一Ｄ号　有限会社ＣＦＣ

清算人　神谷千代子

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

滋賀県甲賀市信楽町勅旨二四〇八番地

近江化学陶器株式会社

代表清算人　瀬戸　明弘

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

京都市西京区大枝南福西町二丁目六番地の四

有限会社スピカ電子

清算人　石井　治之

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

大阪市北区中津一丁目一八―一八若杉ビル九階

一般社団法人アネラ終活相談室

代表清算人　緒方　智美

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

大阪市中央区伏見町四丁目四番九号

株式会社ＡＤＶＡＮＣＥＬＯＧ

代表清算人　小林　恵司

解散公告

当社は、令和七年十二月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

大阪府和泉市葛の葉町三丁目八番二四号

株式会社オーグ

代表清算人　駒野　直人

解散公告

当社は、令和七年十二月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

大阪市住吉区万代東一丁目三番二二号メゾン東和一〇五号室

一見株式会社

代表清算人　刘　未来

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

大阪市北区梅田一丁目三番一号大阪駅前第一ビル六階一〇三号室レーベル株式会社内
特定非営利活動法人ｅｄｇｅ
清算人　松本　学

解散公告

当社は、令和七年十二月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

大阪府泉南市りんくう南浜四番一八号
有限会社ＮＹ工業
清算人　南口　篤志

解散公告

当会社は、株主総会の決議により令和七年十一月三十日付で解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

大阪市中央区北浜二丁目一番一七号
北浜キャピタルパートナーズ商号保全株式会社
代表清算人　前田　健晴

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

兵庫県豊岡市下陰一八番地の四
合同会社ＺＥＮＺＯ
清算人　谷口　忠弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

奈良県生駒郡平群町光ヶ丘一―一三―八
株式会社明道
代表清算人　王　逖

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

和歌山県西牟婁郡白浜町日置九五番地
有限会社旭製材所
清算人　吾妻三知代

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

岡山市南区福成一丁目一七六番地一五
株式会社ガーデンスタジオ
代表清算人　太田　英男

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

山口県宇部市西琴芝一丁目三番二一号メゾンひのくち一〇三号
合同会社Ｓｏｕｔｈｅｒ
清算人　中岡　雅士

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

岡山県津山市山下六九番地の一二
有限会社ダンヒル
清算人　今村　正照

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

徳島市上八万町上中筋六二三番地五
オオタキ緑化資材株式会社
代表清算人　大滝　紘平

解散公告

当社は、令和七年十一月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

愛媛県松山市北条辻一四一〇番地二〇
有限会社森田時計店
清算人　森田久美子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

愛媛県今治市上浦町瀬戸一三六〇番地一
有限会社田中屋運送
清算人　田中　達好

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

愛媛県松山市空港通四丁目三番一〇号
株式会社オルキレーヌ
清算人　高木　正江

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

福岡県小郡市干潟一三一三番地二
合同会社菖蒲
清算人　富永　和代

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

福岡県久留米市瀬下町一二〇番地
有限会社酒見ウインド
清算人　酒見　克宏

解散公告

当社は、令和七年十二月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

福岡市東区唐原五丁目三番一〇号セレクトブルー九産大駅前二〇九号室

智禾空間営造合同会社

清算人　段　海娟

解散公告

当社は、令和七年十二月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

長崎県佐世保市湊町二番一五号

有限会社ロジックス

清算人　山本　博之

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

大分市南春日町一一番一五号

有限会社読売サービスセンター大分西

清算人　佐藤　光生

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

大分市弁天一丁目五番一二号

株式会社第一技研

代表清算人　坂本　幸男

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月四日をもって、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

青森県むつ市中央一丁目一八番一号

医療法人顕仁会

清算人　田村千可子

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年十二月十六日宮城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

宮城県名取市増田二丁目二番二〇号

名取市飯野坂東部土地区画整理組合

代表清算人　阿部　栄一

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

岡山県倉敷市中畝六丁目五番二八号

医療法人西松会

清算人　古川　博

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十月二十四日埼玉県知事の認可により、令和七年十一月六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は本公告第一回掲載（令和七年十二月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

埼玉県鴻巣市本町一丁目七番一号ボレスター鴻巣駅前ガーデンズ一階

鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発組合

代表清算人　石田　孝作

解散公告（第二回）

当法人は、社員の欠亡により、令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

千葉県柏市大山台二丁目三番地一モラージュ柏二階二一三　医療法人社団美生会

清算人　五月女記江子

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十一月十三日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

愛知県名古屋市熱田区明野町一九番二一号

御嶽教明拝教会

清算人　廣瀬　磨澄

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会決議並びに福島県知事の認可により、令和七年九月十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

福島県郡山市島一丁目一七番三号

医療法人てちがわら内科

清算人　堀田明日香

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年二月二十一日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

愛知県岡崎市渡通津町字東久後二二番地

宗教法人渡通津教会

清算人　雪吹　祖遵

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十一月十六日開催の臨時総会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

神戸市垂水区名谷町八〇八番地の一

ラウムズ垂水管理組合法人

清算人　藤原　弘和

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年十月三十一日開催の組合員総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十三日

広島県山県郡北広島町都志見八四四番地二

農事組合法人戸谷亀山

清算人　上田　雅則

公益信託原群馬県文学振興基金令和七年度決算公告

一、事業概要

計十八団体に対し、総額二百七十一万円の助成金支給事業を行った。

二、財産目録

令和七年九月三十日現在

資産合計　三九、七一六、三九四円

負債合計　〇円

正味信託財産　三九、七一六、三九四円

令和七年十二月二十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

公益信託原群馬県文学振興基金

受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

公益信託岩田記念戸籍制度研究助成基金令和七年度決算公告

一、事業概要

計四団体に対し、総額八十九万千七百九十一円の助成金支給事業を行った。

二、財産目録

令和七年九月三十日現在

資産合計　四九、九九三、三八五円

負債合計　〇円

正味信託財産　四九、九九三、三八五円

令和七年十二月二十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

公益信託岩田記念戸籍制度研究助成基金

受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

公益信託源河朝明記念那覇市社会福祉基金令和七年度決算公告

一、事業概要

計十二団体に対し、総額五百万円の助成金支給事業を行った。

二、財産目録

令和七年九月三十日現在

資産合計	三六、八九四、二五八円
負債合計	○円
正味信託財産	三六、八九四、二五八円

令和七年十二月二十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

公益信託源河朝明記念那覇市社会福祉基金

受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

公益信託成年後見助成基金令和七年度決算公告

一、事業概要

計二百五件に対し、総額二千三百二十六万千円の助成金支給事業を行った。

二、財産目録

令和七年九月三十日現在

資産合計	八七九、七二八、三三一円
負債合計	○円
正味信託財産	八七九、七二八、三三一円

令和七年十二月二十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

公益信託成年後見助成基金

受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

公益信託富山ファーストバンク社会福祉基金令和七年度決算公告

一、事業概要

計二十八団体に対し、総額千四百十四万円の助成金支給事業を行った。

二、財産目録

令和七年九月三十日現在

資産合計	一〇七、六〇四、〇〇九円
負債合計	○円
正味信託財産	一〇七、六〇四、〇〇九円

令和七年十二月二十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

公益信託富山ファーストバンク社会福祉基金

受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

公益信託乾太助記念動物科学研究助成基金第三十四期決算公告及び基金終了公告

一、事業概要

哺乳類・鳥類等の保護・増殖についての若手研究者に対する研究助成事業

助成金　七件　三四一万円

贈呈式兼終了式典　一件　八六万円

尚、本公益信託は信託財産が消滅したことにより令和七年十一月十四日に終了した。

二、財産目録

令和七年十一月十四日現在

資産合計	○円
負債合計	○円
正味信託財産	○円

令和七年十二月二十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託乾太助記念動物科学研究助成基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

第四期決算公告

令和七年九月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	一、八四二
固定資産	二一三
資産合計	二、〇五五

負債・正味財産の部

流動負債	四、二五一
一般正味財産	△二、一九六
負債・正味財産合計	二、〇五五

令和七年十二月二十三日

神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡三―九―二九

一般社団法人日本ブルーフラッグ協会

代表理事　片山　清宏

配当公告

愛知県豊川市御津町御幸浜一号地一番二

破産者　ヤマヒコ株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所豊橋支部令和六年（フ）第一七八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金七九九、八一一、三三二円

（内優先的破産債権額金五、七五八、二五九円）

一、配当をすることのできる金額

金五九、六四七、二二七円

（内優先的破産債権額金五、七五八、二五九円）

令和七年十二月二十三日

愛知県豊橋市前田南町一丁目一番地一タワーレジデンスＨＡＤＡ二〇五号室

破産管財人　弁護士　伊藤　隆穂

第８期決算公告　2025年12月23日

北海道旭川市東鷹栖一条一丁目635番地

北海道モビリティスクール株式会社

代表取締役　佐藤　光

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	170,659
	固定資産	315,872
	合計	**486,531**
負債及び純資産の部	流動負債	14,070
	固定負債	235,372
	（退職給付引当金）	(30,583)
	株主資本	237,088
	資本金	80,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	147,088
	その他利益剰余金	147,088
	合計	**486,531**

(注)　当期純利益　1,166千円

第 49 期決算公告　令和７年12月23日
札幌市中央区宮の森二条一丁目７番２号
宮の森ＫＬビル
株式会社ユニテック
代表取締役　藤井　紀綱

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	378,658
	固定資産	61,669
	資産合計	**440,327**
負債及び純資産の部	流動負債	90,998
	固定負債	29,642
	株主資本	319,687
	資本金	30,000
	利益剰余金	289,687
	利益準備金	5,782
	その他利益剰余金	226,610
	（うち当期純利益）	(57,295)
	負債・純資産合計	**440,327**

第 15 期 決 算 公 告

令和７年11月29日

東京都千代田区富士見１－３－11
富士見デュープレックスビズ３階
ネイス株式会社
代表取締役　南　友介

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,384,863	流動負債	1,286,975
固定資産	675,721	賞与引当金	3,776
		その他	1,283,199
		固定負債	462,653
		株主資本	310,956
		資本金	38,000
		資本剰余金	20,000
		その他資本剰余金	20,000
		利益剰余金	252,956
		その他利益剰余金	252,956
		（うち当期純利益）	(248,907)
資産合計	**2,060,585**	**負債・純資産合計**	**2,060,585**

第 55 期 決 算 公 告

令和７年12月23日
仙台市宮城野区東仙台一丁目５番10号
株式会社アドテック
代表取締役　菅原　　修

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	395,159
	固定資産	58,498
	資産合計	453,657
負債及び純資産の部	流動負債	131,053
	固定負債	41,154
	株主資本	281,450
	資本金	10,000
	利益剰余金	271,450
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	268,950
	（うち当期純利益）	(19,097)
	負債・純資産合計	453,657

第 58 期決算公告　令和７年12月23日

岩手県盛岡市南仙北二丁目３番35号
北光コンサル株式会社
代表取締役　石川　壽人

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	638,256
	固定資産	209,687
	資産合計	847,944
負債及び純資産の部	流動負債	86,111
	固定負債	113,771
	株主資本	643,899
	資本金	25,000
	利益剰余金	618,899
	利益準備金	6,250
	その他利益剰余金	612,649
	（うち当期純利益）	(37,478)
	評価・換算差額等	4,161
	負債・純資産合計	847,944

第 49 期 決 算 公 告

令和７年12月23日
岩手県盛岡市津志田中央二丁目15番23号
株式会社タックエンジニアリング
代表取締役　松坂　裕之

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	368,113
	固定資産	109,968
	資産合計	478,081
負債及び純資産の部	流動負債	98,471
	固定負債	68,584
	株主資本	311,025
	資本金	10,000
	利益剰余金	301,025
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	298,525
	（うち当期純利益）	(11,631)
	負債・純資産合計	478,081

第３期決算公告　令和７年12月23日
東京都町田市玉川学園七丁目４番７号
アンドヴィオラ株式会社
代表取締役社長　石井　智美
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	9,748
	固定資産	3,635
	資産合計	13,384
負債及び純資産の部	流動負債	5,987
	役員賞与引当金	2,268
	株主資本	7,396
	資本金	30,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	△52,603
	その他利益剰余金	△52,603
	（うち当期純損失）	(5,689)
	負債・純資産合計	13,384

第４期決算公告　令和７年11月30日
東京都中央区京橋一丁目13番１号
株式会社グローバルヒューマニー・テック
代表取締役　城谷　尚文
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	665,390
	固定資産	86,313
	資産合計	751,703
負債及び純資産の部	流動負債	395,352
	賞与引当金	4,140
	固定負債	23,645
	株主資本	332,706
	資本金	23,930
	利益剰余金	308,776
	その他利益剰余金	308,776
	（うち当期純利益）	(50,630)
	負債・純資産合計	751,703

第 50 期決算公告
令和７年12月23日
群馬県前橋市南町三丁目９番地５
株式会社プライムプラン
代表取締役社長　橋爪　　卓
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	586,850
	固定資産	139,719
	資産合計	726,569
負債及び純資産の部	流動負債	178,422
	固定負債	34,200
	株主資本	513,947
	資本金	20,000
	利益剰余金	493,947
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	488,947
	（うち当期純利益）	(49,745)
	負債・純資産合計	726,569

第 57 期決算公告　2025年12月22日
東京都大田区下丸子二丁目11番８号
株式会社双立
代表取締役社長　宮川　義信
貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	826,350
	固定資産	123,395
	合計	949,746
負債及び純資産の部	流動負債	294,386
	固定負債	24,063
	株主資本	624,701
	資本金	20,000
	資本剰余金	60,581
	利益剰余金	544,119
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	539,119
	（うち当期純利益）	(51,185)
	評価・換算差額等	6,596
	合計	949,746

第１期決算公告　令和７年11月23日
東京都品川区西五反田２丁目11番８号
株式会社学研Ｌｉｎｋ
代表取締役社長　川端　　篤
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	402
	固定資産	87
	合計	489
負債及び純資産の部	流動負債	93
	固定負債	155
	株主資本	241
	資本金	10
	資本剰余金	406
	その他資本剰余金	406
	利益剰余金	△ 175
	その他利益剰余金	△ 175
	（うち当期純損失）	(175)
	合計	489

第 14 期決算公告　令和７年11月28日
東京都八王子市子安町４－７－１
サザンスカイタワー八王子６Ｆ
株式会社ＳＳマーケット
代表取締役　星山　常進
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	930,205
	固定資産	1,974,443
	繰延資産	3,359
	資産合計	2,908,008
負債及び純資産の部	流動負債	1,166,501
	固定負債	1,095,905
	株主資本	581,105
	資本金	50,000
	利益剰余金	531,105
	その他利益剰余金	531,105
	（うち当期純損失）	(77,667)
	新株予約権	64,496
	負債・純資産合計	2,908,008

第５期決算公告　令和７年12月23日
東京都新宿区新宿二丁目４番16号
栄幸ビル
クロスセンシング株式会社
代表取締役社長　政木　英一
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	83,255
	固定資産	2,010
	資産合計	85,265
負債及び純資産の部	流動負債	53,258
	固定負債	127,000
	株主資本	△94,993
	資本金	91,000
	資本剰余金	76,000
	資本準備金	76,000
	利益剰余金	△261,993
	その他利益剰余金	△261,993
	（うち当期純損失）	(40,332)
	負債・純資産合計	85,265

第８期決算公告　令和７年12月23日
川崎市麻生区万福寺一丁目２番２号
株式会社未来共創研究所
代表取締役　高野　裕司
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	56,521
	固定資産	864
	資産合計	57,385
負債及び純資産の部	流動負債	7,573
	賞与引当金	2,330
	負債合計	47,573
	株主資本	9,812
	資本金	50,000
	利益剰余金	△40,187
	その他利益剰余金	△40,187
	（うち当期純損失）	(43,603)
	純資産合計	9,812
	負債・純資産合計	57,385

第 36 期決算公告
令和７年 11 月 28 日
東京都新宿区高田馬場三丁目23番７号
株式会社嵯峨野
代表取締役　木村　寿伸
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,005,327
	固定資産	136,425
	合計	1,141,752
負債及び純資産の部	流動負債	261,329
	固定負債	126,218
	株主資本	754,205
	資本金	50,000
	資本剰余金	59,043
	利益剰余金	645,162
	利益準備金	2,048
	その他利益剰余金	643,114
	（うち当期純利益）	(61,201)
	合計	1,141,752

第 55 期決算公告
令和７年 12 月 23 日
愛知県名古屋市名東区本郷二丁目141番地
株式会社中部テクノス
代表取締役　梅村　　修
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	388,812
	固定資産	72,426
	資産合計	461,238
負債及び純資産の部	流動負債	77,731
	固定負債	137,789
	株主資本	245,718
	資本金	60,000
	利益剰余金	185,718
	利益準備金	9,130
	その他利益剰余金	176,588
	（うち当期純利益）	(22,900)
	負債・純資産合計	461,238

第 58 期決算公告
令和７年 12 月 23 日
新潟県長岡市青葉台１丁目甲120番地８
株式会社エコノス
代表取締役　南雲　秀人
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	270,240
	固定資産	29,343
	資産合計	299,583
負債及び純資産の部	流動負債	54,047
	固定負債	8,434
	株主資本	237,102
	資本金	10,000
	利益剰余金	217,102
	利益準備金	2,470
	その他利益剰余金	214,632
	（うち当期純利益）	(26,796)
	負債・純資産合計	299,583

第 51 期決算公告　令和７年12月23日
新潟市中央区女池南二丁目４番17号
株式会社村尾技建
代表取締役　村尾　治祐
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	667,136
	固定資産	498,815
	資産合計	1,165,951
負債及び純資産の部	流動負債	274,983
	固定負債	172,185
	株主資本	718,306
	資本金	61,326
	資本剰余金	9,575
	（資本準備金）	(6,175)
	利益剰余金	647,405
	（利益準備金）	(17,313)
	（うち当期純利益）	(109,641)
	評価・換算差額等	477
	負債・純資産合計	1,165,951

第 26 期決算公告
令和７年 12 月 23 日
大阪市中央区博労町四丁目３番２号
株式会社パステル
代表取締役　石戸　　稔
貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	255,656
	固定資産	127,469
	合計	383,125
負債及び純資産の部	流動負債	119,517
	固定負債	126,312
	株主資本	137,295
	資本金	7,223
	利益剰余金	130,071
	その他利益剰余金	130,071
	（うち当期純利益）	(33,975)
	合計	383,125

第 19 期決算公告
2025 年 10 月 27 日
大阪市中央区南久宝寺町４－１－２
御堂筋ダイビル６階
株式会社ネオグラフィック
代表取締役　工藤　正樹
貸借対照表の要旨（2025年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,042,753
	固定資産	129,048
	合計	1,171,802
負債及び純資産の部	流動負債	404,033
	固定負債	488,657
	株主資本	279,111
	資本金	30,000
	利益剰余金	249,111
	その他利益剰余金	249,111
	（うち当期純損失）	(43,310)
	合計	1,171,802

第６期決算公告　令和７年12月22日
大阪府吹田市山田丘２番８号
株式会社アイ・ブレインサイエンス
代表取締役社長　高村健太郎
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	104,205
	固定資産	130,326
	資産合計	234,531
負債及び純資産の部	流動負債	37,228
	固定負債	30,464
	株主資本	166,839
	資本金	50,000
	資本剰余金	927,687
	資本準備金	927,687
	利益剰余金	△810,847
	その他利益剰余金	△810,847
	（うち当期純損失）	(292,449)
	負債・純資産合計	234,531

第 48 期決算公告　令和７年12月23日
香川県高松市上福岡町2057番地６
株式会社四航コンサルタント
代表取締役　酒井由希彦
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	767,715
	固定資産	243,750
	資産合計	1,011,465
負債及び純資産の部	流動負債	186,204
	固定負債	107,722
	株主資本	627,676
	資本金	20,000
	利益剰余金	607,676
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	602,676
	（うち当期純利益）	(72,469)
	評価・換算差額等	89,862
	有価証券評価差額金	89,862
	負債・純資産合計	1,011,465

第 24 期決算公告
令和７年 12 月 23 日
山口県周南市浜田一丁目６番５号
株式会社ただおザウルス
代表取締役　多田尾隆幸
貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	267,215
	固定資産	1,698,753
	合計	1,965,969
負債及び純資産の部	流動負債	939,553
	固定負債	578,311
	株主資本	448,104
	資本金	10,000
	利益剰余金	438,104
	その他利益剰余金	438,104
	（うち当期純利益）	(65,777)
	合計	1,965,969

第 60 期決算公告
令和７年 12 月 23 日
兵庫県西宮市池田町12番20号
株式会社ジオテクノ関西
代表取締役　相原　　修
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	508,246
	固定資産	89,038
	資産合計	597,284
負債及び純資産の部	流動負債	106,504
	固定負債	114,795
	株主資本	375,984
	資本金	30,000
	利益剰余金	345,984
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	338,484
	（うち当期純利益）	(21,514)
	負債・純資産合計	597,284

第11期決算公告

令和７年12月23日
群馬県前橋市川原町二丁目26番地４
株式会社ジンズノーマ
代表取締役社長　白石　将

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	47,155
	固定資産	13,004
	資産合計	60,160
負債及び純資産の部	流動負債	22,023
	株主資本	38,136
	資本金	90,000
	利益剰余金	△51,863
	その他利益剰余金	△51,863
	（うち当期純損失）	（26,952）
	負債・純資産合計	60,160

第16期決算公告

令和７年12月23日
沖縄県島尻郡久米島町字宇根362番地
株式会社ウォーターワン
代表取締役社長　島田　晴夫

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	181,743
	固定資産	118,204
	合計	299,947
負債及び純資産の部	流動負債	42,762
	固定負債	2,186
	株主資本	254,999
	資本金	3,000
	利益剰余金	251,999
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	251,249
	（うち当期純利益）	（2,004）
	合計	299,947

第33期決算公告

令和７年12月23日
熊本県上益城郡甲佐町白旗1851番地
ネッツトヨタ熊本サービス株式会社
代表取締役　井上雄一朗

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	319,816
	固定資産	401,602
	合計	721,419
負債及び純資産の部	流動負債	27,857
	固定負債	337,034
	株主資本	356,527
	資本金	10,000
	利益剰余金	346,527
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	344,027
	（うち当期純利益）	（33,371）
	合計	721,419

第13期決算公告

令和７年12月23日
東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号
カイロスマーケティング株式会社
代表取締役　佐宗　大介

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	337,681
	固定資産	89,080
	資産合計	426,762
負債及び純資産の部	流動負債	112,625
	固定負債	111,391
	株主資本	202,746
	資本金	69,500
	資本剰余金	64,500
	資本準備金	64,500
	利益剰余金	68,746
	その他利益剰余金	68,746
	（うち当期純利益）	（57,120）
	負債・純資産合計	426,762

第９期決算公告

令和７年12月23日
千葉県成田市堀之内43番地２
ＣＰ成田株式会社
代表取締役　ラモン・アン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	507,779
	固定資産	1,035,343
	合計	1,543,123
負債及び純資産の部	流動負債	326,814
	固定負債	96,603
	退職給付引当金	63,553
	株主資本	1,119,705
	資本金	50
	資本剰余金	1,041,074
	その他資本剰余金	1,041,074
	利益剰余金	78,580
	その他利益剰余金	78,580
	（うち当期純損失）	（23,698）
	合計	1,543,123

第13期決算公告

令和７年12月23日
群馬県前橋市千代田町二丁目12番地１
株式会社オリエンタル群馬
代表取締役社長　中埜　智親

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	187,794
	固定資産	44,720
	資産合計	232,515
負債及び純資産の部	流動負債	159,977
	賞与引当金	6,202
	その他	153,775
	固定負債	3,500
	株主資本	69,037
	資本金	8,000
	利益剰余金	61,037
	その他利益剰余金	61,037
	（うち当期純利益）	（9,461）
	負債・純資産合計	232,515

第95期決算公告

2025年12月23日
大阪府阪南市箱作100番地の１
和泉チエン株式会社
代表取締役社長　東野　和之

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,783	流動負債	2,184
固定資産	7,073	固定負債	4,560
有形固定資産	3,542	負債合計	6,745
無形固定資産	109	株主資本	6,112
投資その他の資産	3,421	資本金	280
		利益剰余金	5,850
		利益準備金	70
		その他利益剰余金	5,780
		（うち当期純利益）	（681）
		自己株式	△ 18
		純資産合計	6,112
資産合計	12,857	負債・純資産合計	12,857

第６期決算公告

令和７年12月23日
東京都港区六本木一丁目９番10号アークヒルズ仙石山森タワー28階ベーカー＆マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）内
ペンギンソリューションズＰＥＮＧ日本株式会社
代表取締役　アン・カーケンドール

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	26,809	流動負債	18,885
		（賞与引当金）	（3,492）
		（有給休暇引当金）	（6,764）
		負債合計	18,885
		株主資本	7,923
		資本金	1,000
		利益剰余金	6,923
		その他利益剰余金	6,923
		（うち当期純利益）	（1,721）
		純資産合計	7,923
資産合計	26,809	負債・純資産合計	26,809

第２期決算公告

令和７年12月23日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー19階
株式会社クイーン１
代表取締役　ホァン・イン・ユェン

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,948	流動負債	7,574
固定資産	3,334,931	固定負債	0
		株主資本	3,333,306
		資本金	5
		資本剰余金	3,334,936
		資本準備金	5
		その他資本剰余金	3,334,931
		利益剰余金	△1,635
		その他利益剰余金	△1,635
		（うち当期純損失）	（1,081）
資産合計	3,340,880	負債・純資産合計	3,340,880

第８期決算公告

令和７年12月23日　群馬県前橋市川原町二丁目26番地４
株式会社ジンズ
代表取締役社長　田中　亮

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	19,760,684	流動負債	14,020,751
固定資産	18,275,497	賞与引当金	273,478
		商品保証引当金	299,655
		その他	13,447,618
		固定負債	4,886,070
		株主資本	19,129,360
		資本金	110,000
		資本剰余金	202,120
		資本準備金	202,120
		利益剰余金	18,817,239
		利益準備金	27,500
		その他利益剰余金	18,789,739
		（うち当期純利益）	（8,082,325）
資産合計	38,036,181	負債・純資産合計	38,036,181

第 46 期 決 算 公 告

2025 年 12 月 23 日　東京都新宿区馬場下町１番地１

年金福祉信用保証株式会社

代表取締役社長　平田　龍一

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,409	流動負債	106,399
現金及び預金	222	未払金	101,543
求償権	435	債務保証損失引当金	4,744
有価証券	4,084	その他	110
その他	35	固定負債	16
貸倒引当金	△369	退職給付引当金	16
固定資産	8,757	株主資本	△93,063
投資その他の資産	8,757	資本金	10
		利益剰余金	△93,073
		評価・換算差額等	△185
資産合計	13,166	負債・純資産合計	13,166

損益計算書の要旨

（自　2024年10月１日　至　2025年９月30日）

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	330
経常費用	173
経常利益	157
特別利益	0
特別損失	32
税引前当期純利益	124
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	124

第 24 期決算公告

令和７年12月23日

東京都新宿区新宿四丁目１番22号
新宿コムロビル

株式会社マディックス

代表取締役　丹下　富夫

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,494,018
	固定資産	4,611
	資産合計	1,498,629
負債及び純資産の部	流動負債	1,207,137
	（保証引当金）	(11,448)
	固定負債	70,660
	株主資本	220,832
	資本金	50,000
	利益剰余金	170,832
	利益準備金	6,300
	その他利益剰余金	164,532
	（うち当期純損失）	(98,438)
	負債・純資産合計	1,498,629

第 5 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 23 日

東京都目黒区中目黒三丁目６番２号
中目黒Ｆ・Ｓビル５階

株式会社Ａｔｏｍｏｓｔ

代表取締役　亀田　耕平

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	33,208,847
	固定資産	36,784
	資産合計	33,245,631
負債及び純資産の部	流動負債	8,281,942
	固定負債	6,292,000
	株主資本	18,671,689
	資本金	500,000
	利益剰余金	18,171,689
	その他利益剰余金	18,171,689
	（うち当期純利益）	(5,219,555)
	負債・純資産合計	33,245,631

吸収分割公告

ドア左記会社は吸収分割して甲は乙が営むコールアドベンチャーオンライン校に係る事業に関するこの会社における権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十二月二十三日

（甲）群馬県吾妻郡草津町大字草津字四六二番地二
株式会社ゆのわ
代表取締役　宇原　海斗

（乙）東京都目黒区中目黒三丁目六番二号中目黒Ｆ・Ｓビル五階
株式会社Ａｔｏｍｏｓｔ
代表取締役　亀田　耕平

第７期決算公告

令和７年12月23日

東京都渋谷区渋谷一丁目６番５号
ＳＫ青山ビル４階

ミライアス株式会社

代表取締役　山本　健司

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	1,129,168,027
	固定資産	51,907,529
	資産合計	1,181,075,556
負債及び純資産の部	流動負債	918,110,747
	固定負債	74,027,000
	負債合計	992,137,747
	株主資本	188,937,809
	資本金	33,333,333
	利益剰余金	155,604,476
	その他利益剰余金	155,604,476
	（うち当期純利益）	(82,997,373)
	純資産合計	188,937,809
	負債・純資産合計	1,181,075,556

第６期決算公告

令和７年12月23日

東京都杉並区成田東四丁目38番17号

株式会社第五銀座ウェスト築地

代表取締役　西方　勇雄

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	62,693
	固定資産	975,233
	資産合計	1,037,926
負債及び純資産の部	流動負債	8,653
	固定負債	21,981
	株主資本	1,007,291
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,070,000
	資本準備金	1,070,000
	利益剰余金	△72,708
	その他利益剰余金	△72,708
	（うち当期純利益）	(861)
	負債・純資産合計	1,037,926

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十三日

東京都杉並区成田東四丁目三八番一七号
株式会社第五銀座ウェスト築地
代表取締役　西方　勇雄

第 19 期 決 算 公 告

令和７年６月 25 日

東京都渋谷区千駄ヶ谷５丁目33番８号
株式会社
ビルマネジメント・ソリューションズ

代表取締役社長　奥野　剛司

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	55,949
	固定資産	62
	資産合計	56,011
負債及び純資産の部	流動負債	235
	株主資本	55,776
	資本金	50,000
	利益剰余金	5,776
	利益準備金	617
	その他利益剰余金	5,159
	（うち当期純損失）	(1,101)
	負債・純資産合計	56,011

第 61 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 23 日

愛知県一宮市萩原町東宮重字北沖６番地の２

株式会社ナカノ工業
（旧商号　有限会社ナカノ工業）

代表取締役　中野　義博

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	21,872
	固定資産	27,851
	合計	49,724
負債及び純資産の部	株主資本	49,724
	資本金	3,000
	利益剰余金	46,724
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	45,974
	（うち当期純損失）	(217)
	合計	49,724

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し解散することにいたしました。乙は令和七年十二月二十三日に両社の株主総会の承認決議を得て効力発生日は令和八年二月一日であります。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十二月二十三日

（甲）愛知県一宮市萩原町東宮重字北沖六番地の二
株式会社ナカノ工業
代表取締役　中野　義博

（乙）愛知県一宮市大和町南高井字江北五番地
有限会社ナカノ工業
代表取締役　中野　義博

第２期決算公告

令和７年12月23日

東京都渋谷区恵比寿南三丁目５番７号

株式会社エンゲージメントゲートウェイ

代表取締役　北田　俊輔

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	35,472
	固定資産	510
	合計	35,982
負債及び純資産の部	流動負債	8,521
	（賞与引当金）	(435)
	株主資本	27,460
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△72,540
	その他利益剰余金	△72,540
	（うち当期純損失）	(38,954)
	合計	35,982

第７期決算公告

令和７年12月23日
福井県越前市千福町362番地
株式会社ヤマトテクニカル
代表取締役社長　土屋　慶徳

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	170,838
	固定資産	68,324
	資産合計	239,163
負純資産の債及び部	流動負債	572,111
	固定負債	31,225
	株主資本	△364,174
	資本金	10,204
	利益剰余金	△374,378
	その他利益剰余金	△374,378
	（うち当期純損失）	（88,307）
	負債・純資産合計	239,163

第６期決算公告

令和７年５月21日
京都市南区吉祥院中河原里南町６番地
株式会社エムテック
代表取締役　森高　晋一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	9,957
	固定資産	1,847
	資産合計	11,805
負純資産の債及び部	流動負債	3,415
	固定負債	27,500
	負債合計	30,915
	株主資本	△19,109
	資本金	10,000
	利益剰余金	△29,109
	その他利益剰余金	△29,109
	（うち当期純損失）	（14,697）
	純資産合計	△19,109
	負債・純資産合計	11,805

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.moritakaroller.co.jp/

（乙）左記のとおりです。

令和七年十二月二十三日
京都市南区吉祥院中河原里南町六番地
（甲）株式会社森高ローラ製作所
代表取締役　森高　晋一
京都市南区吉祥院中河原里南町六番地
（乙）株式会社エムテック
代表取締役　森高　晋一

第３期決算公告

令和７年12月23日
浜松市中央区砂山町325番地の34
浜松ホトニクス・コーポレート・ベンチャー・キャピタル株式会社
代表取締役　若島　周作

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	376,713
	固定資産	428,418
	合計	805,132
負純資産の債及び部	流動負債	93,919
	株主資本	711,212
	資本金	80,000
	資本剰余金	520,000
	資本準備金	300,000
	その他資本剰余金	220,000
	利益剰余金	111,212
	その他利益剰余金	111,212
	（うち当期純利益）	（19,838）
	合計	805,132

決算公告

令和７年12月23日
大阪市淀川区西中島５－１－４
モジュール新大阪801
株式会社Key of Lestate
代表取締役　羽藤　将志

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	465,740
	資産合計	465,740
負純資産の債及び部	流動負債	420
	株主資本	465,320
	資本金	64,000
	資本剰余金	407,850
	資本準備金	63,000
	その他資本剰余金	344,850
	利益剰余金	△ 4,529
	その他利益剰余金	△ 4,529
	（うち当期純利益）	（1,839）
	自己株式	△ 2,000
	負債・純資産合計	465,740

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千三百九十九万九千九百九十九円、資本準備金の額を六千三百万円減少し、それぞれ一円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十三日
大阪市淀川区西中島五―一―四モジュール新大阪八〇一
株式会社Key of Lestate
代表取締役　羽藤　将志

第60期決算公告

令和７年12月１日
名古屋市南区元柴田西町一丁目34番地２
新美建設工業株式会社
代表取締役　大場　章晴

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	479,868
	固定資産	509,971
	合計	989,840
負純資産の債及び部	流動負債	370,533
	固定負債	71,009
	株主資本	548,297
	資本金	20,000
	利益剰余金	528,297
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	523,297
	（うち当期純利益）	（105,434）
	合計	989,840

決算公告

令和７年12月23日
兵庫県宝塚市仁川高台二丁目５番25号
アメニティア株式会社
代表取締役　藤田　伸一

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	119,265
	固定資産	1,026,667
	合計	1,145,933
負純資産の債及び部	流動負債	21,918
	固定負債	826,527
	株主資本	297,486
	資本金	5,000
	利益剰余金	292,486
	その他利益剰余金	292,486
	（うち当期純利益）	（40,037）
	合計	1,145,933

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するアメニティア株式会社（住所神戸市東灘区青木二丁目一六番一九号一〇一号室）に対して当社が営むマンション賃貸事業の一部及びこれに関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

なお、承継不動産の詳細は、当社本店においてご覧いただけます。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十三日
兵庫県宝塚市仁川高台二丁目五番二五号
アメニティア株式会社
代表取締役　藤田　伸一

第８期決算公告

令和７年12月23日
京都府京都市中京区新町通三条上ル町頭町112番地
ティーエスアイ株式会社
代表取締役　熊谷　孝幸

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	58,430
	固定資産	4,875
	合計	63,305
負純資産の債及び部	流動負債	197,866
	固定負債	890
	株主資本	△135,451
	資本金	15,000
	資本剰余金	29,108
	その他の資本剰余金	29,108
	利益剰余金	△179,559
	その他利益剰余金	△179,559
	（うち当期純損失）	（44,540）
	合計	63,305

第５期決算公告

令和７年12月23日
沖縄県浦添市字港川404番地
株式会社沖産業ガス
代表取締役社長　平田　永樹

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	224,542,285
	固定資産	7,759,718
	資産合計	232,302,003
負純資産の債及び部	流動負債	26,045,015
	固定負債	15,555,000
	株主資本	190,701,988
	資本金	10,000,000
	資本剰余金	15,476,305
	その他資本剰余金	15,476,305
	利益剰余金	165,225,683
	その他利益剰余金	165,225,683
	（うち当期純利益）	（34,836,193）
	負債・純資産合計	232,302,003

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年十二月二十三日
沖縄県浦添市字港川四〇四番地
（甲）株式会社ＯＳＧ
代表取締役社長　平田　永樹
沖縄県浦添市字港川四〇四番地
（乙）株式会社沖産業ガス
代表取締役社長　平田　永樹

第４期決算公告

令和７年12月23日
大阪市浪速区恵美須西二丁目８番19号
株式会社ケイアンドケイコーポレーション
代表取締役　石井　和彦

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	77,255
	固定資産	1,313,363
	合計	1,390,619
負純資産及び債の部	流動負債	99,295
	固定負債	657,142
	株主資本	634,182
	資本金	100,000
	資本剰余金	551,250
	資本準備金	285,000
	その他資本剰余金	266,250
	利益剰余金	△17,067
	その他利益剰余金	△17,067
	（うち当期純損失）	(2,423)
	合計	1,390,619

第４期決算公告

令和７年12月23日
沖縄県うるま市字豊原309番地
株式会社トライアングル．ｅｖｏ
代表取締役　山口　郁子

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	28,361,468
	固定資産	916,087
	資産合計	29,277,555
負純資産及び債の部	流動負債	9,730,852
	株主資本	19,546,703
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	14,546,703
	繰越利益剰余金	14,546,703
	（うち当期純損失）	(4,089,686)
	負債・純資産合計	29,277,555

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｈａｒｕ（住所沖縄県うるま市字豊原六五三番地）に対して当社の不動産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十三日
沖縄県うるま市字豊原三〇九番地
株式会社トライアングル．ｅｖｏ
代表取締役　山口　郁子

第20期決算公告

令和７年12月23日
沖縄県うるま市字豊原653番地
株式会社トライ建設
代表取締役　山口　栄次

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	206,524,336
	固定資産	31,026,745
	繰延資産	11,950
	資産合計	237,563,031
負純資産及び債の部	流動負債	102,246,007
	固定負債	8,896,000
	株主資本	126,421,024
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	123,421,024
	繰越利益剰余金	123,421,024
	（うち当期純利益）	(43,143,432)
	負債・純資産合計	237,563,031

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ａｎｎｉｅ（住所沖縄県うるま市字豊原六五三番地）に対して当社の不動産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十三日
沖縄県うるま市字豊原六五三番地
株式会社トライ建設
代表取締役　山口　栄次

第12期決算公告

令和７年12月23日
兵庫県加西市鶉野町1998番地
株式会社兵庫ネクストファーム
代表取締役　田中　　進

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	274,396
	固定資産	155,583
	繰延資産	304
	合計	430,285
負純資産及び債の部	流動負債	193,371
	固定負債	213,541
	株主資本	23,372
	資本金	10,000
	利益剰余金	13,372
	繰越利益剰余金	13,372
	（うち当期純損失）	(24,579)
	合計	430,285

第９期決算公告

令和７年12月23日
三重県松阪市嬉野天花寺町清水谷666－10
ゲスタンプ・ホットスタンピング・ジャパン株式会社
代表取締役　フランシスコ・ホセ・リベラス・メラ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,159	流動負債	1,662
固定資産	6,588	固定負債	5,183
		負債合計	6,845
		株主資本	1,902
		資本金	2,714
		資本剰余金	2,714
		資本準備金	2,714
		利益剰余金	△3,526
		利益準備金	—
		その他利益剰余金	△3,526
		純資産合計	1,902
資産合計	8,747	負債・純資産合計	8,747

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	6,633
売上原価	5,586
売上総利益	1,047
販売費及び一般管理費	1,276
営業損失	229
営業外収益	3
営業外費用	263
経常損失	489
特別利益	0
特別損失	2
税引前当期純損失	491
法人税、住民税及び事業税	4
当期純損失	495

第17期決算公告

令和７年12月23日
兵庫県西宮市津門大塚町７番７号
神戸オート商会株式会社
代表取締役　平尾　文一

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,168
	合計	1,168
負純資産及び債の部	流動負債	2,002
	株主資本	△834
	資本金	2,000
	利益剰余金	△2,834
	その他利益剰余金	△2,834
	（うち当期純損失）	(102)
	合計	1,168

第22期決算公告

令和７年12月23日
札幌市北区北三十二条西四丁目２番８号
株式会社キークス
代表取締役　木澤　浩征

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	71,891
	固定資産	261
	合計	72,152
負純資産及び債の部	流動負債	9,509
	固定負債	30,000
	退職給与引当金	30,000
	株主資本	32,643
	資本金	10,000
	利益剰余金	22,643
	その他利益剰余金	22,643
	（うち当期純利益）	(16)
	合計	72,152

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ｌｅａｐａｒｄ（住所札幌市北区北三十二条西四丁目二番八号）に対して当社のコンピュータ機器及び消耗品の販売事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十三日
札幌市北区北三十二条西四丁目二番八号
株式会社キークス
代表取締役　木澤　浩征

第50期決算公告

令和７年12月23日
広島市中区南竹屋町２番32号
株式会社クレバー
代表取締役　長田　智久

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,842
	固定資産	35,114
	合計	40,957
負純資産及び債の部	流動負債	182
	株主資本	40,774
	資本金	19,500
	利益剰余金	21,274
	その他利益剰余金	21,274
	（うち当期純利益）	(6,309)
	合計	40,957

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月三十日であり、株主総会の決議は令和七年十二月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十三日

東京都世田谷区駒沢二丁目一六番一号

株式会社テクナレッジ

代表取締役　草島　豊

第31期決算公告　令和７年12月23日

東京都世田谷区駒沢二丁目16番１号

株式会社テクナレッジ

代表取締役　草島　豊

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	4,740,835
	固定資産	1,765,968
	合計	6,506,803
負純資産及び部	流動負債	321,537
	預り金	321,537
	固定負債	8,751,000
	長期借入金	8,751,000
	株主資本	△2,565,734
	資本金	13,000,000
	利益剰余金	△15,565,734
	その他利益剰余金	△15,565,734
	（うち当期純損失）	(6,508,619)
	合計	6,506,803

第35期決算公告　令和７年12月23日

北九州市小倉北区田町11番８号

株式会社ピュアライフ

代表取締役　迫本　常義

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	163
	固定資産	459
	合計	622
負純資産及び部	流動負債	146
	固定負債	402
	株主資本	73
	資本金	10
	利益剰余金	63
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	60
	（うち当期純損失）	(8)
	合計	622

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十三日

仙台市青葉区春日町六番一五号

（甲）株式会社ジー・アイ・ピー

代表取締役　佐藤　寿彦

仙台市青葉区春日町六番一五号

（乙）株式会社ＭＡＭＩＯ

代表取締役　佐藤　牧子

令和７年12月23日

仙台市青葉区春日町６番15号

株式会社ジー・アイ・ピー

代表取締役　佐藤　寿彦

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,447,337
	固定資産	2,684,813
	資産合計	6,132,150
負純資産及び部	流動負債	1,150,765
	固定負債	208,608
	株主資本	4,772,776
	資本金	10,000
	資本剰余金	6,000
	資本準備金	6,000
	利益剰余金	4,756,776
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	4,754,276
	（うち当期純利益）	(301,960)
	負債・純資産合計	6,132,150

第７期決算公告

令和７年12月23日

仙台市青葉区春日町６番15号

株式会社ＭＡＭＩＯ

代表取締役　佐藤　牧子

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	350
	固定資産	2,032,110
	資産合計	2,032,460
負純資産及び部	流動負債	48,808
	固定負債	2,032,110
	株主資本	△48,458
	資本金	10
	利益剰余金	△48,468
	その他利益剰余金	△48,468
	（うち当期純損失）	(10,320)
	負債・純資産合計	2,032,460

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十一月二十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十三日

東京都千代田区外神田四丁目一〇番六号

（甲）株式会社カパス

代表取締役　小林　有志

長崎県西彼杵郡長与町高田郷九六番地一

（乙）株式会社カパス長崎

代表取締役　田川　清隆

第38期決算公告

令和７年12月23日

東京都千代田区外神田４丁目10番６号

株式会社カパス

代表取締役　小林　有志

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,285,632
	固定資産	2,221,163
	資産合計	9,506,795
負純資産及び部	流動負債	4,657,678
	固定負債	66,231
	株主資本	4,782,885
	資本金	300,000
	利益剰余金	4,482,885
	利益準備金	75,000
	その他利益剰余金	4,407,885
	（うち当期純利益）	(1,408,200)
	負債・純資産合計	9,506,795

第28期決算公告

令和７年12月23日

長崎県西彼杵郡長与町高田郷96番地１

株式会社カパス長崎

代表取締役　田川　清隆

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	124,338
	固定資産	2,775
	資産合計	127,114
負純資産及び部	流動負債	50,311
	固定負債	75
	株主資本	76,726
	資本金	10,000
	利益剰余金	66,726
	その他利益剰余金	66,726
	（うち当期純利益）	(6,876)
	負債・純資産合計	127,114

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十三日

東京都中央区日本橋浜町三丁目九番三号

（甲）株式会社羽久

代表取締役　羽田健一郎

東京都中央区日本橋浜町三丁目九番三号

（乙）株式会社ヴァンベール

代表取締役　羽田健一郎

令和７年12月23日

東京都中央区日本橋浜町三丁目９番３号

株式会社羽久

代表取締役　羽田健一郎

貸借対照表の要旨

（令和７年６月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	90,843
	固定資産	73,867
	合計	164,711
負純資産及び部	流動負債	15,057
	固定負債	30,790
	株主資本	118,863
	資本金	10,000
	利益剰余金	108,863
	利益準備金	70
	その他利益剰余金	108,793
	（うち当期純利益）	(3,941)
	合計	164,711

第49期決算公告

令和７年12月23日

東京都中央区日本橋浜町三丁目９番３号

株式会社ヴァンベール

代表取締役　羽田健一郎

貸借対照表の要旨

（令和７年２月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	75,647
	固定資産	98,862
	繰延資産	5,266
	合計	179,775
負純資産及び部	流動負債	28,509
	固定負債	77,702
	株主資本	73,564
	資本金	10,000
	利益剰余金	63,564
	その他利益剰余金	63,564
	（うち当期純利益）	(12,568)
	合計	179,775

第３期決算公告

令和７年12月23日
横浜市西区北幸二丁目10番27号
さくらヘルス＆ビューティー・サイエンス株式会社
代表取締役　加瀬　賢二

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,562
	固定資産	7,039
	合計	9,602
負債及び純資産の部	流動負債	42,304
	株主資本	△32,702
	資本金	3,000
	利益剰余金	△35,702
	その他利益剰余金	△35,702
	（うち当期純損失）	（11,696）
	合計	9,602

第18期決算公告

令和７年12月23日
横浜市西区北幸二丁目10番27号
さくらメディカル株式会社
代表取締役　鈴木　拓

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	918,911
	固定資産	548,490
	合計	1,467,402
負債及び純資産の部	流動負債	633,819
	固定負債	492,162
	株主資本	341,421
	資本金	3,000
	利益剰余金	338,421
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	337,671
	（うち当期純利益）	（18,290）
	合計	1,467,402

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年十二月二十三日
横浜市西区北幸二丁目一〇番二七号
（甲）さくらメディカル株式会社
代表取締役　鈴木　拓
横浜市西区北幸二丁目一〇番二七号
（乙）さくらヘルス＆ビューティー・サイエンス株式会社
代表取締役　加瀬　賢二

第59期決算公告

令和７年12月23日
兵庫県尼崎市東園田町３丁目79番地の２
株式会社平野興産
代表取締役　粟生　泰介

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	126,417
	固定資産	142,924
	合計	269,342
負債及び純資産の部	流動負債	2,137
	固定負債	40,494
	株主資本	226,711
	資本金	28,800
	利益剰余金	197,911
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	190,411
	（うち当期純損失）	（931）
	合計	269,342

第37期決算公告

令和７年12月23日
大阪市淀川区三津屋中３丁目８番１号
有限会社Ｒ－Ｈｅａｒｔｓ
代表取締役　粟生　泰介

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	134,417
	固定資産	180,062
	合計	314,479
負債及び純資産の部	流動負債	10,004
	固定負債	277,898
	株主資本	26,576
	資本金	19,000
	利益剰余金	7,576
	その他利益剰余金	7,576
	（うち当期純利益）	（1,334）
	合計	314,479

合併公告

左記会社は甲が商号変更により株式会社となることを条件に合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年三月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十一月二十八日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年十二月二十三日
大阪市淀川区三津屋中三丁目八番一号
（甲）有限会社Ｒ－Ｈｅａｒｔｓ
代表取締役　粟生　泰介
兵庫県尼崎市東園田町三丁目七九番地の二
（乙）株式会社平野興産
代表取締役　粟生　泰介

第25期決算公告

令和７年12月23日
東京都渋谷区神宮前四丁目３番15号
東京セントラル表参道419号室
株式会社ネオメディック
代表取締役　于　雪　英

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	37,524
	固定資産	3,893
	資産合計	41,417
負債及び純資産の部	流動負債	6,090
	株主資本	35,326
	資本金	20,000
	利益剰余金	15,326
	利益準備金	403
	その他利益剰余金	14,923
	（うち当期純損失）	（10,166）
	負債・純資産合計	41,417

第18期決算公告

令和７年12月23日
東京都渋谷区神宮前四丁目11番６号
表参道千代田ビル９階
株式会社マーベリックス
代表取締役　于　雪　英

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	81,358
	固定資産	591
	資産合計	81,949
負債及び純資産の部	流動負債	1,828
	株主資本	80,121
	資本金	1,000
	利益剰余金	79,121
	その他利益剰余金	79,121
	（うち当期純利益）	（7,573）
	負債・純資産合計	81,949

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年十二月二十三日
東京都渋谷区神宮前四丁目一一番六号
表参道千代田ビル九階
（甲）株式会社マーベリックス
代表取締役　于　雪　英
東京都渋谷区神宮前四丁目三番一五号
東京セントラル表参道四一九号室
（乙）株式会社ネオメディック
代表取締役　于　雪　英

決算公告

令和７年12月23日
三重県四日市市西浦一丁目７番７号
尾西ビル２階
株式会社ＬＥＧＡＣＹ
代表取締役　宇佐美朋大

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	109,315
	固定資産	332,582
	繰延資産	5,600
	合計	447,498
負債及び純資産の部	流動負債	11,677
	固定負債	17,194
	株主資本	418,626
	資本金	30,000
	利益剰余金	388,626
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	386,626
	（うち当期純利益）	（65,684）
	合計	447,498

決算公告

令和７年12月23日
三重県四日市市西浦一丁目７番７号
尾西ビル２階
株式会社ｅｎ　ｐｌａｎｎｉｎｇ
代表取締役　雨宮　耕造

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	40,567
	固定資産	33,058
	合計	73,625
負債及び純資産の部	流動負債	12,670
	株主資本	60,955
	資本金	2,000
	資本剰余金	28,000
	その他資本剰余金	28,000
	利益剰余金	30,955
	その他利益剰余金	30,955
	（うち当期純利益）	（2,606）
	合計	73,625

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年十二月二十三日
三重県四日市市西浦一丁目七番七号尾西ビル二階
（甲）株式会社ｅｎ　ｐｌａｎｎｉｎｇ
代表取締役　雨宮　耕造
三重県四日市市西浦一丁目七番七号尾西ビル二階
（乙）株式会社ＬＥＧＡＣＹ
代表取締役　宇佐美朋大

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十三日

三重県三重郡菰野町大字福村七九五番地一

（甲）ハウスクラフト株式会社
代表取締役　遠藤　真二

三重県四日市市西浦一丁目七番七号尾西ビル二階

（乙）株式会社ｅｎ　ｐｌａｎｎｉｎｇ
代表取締役　雨宮　耕造

決　算　公　告

令和７年12月23日

三重県四日市市西浦一丁目７番７号尾西ビル２階

株式会社ｅｎ　ｐｌａｎｎｉｎｇ

代表取締役　雨宮　耕造

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	40,567
	固定資産	33,058
	合計	73,625
負債及び純資産の部	流動負債	12,670
	株主資本	60,955
	資本金	2,000
	資本剰余金	28,000
	その他資本剰余金	28,000
	利益剰余金	30,955
	その他利益剰余金	30,955
	（うち当期純利益）	(2,606)
	合計	73,625

決　算　公　告

令和７年12月23日

三重県三重郡菰野町大字福村795番地１

ハウスクラフト株式会社

代表取締役　遠藤　真二

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,214,569
	固定資産	243,743
	合計	2,458,312
負債及び純資産の部	流動負債	1,518,332
	固定負債	371,440
	株主資本	568,540
	資本金	10,000
	資本剰余金	4,000
	その他資本剰余金	4,000
	利益剰余金	554,540
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	551,540
	（うち当期純利益）	(298,769)
	合計	2,458,312

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十三日

新潟市中央区東堀通一番町四九四番地三

（甲）新電力新潟株式会社
代表取締役　伊藤　敬

福島県郡山市方八町二丁目一三番九号

（乙）新電力福島株式会社
代表取締役　伊藤　敬

第14期決算公告

令和７年12月23日

福島県郡山市方八町二丁目13番９号

新電力福島株式会社

代表取締役　伊藤　敬

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	62,978
	固定資産	763
	合計	63,742
負債及び純資産の部	流動負債	40,022
	株主資本	23,719
	資本金	1,000
	利益剰余金	22,719
	その他利益剰余金	22,719
	（うち当期純利益）	(3,942)
	合計	63,742

第14期決算公告

令和７年12月23日

新潟市中央区東堀通一番町494番地３

新電力新潟株式会社

代表取締役　伊藤　敬

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,136,725
	固定資産	18,850
	合計	1,155,575
負債及び純資産の部	流動負債	878,171
	株主資本	277,404
	資本金	10,000
	利益剰余金	267,404
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	264,904
	（うち当期純利益）	(148,303)
	合計	1,155,575

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十一月十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十三日

福岡県大牟田市新栄町３番地の２

（甲）三池産工株式会社
代表取締役　堤　浩文

福岡県大牟田市大字橘一五六七番地一

西山ビル二階二号室

（乙）東泉工業株式会社
代表取締役　堤　浩文

第46期決算公告

令和７年12月23日

福岡県大牟田市大字橘1567番地１

西山ビル２階２号室

東泉工業株式会社

代表取締役　堤　浩文

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	44,960
	固定資産	40
	資産合計	45,000
負債及び純資産の部	流動負債	763
	固定負債	0
	株主資本	44,237
	資本金	10,000
	利益剰余金	34,237
	その他利益剰余金	34,237
	（うち当期純利益）	(886)
	負債・純資産合計	45,000

第77期決算公告

令和７年12月23日

福岡県大牟田市新栄町３番地の２

三池産工株式会社

代表取締役　堤　浩文

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	818,366
	固定資産	604,522
	資産合計	1,422,888
負債及び純資産の部	流動負債	142,852
	固定負債	124,181
	株主資本	1,155,855
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,125,855
	その他利益剰余金	1,125,855
	（うち当期純損失）	(15,266)
	負債・純資産合計	1,422,888

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十三日

名古屋市中区橘二丁目３番三四号

（甲）株式会社ウイング・ティ
代表取締役　榊原　健洋

名古屋市中区橘二丁目三番三四号

（乙）株式会社ＢＴ
代表取締役　榊原　健洋

第６期決算公告

令和７年12月23日

名古屋市中区橘二丁目３番34号

株式会社ＢＴ

代表取締役　榊原　健洋

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	13,442,022
	固定資産	526,825
	資産合計	13,968,847
負債及び純資産の部	流動負債	2,246,800
	固定負債	0
	株主資本	11,722,047
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	6,722,047
	繰越利益剰余金	6,722,047
	（うち当期純損失）	(1,896,028)
	負債・純資産合計	13,968,847

第48期決算公告

令和７年12月23日

名古屋市中区橘二丁目３番34号

株式会社ウイング・ティ

代表取締役　榊原　健洋

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	334,216,008
	固定資産	207,643,867
	資産合計	541,859,875
負債及び純資産の部	流動負債	75,438,274
	固定負債	198,145,000
	株主資本	268,276,601
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	258,276,601
	事業再編投資損失準備金	35,000,000
	繰越利益剰余金	223,276,601
	（うち当期純利益）	(26,660,125)
	負債・純資産合計	541,859,875

第76期決算公告

令和７年12月23日

岐阜県羽島郡岐南町平成一丁目68番地

岐阜鋼業株式会社

代表取締役　毛利信太郎

貸借対照表の要旨（令和７年６月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	641,334
	固定資産	66,516
	合計	707,851
負純資産及び部	流動負債	442,109
	固定負債	58,990
	株主資本	206,751
	資本金	10,000
	利益剰余金	196,751
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	196,746
	（うち当期純利益）	(33,747)
	合計	707,851

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年十二月二十三日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二階

（甲）三田４号株式会社

代表取締役　山本　圭

岐阜県羽島郡岐南町平成一丁目六八番地

（乙）岐阜鋼業株式会社

代表取締役　毛利信太郎

第22期決算公告

令和７年12月23日

北九州市小倉北区田町11番８号

株式会社ピュアライフグループ

代表取締役　迫本　常義

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	35
	固定資産	1,460
	繰延資産	0
	合計	1,497
負純資産及び部	流動負債	180
	固定負債	121
	株主資本	1,195
	資本金	3
	資本剰余金	1,142
	その他資本剰余金	1,142
	利益剰余金	50
	その他利益剰余金	50
	（うち当期純利益）	(41)
	合計	1,497

第５期決算公告

令和７年12月23日

東京都目黒区大橋１－７－４久保ビル４Ｆ

株式会社ＡＢＡＬ

代表取締役　尾小山良哉

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	185
	固定資産	110
	資産合計	295
負純資産及び部	流動負債	53
	固定負債	80
	株主資本	161
	資本金	84
	利益剰余金	52
	資本準備金	52
	利益剰余金	24
	その他利益剰余金	24
	（うち当期純利益）	(21)
	新株予約権	0
	負債・純資産合計	295

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金九九〇六万九四四六円、資本準備金の額を金七七九一万四一九六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月二十三日

東京都目黒区大橋一―七―四久保ビル四Ｆ

株式会社ＡＢＡＬ

代表取締役　尾小山良哉

第１期決算公告

令和７年12月23日

京都府京都市中京区御幸町通御池下ル大文字町351

一般社団法人スーパー耐久未来機構

代表理事　豊田　章男

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	529
	固定資産	532
	合計	1,061
負味財及産びの正部	流動負債	418
	固定負債	128
	負債合計	546
	基金	311
	一般正味財産	204
	正味財産合計	515
	合計	1,061

第25期決算公告

令和７年12月23日

広島市西区上天満町３番26号

株式会社ツチヨシ産業

代表取締役　九十九慧典

貸借対照表の要旨

（令和７年２月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,590,238
	固定資産	2,879,879
	繰延資産	1,526
	合計	9,471,644
負債及び純資産の部	流動負債	3,791,964
	固定負債	1,443,130
	退職給与引当金	154,630
	役員退職給与引当金	185,660
	負債の部合計	5,235,094
	株主資本	4,236,550
	資本金	80,000
	利益剰余金	5,168,003
	利益準備金	46,399
	その他利益剰余金	5,121,604
	（うち当期純利益）	(479,622)
	自己株式	△ 1,011,453
	純資産の部合計	4,236,550
	合計	9,471,644

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月二十三日

広島市西区上天満町三番二六号

（甲）株式会社ツチヨシ産業

代表取締役　九十九慧典

大阪市此花区島屋四丁目三番三七号

（乙）株式会社浪速精機

代表取締役　伊賀　大祐

第７期決算公告

令和７年12月23日

大阪市此花区島屋四丁目３番37号

株式会社浪速精機

代表取締役　伊賀　大祐

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	50,552
	固定資産	10,799
	合計	61,352
負純資産及び部	流動負債	8,056
	固定負債	376,190
	株主資本	△ 322,894
	資本金	12,000
	利益剰余金	△ 334,894
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	△ 336,144
	（うち当期純損失）	(20,818)
	合計	61,352

第120期決算公告

令和７年12月22日

東京都中央区銀座二丁目12番14号

島貿易株式会社

代表取締役社長　高木　徳史

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	25,356
	固定資産	2,198
	資産合計	27,555
負債及び純資産の部	流動負債	8,059
	賞与引当金	235
	役員賞与引当金	9
	固定負債	680
	退職給付引当金	502
	役員退職慰労引当金	171
	負債合計	8,740
	株主資本	18,814
	資本金	330
	資本剰余金	78
	資本準備金	78
	利益剰余金	18,408
	利益準備金	94
	その他利益剰余金	18,314
	（うち当期純利益）	(1,269)
	自己株式	△1
	純資産合計	18,814
	負債・純資産合計	27,555

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の契約に定めた事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）掲載官報

掲載の日付　令和七年三月二十七日

掲載頁　七十四頁（号外第六十七号）

令和七年十二月二十三日

東京都港区浜松町一丁目二三番四号浜松町昭栄ビル四Ｆ

（甲）株式会社シスク

代表取締役　下中　佳生

東京都港区浜松町一丁目二三番四号浜松町昭栄ビル四Ｆ

（乙）株式会社ＲＩＳＣ

代表取締役　下中　佳生

第26期決算公告

令和７年12月23日

東京都港区浜松町一丁目23番４号
浜松町昭栄ビル４Ｆ

株式会社シスク

代表取締役　下中　佳生

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	699,513
	固定資産	790,630
	資産合計	**1,490,144**
負債及び純資産の部	流動負債	273,831
	固定負債	832,095
	株主資本	384,217
	資本金	20,000
	利益剰余金	364,217
	その他利益剰余金	364,217
	（うち当期純利益）	(8,742)
	負債・純資産合計	**1,490,144**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の一部の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月二十四日

掲載頁　九十一頁（号外第二一三号）

令和七年十二月二十三日

東京都港区赤坂四丁目三番一一号

（甲）株式会社アイティ

代表取締役　髙嶋　健一

東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階

（乙）志賀興業株式会社

代表取締役　髙嶋　健一

決　算　公　告

令和７年12月23日

東京都港区赤坂四丁目３番11号

株式会社アイティ

代表取締役　髙嶋　健一

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	181,007
	資産合計	**181,007**
負債及び純資産の部	流動負債	118,880
	株主資本	62,127
	資本金	10,000
	利益剰余金	52,127
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	52,027
	（うち当期純利益）	(38,188)
	負債・純資産合計	**181,007**

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

この度、当社発行の一部の前払式支払手段について、下記の通り未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

１．払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
　株式会社クオカード
２．払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
　・ファミリーマート専用プリカ
　・サークルKサンクス専用プリカ
　・シネマカード
　※「QUOカード」は払戻しの対象ではありません。
３．払戻しの申出期間
　2025年12月23日（火）０時０分から2026年３月23日（月）23時59分まで
　※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。
４．払戻しの方法
　下記の①または②よりお選びください。
　いずれもGMOペイメントゲートウェイ株式会社が運営する「GMO-PG送金サービス」を通じて行います。
　①　QUOカードPay（デジタルギフト）の送信
　②　指定金融機関口座への振込（振込手数料は当社負担）
５．申出の方法
　払戻し申請フォーム（WEB）より必要事項を入力の上申請ください。申請後に当社よりお送りするご案内に従い、払戻しの対象となる前払式支払手段（カード現物）をご郵送ください。
　【申請から払戻し完了までの流れ】
　⑴　「ファミリーマート専用プリカ等払戻し申請フォーム」(https://www.quocard.com/newsroom/important/20251223/) にアクセスいただき、申請フォームにて、希望する払戻し方法の選択ほか必要事項（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、払戻し対象となる前払式支払手段のカード番号）を入力の上申請
　⑵　申請後に届くカード郵送依頼メールに従い、払戻し対象の前払式支払手段（カード現物）をメールに記載された方法に沿って郵送（郵送料は当社負担）
　⑶　当社にてカード受領後、申請時にいただいたメールアドレス宛にカード残高を通知
　⑷　①　QUOカードPayの送信を選択した方
　　後日、「GMO-PG送金サービス」より、申請時にいただいたメールアドレス宛にQUOカードPayのURLが届きます。
　　②　指定金融機関口座への振込を選択した方
　　後日、「GMO-PG送金サービス」より送信されるメールの案内に沿って、払戻しを希望する振込先口座情報を登録してください。登録から約３日でお振込みいたします。(振込手数料は当社負担)
６．払戻しに関する問い合わせ先
　株式会社クオカード　お客様相談室　TEL：0120-340-541
　（営業時間：平日９時～17時　※土・日・祝日・12/27～１/４を除く）

2025年12月23日

株式会社クオカード

決算公告　　令和７年12月23日
神奈川県横浜市青葉区鴨志田町563番地20
株式会社キセキ
代表取締役　吉田　正一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	103,253
	固定資産	14,479
	繰延資産	1,604
	資産合計	**119,338**
負純資産及び部	流動負債	9,196
	固定負債	75,522
	負債合計	**84,719**
	株主資本	34,618
	資本金	3,000
	利益剰余金	31,618
	その他利益剰余金	31,618
	（うち当期純利益）	(9,060)
	純資産合計	**34,618**
	負債・純資産合計	**119,338**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月二十三日

神奈川県横浜市青葉区鴨志田町五六三番地二〇
（甲）株式会社キセキ
代表取締役　吉田　正一

神奈川県横浜市青葉区鴨志田町五六三番地二〇
（乙）株式会社ＫＵＫＵＲＵ
代表取締役　松村　恵輔

神奈川県横浜市青葉区鴨志田町五六三番地二〇
（丙）株式会社ｍｉｃｏｔ
代表取締役　吉田　正一

決算公告　　令和７年12月23日
神奈川県横浜市青葉区鴨志田町563番地20
株式会社ｍｉｃｏｔ
代表取締役　吉田　正一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	13,915
	固定資産	1,785
	資産合計	**15,701**
負純資産及び部	流動負債	1,528
	固定負債	15,000
	負債合計	**16,528**
	株主資本	△826
	資本金	3,000
	利益剰余金	△3,826
	その他利益剰余金	△3,826
	（うち当期純損失）	(3,826)
	純資産合計	**△826**
	負債・純資産合計	**15,701**

決算公告　　令和７年12月23日
神奈川県横浜市青葉区鴨志田町563番地20
株式会社ＫＵＫＵＲＵ
代表取締役　松村　恵輔

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	56,403
	固定資産	25,926
	繰延資産	3,635
	資産合計	**85,965**
負純資産及び部	流動負債	11,385
	固定負債	52,589
	負債合計	**63,974**
	株主資本	21,990
	資本金	3,000
	利益剰余金	18,990
	その他利益剰余金	18,990
	（うち当期純利益）	(761)
	純資産合計	**21,990**
	負債・純資産合計	**85,965**

第82期決算公告

令和７年 12 月 23 日

大阪府堺市堺区出島西町３番36

株式会社信貴造船所

代表取締役社長　橘　　潤治

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,178,432
	固定資産	1,286,907
	有形固定資産	1,153,059
	無形固定資産	377
	投資その他の資産	133,472
	資産合計	**2,465,340**
負債及び純資産の部	流動負債	361,401
	（うち賞与引当金）	(5,436)
	（うち船舶保証工事引当金）	(4,748)
	固定負債	227,270
	（うち退職給付引当金）	(18,921)
	（うち役員退職給与引当金）	(27,149)
	負債合計	**588,671**
	株主資本	1,876,669
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,208
	資本準備金	1,208
	利益剰余金	1,777,258
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,752,257
	（うち当期純損失）	(111,789)
	自己株式	△ 1,797
	純資産合計	**1,876,669**
	負債・純資産合計	**2,465,340**

決　算　公　告

令和７年 12 月 23 日

福島県いわき市勿来町窪田十条３番１

株式会社ハロー

代表取締役　安島　　誠

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	104,227
	固定資産	1,218
	資産合計	**105,445**
負純資産及び部	流動負債	1,478
	株主資本	103,967
	資本金	10,000
	利益剰余金	97,717
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	95,217
	（うち当期純利益）	(843)
	自己株式	△3,750
	負債・純資産合計	**105,445**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月二十三日

福島県いわき市勿来町窪田十条三番一
（甲）株式会社マルト商事
代表取締役　安島　　浩

福島県いわき市勿来町窪田十条三番一
（乙）株式会社ハロー
代表取締役　安島　　誠

決　算　公　告

令和７年 12 月 23 日

福島県いわき市勿来町窪田十条３番１

株式会社マルト商事

代表取締役　安島　　浩

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	21,319,798	流動負債	21,553,728
固定資産	5,063,746	固定負債	388,968
		株主資本	4,440,848
		資本金	50,000
		利益剰余金	4,390,848
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	4,378,348
資産合計	26,383,545	負債・純資産合計	26,383,545

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	58,963,742
売上原価	57,378,159
売上総利益	1,585,583
販売費及び一般管理費	1,659,392
営業損失	73,808
営業外収益	1,239,698
営業外費用	1,201,501
経常損失	35,612
特別利益	17,086
特別損失	20,828
税引前当期純損失	39,354
法人税、住民税及び事業税	142
当期純損失	39,496

第 73 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 28 日

東京都文京区湯島２丁目31番20号

ユフ精器株式会社

代表取締役　糸永　昭太

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,035
	固定資産	2,488
	繰延資産	0
	資産合計	**7,523**
負債及び純資産の部	流動負債	2,214
	賞与引当金	40
	その他	2,174
	固定負債	179
	退職給付引当金	133
	役員退職慰労引当金	13
	その他	33
	負債合計	**2,393**
	株主資本	5,130
	資本金	100
	資本剰余金	190
	資本準備金	0
	その他資本剰余金	190
	利益剰余金	5,584
	利益準備金	75
	その他利益剰余金	5,509
	（うち当期純利益）	(154)
	自己株式	△744
	純資産合計	**5,130**
	負債・純資産合計	**7,523**